

# Civilizations

No.18 2013

Contents

iii

**Preface**

Hiroyuki Kawanobe

1

**Can Swedish Model of Welfare State be Applied to Japan?**

Takeshi Fujii

17

**The Present Situation of Children with Foreign Roots in Japan Seen: From the Activities of "Tampopo" Children's Club (Shiga Prefecture)**

Lilian Terumi Hatano

31

**The Diversity and Symbiosis of Identities: Core Project 1**

33

**Portuguese and Japanese Writing Competence of High School Students in Brazilian Schools in Japan**

Daisuke Onuki

37

**Festivals and Folk Entertainments of Yaeyama Islands in Okinawa: Centering around the Shichi Festival of Sonai Village on Iriomote Island**

Jiro Isobe

41

**L'assimilation des Juifs d'Alsace au XIX<sup>e</sup> Siècle et l'instruction Primaire**

Akiko Kawasaki

45

**The Romanesque Chapels of the Department of Ardèche: From Champagne-sur-Rhône to Vinezac**

Hisashi Nakagawa

51

**An Attempt to Construct the Objectives of Intercultural Competence and its Instructional Models**

Kahoko Matsumoto

65

**The Change and Reorganization of Social Systems under Globalization: Core Project 2**

67

**The Monetary Integration in EU and Globalization**

Hiroyuki Kawanobe

73

**A Report on the Power Sector Reform in India**

Atsushi Fukumi

79

**Changes of Social Systems and their Reconstruction under Globalization: Focusing on the Relationship between Industrialization of Medicine and the Social Security System**

Manami Hori

87

**Civilization and Recovery from the Great Earthquake Disaster: Core Project 3**

89

**A Feasibility Study on Institutional Reform as Related to the Reconstruction Policy of the Great East Japan Earthquake:****A Fieldwork in Miyagi Prefecture**

Hiroyuki Kawanobe

93

**Methods for Co-prosperity of Fishing Communities and Fishery-based Cities**

Takashige Sugimoto

99

**Invitational Research Projects**

101

**Earthquake Disaster and Risk Communication: An Agenda for a Cyclic Social Design**

Hisamitsu Mizushima

119

**The Construction of New Sino-Japan Relations from the Perspective of Chongqing City**

Yuzo Takahashi, Yasushi Isobe, Junya Sano, Sachiko Hirakawa

139

**Converting the Image of Israel through Public Diplomacy: From the Perspective of Human Rights Issue for Sexual Minorities**

Koichi Hanyu

143

**A Study on EU's Measures against International Financial Crises: Focusing on Regional Financial Cooperation in Europe**

Koji Fuda

Institute of Civilization Research, Tokai University

Institute of Civilization Research, Tokai University

文明

No.18 2013

文明

Civilizations

東海大学文明研究所

Institute of Civilization Research, Tokai University

No.18 2013

東海大学文明研究所



iii

対話と共生：創出すべき 21 世紀文明の構成原理  
川野辺 裕幸

1

スウェーデンモデルは日本に適用可能か  
藤井 威

17

外国にルーツを持つ子どもたちの今  
——子どもくらぶ「たんぽぽ」の取り組みから——  
リリアン・テルミ・ハタノ

31

**アイデンティティの多様性と共生(コアプロジェクト 1)**

33

ブラジル学校高校生のポルトガル語と日本語の作文力調査  
(中間報告)  
小貫 大輔

37

八重山地方の祭祀と芸能  
——西表島祖納の節(シチ)祭——  
磯部 二郎

41

19 世紀アルザスユダヤ人の同化と初等教育  
川崎 垂紀子

45

南仏アルデツシュ県ローヌ川西岸流域の中世ロマネスク聖堂  
について  
——シャンパーニュ・シュル・ローヌからヴィヌザックまで——  
中川 久嗣

51

異文化間能力の指標と指導モデル構築の試み  
松本 佳穂子

65

**グローバリゼーション下での社会システムの変容と再構築(コアプロジェクト 2)**

67

EU通貨統合とグローバリゼーション  
川野辺 裕幸

73

インド電力部門改革に関する研究  
福味 敦

79

グローバリゼーション下での社会システムの変容と再構築  
——医療の産業化と社会保障の関係性に着目して——  
堀真 奈美

87

**震災復興と文明(コアプロジェクト 3)**

89

復興政策に見る制度改革の実現可能性  
——宮城県現地調査を中心に——  
川野辺 裕幸

93

漁村社会と水産商工都市の共存共栄策  
杉本 隆成

99

**公募研究プロジェクト**

101

震災とメディアとリスク・コミュニケーション  
——再帰的ソーシャル・デザインのためのアジェンダ——  
水島 久光

119

日中関係の新たな構築：重慶市の視点から  
高橋 祐三・磯部 靖・佐野 淳也・平川 幸子

139

イスラエルの広報外交による国家イメージの変革(中間報告)  
——性的マイノリティの人権問題をめぐって——  
羽生 浩一

143

EUにおける国際金融危機対策に関する研究  
——欧州域内金融協力が焦点を当てて——  
布田 功治

143

EUにおける国際金融危機対策に関する研究  
——欧州域内金融協力が焦点を当てて——  
布田 功治

**文明**  
Civilizations

No.18 **2013**

東海大学文明研究所

# 対話と共生：創出すべき 21 世紀文明の構成原理

当研究所は、人間の新しい生き方の実践的な研究を基本理念として「21 世紀文明の創出」を研究目標に掲げている。このきわめて大きな目標に正面から挑戦するために、発足以来 3ヶ年を一期とする研究プログラムを構築し、4 期に亘って研究成果を積み上げ、連続性のある研究活動を展開してきた。

第 1 期研究プログラム（2001 年度～2004 年度）においては、「現代文明の展開と社会文化的多様性」をコアプロジェクトとして掲げ、現代文明研究の広さと、深度をさぐる、すなわち当研究所としての現代文明を解明する視座を確定することを目指した。その際明らかになったことは、現代文明が、グローバル化のもとでフラットな地球社会が成立するという理解では到底たどり着けない多様性と異相性を持つという認識であった。

第 2 期研究プログラム（2005 年度～2007 年度）はそのグローバル化の持つ意味を、人間の生活の変化という観点からとらえることとし、「グローバル化と生活世界の変容に関する総合的研究」とした。その結果、地域研究と国際的な研究連携を進めることで、現代文明の多様性と異相性の認識にもう一つの奥行きを与えることができた。1 期および 2 期の研究成果は、当研究所編集（監修）の『文明への視座』東海大学出版会、2006 年、『日韓の共通認識』（東海大学出版会、2007 年）に結実している。

第 3 期研究プログラム（2008 年度～2010 年度）は現代文明の多様性と異相性の認識を深めた前 2 期の研究成果を受けて、21 世紀文明のあり方に対する積極的提言を目指すこととし、その視点を「対話と共生」を原理とする新しい社会の構築」に置いた。本学の中期目標（2009 年度～2013 年度）における研究の目標には、「持続可能な社会の実現のため、研究の重点化を図り、戦略的な研究分野を確立する」と謳われている。本研究所は、グローバル化のもとで持続可能性のある社会を築いていくためには、新たな構成原理として「対話と共生」のもとに現代文明が打ち立てられるべきであると考え、そのあり方を提言していくこととしたものである。その成果は、2011 年 3 月に出版された本研究所編『＜ありうべき世界＞へのパースペクティブ』（東海大学出版会）に結実させることができた。

第 4 期研究プログラムは、上記の 3 期にわたる研究の積み重ねのうえに 2011 年度から開始した。テーマを「対話と共生：創出すべき 21 世紀文明の構成原理」として、第 3 期から打ち出した「対話と共生」を原理とする新しい社会の構築」をさらに進めることとした。最終年度に当たる、2013 年度は、プロジェクトベースで研究体制を組み替え、コアプロジェクト 1「アイデンティティの多様性と共生」、コアプロジェクト 2「グローバル化下での社会システムの変容と再構築」に加えて、東日本大震災の発生以来、単年度の特別プロジェクトとして 2 カ年にわたって行ってきた震災復興に関わる研究プロジェクトをコアプロジェクト 3「震災復興と文明」としてコアプロジェクトに加えた。

また、個別プロジェクトは、研究所員を中心に展開する各コアプロジェクトを補完するものと位置づけ、コアプロジェクトのテーマに直接関わる研究を広く学内の研究者から公募し、審査のうえで採択し、研究員として本研究所の研究活動に参加させることとした。特に、本研究所の設置理念から、広い研

究分野から文明研究を志す研究者の層を厚くしていくために、現有の研究所員と重ならない研究分野の若手の研究者の公募プロジェクトも奨励することとした。また、本研究所の設置理念からも、ディシプリンを超えた研究者の集まる研究会を毎月開催して、研究状況の報告をすることを条件とすることで、ややもすると自分の研究領域に閉じこもって研究成果を挙げることに傾きがちな若手研究者に、広い視点をもって研究に取り組むことを促し、研究会を公開とすることによって、併せて研究所員にとどまらず広く学内外の研究者の研究交流を図って研究成果を共有して、最終年度の研究成果につなげることを目指した。『文明』18号は、この第4期プログラムにおける各所員・研究員の研究報告の特集である。

文明研究所所長  
川野辺裕幸

# スウェーデンモデルは日本に適用可能か

藤井 威 元スウェーデン兼ラトビア特命全権大使, 元佛教大学社会福祉学部教授

[第 27 回文明研究所講演会]

2012 年 7 月 19 日

司会 第 27 回東海大学文明研究所の講演会を開催させていただきます。本日は藤井威先生をお迎えして、「スウェーデンモデルは日本に適用可能か」というテーマのお話をいただきます。

藤井先生は東京大学の法学部をご卒業後、大蔵省に入省され、さまざまな重要なポストを歴任された後に、1997 年から 2000 年まで「駐スウェーデン兼ラトビア特命全権大使」を務めておられました。そのあと、地域振興整備公団の総裁あるいは佛教大学の社会福祉学部の特任教授、みずほコーポレート銀行の顧問などのお仕事をされてご活躍されています。

それでは藤井先生、きょうはどうぞよろしくお願ひいたします。

藤井 みなさん、こんにちは。今ご紹介がありましたように、もともとは大蔵省で予算をやっておりました。重要なポストを歴任してきたというご紹介でしたが、たしかに普通の方からみれば重要なポスト——主計官とかですね、予算をずーっとやってきて、それで日本の予算制度とかあるいは予算の中身については、おそらくほとんどすべての予算についての知識を得ました。その私が大蔵次官になって、大蔵省の全体の統括をするような仕事に就くはずだと自分では思っていたんだけど、そこで挫折をいたしました。なぜ挫折したのかってのは、私、いまでもわかりません。わかりませんが、1993 年わたくしが 53 歳のときに大蔵省から出ることになりました。人間ってのはわからないもので、そのあとの 53 年から現在までの 20 年間というのは、まさに私にとってすばらしい経験をさせてもらったと思っています。そのなかの最大の経験が、スウェーデン大使に任命されたということにあります。それで、スウェーデンとはどんな国かということに徹底的に興味を持ちまして、日本語でいうとスウェーデンにかぶれちゃった——スウェーデンかぶれ。で、帰ってきてからも、2000 年に帰ってきましたからもう 12 年たっているんですが、ずーっと一人でスウェーデンの勉強を続けました。今日、その結果をお話しいたします。

## 1. 高度福祉国家機構戦略のダイナミック分析

今日のテーマは、スウェーデンの例を中心として、福祉国家形成戦略——スウェーデンというのは昔から高福祉で高負担であったなんて誰も思ってないですよ。そんなことはありえないんです。貧乏なときには貧乏な国なりの負担しか国民には課せられません。ものすごく貧乏な国だったんです、スウェーデンというのは。もともとあんな場所にありますから、金持ちであるわけがないんですね。

そもそもどんな国かということだけ最初にちょっと申しませうけど、スウェーデンというのはストックホルムが首都です。ストックホルムは北緯 60 度くらいのところにあるんですけども、その線をずーっと東へ引っ張っていったら日本のどのへんにくると思いますか？ かなり北だというふうには思うでしょうね。かなり北なんです、じゃあ函館ですか、札幌ですか、稚内ですかと言われたときに、みなさんどうお答えになるかわかりませんが、ほんとうはカムチャツカ半島の付け根になります。ムチャクチャに北にあるんです。で、カムチャツカ半島の付け根ということは、そこからカムチャツカ半島がワアーツとあって、それからサハリン、昔の樺太ですね、細長いサハリン島があって、やっとな北海道へくるわけですから、いかにストックホルムが北にあるかということがおわかりいただけると思います。

そんなところにある国が、農業国家——農業しか産業のない農業国家からしだいに産業革命のもとで少しずつ経済発展してきましたけども、おそろしく貧乏なヨーロッパのいちばん北の端にある、辺境の国家であったんです。そういう国が、どうやって高負担・高福祉国家をつくっていったかというのを、歴史적으로説明いたします。日本と全然ちがう点——税金を上げて福祉を引き上げる、そのことが国民にとってどういう利益があるかということ、日本人は頭から税金は上げちゃいかんと思っているから、だから信じられないと思うんですけど……そのところのダイナミック分析を、歴史的にどうやって増税が行われたかという話をまずいたします。



それから、その結果なにが起こったかという話をいたしません。驚くべきパラドックスともいえる現象が起こります。これは、日本語でパラドックスという場合には、ふつうには考えられない理論——税金を上げれば生産性が落ちる、成長も落ちる、失業率は上がる、グローバル経済のもとではそんな社会は存在しえない。スウェーデンの出した答えは逆、成長は上がる、失業率は下がる、国民の生活水準は上がる、国民は高負担をよこんで受け入れる。これ、日本では、パラドックス以外のなにものでもありませんが、もともとパラドックスという言葉はオソドックスの逆ですね。英語の大きな辞書をひいていただくとわかるんですけども、非合理的あるいは全く信じられないような逆説、それがパラドックスである、というふうにお考えの方がいらっしゃれば、もういっぺん大きな英語の辞書をひらいて見てください。パラドックスとはそういう意味じゃございません。パラドックスというのは、ふつうの人が考えているオソドックスがじつは誤りであるという、つまりパラドックスのほうが正しいという意味で使われるんです。少数説が正しいという意味で使われる。それをご説明いたします。

そのうえで——日本は今、増税をしなかったために、ひどい目にあっています。なぜ、そういうことが起こったか、日本はそれをどうしようとしているのか、というのをお話いたします。

## 1-1 高福祉実現のための高負担はいかにして実現できたか

### 1-1-1 増税の開始は政権獲得の15年後

そこで、スウェーデン社会民主労働者党（つまり社民党ですね）第三代党首ターゲ・エランデル首相、在任は1946年から1969年まで23年間、ひとりで総理をやりました。46年から60年まで前半15年間、ターゲ・エランデルは左翼政党が本来やりたい基本的な思想、つまり増税して大きな政府にもってこうという話をじーっと我慢いたしました。なぜ我慢したかという、国民が増税を認めるためには、ある程度経済の規模が大きくなると、まだ貧乏なときに増税しようとしてもそれは無理だ、ということをターゲ・エランデルは知っていました。したがって、最初の15年間はじーっと我慢して、そのかわり1960年、15年たったところでヴィジョン付き・漸進的増税、それから段階的な社会福祉水準の向上措

置の実施に着手いたします。増収措置の主役は付加価値税と地方住民税でありました。この1960年の状態のときに、対GDP比の国民負担率はスウェーデンでは26~27%でありました。1960年代、エランデルが少しずつ少しずつ、着実に着実に付加価値税と住民税を上げていきます。その過程で50%に到達いたしました。

ところで、みなさんまあ経済学部いらっしゃるわけだからおわかりいただけと思うんだけど、対GDP比で50%というのは、国民の懐具合を示す国民所得に対する比率は、70%ぐらいにあたります。つまり、GDPのうち、懐具合に関係しないのは減価償却です。減価償却を除くネット（正味）の国民所得に対しては70%に近い。ということはどういうことですか？ 一生懸命働いて稼いだお金の30%しか自分のポケットに入っていないことを意味します。信じられない高負担です。それを20年間にわたって実現したんです、このエランデルという総理は——「スウェーデンの国民の父」と言われている大総理なんですけども——福祉国家実現へ向けての路線を確立したのです。しかし、50%を超えるともう無理だと……いくらなんでもですね、55%だとか60%だとかいうことは、ポケットに入るお金の4分の3以上が国や地方の財源に行ってしまう、それはいくらなんでも国民も受け入れない。したがって、こらへんが限界だとエランデルは考えました。現在（2003年）でもそのまま50%程度です。

### 1-1-2 付加価値税と住民税を増税して社会保障を充実

税率を引き上げていくうえで中心になったのは、付加価値税、いわゆる日本という消費税ですね、消費税と住民税率——県と市町村の住民税率です。1960年には付加価値税は存在しませんでした。で、エランデルは税率4.2%で導入いたしました。日本は3%で導入して、いま5%ですね。今これを10%にしようとしているわけですが、スウェーデンでは1960年に4.2%で導入した。20年たったところで23.46%、ほぼ25%なんですね。だからこれ、考えてみたら0から25に20年弱でやったわけだから、毎年1.5%近く上げたのとおんなじ。

住民税率のほうは、1960年で県と市町村あわせて14%台でした。1980年代初期には30%台に到達していました。住民税率は倍になりました。ところで、日本の住民税率はもち

ろんど存じでしょうね、国と地方あわせて日本の場合、現在10%です。日本は10%ですから、当時からすでにスウェーデンは4%上回っていたと考えるのはまちがいです。スウェーデンの場合には、地方公共団体の税金というのは住民税がほとんどすべてでした。日本のように固定資産税だとかなんだとか、いろんな地方税がいっぱいあるのとは全然ちがいますので、住民税率14%というのは現在の日本の10%とほぼ同じだというふうに考えていただいて結構です。

そのときの社会保障給付費のGDPに対する比率は11%でした。20年後にはこれが32%まで上がっておりました。現在、驚くべきですね、もう、これ以上上げられない水準ですね。したがって、この32%はそれから20年、今でもそれぐらいですから30年、これが生きていくというわけです。たまたま日本の場合を計算してみますと、1960年、私が大学生だった頃はGDP比5%でした。日本はまだまだ貧しい時代で——私はほんとに貧しい家庭から出て、苦学して大学に入ったんでよくわかるんですが、この頃の5%というのは、これはしょうがないですね。ちょうどこの頃1960年代に、だいたい日本はいわゆる皆年金、皆保険みたいな制度ができあがってきております。で、1980年代の初期、11%。おわかりいただけますか、これがどういう意味か？ 1960年にエランデルは、この段階から増税に手をつけます。なぜその気になったか？ 15年間かかって成長戦略をとりつづけたんです。その結果、スウェーデンはアメリカ(当時の)に次ぐ、世界で2番目の高所得国に変身していました。つまり、1人あたりGDPで比較したときに、1位アメリカ、2位スウェーデン、単純にそう考えてください。ほんとは2位スウェーデンじゃないんですけれど……2位になったのはスイスとカルクセンブルクといった小さな国で、それぞれ特殊な地位にある国が2位だったんですけど、それに近いところまでスウェーデンは行って、実質的には世界第2位になったと考えられます。日本はいつそうになりましたか？ スウェーデンは1960年になったんですが、日本は戦争に負けてひどい目にあいましたので、1980年にそうなったんです。日本も、世界で1番目、2番目と言われるほどの大金持ちになりました。

で、エランデルはこの段階で、われわれはもう金持ちになったんだから、金持ちになっただけの生活とか幸福感とか、そういうものを求めようじゃないか。つまり、豊かさを実感できる社会を皆で作って行こうじゃないか。お金ばかり、所

得ばかり増える。法人は利益ばかり積み上げる。しかし、利益を積み上げ所得を増やすということをなんかうまく使わないと、なんのために所得を増やしてるんですか、と。所得を増やすこと自体が目的なんですか、と。——ディケンズの有名な小説に『クリスマスキャロル』というのがあります。お金を貯めるだけ貯め込んでですね、天井裏の壺の中に金貨を集めたって、これ、金持ちになった気はします。しかし何の意味もないです。天井裏に貯めたお金をなんとかうまく使って、私たちは豊かになったんだという実感を伴わなければだめだ、と。実感を伴うためには、私たちも努力するから、みなさんも協力してくれ。ついては、私たちもやりたいことがあるんで、少一し、負担を増やしていただけないだろうか、と。たった4%でいいんです……これが、最初のエランデルの大変身による施政方針でありました。それをヴィジョン付き・漸進的増収措置——最初からエランデルはこういうことを具体的に将来へ向けてのスケジュールとして考えていたわけじゃなくて、ちょっと上げさせてくださいと言っただけです。

日本はどうしました？ 1980年代、私は課長になりました。大蔵省の主計官になりました。ここまで金持ちになったから、このさい少し国民に負担をお願いして、やりたいことをやらせていただけないだろうか？ ちょうど1980年代から大型消費税という構想が表に出てまいります。私は必死になってそれを吹いてまわりました。「あのバカ」って言われました。「エリートボケ」と言われました。「大蔵省の省益ばかり言っている、とんでもない官僚である」と言われました。およそ聞いてもらえなかった。つぎつぎと消費税の導入構想は破綻いたします。で、たまたまこの1960年の26~27%というスウェーデンの国民負担率は、現在の日本の負担率とおなじです。だから、したがってあのとき私が吹いてまわったのと同じように、大型消費税、大型間接税の導入ができていけば、こうはならなかった。32%ぐらいになってた！ まあ32%になるかはわかりませんが(笑)、いま現在19%なんですけど、まあ20年たって、おそらくあのときちょっとでも増税ができていけば、32%というのは……いや、スウェーデンの32%に少しは近いところまで行ってたはずなんです。

なんでスウェーデンの国民はそれじゃあこれについてくるのだろうか？ これからご説明いたします。スウェーデンの1960年の国民負担率は26.9%ないし27.3%でした。エラン

デルは、ここで4.2%の付加価値税を入れさせていただきます、  
といました。住民税は14%でしたがこれも少し上げました。  
国民はそれらを受け入れました。ところが、4.2%の付加価値  
税率は2年しかもちません。3年目には6.4%に上がった。国民  
はついてきた。6.4%も4年しかもたない。あ、これを認め  
ていただけるなら、今度はドカンとやろうというんで、一気に  
10%まで上げちゃった。——国民はついてきました。

信じられますか、これが、ダイナミック・アナリシスです。  
世界で初めて私が開発したものです。たまには私にも少し自  
己宣伝させてください。

で、住民税もずーっと上がっていきます。15%だったのが  
25%になり、1980年には国民負担率は、だいたい50%に到  
達いたします。付加価値税は23.46%にまで上がります。住  
民税も30.15%まで上がります。これが限界でありました。

これを見たらわかるでしょう？ 増税ってのはたいへんな  
ことをやったということが……。それに国民がなんでついて  
いったのか？ エランデルは1946年に総理大臣になって、  
15年間はじっと我慢した。で、大きな政府にしないとスウェ  
ーデンは成り立たないということを信じて、大きな政府論に、  
1960年に変身いたします。変身してからも1969年まで、  
1946年から23年間にわたって総理大臣を務めます。23年  
間の総理大臣、1回も選挙に負けない——11回選挙をやった  
のかな、一度も選挙に負けない。必ず勝つんです、この社会  
民主党は。保守党は「そんなことをやったらスウェーデンの  
経済はめちゃくちゃになる」と言うけれども、選挙には勝てな  
い。で、エランデルは栄光のうちにパルメという42歳の若い  
弟子に、あとを託して自分は23年もやったんだからもういい  
やと退任いたします。

彼は、退任したあと、何をやろうとして退任したか。引退  
して年金生活に入るなんて彼の頭の中には全くない。彼は退  
任の3年後1972年に、みなさんご承知の、ストックホルム  
の地球環境の国連会議の第1回を開いたんです。「ローマク  
ラブ」というのがありまして、地球は単なる宇宙船にすぎない、  
好きなだけ資源を使っていいものではない！ そんなことは  
ご存知ですよ、みなさんはね。1972年のストックホルム大  
会を成功させた大総理というか大政治家——それをやりた  
いために、いわば福祉国家にして、みんなが幸せな国をつ  
くというビジョンから、環境のビジョンに移っていったん  
です。

そこからあとは、国民負担率を上がったり下がったりして  
いますが、これは増減税ではありません。景気の変動による  
変化であると考えてください。

付加価値税は1990年に25%にまで少し上がっています。  
増税のように見えますが増税ではありません。これは、「緑の  
革命」つまりCO<sub>2</sub>排出税とかです、そういう緑の税金を入  
れるために、入れるということと併せて、法人税と所得税の  
減税をやってます。その分だけ少し税制改革で付加価値税  
を上げたんです。つまり、日本でみなさんがおなじみの増税  
減税同額という、そういう税制改革であって、全体としての  
増税ではありません。さらに、その後の税制改革でもその点  
は徹底しておりまして、2004年、相続税と贈与税をやめまし  
た。今まで金持ちに相続税をずっといただいていた。それ、  
やめた。それとあわせて、2008年には「富裕税」という金持  
ちから特別な税金取ってたんですが、それもやめてしまいま  
した。所得税率と法人税率も下げております。みなさんが考  
えているのと全然逆ですね、これ。金持ちから特別な税金取  
るのをやめちゃったわけです。なぜそんなことするのか。一  
国の経済を維持するためには国民の福祉を上げる、教育水  
準を高める、それが国民の幸せに直結する。しかし、だから  
といって企業がやる気を失ったんじゃあ、もう話にならん！  
つまり、成長を確保するために、法人税と所得税の減税をつ  
ぎつぎとやっていったんです。これ、なにを意味しますか？  
「税金？ 金持ちに払わせとけばいい……。」これはだめです。  
社会民主党という左翼政党はそんなことを全然考えていない。  
国民のためにやるということに決めたら、それは国民みんな  
で持ちましよう……。国民みんなを持つためには、付加価値  
税と、1本しかない税率の、累進税じゃない住民税が望ま  
しいのです。

### 1-1-3 最初に教育改革

エランデルが1946年に総理になって15年間、成長を促  
進する政策をとったというお話をしましたが、じつはこの言  
いは単純すぎます。エランデルはこの間、左翼政党の基本  
的立脚点である弱者対策のうちどう一してもやらにやいかん  
ことだけはやりました。家族政策とか老人介護とかいうことよ  
りもむしろ、絶対やらにやいかんこと——まず第一に教育改  
革をやりました。これは、日本の教育制度とはちがいで、  
スウェーデンの教育制度というのはドイツ型でした。複線型



といひまして、だいたい小学校4年生ぐらいのときに労働者の方向にいく人と、ジムナジウムといひまして大学の方向へいく人を4年生のときに割り振ってしまう。で、4年生のときに技師・技術者の方向にいく人はリアルシューレ(実技学校)といひまして、リアルシューレのほうに入っていく。その人たちがジムナジウムのほうへ入って大学へ入るというのは、できないことはないんですけどもきわめて難しい。最初からジムナジウムへいく人たちは、その段階からラテン語と聖書を勉強せにゃいかんわけですね。そういう複線型の制度だったんですが、それは社会民主党のような左翼政党からみたら、これは技師の息子はいつまでたっても技師だっというふうに階級を固定してしまうこととなりますので、それを、最初にエランデルは改革しようとしてました。で、ドイツ式(複線)複数過程方式から脱却しまして、9年制——日本でいう小学校と中学校ですね、9年制の基礎学校制度を導入しまして、基礎学校制をそのあと近代化していくという方策の基礎をつくります。ドイツはこの基礎の確立が不徹底であったために今ひどい目にあっているわけです。

#### 1-1-4 市町村合併

2番目に、主としてコミュニンによる公営住宅の拡充等による住宅対策を実施しました。このころ貧しかったから、スウェーデンの住宅ってのはものすごく貧しかった。たいへんに貧しくて、日本の終戦直後の住宅事情とほとんど同じだと思っただいて結構です。私が生まれ育った玄関一間と寝室と2つしかない小さな小屋みたいな、掘立小屋みたいなところに多くの労働者市民は住んでいた。それはいくらなんだったというんで、コミュニン(市町村)が、公営住宅の建設にとりかからせたんです。いかにも社会民主党らしい政策です。それをやって初めて老人対策が可能になりました。当時の雑居型の老人ホームはひどい状態でした。日本とは住宅のありようはちょっと違いますけど、日本的に言えば6畳に十何人の老人がゴロ寝している状態というような、頭の中でそういう状態だったと考えてください。で、老人対策を改善しようとしたら住宅対策とあわせてやらないとできないわけです。老人住宅だけ、なんとか老人が住めるようにしてやるというんだったら、国民はついてきません。したがって、この2つはつながってました。で、これらをやると。教育改革と住宅対策と雑居老人ホームの改善をやっていくうえで絶対必要なのは、

市町村の規模を拡大することです。当時、人口500人以下の、日本でいいますと大字とか字とかにあたる、小さな集落ごとに市町村があったと考えてください。当時、たった人口650万人ぐらいのスウェーデンが2500ぐらいの市町村を持っていた。もともと教育や福祉の具体的な施策をやるのはストックホルムの官僚や政治家ではありません。われわれはどういう住宅をつくり、われわれはどういうふうな老人ホームを改善するか。公営住宅そのものは、コミュニンがつくるわけです。それにはそれなりの市町村の規模が必要なので、大規模な合併を促進します。第1次統合で1952年に2500あった市町村を800か900ぐらいに統合してしまう。それでも足りなくて、1960年からは第2次統合にとりかかって、最終的には300ぐらいに変えてしまう。それをエランデルは中央からの命令でやりました。要するに、やるようになったら徹底してやる。

#### 1-1-5 積極的労働市場政策の導入

これだけのことをやろうと思ったら、やっぱり失業はでます。私はスウェーデンにいたとき、もう世界一の福祉国家になってからの話ですが、社会民主党の研究所の研究官みたいな人——日本でいえば連合の研究所の調査官みたいな人と親しくなると、よく一緒に酒を飲んだりしたんですけども、その人が言うには、「藤井さん、失業ってなんですか？」——いやーそれは、たまたまあんまり儲かれない会社に勤めちゃって、で、儲かれないもんだからクビを切られちゃった。労務管理上どうしても辞めてもらわざるを得ない状態になっちゃった——それが失業で、したがってしばらくは次の仕事を得るまでのあいだ失業手当でつないでおいて、それも3カ月とか6カ月のあいだに新しい仕事を見つけてもらう、それが失業対策でしょう、と……。「藤井さん、なにを言ってるんだ。あなたの言ってるのはまったくのウソだ」——経済活動を大局的に見れば、そもそも市場にまかせておいたらいい企業と悪い企業ができてしまうのは当たり前だ。繁栄企業と衰退企業というのは必ず存在する。ダアーツと繁栄に向かっていた企業がある日成熟産業に仲間入りして、もうこれ以上あんまり伸びなくなる。そのころには次の新しい企業がバアーツとでてくる。で、成熟企業になったら次にくるのは衰退だと……。そうすると、衰退企業から失業がでてくる。いちばん大事なのは、失業者を繁栄企業につれていくことであると……。それを彼らは積極的労働市場政策と呼んでいます。そのために

は、日本がやっているような失業対策は無意味である……。どう無意味か？ だいたい職業訓練というのは、労働省にやらせておいたら何をやっているのか全然わからん！ 金属に穴をあける技術ばかり教えてですね、そんなもの教えてって何の意味もない！ もっと教えなきゃいけないのは、これから繁栄していく企業の技術を教えなきゃ話にならん！ そのためには、3カ月や6カ月でそんな技能は得られない。したがって、失業給付も半年なんていうんじゃ全然意味をなさない。1年、2年はかかる。ほんとにいい訓練を受けようと思ったら、2年から3年はかかる。と同時に、労働省の訓練の仕事をしている人に教えてもらったって、なんの意味もない。教えてもらうためには、ちゃんとした技術を持った人が欲しいという企業そのものに教えてもらうしかない。だから情報産業で優秀な技術者が必要ならば、失業者を情報産業に訓練してもらう、それも2年～3年。その2年～3年訓練してもらうのに、訓練を担当する技術者をその企業が提供するわけですから、企業に訓練してくださいと税金で訓練費用を負担してあげなきゃいけない。そのために膨大な税金がかかる。日本の失業対策とは全然ちがう。厚生労働省にその感覚がほとんどない。

#### 1-1-6 年金改革

年金改革は、やっぱり日本とおなじで、最初は定額から始まりました。基礎年金制度をまず確立いたしました。そのうえで、所得比例年金を付け加えました。そんなの当たり前で、現状では世界中の先進国でそれをやってない国はひとつもない。実はそれを不十分にしかやってない国は1カ国あるのです、先進国では、日本です。日本は、所得比例年金を持っているのは、私のような公務員の場合の共済年金と、それから私学にいらっしゃるのであれば私学共済年金と、厚生年金です。いちばん大事な、だれでも入れる国民年金は、所得比例年金制を持ってません。もっとも世界でおくれた年金制度です。スウェーデンでも、やっぱりそれを入れるときは反対が強くて、さんざんエランデルも苦労したんですが、とにかくこれを1960年までにやって、これからは増税をすることによって国民生活の水準を上げようというのに踏み込んでいったわけです。

ところで、もうおわかりでしょう。エランデルのやったことは全部弱者のための政策です。全部、革新的な政策です。

つまり左派の政策です。しかし日本の左派とは信じられないぐらい大きなちがいがあります。日本の左派は、すべてこういうことは反対でした。なぜ反対かという、増税反対だからです。弱者のための政策をやろうと思ったら、若干は増税しなきゃしょうがない。その条件をこうやってつくっていった。

#### 1-2 高福祉高負担のもたらした経済的社会的効果

結果はどうなったか。2003年から2004年の国民負担率を比較すると、スウェーデンの場合は50.4%、日本は26.4%、つまりスウェーデンの1960年の水準だと申しました。じっさいに使われているお金は財政の赤字分まで使われてますんで、日本の場合には6.6%の赤字分を合計して33%分の仕事をしている。これを潜在的国民負担率といいます。スウェーデンは50%いただいて1%貯金しています。——黒字。なんのために貯金するのか。2つ理由があります。1つは将来に備える。もう1つは黒字をだすことによって、従来の赤字の累積分を償還するためにやってるんです。

じゃあ従来の赤字分というのはあるのかといたら、これはあるんです実際に。それはなぜあるかというと、景気が悪くなったときにはしょうがない。景気が悪くなったんで、あわせて歳出を削っていったんじゃあ話にならんから、景気が悪くなったときにはしょうがないから緊急に赤字政策をとらざるを得ない場合もありますんで、若干は累積債務はあります。景気がよくなったらそれを還してやるのは当たり前です。なぜ還すのか？ 景気が悪くなったときに(赤字)国債を出すということは、その国債の償還は出した人が責任をもって処理しなきゃいけない。責任をもって処理できなければどうなるか。次の世代に負担を送り込むだけだと……。そんなバカなことができますか？ それ1%。つまりこれは、貯金というよりもむしろ、今までの政府がつくっていった赤字を減らしているという意味です。結果として国民負担の50%のうち1%貯金しておいて49.4%だけ使う。なんに使っているか。社会保障給付費、さっき言いましたように31.9%使ってます。日本は18.6%使っています。教育費の公的支出、日本は3.4%に対してスウェーデンは倍の6.2%使ってます。この49.4%から31.9%と6.2%を引いたら、11.3%になります。この11.3%とは、その他の支出から国民負担に含まれない収入——それは手数料であるとか、不動産の売却収入であるとか、そういう雑多な収入を引いたもの、それがここにずらっと出てくる。

これ見てだれもが思うことは、増税分は全部社会保障支出と教育費の公的負担で国民に還元されている。こうであるから国民は「うん」と言うんです。軍艦を造ったりそういうことにお金を使っているわけじゃない。そういうのはその他 11.3% でやっている。したがってこの部分にはすべての支出がこの中に含まれている。農林対策、中小企業対策、ODA 対策、公共事業など国がやらにゃいかんことはいくらでもありますが、そういうのは全部ここに入っているんです。

### 1-2-1 社会保障給付の内訳に大きな差

それではさっき対 GDP 比の社会保障給付費（2003 年～2004 年）をスウェーデンは 31.9%、日本は 18.6% と言いました。この内訳をご説明いたします。だいたい国民のおっしゃることは、私、長年やっておりますからよくわかるんですね。増税したってなんに使われているか全然わからん！ そんなことないですよ……いちばん大事なのは、なんに使われているのか、キチッと把握すること。誰だってできるんですよ、こんなのは。

スウェーデンの場合、医療に 7.1%、年金に 10.4%、その他福祉に 14.4% 使っているんです。これ足すと 31.9% になります。日本、医療に 6.20%、年金に 9.20%、その他福祉に 3.30% 使っています。これ全部足すと 18.6% になる。これ見てみなさん、すぐアーッと思うはずだ。医療と年金に関しては、日本はもうりっぱな先進国だ。医療に公的支出はそうとう入っている。つまり医療保険があって、3 割だけが国民の自己負担で残りの 7 割は全部公的負担になっている。年金も、基礎年金部分の、かつては 3 分の 1 現在では 2 分の 1 が税金になっているだけで、あとは年金負担金による公的負担——。その水準だけからいったら、日本は相当なところまで行ってる。ただし中身はだめですよ、さっき言ったように。基礎年金みたいな定額の制度しかない国民年金制度を持っているのはもう、はずかしくてどうにもならん！

その他福祉のところで日本は 3.3%、スウェーデンは 14.4%、4.4 倍くらいの差があります。こういうデータで 4 倍ちがうっていうのは、極端に大きな差だと思ってください。ムチャクチャな差であると……で、その他福祉というのは、「その他」というどうでもいいというふうにすぐ思っちゃうんだけど、その他福祉——これが高福祉国家の特長なんです。家族政策と老人介護と労働市場政策と、あとは最後の砦である生活保

護——この 4 つが主なものです。ここで 4 倍の差があるっていうのはもう、はずかしくてやってられない。で、さっきちょっと労働市場政策の話をしましたけども、だいたいこの 4 つは全部日本はスウェーデンの 4 分の 1 だと思ったほうがいい。みなさんが増税を反対することによって、自分で自分の首を絞めている。ここしか使えるところがないんですよ、実際には。

### 1-2-2 家族政策が貧しい日本

で、じゃあ家族政策はどうか。この 14.4% のうち、スウェーデンは家族政策に 3.54% 使っています。日本は、3.3% のうち家族政策に 0.75% 使っています。これは 2003 年の数字ですので、民主党政権の〈子ども手当〉は入ってません。2007 年の数字では 0.7% なのですが、子ども手当 13000 円 / 月を入れると、1.1% 強程度まで行っていると思います。ただし、またもとに戻してますから（笑）、いまはそこまで行っていない。ただ、それぐらいの差はあるというふうに思ってください。で、0.75% と 3.54%、やっぱり 5 倍近いですね、その 3.54% のうち、子育て直接コストの公費負担——いわゆるミルク代とかおむつ代とか、さらにいちばんお金がかかるのは産着から始まる子どもたちの衣服代です。あれはもう、私も経験ありますからわかるんですけど、2～3 カ月したら着れなくなっちゃうんですね。そういう意味で、そういう直接コストがかかるから、したがってその一部を公費で負担してあげようよ、というのが直接コストの公費負担です。日本は 0.19%。まあ、民主党のまちがった政策の結果、0.6% ぐらいに一時なって、また下がっているわけですが……。スウェーデンは 0.85%。

### 1-2-3 家族政策の中心は女性対策

問題なのはですね……ここではないんです。いちばん大事なのは女性対策です。女性が就業と子育てを両立できる政策をやってあげること。エランデルは弱者対策を考えました。そのなかで、「弱者とは何か?」。障害者であるとか失業者であるとか破産者であるとか、まあ、いろんな弱者——何かめんどろをみてあげなければいけない人はたくさんいらっしゃいます。しかし、もっともたくさんいる弱者は女性なんです。なぜ女性は弱者ですか? 学生だったらもう、ただちに答えられるはず……。女性が弱者である理由は、女性が……腕



相撲に弱いからではないんです。能力がないからじゃありません。

小学校から中学校にかけて、私の学校では1番、2番、3番は全部女性でした。私はどうしても優秀な女性に勝てない。それぐらい女性っていうのは能力があるんです。それでも弱者になる理由、たったひとつです。それは、性別役割分担主義と言われるものです。つまり、女性は結婚して子どもが生まれたら、家庭に入って赤ちゃんのめんどうをみるのが女性の本来の仕事である。男性は外へ出て、競争下で激しい労働に耐えて、それで家にパンを持って帰る。家族みんなの全員の分のパンを持って帰る。ブレッド・アーナーと言われていますが、男はブレッド・アーナー。女はハウス・キーパー。これを性別役割分担説といいます。そんなこと言ったら、女性は市場では弱者の域を脱することはできません。女性を雇っても、5年たったら恋人ができて、結婚して辞めていくかもしれない。そんな女性を係長にはできない。ましてや課長や部長にはなかなかできない。つまり男のほうは5年で係長になっても、女性のほうはせいぜい主任ぐらいで、とにかくがまんしてもらわなければならない。最初っからハンディキャップがついちゃう。

なぜハンディキャップがつくか？ 性別役割分担説のもとでそうならざるを得ない、それが市場の掟である……それをブツ潰さなきゃだめだ。それをブツ潰すにはどうすればいいか？ 答えは2つしかないんです。1つは出産・育児休業給付——つまり、できるかぎり育児休暇を認める。認めると同時に、「いいですよ、休んでください」それじゃだめなんです。休んでる間の所得を保障しなきゃいかん。そんなもの当たり前でしょう。2番目、育児休暇が終わったら、子どもを預かる保育所が十分なきゃいけない。しかもその保育所は、お母さん以上の保育能力を持った、すばらしい保育士がいらないといけない。単なる、大学で勉強をしている女性の、アルバイトみたいな（笑）そういう人に子どもを預けるといのは、それはやっぱり無理だと……。プロの保育士さんに子どもを預けにゃいかん。そのためのお金、スウェーデン2.40%。全体の家族政策のなかで、だいたい6割から7割はここに使っているんです。日本、これはずかしいから小さな声で言います。0.45%……やってないに等しい。スウェーデンの人が日本の状態を見て私に2つ言いました。だいたい、スウェーデンの多数の意見は、「よくこんなことで女性、がまんしてますね」

「女性はなんで反乱を起こさないんですか」というのがまあ……「いや、私もねえ、そう思うんだけど、いくらそういう説明してもね、ついてきてくれないんですよ」と言わざるを得ない。じゃあもう1つの言い方はどうか？ 「ああ、そう？ だから日本では子どもが生まれませんね」と。これも全く正しい。

#### 1-2-4 スウェーデンは2歳まで家庭で育児

この結果何が起こったか。エランデルが変身して今の女性対策を最初のうちは少しずつ少しずつ始めていってまず保育所をつくり、それから保育料を下げ、いい保育士さんを保育所に配置し、なんていうのを20年間ずーっとやっていったわけです。スウェーデンの人口は現在、940万人ですが、このところだいたい10万人、毎年赤ちゃんが生まれています。そうすると、いいですか、0歳と1歳、現在スウェーデンではほぼ2年間の育児休暇が認められています。そのあいだはおかあさんが育児休暇をとって、自分のおっぱいで子どもを育てると、保育所が問題になってくるのは2歳児からです。2歳、3歳、4歳、5歳。この4年分が保育所の担当になります。6歳児はどうかというと、6歳児はじつはスウェーデンの場合には幼稚園の年長組なんですけれども、これは学童保育所の対象になります。で、事実上、幼稚園の年長組は現在スウェーデンでは義務教育化されております。義務教育は9年ではなくて10年になりつつある。まあそれはその後の話ですけども、そうだとすると2歳、3歳、4歳、5歳——4年間の子どもの数は40万人です。10万×4、そのうちの9割は保育所にいる。1割ぐらいはまあ、保育所にいない子どもがいたって不思議ではない。それは、やっぱり自分で育てたいというお母さんもいらっしゃるし、金持ちの場合には女中さんがいる場合もありますし、あるいはお姉ちゃんお兄ちゃんが子どもの面倒をみる、あるいはお爺ちゃんお婆ちゃんが子どもの面倒をみる家庭だってあるわけですから、1割ぐらいはまあ、そりゃ保育所に入れない家庭があっても、それはまあ普通です。ということは、保育所に入れて、男女共に働きたいと思っている世帯は無条件で保育所に入れる。就学前児童のプレスクール利用者数はエランデルの増税カーブとぴったりおなじように増加していきます。それはこうなるに決まるとるわけです（笑）。女性だって働きたいんですから。



学童保育所の利用者数は、同じく60年代後半に上昇し、90年代以降急勾配に増加します。それがどんどん進んでいくと、こんどは12歳まで——つまり、日本でいう小学生までは、現在では、どうしても預かってくださいというお母さんお父さんがいれば、市町村は預からないといけない制度になっています。待機児童がなくなったのは1990年代です。

#### 1-2-5 消えたM字カーブ

女性の年齢別労働力率がどうなったか、1960年エランデルが変身したときの女性の就業率は、20-24歳のときに最も就業率が高くなって、結婚して子どもを得てダダダーッと減っていく。私は〈への字パターン〉と言いました。そうしたら女房に叱られました。「あなたねー、大使までやったんでしょ？ 〈への字〉はないでしょ！」(笑)。ま、しかたがないんで〈ひとこぶラクダ〉とつけたら、「まあ、〈への字〉よりまだけど、しかしスウェーデンにはラクダはいないでしょう」と。それもそうですわね。

ところが1970年には日本でいう〈M字型〉になりました。1980年には〈M字型パターン〉のまんまで、どんどん就業率が上がっていきます。1990年に〈台形パターン〉になりました。歳をとるに従って女性の就業率は上がる。こうなるに決まってるわけです。2000年には、ちょっとそれが全体として下がってきています。

#### 1-2-6 キャリア・アップを保障する生涯教育制度

これを日本のある財政学者は、「藤井さんね、スウェーデンの女性はね、けっして働きたいから働いてるわけじゃない。税金が高いから仕方ないんで働いてんだよ」と。それで、「全体として経済が上がっていけば、やっぱり家庭に入りたいと思ってる。だから現在では少し下がった」。その先生は大学の教授としていっぱい論文を書いて、それをみんな感心して聞いている。これ、100パーセントうそですから。そんなこと言われたら女性は徹底的にその先生を忌避すべきです！ 女性は働きたく思ってない？ 冗談じゃない！ 現在こうなっている理由は、女性に選択の余地が増えていったんです。だからたとえば——たとえばですよ、いろんな例があるんだけど、たとえば「私は高校を卒業して介護福祉士になりました」——スウェーデンでは准看護師というんですが、「私はこれを自分の天職だと思っています。しかし、介護福祉士だけで生涯勤

める気はありません。このさい私はもういっぺん大学に入って、作業療法士になりたい」——いわゆる作業療法士というのは医者と同じで、作業療法士学科というのがあります。そこを卒業して資格をとらないとなれません。これは日本も同じです。で、「作業療法士になりたいので、介護福祉士の仕事をやめて作業療法士の学科に入りました」。スウェーデンの生涯教育というのはそういう意味なんです。日本の生涯教育とは全然ちがう。で、介護福祉士の経験のある人が作業療法士学科に入学したいといってくれば、どんな作業療法士学科でも優先的に入れてくれます。高等学校卒業では「良」や「可」ばかりでですね、「優」が全然なくても、そのあとで修正できる。スウェーデンの場合には、大学に入るときには大学入学試験というのはありませんので、したがって学校の成績がすべてで、内申書によって合否が決まります。だから、作業療法士になりたいので作業療法士の学科に入りたいというときに、その女性の経験が生きるということはたいへんなメリットがあるというわけですね。

つまり、選択の余地が広がっているわけです。スウェーデンの場合には、大学まで全部タダなんです。生涯教育で、いまの例みたいに途中からまた大学に入り直したというのも全部タダです……。そういう、選択の余地が広がったので、こうなっているんです。

#### 1-2-7 高い女性の就業能力

結果としての女性の就業率は男性と変わらなくなりました。こうなるに決まってるんですね。とにかく、子供を預かってくれるんですから、よろこんで女性は仕事に精を出す。現在では男性が80%、女性が78%ぐらいになってますが、これは2000年の数字で、ここから先ちょっと上がってます。両方とも。現在では男性も女性も80%近い人たちが働いています。つまり、「専業主婦」というスウェーデン語は存在しない。「共稼ぎ」というスウェーデン語も存在しません。そんなのは当たり前です。

7歳以下の子どもを持つ女性の就業率は非常に特殊・特異な形状で、急速に上がってきておりまして、現在では男性よりも就業率が高いんです。これ、なんでですか？ ある日本の学者はこう言いました。「女性は7歳以下の子どもを持つときというのは、いちばん世帯所得のうでつらい」「税金が高いから、男が一人でいくら稼いでも、なかなか税金が払

いきれない。したがって、仕方がないから女性が働いているんで、本当は女性は働きたくないんだ」と。もう、いいかげんにしてくれ、と……ねえ。女性をバカにするにもほどがある！ 7歳以下の子どもを持つ女性の働きたいという意欲は、圧倒的なんです。と同時に、7歳以下の子どもを持つ女性の働く能力というのも、男性を上回る場合が多い。実際にスウェーデンにいて、女性の働くところを見てみると、それは非常によくわかる。女性ってのは男性よりもよっぽど能力がある……ように見える。

#### 1-2-8 正規雇用と非正規雇用の賃金格差は10%

製造業における平均賃金の男女比を各国で比べると、エランデルが変身する1963年の段階では、スウェーデンでは70%ちょっとぐらいしか女性は男性に比べて賃金をもらってなかった。現在では90%を超えています。日本の場合には、だいたい女性の賃金の平均は、男性の60%だと男女共同参画社会推進本部で毎年発表しています。あれ、インチキです。どういうふうにインチキかという、あまりにもはずかしいから、日本の場合には正規雇用者どうしで比べているんです。ここまで言えばもうおわかりでしょう。正規雇用者どうしの比較であっても、男性の60%しか女性はもらってない。スウェーデンの場合は非正規雇用、パートタイマーまで全部含めて比べているんです。それで90%なんです。

ということは、スウェーデンでも正規雇用と非正規雇用の賃金格差が10%あるということです。で、「あー、いいですねえ、スウェーデンは、正規雇用と非正規雇用の賃金格差が10%ですか」と言ったら、私の友達だった女性運動家は血相を変えて怒りました。「なんていうことを言うんだ。あなた大使でしょう。この10%の差というのはゼロにすべきである」と。「女性はやっぱり働きながらでも育児についての負担は大きいわけだから、その負担の大きさを考えたら、男女100%でなければいけない！ そんなのは当たり前じゃないですか」。ああー、すみません、日本では正規雇用と非正規雇用の賃金格差が50%ぐらいあるもんですからねえと、つい言いたくなるけど、そこはじっと我慢して、「すみません」「すみません」と私は言っていました。

なんでこうなのかというと、働く時間が同じで、同じ仕事をしていけば、同じ給料をもらえるのは理の当然なんです。たとえば社長秘書をやっていた女の人が、育児休暇を終わって

帰ってきました。社長秘書ってのはやっぱり7時とか8時とかいうふうになることが多い。それはどこの国でもおんなじです。そこでこの女性は社長のところへ行って、2年間わたしは育児休暇でありがとうございました。子どももやっと2歳になりましたので、保育所へ入れました。保育時間は4時半までです。4時には帰りたい。したがって、4時に帰れる部署に変えてください。——ああ、そうかそうか、それはたしかに秘書は無理だねー、と。じゃあ、経理にいてください。経理へ行って伝票の整理をやってください。しかし、伝票の整理だって、夕方になってドーンと仕事は来ますから、4時半に帰られちゃったんじゃないあやっばり困ることもあるんで、そのかわりふつうは9時だけれども、あなただけは8時半に来て、きのうの残った伝票の整理をやってください。——そうすると8時半から4時半までというのは、これ、パートタイマーになります。ようするに4時半には帰らなきゃいかんわけだから、したがって、労務管理上は超勤を命令することはできない。それがパートタイマーの特徴ですね——あるいは出張を命令することがなかなか難しい。あるいは転勤を命令することも非常に難しい。そういうことを考えると、10%ぐらいの差は仕方がない。だからこうなる。

日本の、女性に対するムチャクチャな低賃金と、それから非正規雇用と正規雇用のムチャクチャな差は、マーケットのせいじゃあないです。政策のまちがいです。

#### 1-2-9 景気と政策で上下する出生率

では出生率はどうなったか。スウェーデンの合計特殊出生率はかつて2.5ぐらいだったのが、ずーっときて、エランデルが1960年に始めたときにはスウェーデンは、金持ちになったんですね。だいたい金持ちになると出生率が下がってきます。女性にも経済力がついてきますんで、したがって出生率も下がってくるんですが、エランデルの政策がほぼ完成した1980年以降、ダーッと上がりました。一時は2を超えました。1990年の2.14、これは、人口を減らさないですむ2.08というのが「人口置換水準」ですね、人口置換水準を上回っちゃったわけです。ただし、この上回ったのには2つ理由がありまして、1つは政策の成功です。2つ目はバブル景気です。バブル景気というのは資産インフレですから、自分がお父さんから受け継いだ家とかですね、株とかが200万円ぐらいかと思っていたら、ある日突然計算してみたら1000万円超えてた

なんてのはもうざらにあったわけで、それでつい喜んで、3年ごとに子どもをつくるつもりが毎年の子をつくっちゃったなんていうのが1990年です。私が懇意にしていたスウェーデンの人口学者はこのことを〈出生バブル（ベイビーバブル）〉と呼んでいました。で、バブルが崩壊しても、しばらくは2を超えてました。しかし経済は悪くなるなかで、だいたい3年たったらもう1人つくるつもりだったのが年子をつくっちゃったんで、3年たっても子どもをつくらなくなっちゃった。ガタガタに出生率が落ちていきます。

で、私が日本に帰った2000年のころには、1.5ちょっとまで下がってたんです。だから、人口学者に「あんたそんなこと言うけど、政策が成功したから出生率が上がるなんて格好いいことを言ってたけれども、じっさいは元の黙阿弥ではないか」といいました。そしたら彼は言いました。「藤井さんに私は何回教えた？ 出生率というのは、経済がある程度成長するということ、政策がいいということ、この2つによって決まる」「両方ともスウェーデンは自信がある」「しかし、経済がよくなるということと政策がいいということに反応するのは時間がかかる」——つまり、遅行指標である。「だから必ずこれ見ててごらんささい、政策的にはうまくいってるんだし、スウェーデンの不況も2～3年前には終わってる。だから必ず上がりだしますよ」。——帰ってきてビックリしましたね。その人口学者が言うとおりの、みるみるうちに出生率が回復しはじめて、現在では1.98まで戻っちゃった。つまりスウェーデンは、人口が減る心配が全然なくなっちゃった。

日本はどうか？ 日本はなにもしないんだから、これはどうしようもない。説明のしようがない。なにもしないんだから、上がるはずがない。景気がよくなっても上がらない。バブルのときでも上がらない。女性が怒らなきゃおかしい！

フランスの出生率も同じようなことを経験しています。1980年に1.99というふうに関置換水準を切りました。日本が人口置換水準を切ったのが1972年からなんですけど、そのときには日本は誰も何も言わなかったんだけど、フランスの場合には大騒ぎになりました。「なに、フランス人の人口が減る？ 冗談じゃない」そこで必死になってフランスは出生率を上げる政策をとった。これがスウェーデンとちがうところ。スウェーデンの場合には、男女の参画社会を作る——女性が男性とキチッと競争できるような状態にしてあげるのが政策目的でしたけれども、フランスの場合にはとくに

かく子どもをつくってもら、特に3人目の子どもを作ってもら、そのためにいろんなことをやりました。なかなか効かない。ついに1.65まで下がった。そこまで下がった1994年に、やっとこれが動きだした。で、このあいだ何をやったかというのを説明するだけで、2～3時間かかります。だからもう、こうなったんだということ。これは何を意味しているかということ、子どもの生まれること——どのぐらいの出生率かというのは、外から与えられるものではない、経済学的に言えば従属変数なんです。独立変数じゃないんです。政策をうまくやれば、必ず出生率というのはきわめて敏感に反応いたします。ただし効果が出てくるまでに時間がかかる——遅行指標——ことを忘れないように。こんなことを言っている学者は日本ではきわめて少ない。うまくやればこれは上がっていくんだから、女性に子どもをつくってもらおうというのは、「つくってください、女性さんたのみます」と言う必要はぜんぜんない。そういう環境を作り出す政策をとればいいんです。

#### 1-2-10 児童手当では出生率は上がらない

フランスとドイツ、ドイツはやっぱり有名な福祉国家です。ドイツだけはどうか出生率は低い。ドイツは「児童手当等の現金給付は手厚いけれども、合計特殊出生率は低迷している」。1.34と日本とあまり変わりません。なぜか？ これは日本の内閣府が調査をしています。「ドイツは児童手当等の現金給付は手厚いけれども、合計特殊出生率は低迷している」それはなぜか？ 「保育サービスが不足している」「学校は半日制で、給食はなく、子どもは昼前に下校するため、母親のフルタイム就業は事実上困難」である。「フランスよりも性別役割分業意識が強いこともあいまって、女性は就業か子育てかの二者択一を迫られる状況」にある。私が書いたんじゃないですよ。日本の内閣府がこういうことをやって、内閣の共同参画社会を担当する大臣がいますが、大臣がかわるたびにこれを全部説明してます。しかし、政治家には説明を聞く能力がないってのは言いすぎで、聞く気がない。なぜかという、「ああ、そうですか、じゃあその通りやりましょう」と言えない。マニフェスト違反になってしまう。さらにどうしてもこのフランスのようにやろうと思ったら、ストレートに増税が必要になってしまう……。

ドイツの合計特殊出生率は低いままです。いくら金をつぎ



込んでも、児童手当に金をつぎ込んでいるかぎり、全然上がらない。これがわかっているから、私は最初っから「子ども手当」に絶対反対だったわけです。「そんな金があるんだったら保育所に金まわしましょうよ」(言ったんですが)誰も聞いてくれない!

#### 1-2-11 増税をしても雇用の空洞化は起こらない

で、もうひとつ。増税をすると、負担が増えて、成長が落ちて、失業率が増えて、産業の空洞化が起こる。労働者は働かなくなる——どうせ働いたっておんなじなんだから、休んで失業手当もらってたほうがいい。そういう、生産の側と労働の側の両方からモラル・ハザードが起こる、とみんなそう信じてる。スウェーデンではそれは全然起こらない。なぜか? 福祉経済学はそんなことは起こるはずがないということをも100%証明している。ウェルフェア・エコノミー、つまり古典派経済学です。それを、どういう説明をすればいいかというんでさんざん考えた末、私はこういう方法を考えました。1965年、エランデルが変身した当時、労働力の43%が民間サービス業に勤めていました。製造業に30%の人たちが勤めていました。公共部門では15%の人たちが勤めていました。農業に12%の人たちが勤めていました。2000年にはどうなったか? 民間サービス業はまあ若干上がりました。公共部門は15%から30%に上がりました。製造業は30%から19%に下がりました。農林水産業は12%から2%に下がりました。これは率です。だけど、この率を、じっさいに働いている数でいうと、こうなる。全就業者は、1965年から2000年までのあいだに、民間部門で32万人減って公共部門で70万人増えました。就業率は、74%から77%に上がりましたが、男は90%から80%まで下がって女は55%から75%まで上がりました。つまり、就業率は3%上がってるわけですね。その上がった3%分が70万人と30万人の差の40万人です。つまり、税金を増やして福祉をやったことによって、新たに雇用機会は40万人増えちゃった。

#### 1-2-12 コミュニの福祉担当職員がふえる

じゃあそんなことをやったら、日本の役所でもわかるとおりひどい勤務状態じゃないか。あんな非効率きわまりないところにどんどんお金をつぎ込むなんていうことをスウェーデンはやっているのか。だからこんな製造業が下がっちゃって、

農林業が下がっちゃったり、全部公共部門で穴埋めするなんていうことが起こるのだ。そうではないんです。この32%のうち、国に勤めている人は5%。ランスティング(県)に勤めている人は6%、コミュン(市町村)に勤めている人は21%で、合計して15%から32%まで増えた、この増えた分のほとんどはコミュンで増えてる。

じゃあコミュンで、どういうところに働いているか?

コミュンで部門別の公務員比率をみると、高齢者ケア・ヘルスケアで33%、児童福祉で18%、合計51%の人たちが福祉関係で働いている。教育で22%、合計で73%の地方公務員は、この3部門で働いているんです。これがスウェーデンの特徴です。保育所であれ老人ホームであれ、90%以上はコミュン営なんです。民営はほとんどありません。それは「福祉公的供給主義」といいます。だからもし仮に福祉公的供給主義じゃなくて、民間の株式会社でやってもいいよっていえば、この部分は全部民間のサービス部門にいくわけです。現在では10%ぐらいいそうになっています。その場合でも、公的部門による補助金の支給は当然行われます。その結果、公的部門を選ぶか、民間部門を選ぶか? ——それは、自分の子どもを(保育所に)入れるときにどうするかというのを決めるのは、市民の選択にまかされています。安くっていい保育をしてくれるのであれば、みんなその民間のほうへいきます。そうすると、公的保育所はなりたたなくなる。公的保育所も必死になっっていい保育をしようとする。公的供給主義の場合、保育士さんの給料が地方公共団体の職員の給料と同じ状態で出発します。民間保育所もおんなじです。したがってさっきのように、パートだから給料を5割引きにするなんていうことはできません。その上で公私の保育所の間でサービス競争が始まるのです。

#### 1-2-13 高負担の割には累進度は低い税制

次に、福祉サービスへの公的資金の大量供給は、市場経済の下で発生する所得分配の不公平の若干の修正をもたらすし、また、経済力の地域間格差の拡大防止などの効果をもたらしました。ブルーカラー労働者が、じっさいに個人がどれぐらい税金を負担しているかを考えてみましょう。全被用者の推定平均年収は23万クローネ、この当時は1クローネ=15円ぐらいでしたから、23万というのは400万円近いですね。その23万クローネの平均世帯では、これぐらい給料をもら



っても、源泉で7万7300クローネ税金をとられます。その内訳は、6万1200クローネが国・地方の所得税。ほとんどこれは住民税です。で、1万6100クローネが社会保障の本人負担です。これ、年金の負担金なんですけど。そうするとこれだけ源泉控除されて、差し引き手取り給与は15万2700クローネになる。そこから付加価値税をどれぐらい負担するかというのを推計いたします。これぐらいの人ならばこれぐらい間接税を負担しているだろうその分（推計結果）を除くと、じっさいに23万クローネもらって、12万クローネしか収入になってない。そんなの当たり前ですよ、さっき言ったように国全体ではふところへ入る収入の7割持っていかれるのですから。

結局、平均的な被用者ベースの公的負担率は46.3%。いいですか。で、いちばんの貧乏人が10万クローネしか（ざっと年収150万円）年収がない場合です。日本だったら150万円じゃ食えないってみんな大きな声で騒ぐ。この150万円の人が同じような計算をずーっとやっていくと、じっさいに使えるのは5万5900クローネしかないんです。つまり、44.1%はこんな低所得の人でもこれだけ持っていかれちゃう。みんな負担しているというのは、こういうことです。これはこの国の基礎的自治体に住民がコストを持ち合って、皆で維持してゆくという基本的な考え方からみて当然のことなのです。

うんと金持ちのほうで計算しますと、40万クローネ——年収600万円の人でずーっと計算していくと、53.5%という数字になる。この程度の累進性なんです。みなさんから見たらこれで累進かというほど累進性が低い。みんなで、歩に<sup>ス</sup>応じて負担する。歩とは何か？ 金持ちだから特別にたくさん負担するというは歩じゃないです。自分がどれぐらい所得があるかによって、歩に応じて負担するという姿が非常によく出てきます。

#### 1-2-14 多数派を占める「弱者」に有利な税制

そこで、なんでこんなことができるか？ 子どもが2人いる場合に、どんなことが起こるかというのを考えてみましょう。2人の子どもを持つ平均的世帯の所得は、だいたい35万クローネぐらいが平均だと言われています。そういうデータがあるんです。で、夫と妻は、さっき言ったように80%以上の人たちは共稼ぎですから、20万と15万ずつ稼いでると仮に仮定いたしました。そうするとさっきのやり方で計算してい

ば、18万5000クローネの手取り収入しかないことがわかります。35万クローネのうち税金でずっと引かれていってこれだけしかない。で、社会保険料の本人負担分は、除いてあります。なぜかという、これ社会保険料は年金のためですから、したがって年金以外のところで計算しますんでそれでやりますと、子ども2人がいると、子どもがいるということだけで児童手当と保育所の公費負担で15万8800クローネの受益があるんです。なぜそんなに受益があるか？ 保育料が安いから。つまり保育料の相当分、90%以上が税金で賄われている。そうしますと、子ども関係の受益額15万8800クローネに対して公的負担は14万500クローネです。つまり、子どもが2人いる人は、税金をこんなに払ってもこれだけ返ってくるわけだから、差し引き13%（（15万8800-14万500）/14万500）の得なんです。

そのほかにもいろんな受益がいっぱいあるわけですね。そのような受益分は誰が払っているんでしょう。市町村が借金して払ってるんですか——ちがいます。受益分の超過部分を払っているのは、富裕層の人たちなんです。金持ちたちの受益は、やはり15万8800クローネです。つまり、自分が払った税金は29万6000なのに、15万8800しか受益がありませんので、約14万クローネが非富裕層へまわってきている。つまり増税をすればするほど、平均より下の人たちは全部得だ！ これ以外の計算はできっこありません。だれがやったってこうなります。だから、なんで学生だとかそういう人たちが増税に反対するのかっていうのは、理解に苦しむというのがスウェーデンの態度です。エランデルが23年間も総理大臣をつづけて在任後半は明確な増税を続けたのに、最後は拍手喝采で「スウェーデン国民の父」と言われて退任することができた、その理由は弱者のための政策で——弱者というのはだいたい人口の6割から7割が弱者、その6~7割のうち、全体の人口の5割は女性が占めている。そのことをエランデルはよく知っていた！ このことは、所得配分に関する統計でも明確に表れています。例えばジニ係数でみると、市場の実現する配分はとても不公平ですが、公共部門が介入したあとの可処分所得のジニ係数はとても改善され世界でも有数の公平性を実現しています。

## 1-2-15 福祉国家のパラドックス：共働きの支える高経済成長

このことはスウェーデンの成長力にも大きな効果をもたらしました。男女共に働きますので、男だけで年収400万円です。男は400万円、女は300万円、つまり労働者＝働く人たちの数が増えているから、それだけ成長率は上がるはずなんです。世帯の所得が700万円を超えてきますと、子どもはだいたい3人以上持つことができるというふうにはスウェーデンでは考えられています。それは3人目というとやっぱりお金がかかるわけですね。したがって成長率が、日本に比べると圧倒的に高い。誰ですか、福祉国家にして国民負担率を上げると成長率が低くなるって言う人は、データを全然見てない。

「福祉国家形成戦略は、経済・社会に驚くべき効果をもたらしました」福祉国家パラドックスと言われるものです。雇用増をもたらし、成長を促進しました。家族政策の成功——保育所の十分な整備と有能なプロ保育士や介護士の養成の確保と受益者の負担部分の低廉化、つまり税金を大量につき込む。そうすることによって、家族政策は成功いたしました。重点は、子育ての直接コストの公費負担ではない！女性の就業と子育ての両立のための環境整備に置いた。つまり女性対策に置いた。そのことは女性の家庭からの解放をもたらした、女性の就業率が上昇いたしました。その結果、福祉サービス分野への女性の大量進出が起きました。それで、世帯の所得増加と雇用の場の増加が伴いました。こうならないと考えるのは、誰ひとりとしてありえない！自然の流れです。で、このことが所得高成長を促進いたしました。合計特殊出生率は上がりました。こうはならないはずだとおっしゃる方は、ひとりもいらっしゃらないはずだ、この中には。

## 2. スウェーデンモデルは日本に適用可能か

次に日本はどうでしょうか。日本はいつまでたっても借入金でなんとかしようと思った。いろんな理由があるんですけども、増税をすれば経済はダメになるとみんな信じて疑ってない。得をするのは政治家と大蔵省だけだと思ってる。大蔵省が得なんかするはずがない。増税をすれば、大蔵省内の官僚といえば私がかつてそうだったんだけど、大蔵省官僚の給料が増えるんでもなんでもない。省益ってのはありえない。政治家は、増税をしたら政治家の給料が増える、ある

いは政治資金が増えるということもありえない。

## 2-1 消費税率の5%引き上げは赤字の補填分

日本もスウェーデンも高齢化が進みます。スウェーデンのように子どもが比較的順調に生まれてもなおかつ高齢化は進む。それは、子どもの数は減りませんが、おじいちゃん平均余命が増えちゃう。これはむしろ歓迎すべきことでしょう。わが国の場合、これから高齢化の進み方を考えれば、そして、われわれの次の世代のことを考えたら、とにかく増税をして赤字を減らして次の世代の負担を減らして、それでなんとかエランデルのやったようなことができる状態に日本を持ちこまなきゃいけない。

しかし、日本の場合にはムチャクチャな赤字があるから増税してもまずは赤字の補填に充てざるを得ない。消費税率の5%引き上げは13.5兆円近い増税になるんですけども、所得税や法人税でこれほどの増税といったら不可能に近い。消費税率ならできる。この増税5%分のうち4%相当分は赤字補填にまわさざるを得ない。そこから先が勝負です。そこから先に、エランデルのようなしっかりした福祉ビジョンのもとに、もう一段階増税ができなければ、日本の将来はありません。そこまで追い込まれているのです。

スウェーデンではどうだったでしょうか。スウェーデンは猛烈に景気が悪いときは財政収支が猛烈に大赤字になります。スウェーデンは開放国家ですので、外国からの影響を非常に受けやすい。しかし彼らは知ってます、いくら赤字になっても必ずもとに戻さなきゃいかん。

スウェーデンでも、景気の悪いときにはやっぱりどうしても債務残高が累積いたします。しかし一度累積したらもとに戻す。そんなのは常識です。ケインズはそればかり言っていました。景気が悪いときに借金でやるのはしょうがない。しかし、景気がちょっとでも良くなったらもう、すぐ返す。スウェーデンでは、見通しでは累積債務残高がGDPの25%まで下がる見通しになってるんですが、日本はこれが200%までダラッと、上がりつづけてる。スウェーデンがうらやましいですね。膨大な債務をひきつぐ立場の若い人にとっては特にうらやましいでしょうね。

## 2-2 スウェーデンにおいて福祉国家形成戦略が成功した背景

これは5つあります。

1. 漸進的な増収措置により、20年余というゆとりのある期間を設けて、あせらずあわてずビジョンの実現に向かった。その過程で、政治的にも穏健な話し合い路線を継続し、建設的な対話と試行錯誤を重ねた。
2. 1960年初頭という国民経済全体が若く、活力ある状況の下で、戦略を開始した。
3. 常に財政規律の堅持に意を用い、公債や借入金依存を徹底して排除した。
4. 国民に高い負担を負わせる以上、歳出面において、政策目的実現へ向けて最適な支出の合理的な組み合わせを徹底的に施行した。

——「子ども手当」のようなことはやらなかった。簡単に言えばそういうことですね。

例えば家族政策において、女性の家庭からの解放という——そういうことを第一位においた。ワイズ・スペンディング (wise spending : 賢明な支出) ですね。

5. 公共支出による受益感覚を確保するために、地方自治・地方分権を促進した。

たとえば霞が関の官僚が湘南のひとつの小さな集落にどうい保育所をつくるかなんていうことを決められるはずがない！ そんなことを決められるのは湘南の市民だけだ。そんなの常識じゃないか。制度としてそういう姿を実現しなければならぬということですね。

## 2-3 スウェーデンの福祉国家戦略の持つ日本へのヒント

これは4つあります。

1. スウェーデンの福祉体系というのは非常に参考にはなるけれども、全体としてその導入を図るなんていうことは、できっこない。条件がちがいきすぎる。しかし、負担を増やして福祉サービスの水準を上げて受益感覚を持たせて、そういう経緯を踏まえながら国民との対話や与野党との対話を通じて適切なビジョンを形成して、そのビジョンによってものを考える。

——これ以外に方法はない。いま申し上げたことは日本ではなんにもやられてない。これをやるべき時期がきてから、もう

すでに30年たっている。

2. 膨大な財政赤字と、累積債務を抱える公共部門の危機的状況にかんがみ、できる限り早期に、ビジョン付き増収措置を開始しなければならない。その際スウェーデンの例をさらに超えて、財政赤字の縮小と、福祉制度の機能不全の是正と、福祉水準の段階的向上に加えて、さらに未曾有の大災害からの再生を四方睨みでやらないかん。

——エランデルの場合には一方、1つしかなかった。前向きの施策を考えるだけでよかった。日本の場合には4つの政策をいっぺんにやらないかん。最初はとにかくなんとか消費税率を5%上げて、赤字を減らす以外方策はないのです。

3. 常にワイズ・スペンディングを目指し、また、公債や借入金の依存を徹底的に排除しなければならない。
4. このような困難きわまる制約を成功させるためには、現在やろうとしている「外需中心の成長戦略」はどうしても実施しなければならない。

——現在、安倍内閣の推進しているアベノミクス政策は、全体構想として成長力の低下の克服とデフレの克服を目指し、さらに積極的に成長戦略を押し進めようとしており、この方向に道筋をつけつつあります。この方向の上に立って、スウェーデンで成功した福祉国家形成戦略の持つわが国へのヒントを長期的ビジョンとして考えてゆかねばなりません。

## 2-4 高度福祉国家推進戦略の成功のための基礎的条件

第一に、指導者が理想と倫理性に裏付けられた確固たる信念の下に、たえざる対話のうちに国民の受益感覚に訴え、穏健な手法であせらず、あわてず着実に施策を展開することが必須の前提である。

第二に上記の政治的プロセスの中で国民負担増を求めるに際して財源の使用先を国民に提示し、政策目的を明らかにして、いやしくも国民にこびるような「ばらまき」は絶対に避けなければならない。その支出でどんな政策効果が期待され、結果としてそれが実現したかどうか、国民に説明できなければならない。

——この説明は、現在では非常に簡単です。赤字を減らすということしか今はできませんから、赤字をこれだけ減らしましたという説明はできると思う、これ、13.5兆円の増税によって



このことの筋道をつけることが大事だと。そのうえで、経済・社会に好ましい効果をもたらすような新たな前向きな政策を考えて、また増税する。今までサボってたんだからしょうがないでしょう。

第三に、福祉全般の充実のための公的な支出等は、現在の国民の負担増で賄う。

——将来の国民に負担をおっつけるとのことだけは絶対にやっちゃいかん。

公債や借入金に依存してはいけません。公的支出の必要性を認め実施した現世代の人々が負担すべきである。

——この中にも若い人たちがいっぱいいる。あなた方に負担を押し付けちゃいかん。私はこれでもかつては2000万円ぐらいの所得はありました。いまスウェーデン型にすれば、私の負担は倍以上になる。ここにいらっしゃるあなた方若い方々全員で払う税金より私がひとりで払うお金のほうが多いのかもしれない。「私に払わせなさい」ということです。

市場経済の下では、景気変動が避けられず、景気下降期には公的支出増や減税などの方法により、経済を刺激するケインズ型の政策の下で一時的に公的借入に依存することもやむをえない場合もある。……さらに、一時的にふくらんだ借入等は早期に償還する措置をとらなければならない。

——景気が悪いから仕方なしにやったのはしょうがないけども、ちょっとでも良くなればすぐやめる。ちょっと良くなってもまだまだこれでは不十分だなんていうバカなことは言わさない。インキュベーション（incubation：潜伏期）にいるからまだだめだなんてのはもう、政治家のしょっちゅう言う言葉ですけど、それは理屈にならない。

## 2-5 IMFによる財政健全化のシナリオ

国際機関は、日本の増税に絶対賛成です。

2011年の9月8日にIMFが日本に持ってきた資料によると、消費税率引き上げは当初はたしかに経済成長を弱めるけれども、財政に対する信頼を回復させることによって、徐々に埋め合わせられる。それは、あるところまで進歩した経済にとっては、赤字を減らすというのは成長促進になる。IMFは堂々とこれを日本に持ってきた。消費税率引き上げは当初は経済成長を弱めるけれども——という、これが非常に大事だ。したがって、段階的に消費税は、2012年から2017年のあいだに1年あたり1.75%上げなさい。急速にさらに急速に

やるのが望ましい。2012年から2014年のあいだに1年あたり3.33%ずつ上げなさい、と言ってきたんです。このほうが日本はうまくいく、と。私もIMFの意見に賛成です。

## 2-6 スウェーデンモデルは日本に適用可能か

現在の内閣の基本的方針では、とにかく2015年までに5%消費税を上げて、2020年までに基礎的財政収支を均衡にもって行って、それからの話はそこでの選択としてまた考えざるを得ない。この通りやろうと思ったらこれ、えらいことです。

経団連の21世紀政策研究所が出したもっともショッキングな数字（2012年4月）ではこのまま放っとくと、現在GDPの200%に到達している累積債務は、500%に達してしまう。GDPの5倍にもなる債務を負担して、日本経済が成り立つわけがない。どっかで日本は破綻します。つまり200%でとにかく維持するという状態が「基礎的財政収支均衡」です。この状態は債務負担自体は増えます。しかし、GDP対比の債務負担率は維持される、こういうところまでは何とかやらなきゃしょうがないでしょう。ほっといたらこうなります。経団連が大きな声で「絶対に増税が必要だ」ということを言いつづけている、最大の理由はこれです。

最後に、「スウェーデンモデルは日本に適用可能か」——適用可能ではありません。できるかぎり適用せざるを得ない、というのが私の答えです。そのためにはまずアベノミクスの成果の上に立って、成長力の回復とデフレ克服を背景として、基礎的財政収支の計画通りの均衡回復を実現し、スウェーデンモデルの長期的な実現の方向に政策を推進してゆくしかありません。つまり、日本にスウェーデンモデルは適用可能ではないけれども、できるかぎり適用しなきゃいかん。その期間は、10年や20年ではない。今から始めて、延々とやらなきゃだめだ。20年後30年後に少しでも出生率が上がりはじめたらいいとせにゃいかん。しかし政府のしっかりしたヴィジョンと政策実行力の下で国民の自信がよみがえり、もっと早く出生率は上がるかもしれない。出生率は、早く上がりはじめたらはじめるほど、結果はよくなると、私は思います。

（2013年12月7日加筆）



# 外国にルーツを持つ子どもたちの今

— 子どもくらぶ「たんぽぽ」の取り組みから —

リリアン・テルミ・ハタノ 近畿大学総合社会学部 准教授

〔第 28 回文明研究所講演会〕  
2013 年 1 月 15 日

**司会** それでは東海文明研究所の講演会を開催させていただきたいと思います。まずはじめに文明研究所所長の川野辺裕幸先生からご挨拶をお願いしたいと思います。それでは先生、お願いいたします。

**川野辺裕幸** 文明研究所の講演会は年に 2 回ぐらいやっております。今日は近畿大学のリリアン・テルミ・ハタノ先生に来ていただきました。今日のテーマは「外国にルーツを持つ子どもたちの今」ということで、日本にいらっしゃる外国人の子どもさんに、NGO の団体を主宰されて教育をされている、そういうお話を含めて、ご講演を伺おうと思っています。外国人の子どもたちと日本との関係、日本の教育の在り方というのはとても大事なことで、これからますます日本もそういう人たちと一緒に日本をつくっていく、あるいは日本が外国に開いていくということにとっても関係することだと思っています。文明研究所もこの点についてはいろいろ努力をしまいいましたし、東海大学もいろいろなかたちで関わってきました。2009 年から、ブラジルの政府と一緒に、ブラジル学校の先生を通信教育で育成するというプロジェクトに丸となって取り組んでおりますし、今日、あとでご紹介をされる小貫先生はもう何年もかけて、日本にいらっしゃる外国人の子どもたちと一緒にいろいろなかたちで、教育も含めて交流していくというプログラムをやってきています。

今日は、そのような関連のなかで、リリアン先生にお話を伺おうと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

**司会** どうもありがとうございました。それでは、ご紹介はわたくしよりも長年のご友人でいらっしゃる、教養学部の小貫先生からリリアン先生をご紹介いただきたいと思います。それでは小貫先生、お願いいたします。

**小貫大輔** リリアン先生をご紹介したいと思います。リリアン先生は、日本に来られてもう 20 年になります。彼女のご両親は、戦後日本からブラジルに移住された日系移民で、お母

様は、先にブラジルに移住していたお父様と写真で知り合っ  
て、それでブラジルに呼び寄せられたそうです。まだ会った  
こともない人のお嫁さんになるため、船に乗ってはるばる 40  
日かけてブラジルまで行って、初めて向こうでお父様と出  
会い、結婚されたということだそうです。

リオデジャネイロという当時ほとんど日系人の住んでいな  
い街で、ご両親はブラジル人の間で子どもたちを育て、でも  
家庭では徹底して日本語を使いつづけていたということです。  
リリアン先生は、ごく普通のブラジル人としてブラジルの大  
学へ行って、ブラジル人として生きてきたのですが、家庭の  
中では日本語を喋っていた。それが日本に留学するきっかけ  
でもあり、結局日本に留学してから 20 年、ずっとそのまま滞  
在することになったそうです。

今は近畿大学で、日本人の学生たちに社会学を教えてお  
られます。彼女はぼくたちの大学とすごく親しくしてくださ  
っていて、先ほどもご紹介がありましたが、東海大学は日本に  
住んでいるブラジル人の方々のために、ポルトガル語での通  
信教育の教員養成講座をやっているんですね。200 人以上  
の人たちがそれを受講しているんですが、ポルトガル語の授  
業なので、インターネットを通じてブラジルの大学の先生に、  
ブラジルからインターネットで授業をしてもらっています。受  
講生の人たちは昼間仕事をしたあと、お家に帰ってから毎晩  
夜遅くまで一生懸命大学の講座を勉強しているんですが、そ  
ういう人たちを集めて、年に 6 回皆が集まってスクーリング  
授業というのをやります。そのときに、リリアン先生とぼくと  
それからあそこで赤い服を着ているシゲヨさんという方と、  
この 3 人で講師をして授業をやっています。あちらに田口先  
生がいらっしゃいますが、その田口先生とか、いろんな先生  
がたに協力していただいて授業を作り、われわれが講義する  
わけです。それでなんと 4 年近くにわたって、律義に律義に  
お休みの日になるとスクーリング授業に出てきていただいて、  
年に何回も授業をしていただいている方です。

今日は、彼女が滋賀のほうでずーっと長く続けている教育  
の活動、ブラジルやよその国から来た子どもたちを対象に行

っているボランティア活動のお話を中心に、日本に住んでいる外国籍の子どもたちのいろんな教育の状況についてお話しいただこうと思います。それでは皆さん拍手でお迎えください。(拍手)

## 1. 普通の家庭環境とは？ 日本とブラジルの間で

リリアン・テルミ・ハタノ どうぞよろしくお願いします。「外国にルーツを持つ子どもたちの今——子どもくらぶ『たんぽぽ』の取り組みから——」(レジメ)というタイトルを付けていただいています。私が活動しているボランティア・グループの名前が「子どもくらぶ『たんぽぽ』」なんです。

先ほど私の紹介というところで、もうすでにお話をさせていただいた部分はあるんですけど(レジメ:自己紹介)、まあ「普通」という言葉はよく使われるんですけど、「普通」というのは人によってかなり違うものです。私にとって「普通の家庭環境」というのは、2つの言語、2つの文化というのは両立するものである、それが普通だったんですね。ところが、必ずしもそれを普通だと思わない人たちと出会ったときに、いろんな衝撃だったりとかがありうる。この、私にとっての「普通」である「2つの言語、2つの文化」ということが、日本に来ている私と同じような、いわば私の後輩にあたる子どもたちにとっては「普通」ではなくて、親と共通する言語を持たなかったりとか、子どもは日本語しか話せなくて親はポルトガル語しか話せないといったような現状があるんですね。それが今、一番の私の課題とされているところで、こうした状況にすごく疑問を持っていますし、子どもにとってもそれが残念な状況があるということが一番の課題として思っております。

私が来日20年という学生皆さんほぼ誰でも20歳ぐらいの時じゃないかなと思われるでしょうから、おおよその年齢がばれるのでそこは強調してほしくない和前もって小貫先生に伝えておいたんですが、2回ほど言っていましたね(笑)。最初は幼児期に来たことがあります。そのときはなぜ来たかという、妹が生まれたときに持病がありまして、手術のために1年半ぐらい日本に来ました。母親は病院に看病のために行っていたので、私は2歳ぐらいにはもう保育園に入れられて、かなり早い段階でもう、教育の環境ですね、そういった勉強する状況におかれていた、入れられていたんです。

その次が大学に入学するときです。ブラジルの公立大学ですね、州立だったり連邦とかいろいろとあるんですが、そ

こに入れば大学に行けますよというのが私が小さいときから親に言われていたことでした。というのは、ブラジルの公立大学に入ると無料なんですね、学費が。日本にある大学は、東海大学も近畿大学もそうですけれども、学費が無料ということはないんですが……。つまり、公立大学に入れなかったら大学に行けません、その代わり、入れたらご褒美として日本に2カ月遊びに連れてってあげるという、いわばエサですよ。だからモチベーションはそこにあったんですけども、そういうことで大学に合格したときに、両親がプレゼントとして日本に行けますよーということで来ました。

それで、そのときの印象がやはり……。皆さん、海外に行かれたことがある人ってどのくらいいますか？ ちょっと手を挙げてみて……。半分ぐらいですかね、ぜひ若いときに海外とかそういう経験をしていただきたいなーと思うんですね。私は18のときに来た日本の印象がとてよくて、この世に天国が存在するんであればそれは日本だと思うぐらいよかったですね。それはもう、チャホヤされてはおいしいものを食べ、絵葉書にある日本のいろんなところを全国回って、ということがあって、天国が日本であるのなら少しでも長くいたい！という思いで留学を、学部るとき、ちょうど皆さんと同じぐらいのとき、そうですね19から20のときに最初に留学経験をしました。

で、その留学のときに、天国であった日本が1週間ぐらいでイメージが崩れていくというような(笑)。やはり観光で旅行とかおいしいものを食べて行く日本と、実際に生活していくというのはやっぱりギャップがあったり、案内する親がいるのと、全部自分でこなさなければならないものとのギャップはありましたけれども、イメージとは違ったわけです。まあ幸いに、ここにも留学生が何名かいらっしゃると聞いておりますが、やはりそのときにいろいろな国から留学してきた友達ができたりしたことはすごくよかったです……。

2回目の留学は、大学を卒業してから日本に来て、もっと専門的に、さきほど言った外国にルーツをもつ子どもたちの教育について研究し、現在に至っています。今は、ひとつは日系ブラジル人二世として、もうひとつは在日ブラジル人一世という2つのアイデンティティを持ちながら、日本で生活しているということです。

## 2. さまざまなルーツを持つ子どもたち

イントロがけっこう長くて申しわけないんですけども、これからちょっとクイズですね、イントロとして、つぎの子どもたちの共通点を皆さんにちょっと考えていただきたいんですが、20人ぐらいの子どもたちの写真をこれからお見せします。それで皆さんがこの子どもたちの共通点は何だろうということをお考えください（レジメ：次の子どもたちの共通点は何？）。……まあ、外見でというとかわいい子どもたちですよ、皆さんね（写真）。どうでしょう。どういう共通点？ 残念ながら当たっても賞金も何もないんですけど、これはじつはアメリカの子どもたちなんですけれども……どうでしょう。誰か挑戦してみませんか？

この子どもたちの共通点は、じつは全員日本にルーツを持つ子どもたちなんです、全員。もちろん、子どもたちは日本だけにルーツがあるというわけではなくて、なかには5つも6つもルーツがある子どもたちもいれば、2つぐらいのルーツの子もいます。だからこの子どもたちの共通点は、いろんなルーツを持つ子どもということですね。

たとえば有名人であればダルビッシュとかベッキーとか、皆さんはもっとたくさん知っているでしょうけれども、まず外見でその人が日本人かそうでないかというのは、もうわからない時代に入っている。さまざまな外見の子どもたちを、皆さんがどう思うか、受け入れるか。そういう子どもたちの居場所だったりとかを、どう思うか。これがひとつ、考えてもらいたいことです。

それからもうひとつ、実際に子どもたちについてお話する前に、どのぐらい皆さんがご存じなのか（レジメ：人の移動）、日本の港とか空港を通る人たちがこれだけ、5200万人というのは1年間でそこを出たり入ったりする人の数なんです。それで、日本に来る外国人と海外に渡る日本人、どちらが多いかということを知りたいと思うんです。日本に来る外国人のほうが多いと思う人、ちょっと手を挙げてくれますか？ あ、少ないですね。では、海外に渡る日本人のほうが多いと思う人？ あとはちょっとわからないという人ですかね、まあ、若干こちらのほうが多いようなんですけども、よく勉強されていると思います。944万人が日本に入ってくる外国人ですけれども、そのおおよそ倍ぐらいの1664万人の日本人が海外に渡っています。これはいろんなところで聞くとけっこう認識が逆で、日本に来

る外国人のほうが圧倒的に多いと思う人のほうがたいていは多いんです。皆さんはけっこう勉強していらっしゃるから、そうじゃないという答えが多かったように思います。これはもちろん出たり入ったりだけなので、長期の人もいれば数日という人もいますが、そういう動きがあるということですね。

次に、これは見たことがありますか？ 留学生はたぶんこういうのを持っているんですけども、外国人登録証明書（レジメ）という、これは私の古いものです。今は在留カードに変わりましたが、こういうカードを持っている外国人の数に関するデータがあります。

それがこれなんですけれども（レジメ：日本社会の多文化状況）、まあ、こういうデータはどこでも見られるのであまり詳しくはやりませんが、いずれにしても一番多いのは中国（67.4万人；32.5%）、それから韓国・朝鮮（54.5万人；26.2%）、ブラジル（21.0万人；10.1%）——ブラジルがまあ3番目に、でもたぶん今年はフィリピンと逆転するのではないかなとは思いますが、それから、その他で180カ国からの人（20.1万人；9.7%）がいる、まあ、ある国は1人しかいない、ある国は何十万という感じなんです。あともうひとつ注意していただきたいのは、その国籍数は190カ国、ほとんど国連加盟国の数に近いんですけど、あと無国籍でどの国籍も持たない人たちもおおよそ1100人（0.1%）ぐらいいるということです。（2012年12月末現在では、中国65万2555人、韓国朝鮮53万46人、フィリピン20万2974人、ブラジル19万581人であり、ブラジルは20年以上維持してきた3位をフィリピンに譲ることになった。）

それで、神奈川県はどうなのかというと（レジメ：神奈川県外国人登録者数）、東京に次いで多様な地域なんです。だから皆さんは、いろんな人に出会う機会があるという意味ではすごくいい環境ではないかなと思います。まあ神奈川県だけでも無国籍が178人いるということで、それを多いと思うか少ないと思うか、いろんな考え方があると思うんですけども。

## 3. ブラジルから日本への逆移民

このへんはサラッとやります（レジメ：在日ブラジル人の急増）。さきほど私の母親の話がありましたけれども、移民について学校教育で勉強してきた人ってどのくらいいますか？ 移民について——ちょっと手を挙げてくれますか、移民、い



ない？ あ、そうですか。何気なくさっき自己紹介したけど、日系人って何？ と思ってる人もいるのではないかと思います。

皆さんはバブル期というのは体験してないんですけど、80年代の半ばにブラジルで発行している日本語の新聞に「(日本に) 仕事に行きませんか」という感じの広告が載りはじめるんですね(レジメ: 在日ブラジル人の急増)。いちばん最初は1985年で、説明会を聞くだけで1000円くらい支払っていたそうです、日本に働きに行くということで。

このような広告で(レジメ: 募集広告)、富士山を載せた、まさに富士山はこのキャンパスからでも見られるんですけど、各地でそういう説明会があって、2~3会場行けば3000円もらえるというような、へたなアルバイトよりも(笑)というような感じがあったんです。まず募集があったということですね、そこをやはり見落としてはだめだと思うところで、まあ、そういうような仕事があった。それと、あとブラジルの事情。ブラジルで勉強しても仕事がないとか、プッシュする要因とプルする要因がブラジルと日本双方の間にあったということです。

それで、法律(出入国管理及び難民認定法)が1989年に変わって、89年の14000人からどんどん倍増していってます(レジメ: 在日ブラジル人の現状)。すごく短いスパンでどんどん増えていく。最高が2007年で、31万人まで増えたんですけど、そこからずーっと減ってきています。外国人の総人口は3年連続で減っているんですね。

さきほど移民という話があったんですけど、20世紀初頭に、「さあ行こう 一家をあげて 南米へ」というような募集にね、海外に渡るという、これが移民の話なんです(レジメ: 海外集団移民)。これじつは、こういう話はだいたい半年かけて勉強するのでここではサラッとやりますけど、ブラジルに関しては、移民が始まってから100年過ぎているということです。

それから「日本社会の縮図ともいえる学校で外国にルーツを持つ子どもたちはどのような状況でしょうか？」(レジメ)ということなんですけれども、お配りしたチラシの内容に間違いがあって、申しわけないんですけどちょっと訂正させていただきたいんですが、チラシの裏のですね、ひとつは「日本の公立学校に通う子どもたち」がいて、あとはブラジル学校——神奈川、厚木にブラジル学校がひとつあるんですけども、その「ブラジル学校に通う子どもたち」のところで各種学校(朝鮮、中華、インターナショナル)と同じくらいの学校

が今は15校あります。

#### 4. 「たんぽぽ」の子どもたち

「ブラジル学校に通う子どもたち」と「どの学校にも通わない子どもたち」「日本の学校に通う子どもたち」がいる(レジメ: 在日ブラジル人の子どもたち)と、大きく分けることができます。いま現在は、「たんぽぽ」——こう省略しますが——の子どもたちは、日本の公立学校に通う子どもたちが圧倒的に多いです。2人ですね、今ブラジル学校に通う子どもたちは。うち1人は、ついこの前までは日本の学校に通っていた子どもです。どの学校にも通っていない子どもたちというのは、今まで私はいろいろ出会っているんですが、今日現在そういう子どもたちとの接点は少なくなっています。部分的にちょっとお話はさせていただきますけれども。

子どもくらぶ「たんぽぽ」(レジメ)というのはどういうところなのかというのを——やっとなら本題に入りますけれども、設立は、私が皆さんと同じように大学の院生だったころに(皆さんは学部生が多いと思うんですけど)、そういう子どもたちとの接点を持つために地域ボランティアとかいろんなことをやりたくてですね、大阪の豊中市というところがあるんですけど、その国際交流協会に「子どもメイト」というグループがあったんですね。そこに、たとえばこのぐらいのスペース、もうちょっと狭いですがね、この2つのテーブルのずーっと最後まで行ったぐらいのスペースに、週に2回子どもたちを集めて勉強をみてあげるということをしていました。月1に——そのときは中国帰国者という子どもたちが多かったんです。その中国帰国者のお孫さんですね(さりげなく中国帰国者って言いますが、それを全部説明していくと時間が足りなくなるので、また勉強していただければと思いますけども)、その子どもたちが月1で中国事情、中国のことを勉強する日がありました。そのときにそのグループには1人ブラジル人がいるということで、そのブラジル人の子どもに中国事情の日にはやっぱりブラジル事情とか、ブラジルについて話す機会があればということで友達に言われて関わったんですけど、そこがすごく私にとってはよかったというか、いろいろと考えさせられたんですね。

たとえばこの部屋ぐらいのスペースで、最初はばらばらに点在している子どもたちが週に2回集まって出会うんですね、中国語でいろいろと話したりとか。初めはこの部屋の入り口、

ここから子どもが入ってきて壁沿いに歩いていったのが、半年くらい経つと真ん中に行ってみんなにあいさつしたり、明るくなっていく。中国語を話す場があるだけでもほんとに子どもたちが明るい、明るくなっていくんですね。シュンとしておとなしくて肩身を狭くしているような子どもが、ほんとに数カ月するとみんなと友達になって明るくなっていく様子が、これはいいな、と。私は中国語が残念ながら全然できないんだけど、そういう場所ができればいいなと思ったんです。

そのとき私は滋賀県で、以前から日本語を教えたりとか、先生にポルトガル語を教えたり、ほかのいろんな団体のお手伝いをしていたんですけども、そういう場を仲間と一緒につくったらどうかと、滋賀県はブラジル人が多いのでつくれたらなーということで、「オリーブ」というグループのいろんなスタッフに呼びかけて立ち上げようよと……それが1999年です。

さきほど20年日本にいて言いましたけれども、その子どもたちの活動を始めてもう今年で14年目になります。子どもをサポートする活動というのは、大人には事情があってやめなければならないって言えるんですけど、子どもはそんな事情なんて関係ないですよ、なんでやめるの？ というような。それがいつの間にか、もう14年ずっと週1で活動しています。就職してからもなんとかそれを確保できているんですけども、曜日はけっこう変えてるんですが、なんとかやっています。

対象は小学生から中学生、義務教育の年齢の子が中心のメンバーですけども、でも小学生にその弟とか妹がいたりとか、卒業して行って高校生とか大学生になってから来たりする時期もあったんですけど、今は6歳がいちばん下かな。小学校に入るちょっと前から来ている子と中学生までの、中学生はいちばん上でいま中2ですね、まだ受験年齢ではないという時期です。

## 5. フワフワ飛び、深く根をはるタンポポの花

場所は、この公設民営というのは、公民館みたいな、こちらでもそういう場所あると思うんです、公民館みたいな場所であるけれどもそれぞれのボランティア・グループがその鍵を持っている。だから私たちが管理できる、トイレ掃除をしたりとかあるいは地域の人との接点を持てる、場所としては非常に面白いところで、地域通貨でも有名になったところでもあるんですけども、まあそのへんの話はこの程度にし

ておきます。

なぜこの名前、子どもくらぶ「たんぽぽ」か？ なんで最後の「ポ」はカタカナかっていうのは、これはまちがいでなくて、私がポルトガル語教室をやっていたのを、就職してからは何日もボランティア活動をできないので、全部吸収合併したというところでポルトガル語という意味の「ポ」ですね。あと、滋賀県には「たんぽぽ」というグループが3つあって、全部違うことをやっているんですけども、どの「たんぽぽ」か区別するためにもいいかなということもありました。

なんでたんぽぽかというのもちょっと由来というか思ったことがありました。タンポポというのは皆さんご存じのように、このお花、ここにあるすぐすぐすきなポスター、これに合うような話をしないとだめなんですけども、タンポポの花ってフワフワ飛んでいきますよね。子どもたちはずっと同じところにいるのは望ましいことじゃないんです。子どもたちにとってはそれぞれの自分のいるべき場所に、自分のスペースを獲得するために飛んで行ってほしい、自立して飛んで行ってほしいという思いがあってつけた名前なんです。でも、花が飛んでいくだけでなく、飛んできた花もあって、気がつけば14年が経っていた。「たんぽぽ」のような活動が必要ない状況に社会が早く変わってほしいと思っているんですが、思いのほか長く続けることになっています。それとあとで聞いたのは、タンポポの花というのは根が深いんですね。根が深いからずっと長く続くという。「ネーミング」にちょっと失敗したかなというような面もあるんですけど……。まあいずれにしても、さまざまな子どもたちに、いま多分110何人かな、統計はとってないんですがいろんな子どもたちに出会っています。

## 6. 「たんぽぽ」の活動

それで、どのような活動をしているかというのは（レジメ：主な活動内容）、今はこの〈継承語＝母語教室〉、継承語というのは本来親から子へ継承するはずのことばですね、母語ともいえると思うんですけども、ただ残念ながら親との共通のことばが話せない、つまり（保育園に始まる）日本の学校へ行きはじめると、もう親との共通のことばが話せなくなる、というか話さなくなる、そういうことなんです。私はポルトガル語を担当して教えているんですが、あとは塾のように算数だったり数学、理科、社会、子どもがわからないことを持ってきて教えたり（教科補充）、あと、〈子どもの放課後の居場所〉

ですね。日本って子どもがお金を使わないでいられる場所というのは、特にこの寒い時期にいる場所って意外と少ないんですよ。活動を立ち上げた当初は、寒いときに公園に行っただけでは——いま考えるとけっこう怪しいことをやっていたんですね、「こういうところがあるんだけど、遊びにこない?」とか誘ってるんですよ(笑)。学校が終わってから子どもたちがたむろしていると近所の人は文句を言うし、だからといってゲームセンターへ行ってもお金がないとつまらないし、ということで暖かくて安全な場所を提供しながら子どもたちともコミュニケーションがとれる、そういったような場所をつくりたかったというのもあって、子どもの放課後の居場所ということで始まりました。

あと、日本語が当初まったくわからない子どもというのは、まさにパラシュートで——ブラジルから日本へ飛行機で飛んできて上空から日本の学校に落とされ、ある日突然日本語だけの環境に入れられるようなもので、やはりそれはしんどいですよね。いちばん最初に活動を立ち上げたときは——今でも私のこの携帯の番号はずっと一緒なんですけども——ほんとに荒れた子どもたちがいたんですが、そのときに持ちはじめた携帯なんです。私の携帯は、たとえば警察から電話があったりとか、ほんとにヤンチャな子どもをかかえて手放せなかったりとかで、そういう荒れた時期の子どもたちがけっこうたくさんいたときだったんですね。その子たちがやっぱり(日本語がわからないから)日本は楽しくないということがあったので日本語を教える、〈日本語指導〉をするようになりました。今はもう完全に様変わりして、日本生まれ日本育ちの子たちなんですけれども……。そういうことで、いろんな子どもたちに出会うごとに、その子に合った、自分がほんとうにやりたいこと、それからとにかくその子が前向きになれることはなんでも、なんでもというか、やれる範囲ではやってきたつもりです。

あと最近では〈社会見学〉、親がほんとに仕事で忙しくて、自分の子どもをたとえば週末にどこかへ遊びに連れていきたくてもそれができない、といったようなこともあるでしょうから、そういった子どもはいろんなものを見たことがないということで、たとえば休みの日にどこかへ連れていったりとか、簡単なプラネタリウムだったりとか、いろんなところへ連れていったり、博物館とか、本物を見てもらうというようなことですね。

あとは〈地域への情報発信〉などもしています。無料で使える会館もあるんですけど、そういうところではなくて、あえ

て地域の人やいろんな団体が使っている場所をお金を払って使っています。この地域にこういう子どもたちがいますよというような、あえて何かを発表するわけではないんですけども、活動と存在をとおして地域の人にアピールしていく、慣れていってもらって、子どもたちも地域の人たちと接することに慣れていくような環境をつくる、というようなことをやったりしています。

今までの取り組みをいくつか紹介したいということなんですけれども(レジメ:今までの取り組みの概要(1))、神奈川県はたぶん全国でいちばん——ここ神奈川県の高校の先生たちはすごくがんばって、一生懸命多言語進路ガイダンスを、「高校へ行くための進路ガイダンス」というのをやっていたんですけど、そういう取り組みは滋賀にも大阪にも全然なかったんですね。そこで、私たちのグループでは親たちに「高校ってお金かかるんですよ」とか「受験ありますよ」と説明することをやったりとか(2001年)、あと、その当時、立ち上げた頃は元気な子、特に男の子は元気で、エネルギーはもうありあまっているのでカポエイラとか、〈カポエイラ教室〉ですね、格闘技でもあるし踊りにもなる、そういうカポエイラ教室を開いて(2001)そのエネルギーを使うというような、ね、いろんな人と接点を持てるような関わりをやったりしています。

あと日本語がわからなくて教科書を読めない子が、1つの漢字を調べてそれで今度は意味を探すという作業はもう大変な労力なので、そのときは助成金をもらって(2001年)、これも大変だったんですけども、小学校4教科と中学校5教科(国・理・社・数・英)の、全学年の教科書にすべてルビを打ってですね、中学校2-3年生の社会なんかそれはもうすごい漢字の数です。そういうルビ打ちを全部やって、今度はそれをコピーして子どもや学校に渡したりとか、少なくとも先生がたとえば「読んでください」と言ったときに一緒に読めるとか、何かクラスでの活動に共に参加できるようにとの思いで、はたしてどのくらい効果があるのかはかなりのハテナですけども、まあ、でも子どもたちにとっては、なかには役に立つものもあるのではと期待しつつ、子どもたちにコピーを渡したりしていました。

それから、ブラジルに行ったスタッフがいたので、その体験を地域の人に紹介したりとか(2002年)、ブラジルというのはこういう国でというような話をしたりとか、あと、皆さんにとって受験というとまあ高校受験もたいへんですが、たぶ



ん大学受験というのがいちばん真っ先に念頭に浮かぶと思うんですけど、外国籍の子どもにとって高校へ行くということはまだまだ厳しくて（レジメ：今までの取り組みの概要（2））、たとえば日本の学校で勉強して今の皆さんみたいに大学生であるということはすごい努力、がんばってきたんだなと思うんですけど、本当にその前の段階で挫折する、能力はあるのにあきらめてしまっている子どもたちが本当にたくさんいます。高校進学について神奈川県には枠があるんですけど——特別選抜ですね、やはり滋賀にはありません。ですから私たちは高校入試特別措置を実施してくれないかとか、特別枠を設けてくれないかと陳情したりして（2003年）……ほんとは最初は請願にするつもりだったんですが、それですと一度断られてしまうともう絶対にあと何もしてくれなくなってしまふそうなので、それはちょっと控えてですね——そういった活動はほんとに小さな働きかけで、もちろん圧力団体とは全然違いますし（笑）、それはほんとに小さな、自分たちの向き合う課題をひとつひとついねいに扱って、それをどこかに投げかけるといったような活動をやってきました。最近はそのままで積極的にできていなくて、毎週の活動で手一杯のような部分はあります。残念ながら高校進学の特別枠は今もまだありません。

それと映画ですね（レジメ：今までの取り組みの概要（3））。『ヘンニムの輝き』（2006年）という、神奈川の多言語保育園のですね、地域はちょっと忘れちゃったんですけど、その保育園のドキュメンタリーだったんですけど、とてもよかったのでその上映会をしたり、地域の人にもっといろいろな外国人のこともブラジル人のことを理解してもらうためのイベントを開催したりしました。あと、最近いちばん印象に残っているのは、ポルトガル語の演劇で、それは子ども自身が自分で脚本を書いて自分たちで演技をするというのをクリスマスにやったんですね。『サンタさん、大ピンチ』（2007年）という演劇だったんですけども、そういうようなことをやって訳すのを手伝ったりとか、そのときどきの子どもたちと共にいろんなことをすごく楽しくやってきています。

## 7. 「たんぽぽ」の現状と課題

いま、直面している課題として思うことはですね、まず「二世の増加」ということで、まあ、二世の増加自体は課題ではないんです（レジメ：子どもたちの現状と課題）。それは当然

の結果なんですけれども、私は一世であり私の子どもは二世ですよ。在日ブラジル人二世になるんですが、そういう日本生まれ日本育ちの子どもが増えてるんですけども、残念ながら長時間、たとえば12時間から15時間仕事をしている親がいるとすると、その子どもたちはほんとに親と話す時間が少ないので、話す時間が少ないから「母語＝継承語」が育たないということもあったり、日本の学校もその母語のところの認識が浅いというか、あるいは、いろいろな多文化であるということが必ずしもそれがプラスとして認識されていなかったり、ということで子どもたちが親との「共通の言語」を失っている状況が今いちばんの大きな課題だと思います。今、高校生・大学生という子どももちろんいますけれども、「たんぽぽ」の今の二世というのは中学生ぐらいですが、これからますますコミュニケーションが必要になってくる年齢なのに、親との共通の言語を持たないというのは、これはけっこう大変だと思うんですよ。子どもがたとえば悩みを持っていて、それを言っても親が「え、もう1回言って、もう1回言って」というふうだと「あ、もういい」ということになっちゃうんですよ。「もう、めんどくさい」となっちゃって、そういう家族というのはやはり課題が生じてくるでしょうね。

あと「家族の分断」です。いろんな分断があつて、もともと家族の一部がブラジルに残っている、というのがあります。それから、こちらに来ていたんだけど、教育のことをいろいろ心配して、子どもだけ送り返したという家庭もあります。子どもは日本で生まれたんだけど、お父さんだけが日本に残って、お母さんと子どもがブラジルにいるということもあるだろうし、両親だけ日本に残って子どもはブラジルでおじさんとかおばあちゃんとかに育てられている子どももいますし、最近のパターンはこれも当然の結果とも言えるんですが、日本で育てている子どもがブラジルのことを外国であるかのように思ってしまう、しょうがないので子どもだけ残って両親だけがブラジルに帰ってしまう、というようなことですね。グローバル化した社会だからそういう家族の分断が起きても当然と言えば当然なんですけど、さまざまな事情でやむをえずということになると、いろんな問題があるかと思います。

私が思うもうひとつの課題は、「子どもが親の言語・文化を否定しないような環境づくり」というのがもっとあってもいいんじゃないかなと。肯定的にですね。たとえば私が、私の両親は日本人ですけども、私は親が日本人であるということ

を何かそれは悪いことであるとか、隠さなければとか（まあ、この顔に出ていますね）隠さなければならないなどと思ったこともないですね、ブラジル育ちながら、そういう、外見がアジア系だと、日本へ来たりしたときに、隠したりとか隠さなければならないというふうになったりする状況というのはどうなんでしょうか、ということですね。

もうひとつはやっぱり親＝保護者が教育熱心ではないとか、いろんな研究もありますけれども、保護者が保護者としての役割を果たせない環境が現実としてあるのではないかと、ある研究では「顔の見えない定住化」と言っていましたけど、ほんとに顔の見えないような生活、付き合いもまったくなく月曜から土曜までずーっと工場です仕事をして、週末だけちょこっと地域のスーパーで買い物をしたり洗濯とかで1週間が終わってしまう、そういうような状況というのはどうなんだろう、と。

## 8. 外国人が日本で使う「通名」と本名

私の専門というか博士論文では名前について研究したんですけれども、ちょこっとそれを紹介したいと思います（レジメ：「本名」「通称名」とアイデンティティ）。私はあえてカタカナで「リリアン・テルミ・ハタノ」と使っていますが、長いんですよ。いちばん最初にもらった給与の明細書は「リリアン・テルミ・ハ」だったんです。タノが入らない。で、それにひとつひとつ交渉して「なんでタノが入らないんですか!」というような感じなんですけどもね。まあ、日本名ではない名前と呼ばれることに慣れていない子どもたち——今「たんぽぽ」に来ている子ども——、実際に自分の本名を母語で書けない、知らない、というようなこと、あるいは親の名前も知らなかった、書けない、とかいったことが少なくないんです。普通に考えると「えっ?」と思うんですけれども、親がどこで生まれた、ブラジルはどんな国か、といったことのまったくイメージがない子どもたちがけっこうたくさんいます。

そこで民族というのか、そのへんは話が日系人となると難しいところなんですけど、いずれにしても「民族名」というのがどこにも正確に登録されてない状況があったりとか、自分の本当の名前が書けないというのは、普通は考えられないですね。でもそれが普通に起きているということです。それで、歴史背景は異なるんですけど、旧植民地出身者の「本名」と「通名」の問題というのがありますけれども、通名で生活している在日コリアンとかたくさんいますが、日本の名前を名乗っ

ていてこういう顔だったら日本人だとしてみんな周囲は思っていたりするけど、じつはさまざまなルーツを持つ人たちがいます。そうであるのに、ブラジル人の子どもたちもけっこう「リリアン・テルミ・ハタノ」という子が「ハタノ・テルミ」になっちゃって日本以外のルーツが隠されてしまうし、まったくポルトガル語も話せなくなっていく……。親のなかには泣きながら話す親たちもいたんですけど、たとえば「スーパーと一緒に歩くんですけども、なんか私がポルトガル語で話しかけると子どもがフツと私と話してないフリをするんです」「すごく寂しかった」というような体験をしている親ってけっこういるんですよ。そういうようなことは、やはりアイデンティティ形成期の子どもたちが自分のルーツに誇りや自信をもってアイデンティティを形成することが容易なものではない環境があるんですね。

かつては創氏改名というような時代があったんですけども（レジメ：「本名」「通称名」とアイデンティティ②）、今はまったくそのようなことは昔のように制度として行われてはいないんですけど、でも結果的にそうなっちゃってる。スペースがないから省略するとか、そういうようなことはどうなんだろうか? ということですね。幸い私の名前は「リリアン」という、LとRはちょっと違うんですけど、まあそこへんはそんなに違和感はないんですけども、でもスペルの違いによってたいていは英語読みか日本語読みですね、日本語読みになってしまうのでその発音がけっこう違う。たとえばちょっと古いんですけど「ロナルド」という選手がいますよね。ほんとはポルトガル語読みだったら「ホナウド」なんです。そうすると、「ホナウド」という名前の子供が、日本の学校に入ると「ロナルド」と登録されて、そう呼ばれるようになってしまったりするわけです。

名前をめぐるこうした状況がある中で、子どもたちは、自分のルーツに向き合うということが、そういう機会がないままにいる、だから「たんぽぽ」の中、少なくともそのクラブの中でその名前を書けるようになるとか、その名前で名乗って聞いても違和感を覚えずにすむようになっていってもら。それを学校で使うかどうかはまた別の問題としてありますけれども、隠したいとか名乗りたくないというようないろんな思いがあるのでそれは別としても、少なくともそういう場所を提供するというのはいいのではないかとということで取り組んだりしています。

つぎに、「地域」で「見えない」子どもたち(レジメ) っていういろいろありますけれども、多様な文化背景を持つ子どもたちが置かれている状況って意外と見えにくくなっているんです。さきほど、日本にいる外国人のデータがあったんですけど、8割近くがアジアとか中南米、それから私みたいな日系人とか、だから外見ではわからない。となると、「最近はけっこう外国人が増えたね」と言うけれども、じつはその印象以上にアジア人の割合が高い。意外と外見では分かっていないんですね。

そしてやはり、子どもたちの最大の利益というのはどのような環境なのか、そういう環境づくりというのをやはりもっともって考えていかなければならないのではないかなと、いつも問いかけています。

「人権」ということばは、けっこう何か過剰に反応する人もいますね。今まで私の学生は、たとえば人権教育といったときに何か怒られたみたいなの、何か暗いイメージがあったみたいです。そういう発想それ自体が少しおかしいんじゃないかなと。だから今までの人権教育のやりかた自体もまずかったんじゃないかと、しっかりとやっぱり人としての基本的な人権だったりということもやはり、それを守っていく環境というのはみんなにとっていいはずなので、そういうところの再検討も必要だと思っていますが、なかなかここは難しい問題に入ってくるのではないかなと思っています。

教育の問題設定はいろいろあるんですけど(レジメ:教育のあり方の問題性)、さきほど、今「たんぼポ」では一番上が中2の子と言いましたけれども、ほんとに無事に高校へ行けるのかなと……、日本生まれで日本しか知らない子どもなんだけれども学力的にしんどい。ちょっと前までは、平気で中学校の先生から「あなたの行ける高校はないよ」というふうに、はっきりと先生に言われる子どもたちがたくさんいたんですね。今はまあ少子化で定員割れしている学校があるから、行ける学校は何か出てきている、たとえば定時制高校だったりとか。でも行きたい学校と行ける学校のギャップだったりとかがあります。その子の学力の問題というのはどこかにとりわけ要因があるのか、そのへんの調査はしっかりやっていないんですけど、やっぱりここは母語の関係が影響しているのではと——まあそれはきのうの別の研究会でバイリンガル教育——母語教育の授業設定とか、そこに影響しているのではないかなとったりしています。

やはり豊かな人間性というのは教育の中で形成されるもの

で、教育の役割というのは非常に大きいと思うんですけども、人間関係を大切にしていって教育とか生活というのはどのようなものなのかとか。あと、日本語教育の取り組み方として——ここは日本語教育の先生がいらっしゃるの言いにくいんですけど、「同化」しない日本語教育]つまり日本人にする教育じゃない日本語教育というのはとても大事で、それはどういうことかという、私に言わせていただくと他の文化を否定するような「なによりも絶対的に日本語が重要」だとするものではなく、たとえば自分の文化と自分のことばは「次に大事」というものではなくあくまで「同等なんだ」と、つまり各々の母語も大切にしながらする教育、そういうような日本語教育というのがやっぱり大事だと思うんです。けれども、現実には教育を受けて日本人になっていく(同化していく)というのはどうなんだろうかと。ということです。

ですからやはり母語の(日本語への)置き換えではなく、母語を土台に日本語を学んでいくような状況をどう作り出していかということですね。

## 9. 社会・学校の在り方

このへん(レジメ)の「無関心」だったり「無感情」とか「無意識」というのがつねに弱者を生み出していくというのは、どの社会もそういう傾向があるんですけども、そういう社会構造を変えていかなければならないんじゃないかというところですね。

当然ながら、切り捨ててもいい人間は存在しないんであって、無視してもいい人間というのはあってはいけないことで、それを黙認する——「わたしの問題じゃない」というような、あの子は日本の学校にいるけれども誰も話さなくてもいいということではないんです。「たんぼポ」で今まで何人もいましたけれども、だいたい夕方なんですね、4時半から5時ぐらいに来るんですけども、5時まで誰とも話さなかった、先生とも話さなかったという子どもがけっこうたくさんいたんです。「えっ、学校に行ってたんでしょ？」と聞くんですが「誰も話してない」というような状況というのは異常だと思うんですね。初期の「たんぼポ」の頃の子どもですが、「学校へ何しに行ってるの」と言うと、「椅子をあたために行ってる」って言ってね。「椅子をあたためるの疲れた」と子どもがポロッと言うのは、ちょっと疲れたじゃあないんですね、そうとう我慢しているのがポロッと出たんだなあ……。「学校に行きたくな



い」と言ったときにはもう遅いんですよ。もう、すごく溜まりに溜まったストレスがあって、「もうぜったい行かない」と言ったときにはもう、何してもどう説得しても行きませんね。そういうような子どもたちはたくさんいましたけど、今は幸いというか、学校はそれなりに楽しく行けている子どもたちですけど、当初はそうではなかった。みんな当初は13くらい、小学校で学校をやめていった子もいますけれども、小・中学校でやめて、今は景気が低迷しているとか難しいということなので、でも13から14で、滋賀県だったら子どもが工場です仕事をしてたんですね、工場のラインです仕事をするんです。私はけっこう怒ったり説教するので、「何してたの?」と子どもに言うと「いや、家にいた」と。でも、子どもの手が子どもの手でなくなっていくんです、ゴツゴツしてくる、工場です仕事していると。そういうような子がたくさんいて、早い段階で親になって——いちばん私の体験でつらかったとか強烈だったのは、14歳の子が12-13歳で仕事をしはじめて、妊娠して14歳で親になった子ですね。その出産の立ち会いの通訳をした経験というのがそうなんですけど、この社会のシステムは14歳の子が子どもを産むという体制になっていないので、もちろんそこにいろんな無理がでてくるんですけど、そういうような状況が当初はあったんです。最初から順調にスタートしてすぐに軌道に乗ってと思われるかもしれませんが、そんなことはなくて、いまは当時とはまた違う課題にいまは向き合っていかなければならない、というところですね。

さきほど言った多様な「民族名」、多様な名前を名乗れるような社会づくりはまだまだ必要ではないかな—とっています。ですから、さきほど言った「リリアン・テルミ・ハ」、いまでも明細は「リリアン・テルミ・ハ」かあるいは「リリアン・ハタノ」のように省略しないとだめだと、おかしいんじゃないかなと……。この話はよくするんですけど、靴を買いにいった足に合わせて靴をかうか、靴に合わせて足の指を切るかという話なんですけど、足の指は切りませんよね。それに合わせて名前を変えるというのは、いまはスペースを作るなんというのはいま、チョコイのチョコイでできるはずなんですけど、「いやお金がかかる」とか言って、いろいろとそこで「じゃあ、名前に価値はないのか!」というような感じになるといくらでも議論のできるどころなんですけど、まあそこを妥協しながら交渉をするんですけど、いちいちそこまで子どもたちがやるかといったらそれはやりませんよね。力関係——校長

先生と子ども、先生と子どもの関係で、子どもが交渉できるかといったらできませんよね。先生から「これでいい?」と言われたら子どもは「ん、ハーイ」という感じで終わってしまうので、まあ難しいところですね。

やはり客観的にみれば、外国にルーツを持つ子どもたちが多様化しているということに対する向き合い方については(レジメ: 深刻な教育問題)、社会システム自体をまだまだいろいろと改善していかなければならないところがあると思っています。あと、外国籍の子どもというのは義務教育の対象にはなっていないので、学校をやめても許されてしまうというようなところでできてしまう不就学の子どもたち、たとえば、5年、6年、学校にまったく行ってない子どもたちが日本社会にいたら、これは問題ですよ。学校に行っていないということ自体で子どもが犯罪に走ってしまうということではなくて、どういう人に出会うかですね。プラプラしているというような状況でやっぱり危険な状況に置かれるということが十分考えられるので、やはりこれは積極的に取り組まなければならぬ課題じゃないかなと思っています。あとやっぱり希望を持ってなくて行きたい学校に行けない、たとえば東海大学みたいな大学に行きたくても行けないという子どもたちがいるとすれば、やはり子どもたちの夢の持ちかたですね、こうなりたい、ああなりたい、という夢をあまり持たないで育てている子どもたちというのは、日本人にもそういう子がいるかとも思いますけど、まあ、学校へ行くのがすべてじゃないと言われればそれはそうなんですけど、ただ、(日本では)およそ95パーセントの子が高校を卒業していく社会であるとするれば、高校までは卒業しておかないとやっぱり不利になってしまう。どのような選択肢があるかという問題になる。やはり多様な子どもたちの可能性にもっと投資してほしい。地域の財産としてもっと積極的に受け入れていく、もっときちんとしていくというような意識改革が必要ではないかなと思います。

## 10. 外国籍の子どもの「教育を受ける権利」

「継承語=母語教育の保障」と「学力保障」、それと「進路の多様性の保障」ということはとても大事だと思っているところなんですけど(レジメ)、世界人権宣言(26.1)では「すべて人は、教育を受ける権利を有する」としています。ところが、これはあとでまた勉強してくればいいんですけど、一

方、日本の教育基本法(4.1)では「すべて国民は……」になっているんですね。「すべての人は」と「すべての国民は」という違いがあって、この場合の国民というのは日本国籍を有する=持っているということで、「……教育を受ける機会を与えられなければならない……」(4.1)というようなところ難しいことがたくさんあるんですけれども、このへんの違い。不就学の問題というのは、こういう姿勢に原因があるのではないかと。

あと日本国憲法(14.1)も「すべて国民は……」で始まり、いろいろと書いてあって「……差別されない」というようなことが書いてあったりしますが、同じ日本国憲法(30)は「国民は法律の定めるところにより、納税義務を負ふ」というんですけど、税金関係の法律では納税義務者には外国人も含まれているんですね。ここ14条のほうの「すべて国民は……法の下に平等であって……」(14.1)、平等に扱うというところですね、法の下での平等というのはすべての国民なんですけれども、ここ(14.1)での「国民」というのは日本国民、でも納税義務(30)に関しての「国民」は外国人も含まれる。だから、不思議?? なんですよ。同じ日本国憲法の中に「国民」の解釈が2つある。ひとつ「法の下での平等」については外国人が含まれない、ひとつ「納税義務」については外国人を含める、というのはちょっとご都合主義じゃないかなというところですね。でも、それをどうするのかということはまあ、参政権のある皆さんが考えて決めていかなければならないことなんですけれども。

さきほどお見せしたいろんな子どもたちありますが、そういう子どもたちをどう意識してこの社会を築いていくのか、という問いかけはずっとしていきたいと思っています。

その他の問題はたくさんありますが(レジメ)、よく聞かれるのはブラジルに帰るのか帰らないのかという質問ですね。子どもはそれはわからないですよ。でもそういう問題じゃなくて、日本にいる間はしっかりと勉強できるような環境をつくっていく。帰るか帰らないかを一番に問うのではなく、日本のことをしっかりと勉強してもらえればそれは日本にとってもいいことのはずです。そして、これから外国人をどう受け入れていくか、その家族も人間として受け入れていくのか、そういう政策ですね、依然としてまだまだきちんとしたものは見当たらない。管理の部分があります。去年の7月9日に導入した在留カードはすごく厳しいことを言っていますが、いま海

外に行かれたときに外国人の場合は、まあ私は一般永住資格を持っているんですけど、毎回日本に帰ってきて日本に入るときに、指紋と写真。それでそのときだけポルトガル語で「ようこそ」って書いてあってね。なんか、せつかくさわやかな感じで旅行して帰ってきたのにムカムカーっと、胃の中に何かこう、ちょっと気分的にムカついて「なんでこう、外国人だけがテロリストかそうじゃないか確認しないとだめなのかな」というようなのは、やっぱり疑問を持ったりしますけれども、これも参政権がない外国人はなんとも言えないところで、皆さんにやっぱり考えてほしいと思います。

この写真の子はブラジル人の子どものなかで私がいちばん衝撃を受けた子なんですけど、誰か知っていますかこの子(photo)を見たことある? ま、皆さんはまだ生まれてない当時のことなので、あ、生まれてる? 生まれてるか、生まれていますね。彼はですね、エルクラノ君といって本もありますけど、1997年に愛知県小牧市で外人ということで襲撃されてリンチされたんですが、20数人の日本人少年たちに金属バットや木刀などで殴られて、バタフライナイフなんかで切られたり刺されたりして、その3日後だったと思うんですが病院で意識が戻ることなく亡くなってしまったんです。その家族と付き合いがあるんですけど、その親ですね。子どもを失って、その当時の警察は「よくあるふつうの事件だ」と取り上げなかった。だから民族差別なのか、外国人だからという事件としては扱われなかったんですけど、加害者の少年たちも偏見とかはなかったと言うんですが、どうなのかということですね。彼のお母さんはブラジルへ帰ってから弁護士になって、今はブラジルで活躍されているんですけど、やっぱり法の限界とか法の怖さというのを経験して……そういう問題ですね。

最近多民族化の問題というのは、政権が変わってからどうするのかというのがありますけれども、どう多様化と向き合うのかというのがちょっとハテナの部分でありますけれども、やっぱり〈多民族・多文化共生社会〉(レジメ)の道というのはどうすればできるのかということですね。ここの研究所は積極的に活動されておられるようですし、皆さんも体験学習とかいろんなことを積極的にやっておられるようなので、やっぱり皆さん自身がですね、リーダーシップをとっていきような社会になればすごくいいことじゃないかなーと思っています。

じゃあ残りのわずかな時間なんですけど、ぜひ質問を受けさせていたきたいと思います。ご清聴ありがとうございます。（拍手）

**司会** 先生どうもありがとうございました。それではせっかくだからです、あと残り時間わずかですけども、ご質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか、どうぞご質問のある方挙手で。あ、じゃあお願いします。

**質問者 1** 文明研究所でも長いあいだ大事だと思ってきた問題をですね、先生の体験にもとづいてお話しただいて、私もほんとうに勉強になって、ありがとうございました。とても多くの問題がですね、どんどん出てきて、いろんなところで質問したいなと思ったんですけども、私が独占してはいけませんと思いますので、3つだけちょっと簡単にお答え……いだけないような問題かもしれませんけども、伺いたいなと思ひまして。まず、最初チラッと出てきた1989年——1980年代の後半ぐらいから多くの外国人の労働者といひますか移民が増えてきた、その背景のなかのひとつに出入国管理法の改正があったということでした。私もこれ、かつて勉強したような気もしますが詳細はもう忘れてしまひておひますので、どういふ改正が行われ、そのことによつて増えていっただのかということ、ちょっともう一回教えていたきたいなと思ひます。で、そのときに、日本の改正するその考え方の背景とかですね、そういうものもちょっと教えていたきたいなと。

それから、これは分かつてはいたんですけどもやはりとても衝撃的だったのは、子どもが親の言語や文化を否定しないような環境をつくっていくことが大切だ、というご指摘もありました。で、これはもちろん、子どもが親の言語や文化を否定するようなやはり環境というものが子どもを取り巻いているというそういう事実がある、ということなわけですね。で、その否定する力というのはいっどういふ力が働いているんだろうというのが私にとってはとても重要なことじゃないかなと思ひました。

それから、子どもたちのアイデンティティの問題ですけども、民族名というものをどのように表示、どこでどういふふうに表示し、自分のものとしてできるのかできないのかということ、をちょっとご指摘がありましたけれども、これもですね、とても重要な問題じゃないかなと思ひますが、一般的に民族名という

のは、では人間にとってアイデンティティとして必要なのか必要じゃないのかという議論も当然出てくるんじゃないかなと思ひますね。そのあたりについて、簡単でけつこうですので、ちょっとお話しただければありがたいんですが……すみません、たくさんで。

**リリアン・テルミ・ハタノ** はい、ありがとうございます。まず、あの……できるだけ短く簡潔にしたいと思ひますけど、89年の入管法を見ていると——その前にひとつ、日本とのつながりのない外国人たとえばイランだったりとか二国間の協定で日本にビザなしで入国できていた人たちとのいろんな摩擦があったというのがひとつあるんですけど、まあ日系人というのは日本人により近い外国人ということで、なじみやすいだろうという背景がひとつあると思ひますね。日系二世であれば3年間日本で制限なく仕事ができる、でもそれは労働者としての受け入れではなくて、家族と、なんといふか帰国みたいな、Uターンみたいな受け入れかた、家族を訪問するということ。でも滞在が長くなれば仕事をする必要もあるだろうからということ。で労働も許認する、そういふ背景もあります。それで二世は3年ビザ、三世とその二世の配偶者は1年というようない住者のビザができたんです。で、バブル期は、今は考えられないかもしれないけれども、会社が倒産するといふのは発注がないわけじゃなくて発注はあるけれどもそれを作る担い手がない、という背景ですね。経済界はそのためにどんどん法律を改正するといふた、外国人に対してもプレッシャーがあったり、今もちょっと経済界はいろんな動きがあるんですが、高度人材を受け入れるとかまた言ひてますけれども、一時期は外国人採用ということ、そういう背景もまたひとつあったと——そのくらの回答にさせていただきます。

もうひとつの母語のことなんですけど、どういふ力が働いていたかといふのは、まあやっぱり圧倒的多数と少数とは力の違いの差がありますけれども、やはり、「日本は単一民族だ」といふような、これはもし皆さんのなかでそう考える人がいればとても寂しいんですけども、アイヌも最近ですね、2008年ぐらいにやつと少数民族として認められたとかで、やはり「日本人」「日本民族」といふような単一がいいといふ考えのもと、多様性といふのがどうしても周縁に追ひ出されてしまひ、そういう力の問題ですね。多様な考えと向き合つて交渉してい



くというのは、やはり対立したりすることもあるだろうけれども、それがめんどくさかったりとか大変だとか、ですから「我々日本人は」といって収まってしまうような社会構造が、どうしてもそう考える人が圧倒的に多いので、そうじゃない人が自分を出せない環境というのがある。それを、やはり子どもたちは言葉は分からなくても分かってもらう察知するという、自分の親が外国人であるということを言う機会がなければ言わない、なんとなく言わないでいってしまうような、環境というのはそういうものじゃないかな……と。

で、さきほどアイデンティティの問題で、民族名の必要性というのは、まあそれはそうですね。でも、私が言っている民族名というのは、本当の名前を知らない状況ですね。たとえば私の名前「リリアン・テルミ・ハタノ」、民族名って難しいですね。民族的には親が日本人なので、ハタノという名前は日本名ですね。テルミというのは祖母がつけてくれた名前です。「光」と「美しい」でテルミという漢字があるんですけど、私は日本国籍を持ってないのでそれを正式に登録してはいませんが、リリアンというのは現地名——現地名というのはカトリックのクリスチャン名をつけているんです。何をもって民族名というか、そういう議論はあまりしたいと思わないんですけど、そういういろんな名前にさまざまな情報があって、性別とか民族性だったりとか場合によっては時代だったり世代とかいう情報があるのを、それを完全に見えなくしてしまうということはやっぱり……、ブラジルの場合にはどんどん長くなっていく、長いほうが伝統がある家族であって好ましいと受け止められているとかいうような背景はありますけれども、それはヨーロッパ的な考えですが、そういうようなものを、名乗りたい名前を名乗れるような環境づくりというのが必要じゃないかなと思っています。それにはまだまだ日本は程遠いのではないかなと思っています。だから、ひとつのバロメータになるのではないかなと。オリンピックで日本の代表のディーン元気選手がいましたよね。ああいう名前が出てくると、ダルビッシュとかってね、どんどん出てくると、無意識に日本にはいろんなルーツの人が日本を代表する人がいるんだなあとというような時代に、少しずつ変わってはきているけど、普通の小学校ではまだまだそれは受け入れられているかというところ、そうではないように子どもは感じているようなので、まあ、私たち大人がまだまだがんばらなければならないんじゃないかなと思っています。

**司会** よろしいでしょうか。ありがとうございます。時間が迫ってきておりますので、あとお一人だけご質問を受けたいと思います。——どうぞ。

**質問者 2** わたくしは、秦野市の市民として現在秦野市のひとつの中学校の中で、外国つながりの子どもたちの学習支援の活動をやっております。そこに、こちらにいらっしゃる田口先生がアドバイザーをなさっている TICC さんの学生さんたちがお手伝いに来てくださって、半年ぐらい一緒に活動させていただいています。わたくし 7 年ぐらい前にちょっと経験が——別な短大さんとの関わりの中で学習支援の必要性を感じたので、中学校に入りこむ向学支援のかたちで現在は活動しているので、ほんとに今日先生がお話くださったことはもう、自分のことのように感じられることがたくさんあって、非常に、ある意味うれしかったんですけども、先生のお話の中には直接学校との関わりというのは出てきていませんでしたが、わたくしは学校に入ったことでやはり先生方との関係性の中で非常に大きな課題があるなということを感じております。もしそのへん先生のお話で、もう少し聞かせていただけることがありましたら、ちょっと参考のためによろしく願いいたします。

**リリアン・テルミ・ハタノ** はい、ありがとうございます。えーと、20 年日本にいますので 20 年は学校と関わりがあるんですが、ただ最近の過去 8 年は、日本の学校との接点は少なくなりました。子どもたちはずっと日本の学校に行っているんですけども、最近私はブラジル学校の現状を改善するというか——日本の学校って普通、けっこう 2～3 年で先生が変わったりするんですけど、そういう、「たんぽぽ」に来ていた子どもたちがいる学校の先生とはみんなと接点を持っていたんですけど、最近ほとんどないですね、付き合いが。日本の学校が変わるというのは、今の内閣の前の内閣のとき、教育基本法とかが変わったときにやはり、日本の学校が変わるというのは変わっていくんですけど、私が望んでいる方向とはちょっと違う方向に進んでいるのではないかなというところがあって、ブラジル学校が変わる可能性のほうがもっと高く早く早いんじゃないかなというのがあって、ブラジル学校にいる子どもたちにもやはり別の問題、逆に日本に住みながら日本のことを全然知らないとか、日本語が全然話せなかったりというよ

うな問題があると思うので、そちらのほうに研究とか活動もシフトしていった部分もあるんですけども、でも、学校の現場の先生との付き合いはできるだけ持つようにはしていますが、なかなか難しいところがありまして、関西はどんどん難しくなっているというような側面はあります、はい。いや、積極的に避けているわけじゃなくて、なかなか、けっこう忍耐強くやらないとだめなので、その投資がけっこう難しいところですね。

**司会** どうもありがとうございました。ほんとうはもっともつとご質問をいただきたいところですけども、残念ながら時間がきています。

たぶん2つの世界に生きるということで、その難しさがすごくあるのかなというふうに思います。きょうは、聞きにいらしていただいた学生さんの中にも海外から日本にお見えになっている方もたくさんいらっしゃるようですが、2つの世界を生きる——ぼくも去年までイギリスにいましたけれど、2つの世界で暮らすということは、違う価値観を受け入れなければならなくてとても苦しいことなんですよ。でもそれをきちんと正面から受けとめて形をつくっていかうとされている、きょうはリリアン先生のお話にはほんとうに感動いたしました。

最後になりますが、リリアン先生に大きな拍手でお礼を申し上げます。ほんとうにどうもありがとうございました。 (拍手)

## アイデンティティの多様性と共生 (コアプロジェクト1)

近代の文明を構成してきた、国民、民族、人種といったアイデンティティを問い直す時期に来ている。このプロジェクトでは、文明研究所の第4期研究プログラムのテーマである「対話と共生：創出すべき21世紀文明の構成原理」のためにその問題性と可能性を検討するものである。研究の初年度と第2年度は、沖縄の自治・独立運動、戦争のモニュメントと記憶、ユダヤ人と国民国家、在日ブラジル人の教育、アフリカ正教会、外国人の参政権といったさまざまなテーマにおいてアイデンティティに関する問題がどのように出現しているかという問いを設定することから出発した。プロジェクト3年目にあたる本年は、研究領域を組み換え、新しい所員の参加をえた上で、在日ブラジル人の教育、異文化対処能力の教育モデル、沖縄における儀礼と音楽といった現代の問題と、歴史研究としてはフランスの中世をロマネスク聖堂の増加の視点から、そして同じくフランスにおける19世紀以降の公教育における宗教教育に関する研究を実施した。

ブラジル学校高校生のポルトガル語と日本語の作文力調査 (中間報告)	小貫 大輔
八重山地方の祭祀と芸能 —— 西表島祖納の節 (シチ) 祭 ——	磯部 二郎
19世紀アルザスユダヤ人の同化と初等教育	川崎 亜紀子
南仏アルデッシュ県ローヌ川西岸流域の中世ロマネスク聖堂について —— シャンパーニュ・シュル・ローヌからヴィヌザックまで ——	中川 久嗣
異文化間能力の指標と指導モデル構築の試み	松本 佳穂子



# ブラジル学校高校生のポルトガル語と日本語の作文力調査（中間報告）

小貫大輔 教養学部国際学科教授

〔プロジェクト報告〕

## Portuguese and Japanese Writing Competence of High School Students in Brazilian Schools in Japan

Daisuke Onuki

Professor, Department of International Studies, School of Humanities and Culture, Tokai University

This is an interim report of a study investigating bilingual/trilingual writing skills of high school students enrolled in Brazilian schools in Japan. The research is being conducted in collaboration with Lilian Terumi Hatano, Professor of Kinki University, and Kazuko Nakajima, Professor Emerita of the University of Toronto. In February and July, 2013, we visited two Brazilian schools and asked the 10th, 11th, and 12th grade students to write essays using the 'identity texts' approach, one in Portuguese and the other either in Japanese or English. They were also asked to fill in a questionnaire on their linguistic environments as they grew up. Out of 70 participants, 31 had moved back and forth between Japan and Brazil, 32 were born in Brazil and moved to Japan at different ages, and 7 were born and raised in Japan. While they all produced Portuguese essays with varying degrees of writing expertise, their Japanese writing skills were far more diverse: among the 29 who were unable to finish Japanese essays, some resorted to English in the middle in an effort to express themselves. These essays are currently being analyzed qualitatively in connection with the environmental factors. We hope to use the results as a basis for writing a guidebook for parents and teachers on raising Brazilian children in multilingual environments so that they would become an invaluable human resource for both Brazil and Japan.

Accepted, Dec. 12, 2013

### はじめに

日本に住みながらブラジル学校に通う高校生たちは、十分にポルトガル語を習得しているのでしょうか。また日本語はどれほどこなすことができるのでしょうか。日本に60校ほど存在するブラジル学校には、バイリンガル能力をそなえた人間を育てるポテンシャルが期待されますが、そこで学ぶ子どもたちは、実際どれだけ二言語を習得しているのでしょうか。本研究では茨城県と岐阜県のブラジル学校二校の協力をえて、そこで学ぶ高校生たち70人の、特に作文力に焦点をあてて調査を実施しているところです。本稿では、2012年度および2013年度に実施した調査の概要について紹介します。調査結果については現在分析中なので、研究の問題意識と調査の目的、方法についてひとまずご報告いたします。

なお、本調査は、文明研究所所員の小貫（教養学部国際学科）が近畿大学社会学部准教授でブラジル国籍の研究者リリアン・テルミ・ハタノ先生、およびバイリンガル教育の権威でトロント大学の名誉教授である中島和子先生との共同

研究で進めているものです。本報告は小貫の文責によるものです。

### 1. 問題意識と調査の目的

バブル末期の1990年、外国人労働者の受け入れを望む経済界の意向をくんで改正された「出入国管理及び難民認定法」が施行され、海外の日系2世、3世に日本に来て自由に就労できる地位が与えられました。するとその年の内に南米諸国から多数の日系人とその家族が来日するようになり、中でも世界最大の日系人人口を擁するブラジルからは、30万人以上が日本に来て暮らすようになりました。子どもを連れて来日した人も多く、全国に100校ほどのブラジル学校が開かれて、一時期はおおよそ1万人の児童生徒がそれらの学校で学んでいました。しかしリーマンショックがあつて10万人以上のブラジル人が本国に帰国し、ブラジル学校の数も60校ほどにまで減少。そこで学ぶ児童生徒の数は現在5千人を切っています。他方、そのような逆風下でも日本に残ったブラジル人たちは、かえって定住化の傾向を強めていると言われます。

ブラジル人家庭が子どもをブラジル学校に通わせる理由としては、「ブラジルで進学するのに役立つ」、「ポルトガル語で

勉強できる」,「ポルトガル語の勉強ができる」が上位にあげられてきました(小内, 2009). しかし, 実際にはブラジル学校で学んだ後にブラジルに帰国・移住しないものが増えていきます(川口・丸井, 2013). 日本の(公立)学校に通った子どもは日本語, ブラジル学校に通ったものはポルトガル語のモノリンガルという極端な選択になってしまいがちな中, これからのブラジル学校には, 帰国準備のための教育ばかりでなく, 日本とブラジルの両国の言語・文化を身につけた人材を育てるバイリンガル教育機関としての役割が期待されます.

本研究は, 以上のような問題意識のもと, ブラジル学校で学ぶ高校生たちの2言語習得状況と, 彼らの自己認識・アイデンティティの実態を調査しようというものです. 研究が目標とするのは, ①言語習得の実態(ポルトガル語と日本語の作文力), ②自己認識・アイデンティティ, ③両者(①と②)の関係の3点について把握することにあります.

## 2. 調査の方法

本研究では, 言語環境に関するアンケート調査とポルトガル語作文力調査を2013年2月に, 日本語の作文力調査を同年7月に実施しました.

### 対象

2月と7月の両方の調査に参加したのは, 岐阜県と茨城県の2校のブラジル学校に通う高校1~3年生の計70名でした. 高校生を対象としたのは, 本人に自分が育った言語環境について振り返ってもらうことで, 言語環境が2言語の習得にどのような影響をおよぼすかについての考察をえることを狙ったためです. A校では50名, B校では20名が参加, そのうち男子生徒は34名, 女子生徒は36名, またブラジル生まれは48名, 日本生まれは22名でした.

### 調査方法

言語環境についてのアンケート: 名前・生年月日・住所などの基礎的データの他に, 家族やその他の身近な人との会話で使用する言語, 言語環境を含む成育歴を記入し, ポルトガル語と日本語の使用状況・能力について15項目からなる質問に答えてもらいました.

ポルトガル語作文力調査: 「日本を知らない人に日本のことを説明してください」という指示を与え, 40~45分の授業時間の中で書いてもらいました.

アイデンティティ・テキストを使った日本語作文力調査: 3

~4名の小グループに分かれて日本人大学生1~2名の協力者たちと一緒に作業しました. 絵と(可能な範囲での)日本語の作文で自己紹介を準備した後(できない場合は英語, またはポルトガル語), それを口頭で発表してもらいました. 同時にそれをビデオで記録しました.

なお, アイデンティティ・テキストについて補足すると, これはバイリンガル教育の権威であるトロント大学のカミンズが提唱した教育的アクティビティで, 「文章でも, 口頭発表でも, 映像でも, ミュージカルでも, 複数のメディアの組み合わせ」で様々な形式を用いて自分のアイデンティティや人生について表現してもらうものです. カミンズは, マイノリティ言語の児童生徒たちがそれをオーディエンスと共有し, 肯定的なフィードバックをえることで, 「自分のアイデンティティをより前向きに映し出す鏡のような役割を果たす」と説明しています(カミンズ・中島, 2011: p.108). 本研究では日本語による作文や口頭発表に必然性を持たせるためにも, 日本人大学生たちの協力をえてオーディエンスとなってもらい, 高校生たちが日本語で自分を表現することをサポートしてもらいました.

## 3. 考察

作文力調査の結果は現在分析中ですが, 調査の対象となった70名の高校生の成育歴について見ると, 「日本生まれ日本育ち」が7名, 「ブラジル生まれ」が32名, 「日本とブラジルとの間を行ったり来たりして育ったもの」が31名いるなどしてたいへん多様なものでした. みなブラジル学校で学んでいるので, ポルトガル語は全員が何らかの作文を創出していましたが, 日本語の作文は創出量だけ見ても個人差がたいへん大きく, まったく何も書けていないものから, 日本人と見劣りしないものまで様々ありました. 日本語での作文がほとんど書けない生徒は70人中29人でしたが, その中には英語で作文を仕上げたものもいて, 自分なりの戦略をもって調査協力者の日本人大学生たちとコミュニケーションを取ろうと工夫する様子が見られました. その点, アイデンティティ・テキストという方法を使った効果があったと感じています.

日本に住むブラジル人高校生についての研究には, 言語環境について調べたものがありますが, 言語習得度についての研究となると, 自己申告, 自己評価に基づいたものがほとんどで, 言語能力を客観的に測って分析するという研究はま

れです。調査対象者の数が70人というのも珍しく、きちんとした分析をして結果を学会などで発表していきたいと考えています。

#### 参考文献

- 小内（2009）『在日ブラジル人の教育と保育の内容（講座トランスナショナルな移動と定住一定住化する在日ブラジル人と地域社会 第2巻）』お茶の水書房
- カミンズ（2011）「マイノリティ言語児童・生徒の学力を支える言語心理学的，社会的基盤」カミンズ・中島『言語マイノリティを支える教育』慶應義塾大学出版会，pp.85-115
- 川口・丸井（2013）「在日ブラジル人生徒とその保護者の将来計画とは—ブラジル人学校での調査から」『愛知教育大学研究報告・人文・社会科学編』62輯，pp.27-32



# 八重山地方の祭祀と芸能

—西表島祖納の節（シチ）祭—

磯部二郎 教養学部芸術学科音楽学課程教授

[プロジェクト報告]

## Festivals and Folk Entertainments of Yaeyama Islands in Okinawa: Centering around the *Shichi* festival of *Sonai* village on *Iriomote* Island

Jiro ISOBE

Professor, Department of Arts-Music, School of Humanities and Culture, Tokai University

The *Shichi* festival is *Iriomote* Island's biggest festival, which is celebrated for three days in June or July according to the lunar calendar. In the festival, people pray for an abundant harvest in the next season and greet a visit by *Miriku* (an indigenous god) from eternity. Owing to the varieties of dedicatory songs and dances performed by villagers and concomitant religious peculiarities, this festival has attracted the continuous attention of students and scholars in this field. Reviewing several reports and a video clip of the *Shichi* festival in *Sonai* village published or released in the past two decades, I noticed some differences among their component parts. It is still an open question whether the tradition has changed to some extent in the course of years. This short article is the first step to investigate such differences, and so further research and fieldwork would be indispensable to the clarification of the present situation and related problems.

Accepted, Dec. 3, 2013

### I

節（シチ）とは、八重山諸島の各地で行われる、新年にあたり五穀豊穰と豊年を祈願する祭祀である。旧暦の7月、8月の己亥（つちのとい）の日から、多くは3日間かけて行われる。1713年、首里王府の手によって編纂された『琉球国由来記』の第21巻、八重山島の「年中祭祀」にも節の記述がある<sup>1</sup>。そこにあるように当初は、旧暦の7、8月の己亥の日に行われていたが、近年は1ヶ月ずれて8・9月の己亥の日が選ばれている。

海の彼方から豊穰神、来訪神を呼び寄せる祭祀だが、地方毎に内容の違いが見られる。舟こぎを中心とするもの（波照間島、新城島、西表島祖納〔干立も同様〕）と、仮装した神のマユンガナシの来訪を中心とするもの（石垣島川平、伊原間、平久保など）に大別される。祖納の節祭は、この地区の年中行事の中で最大の祭祀である。祖納は西表で最も古い歴史を持つムラでもあるので、祖納の節祭は西表を代表する祭祀といっても過言では無い。この祭祀の実施内容については、既にいくつかの報告がある。残念ながら筆者はまだこの

祭祀に立ち会う機会を得ていないので、これらの先行研究を参考に、各報告間の異同を確認しながら、この祭祀の特徴と、八重山の祭祀研究における節祭の意義について考えてみたい。

今回この祭祀の内容について参照した主な資料は次のものである。

資料1) 『日本民謡大観（沖縄奄美）八重山諸島篇』日本放送協会、1989

八重山地方の民謡の歌譜を収録した貴重な一次資料である。pp.231～251にかけて各地の節祭の歌が収録されているが、歌譜に先立って祖納の節祭について簡潔にまとめられている。この部分の内容は、石垣博考氏による「西表島祖納のシチ（節祭）」<sup>2</sup>に基づくとされている。

資料2) 比嘉康雄『神々の古層⑨ 世を漕ぎ寄せる〔シチ・西表島〕』ニライ社、1991

解説付き写真集で、節祭の準備から終了までの展開を追った具体的な記述が付く。祭の期日については明示されていないが、解説中に「1989年度」という語もあるので、この年の記録を基にしたものと推測される。ただ写真には、この年以外のものも含まれることから、祭祀の説明は集約された内容かも知れない。

資料3) 武藤美也子、宮井由未子「西表島祖納のシチ

原稿受理日：2013年12月3日

(1990年調査)『沖縄祭祀の研究』翰林書房, 1994, pp.85-112

1990(平成2)年旧暦の10月14日から3日間(新暦11月30日から12月2日)の節祭の記録が詳細に報告されている。これは10月の己亥の日で、例年より60日遅く行われたという。今回の資料の中では、関連する神事の記録もあり、学問的に最も価値ある資料といえる。

資料4)「しち節祭」沖縄県西表島祖納(映像資料), Switch

西表の節祭は1991(平成3)年2月21日、文化庁より重要無形文化財の指定を受けた。それを受けて、2005(平成17)年11月11日、旧暦9月己亥の吉日から挙行された節祭の様子が、西表民族芸能保存会や竹富町教育委員会などの協力で映像化された。そのDVD版である。

## II

前節の資料の中で、最新の情報を伝える資料4)を中心に、節祭の経過を辿ることとする。ただ、映像は祭祀の一部が切り取られたものに過ぎないので、必要に応じて他の資料を参照していくこととする。

### <第1日>己亥(つちのとい)

トヌユ(年の晩:大晦日)と呼ばれ、スリズと称する公民館にて準備作業や、ウブシクミ(大仕組)と呼ばれるリハーサルが、祭りの順序に従って行われる<sup>3</sup>。

その他の準備として稲、粟、五穀が供え物として奉納され旗頭などが準備される。一方、前泊浜のフナムトゥ(舟元)では、ゴザ(御座)が用意され、海の中にフナクイ(舟漕ぎ)の目印になるミンギ(道木)が立てられる。浜に舟が準備されると、それに酒、米、ウサイ(ご馳走)などの供え物が添えられ、ユークイ舟への祈願、舟頭への酒のふるまいなどが行われる。裏方の女性達が神前の供え物の料理を準備する。ウブシクミは夜遅くまで行われる。

### <第2日>庚子(かのえね)

盛大にユークイ(世乞い)行事が執り行われる<sup>4</sup>。この日が、新年の元旦にあたる。ユークイとは、五穀豊穡の世(ユ)を迎え、様々な奉納芸能や馳走でもてなす、節の中心となる行事である。早朝より村の中心的なウガン(御嶽)での神事とスリズから浜へ出たの祭祀が並行して、相互に関係しながら進められる<sup>5</sup>。

早朝、スリズでドラの音によって祭りが告知されると、カシラウクシ(旗頭起こし)に入る。尊農、五穀豊穡と書かれた1番旗頭(ガヒャーガシラ)、祖納、豊年の文字の2番旗頭(シバガキガシラ)、最後にナギナタを付けた3番旗頭(ナギナタ旗頭)が起こされる。

開会の儀式が済むと、1番旗が浜に向けて出発する。終始ドラの音が打たれる中、前泊浜のフナムトゥに運ばれ、立てられる。前泊ウガンで、舟頭2人と旗振が、持参した供え物を供し、神司によって神への祈願がなされる。ミリクユをこぎ寄せる杯が交わされ、舟頭たちは全力を尽くすことを誓う<sup>6</sup>。

一方スリズでは、ミリク起こしの儀式が始まり、ミリク役の男性にミリクの面がつけられる。ミリク役は、49歳の年男から選ばれることになっている。そして2番旗とミリクが出発する。ミリクは左手に杖、右手で日の丸の描かれた瓢箪型の内輪を、招くように大きく振りながら、お供と一緒に進出する。太鼓、三線、笛役は《ミリク(弥勒)節》を演奏しながら進出していく。

最後に3番旗(ナギナタ旗頭)に続いて、アンガー行列、フダチミ(花嫁)<sup>7</sup>が行進する。花嫁行列とも呼ばれ、《ユナハ(与那覇)節》で行進していく。

前泊浜では、2番旗が到着するころ、舟頭らが前泊ウガンから帰り、ユークイの儀式が始まる。旗を立てられると、ミリクも浜に到着し、椅子に着座する。その間、終始内輪を大きく仰ぎ続ける。

舟頭、舟子が入場し、「舟浮かべ」の歌が歌われる中で、舟が海に下ろされる。それに続いて、ヤフヌティ(櫂の手)の踊り(武芸)が演じられる<sup>8</sup>。ミリク行列、アンガマ行列が入場し、フナムトゥに入る。

開会の辞に続いて、《ミリク節》を伴奏に御座でミリクの舞が踊られる。ミリクが内輪を振りユークイを迎える。続いて、《祖納嶽節》(古典舞踊)、《まるまぼんさん節》、《西表口説》、《波照間口説》、《高那節》など、ミリクを前に奉納舞踊が披露される<sup>9</sup>。

浜では、キョングン(狂言)<sup>10</sup>、棒芸(「二人棒」、鎌と棒の「ガヒャー棒」)、婦人アンガー踊りが続く。このアンガー踊りは二重に円を作り、それぞれ逆方向に進みながら《今日ヌフクラシャ》、《五尺手拭》、《船》、《ググハ(鳥羽)》を歌い踊る<sup>11</sup>。

続いてユークイの見せ場である舟クイ(舟漕ぎ)に入る。

舟頭らは抽選で選ばれた舟にマスサイ（花米、塩）をまき、舟子と舟を清め、舟乗り祈願歌などを供する。両舟は、沖に出て競争の態勢が整うまでゆったりと櫂を上下に操りながら、「舟ヌジラー」（乗舟祈願歌）を歌う。合図と共にアムリソーヤ（石）に向けて回り、ミンギを回って戻ってくる。二度目は、沖の「まるまぼんさん」という島を回って帰ってくる<sup>12</sup>。

舟クイの間、アングー達や祭りの参加者は浜に出て、ガーリを踊る。ガーリは、手のひらを下にして、手首を曲げる動作を繰り返すもので、ユーを招き寄せる動作ともいわれる。舟クイが終わり、舟が浜に着くと、舟頭は舟元の御座に駆け上がり、チカから杯を受ける<sup>13</sup>。先に杯を受けた方が勝ちとなる。その時、舟子の前乗りは、パチカイ（早使い）という口上を奉じる。

《ミルク節》に合わせて「ミルクの舞」が踊られた後、舟子達が櫂を肩に、旗頭を回りながら歌う男子アングー踊りが続く。曲は、婦人アングー踊りと同様だが、《五尺手拭》は外されている。獅子（雄と雌）が舞い、神御酒が獅子にふるまわれるとユークイ行事の終わりとなる。

閉会の辞が述べられると、《ミルク節》にて一同は舟元からスリズへと、来た通りの順で戻る。スリズに戻ると、ミルク役は、仮面を取り、神から人へと戻る。スリズでのユークイトウドゥミ（止留）を全員で済ませる。続いて、ブガリノウシという酒宴がスリズで行われる<sup>14</sup>。

### <3日目>辛丑（かのとうし）

第3日はトウドゥミの日で、村で最も古いとされるカー（井戸）のウヒラカー（大平井戸）の清掃と部落内、家々の井戸の清掃が行われる。

ミルク役の家に公民館長、舟頭らが酒と料理を持参し仏壇に香を上げ礼拝する。前日の衣装で、ウヒラカーの横に旗頭を立て、公民館長らがカーに供え物をして祈願する。ドラの合図でガーリが踊られる。水の神へ奉納舞踊が再現され、「ウブカー（産井）」に感謝すると共に、カーを清める。その後、旗頭を先頭にムラ人は家々を回り、ムラ中を清めていく（ムラ清め）。各家では酒を用意し行列を迎える。小中学校や保育所なども含まれる。子供達の芸も披露され、新しい年を迎える気持ちが表現される。スリズでは、トウドゥミの儀式がなされる。ユークイの儀式で披露された奉納芸が改めて繰り返される。総監督、公民館長などの胴上げが行われ、役職が解任される。五穀豊穡のユーを迎え、無事に3日間の節祭

を終えることのできた喜びを、ムラ人はガーリを踊りながら、身体全体で表現する。

### III

今回の資料比較から明らかになった相違点の中で特に重要と思われるものとして、ミルクと関わる問題がある。一つは、前述した閉会式近くの「ミルクの舞」の位置の問題である。果たして式の前後のどちらなのか。映像は編集も有り得るので断定はできないが、祭の最後を飾る《ミルク節》は閉会式の前に置かれていた。それが間違いないのであれば、閉会式後とする資料3)との違いが問題となる。また、このいわば結びの《ミルク節》の歌詞も問題である。というのは、資料3)では《ミルク節》の歌詞にA、B2種類あることが指摘されている。Aの歌詞では、今年の豊穡に感謝し、来る年の豊穡と幸福を祈念している。それに対しBは、「思ったことも願ったことも叶った。願い所から帰りましょう。」という内容で、「神送りをし、祭祀の終了を告げている」。前者は、ミルクの舟元への入場、開会後の舞と共に歌われ、後者は、その位置はともかく、閉会式にふさわしい趣旨によって、この祭りを締め括る。ところが、平成17年の映像資料であるが、筆者が聴く限りでは、スリズへ戻る行列の場面も含めて、「ミルク舞」が踊られるところでは全て、前者の歌詞で歌われているように思える。映像は断片的なので、確実なことはいえないが、もしそうであれば、資料3)でも述べられている「神迎え→神遊び→神送り」というこの祭祀の一連の流れが、損なわれることにもなりかねない。この点の確認も、当然ながら現地調査を踏まえた上でないと真偽は問えないが、節の伝承について検討する上での着眼点の一つになるかと思う。

節という祭祀の中には、様々な要素が盛り込まれている。今回はあまり触れられなかったが、神事としての要素、舞踊、民謡、演劇的要素など、実に多彩である。そしてそこに、ミルクという来訪神と「弥勒」との習合の問題も加わる。生活習慣の変化や過疎化などからも、節祭も変容を余儀なくされているが、祖納の人々のこの祭祀にかける思いは強く、ガーリで一体となって踊る人々の姿からは、この祭祀がムラ人をつなぐ重要な心の絆として機能していることが見て取れる。ここからも、他のどこの地域よりも、沖縄の祭祀芸能が豊かな歴史と働きを備える理由が窺えるのである。



## 注

- 1 外間守善, 波照間永吉編『定本琉球国由来記』角川書店, 平成9年, p.499
- 2 石垣博考「西表島祖納のシィチィ(節祭)」『八重山文化第2号』東京・八重山文化研究所 1974
- 3 各家では, 屋敷の内外で清掃が行われる。ザランゲーと呼ばれる小石が台所, 廊下, 玄関, 屋根の上などに撒かれ, 門のところで魔除けの意味を込めて, 一直線に並べられる。またシチカツァーという蔓草が, 家の中柱, 家具などに結ばれる。
- 4 昔は, 一番ドラの合図と共に, ウラヒカーから水を汲み, それを若返りの水として利用した風習についての言及がある。しかし, 既に資料3)(1990年)の時点でもそれが見られなくなってきたと記されている。
- 5 祖納の聖地はウガンと呼ばれ, 1990年の時点では6つ存在したとされている。すなわち, オハタキウガン(大竹御嶽)は祖納村創設者祖納堂儀佐の根所(島の元となる所)で, 祖納の神事の中心的なウガンであった。ケダグスクウガン(慶田城御嶽)は, 慶来慶田城用緒を祀る。慶来慶田城家は, 外離の野底からの移住者で, 17世紀後半には祖納に慶田城村が隣り合って置かれることになったという。その他, クシムリウガン, ウブウガン(西泊御嶽), パナリウガン(離御嶽), マエドマリウガン(前泊御嶽)があった。ウガンには, 神人として女性のチカサ(司)と補佐役であるチヂィビ(チカサと姉弟関係にある男性)がいるが, 当時マエドマリウガンとクシムリウガン以外のウガンにはチカサが不在であった。資料3)に記録された祭祀においては, マエドマリウガンとクシムリウガンのみで関連行事が執り行われ, 1989年度も同様であったが, これは先のチカサの不在のためと思われる。
- 6 以前はこの参拝の儀式はオハタキウガンで行われていたという(資料1), 2))。従って, その儀式からスリズに舟頭達が戻るのを待って, 1番旗は前泊浜に行進したことになる。
- 7 クバ笠を被り, その上から黒い布を前身が覆われる程に被った女性。フダチミは慶来慶田城の娘が関係する物語に由来があるが, 物語の内容には諸説ある。
- 8 ヤフヌティは舟こぎを儀式化した踊り。櫂を正眼に構える動作が攻撃を表し, 櫂を両手で頭上に挙げる動作が, 年貢を捧げる意味ともいわれる。後者は, 攻撃に対する受け, という見方もあるようだ。
- 9 開会式前の奉納舞踊について, 資料2)では, 《祖納嶽節》, 《まるまぼんさん節》, 《西表口節》が, 資料3)では, 《ヨナハ節》, 《ヤラヨー節》のみが記されているので, 近年になって演目が追加されているのかも知れない。
- 10 男性による「リップー(牛狂言)」「ルッポー(馬狂言)」など。
- 11 資料2)より。映像資料からは演目までは特定できなかった。
- 12 一度目の舟漕ぎは, 儀式漕と呼ばれる祈願の舟漕ぎで, 2度目が競争となるとされる(資料3)が, 映像では既に一度目に競漕が始まっている。
- 13 映像では舟頭らが前泊ウガンに参拝し, ユーを漕ぎ寄せた報告をし, チカから杯を受けると解説されているが, このことから舟頭より前にチカからは前泊ウガンに戻っていることが予想される。
- 14 開会式前の「ミルクの舞」については, 映像以外の資料には確認できない。資料3)には, 閉会式後に「ミルク舞」が記録されている。また, 資料2), 3)共, スリズに帰還後に《ミリク節》に合わせて「ミリクの舞」が披露される(ミリク納め)と記されている。

# 19 世紀アルザスユダヤ人の同化と初等教育

川崎垂紀子 文学部歴史学科西洋史専攻准教授

[プロジェクト報告]

## L'assimilation des Juifs d'Alsace au XIXe siècle et l'instruction primaire

Akiko KAWASAKI

Maître des conférences, Département de l'histoire occidentale, Faculté des Lettres, l'Université de Tokai

Après que les Juifs en France ont été « émancipés » pendant la Révolution française, il a été question de réaliser leur assimilation au XIX<sup>e</sup> siècle. Nous réfléchissons notamment sur les Juifs d'Alsace. La raison est comme ci-dessous ; 1, leur communauté a été la plus traditionnelle et il a été considéré que l'assimilation est tardée. 2, leur influence a été toujours forte même après que la population des Juifs à Paris a augmenté. 3, la région d'Alsace était demandée à assimiler en France depuis longtemps puisque son caractère culturel et social était assez germanique.

Il est évident que le problème de l'instruction primaire est important pour penser à l'assimilation des Juifs d'Alsace. Donc il est nécessaire d'étudier sur les réformes de l'instruction primaire après la Révolution, sur l'idée du consistoire qui a été l'institution d'encourager l'assimilation des Juifs et sur la différence entre l'instruction vis-à-vis les Juifs d'Alsace et ceux d'autre région.

Même si nous ne terminons pas notre étude encore, mais il est possible de retirer quelques points. La première école primaire juive d'Alsace a été installée à Strasbourg en 1820 par le consistoire. Dans cette école l'objet de programme a été pour avancer l'assimilation des Juifs, donc la place de la langue française a été centrale. Il y a eu aussi des cours d'allemand et d'hébreu, mais il a été strictement interdit de parler l'yiddisch alsacien (la langue populaire parmi les Juifs d'Alsace). Mais dans le milieu rural l'instruction primaire n'a pas tellement changé même après la Révolution puisqu'il n'avait pas beaucoup de professeurs compétents et il y avait pas mal de Juifs qui étaient contre le programme « moderne ». Il faudrait analyser encore pour vérifier les réformes lors de la lois Guizot et après cela.

Accepted, Dec. 2, 2013

### 1. これまでの研究状況

フランス革命とともにフランスのユダヤ人に市民権が与えられ、いわゆるユダヤ人「解放」が実現されたのであるが、その後、いかにユダヤ人をフランス社会へ同化させるか、ということに関しては19世紀フランスにおいて大きな課題であった。ここでいう「同化」とは、宗教に基づいた法規範を持ち自治共同体を構成していたユダヤ人が、自治を放棄してフランス社会に組み入れられることである。そして、ユダヤ教はあくまで宗教としてのみ扱われることが要求される。この同化の問題について、特にアルザス地方のユダヤ人を対象に考察している。アルザスを取り上げる理由は、1. 市民権が付与される前、解放前までフランスにおいてもっともユダヤ人の多い地方であり、もっともユダヤの伝統に忠実な共同体を構成していたこと、2. 市民権付与後パリのユダヤ人人口が増加するが、アルザスから移住した者が多く、フランスの

ユダヤ人社会におけるアルザスユダヤ人の影響力が大きいこと、3. そもそもアルザス地方が神聖ローマ帝国領からフランス領になった地域であり、フランスへの同化が常に問題になっていたこと、である。

この同化の問題を考えるうえで、教育、とりわけ初等教育の重要性は明らかである。それは、フランスへの同化を促進するためにはユダヤ教の伝統的な枠組みにおける教育ではなく、新たにフランス市民にふさわしい教育を施すことが最も有効であると考えられたからである。したがって、この点に基づいて、解放後のアルザスユダヤ人社会における初等教育制度はどのようなものであったかできるだけ実態を明らかにすることで、どのような教育が彼らの同化の実現を可能にするのかと考えられていたかを考察することは重要である。また、同時にフランス全体の初等教育の枠組みの中でどのような位置づけをされていたか、アルザスならではの問題はあったのか、といった点について考察を加えることも必要だと考える。

そもそも、フランス史において国民統合の観点から初等教育の問題は重要視されている。フランス革命後も教育におけ

るカトリックの影響が大きかったなか、とりわけ普仏戦争敗北後の第三共和政期において将来の強いフランス国民を育成するために、初等教育の改革が行われフランスの公教育制度が本格化したのであるが、その改革の中心は宗教教育を排除して世俗的な教育を施すことであった。その意味で、フランス初等教育については、無償・義務化・世俗的教育の三原則を定めたフェリーの政策をはじめとする第三共和政期を対象とする研究が非常に豊富である。しかしながら、それ以前においても様々な形で初等教育の改革が行われていた。王政復古期に本格的に初等教育の改革を実行する政策が講じられており、1816年2月29日の勅令は、「フランス初等教育の憲章」と呼ばれている。ここでは、各市町村（コミューン）に対して児童に教育を施すことが義務づけられた。そして、七月王政期の1833年6月28日法はいわゆるギゾー法と呼ばれており、コミューンに公立初等学校を設置することが義務付けられた。ただし、この時期の第三共和政期との最大の違いは、公教育であっても世俗化は進展しておらず、宗教、すなわちカトリックの影響力が革命前と同様、非常に大きいままだったことである。このことは当然ユダヤ人に対する教育にも影響した。

アルザスユダヤ人の同化について考察するうえで、言語の問題は非常に重要である。彼らはアルザス・イディッシュ語を話していた。アルザスでは、高地ドイツ語方言の一つであるアルザス語が話されており、アルザスがフランス領になったことを契機にこの地方でフランス語化政策が実施されて以降も、住民の大半は普段アルザス語を話していた。そして、アルザスユダヤ人はこのアルザス語の影響を受けたアルザス・イディッシュ語を話していたのである。しかし、解放後この言語は粗野な言語であり、彼らの特殊性を強調するものとされ、シナゴークにおけるアルザス・イディッシュ語での礼拝の禁止など、排除される傾向にあった。この言語的状况が初等教育の場ではどのように反映されたか、という点については確認する必要がある。

このような背景を踏まえ、本テーマを考察するために、以下のような点について研究を進めている。

1) フランス革命以降の初等制度はどのようなものであったかについて改めて整理し、その時々の政治体制の変化が教育改革に与えた影響、教育科目の内容、宗教の影響などについて分析する。そこで、当時はどのような初等教育が求め

られていたのか、その目的と問題点はどのようなものであったかまとめ、ユダヤ人に対する初等教育を考察するための枠組みとして提示する。

2) 解放後のユダヤ人向けの初等教育はどのようなものが理想として考えられていたのであろうか、これを見るために、ナポレオンによる四宗派（カトリック、ルター派、カルヴァン派、ユダヤ教）公認宗教体制の政策によって設置されたユダヤ教徒の国家による監督機関である長老会の見解を中心に分析する。長老会とは、ラビと世俗の有力者からなるユダヤ人自身による機関でもあり、当然ながら、長老会の任務の一つとしてユダヤ人の同化を促進することは重要であった。したがって、長老会の立場を分析することで、どのような初等教育がユダヤ人自身によって望まれていたのか見ることができよう。

3) フランスの初等教育制度の改革が進む中で、ユダヤ人に対する初等教育はどのように関連していたのか、さらに事実上カトリック勢力が教育の場でも強固なままであったなか、新しい教育立法が制定されるごとにそれらがユダヤ人社会にとってどのような意味を持ったのか明らかにしていく。

4) 同化が遅れているとされたアルザスのユダヤ人初等教育は他地方と違った独自の教育プログラムがあったのであろうか、また、あったとすればそれは同化を促進するためのものであったのであろうか。実際に設立されたユダヤ初等学校における教育内容、施設や規模、生徒や教員の状況など、その実態を見ることでこの答えを引き出していく。

## 2. 研究成果

現時点までの研究成果の一部として、10月に開催された日本ユダヤ学会において「19世紀前半のアルザスユダヤ人における初等教育」という題目で報告を行った。その報告では、時期をギゾー法公布までに限定して、19世紀前半のフランス初等公教育の歴史についてまとめたうえで、アルザスユダヤ人に対する初等教育はどのようなものであったかを説明し、その意義について考察した。

この報告の中で明らかにした点は以下の通りである。

王政復古期以降、児童に教育を施すことが義務付けられたが、実際に初等学校の設置はなかなか進展しなかった。その状況はギゾー法によって各コミューンに初等学校の設置が義務付けられたことが制定されても、劇的に変化することは



なかった。ただし、教育行政機関が整備され、教員養成、教員資格の規定なども決定されるなど、教育改革自体は続けられた。それでも、司祭が教育行政機関の一員になったり、教員人事に介入したりできるなど、王政復古体制であったことも反映して、依然としてカトリックの影響力は大きいままであった。それから、教育方法については、年長の優秀な生徒に教員の助手役を務めさせ、年少の生徒を教えるというイギリスから伝えられた相互教授法が1820年代から1830年代にかけて大流行した。これがもてはやされた理由の一つは教員不足を解消する方法であったためであるが、プロテスタント国家であるイギリスから輸入された方法であること、世俗的精神が非常に強いことなどを理由としてカトリックは大反対した。

1816年2月29日の勅令では、ユダヤ人については何も規定されていなかった。このことに対して、長老会は強い不満を抱いた。結局ユダヤ人向けの初等学校は1820年代に長老会の推進する形で設置されるようになり、アルザスの最初のユダヤ初等学校は1820年、ストラスブールに設立された。この学校では、タルムードを中心とするユダヤ人の伝統的な教育内容より、フランス市民への同化を促進させるための教育内容が盛り込まれており、例えば教育言語はフランス語であり、言語に関する科目としてもフランス語、ドイツ語、ヘブライ語がおかれた。そして、アルザス・イディッシュ語の使用は厳禁された。また、相互教授法が導入された。これを嚆矢として、アルザス各地にユダヤ初等学校が設立されるようになるのであるが、その一方で「近代的な」教育内容に反発するユダヤ人も少なくなかった。さらに、ユダヤ初等学校の教員も非ユダヤ人と同様教員免許が必要であったが、特にフランス語の言語能力の点で教員不足が深刻な問題となり、「もぐり」と呼ばれるような学校が農村部を中心に存在していた。このような学校では、免許を持たない教員が教え、アルザス・イディッシュ語も使用されていた。また、教育内容はほぼ宗教教育に限られていた。

ギゾー法の制定はユダヤ人側にも歓迎された。先述したとおりギゾー法は公立の初等学校設置の義務化を定めたものであるが、宗教別の公立学校を認めていた。公的補助金を受け、充実した施設と教育内容を備えた公立ユダヤ初等学校を設立することで、よりユダヤ人の同化が進展すると考えられたのである。

### 3. 今後の研究の見通し

今後の課題としていくつか挙げられるが、まず、ギゾー法以後の状況について考察する必要がある。ギゾー法の実効性を確認するために、1840年代の状況について分析すること、そして、1850年に制定されたファルー法の性格、ユダヤ人初等教育への影響について分析することが求められよう。ファルー法は、一般的にはギゾー法に比べ、カトリックの教育への介入が強まったものと理解されている。したがってこのファルー法の制定がユダヤ人の初等教育にどのような影響を与えたのかについても分析することは重要であると考ええる。

次に、アルザスの状況について、他地方と比較することでより明らかにすることが求められる。やはり19世紀に入るとパリのユダヤ人社会が中心になっていくので、パリの状況と比較し、改めてアルザスユダヤ人の特質を考察していきたい。

この研究テーマは初等教育を中心に持ち上げてユダヤ人の同化について考察するものであるが、もう少し視野を広げれば、同化を促進するための手段として職業教育の必要性も主張されていた。解放により職業選択の自由がユダヤ人に認められたので、それまでの主要な職業であった金貸しや行商に代わり、農業や手工業に従事させることでフランス市民としてふさわしいユダヤ人を育成すべきだと考えられたからである。そして、実際にユダヤ職業学校がアルザスも含めて各地に設立されるのであるが、これは通常初等学校を卒業した生徒が入学するものである。したがって、この職業教育がどのように初等教育と関連していたのかについても考察していきたい。広い意味での同化と教育の問題について探っていきたい。

先回りしていえば、「同化ユダヤ人」という名称があるにもかかわらず彼らが実際にフランス社会に同化できていたのか、という点を明らかにするのは不可能である。また、彼らが実際にどのようなアイデンティティを持っていたのか、という点についても一概にまとめることはできない。しかしながら、少なくとも国民統合が進む19世紀ヨーロッパ、とりわけその中心的な存在におけるフランスにおいて、ユダヤ人の同化を実現させることは喫緊の課題であると当時意識されていたことは確かである。特にこの意識は長老会をはじめとするユダヤ

人エリート層の中において共有されていたと考えられる。もともとは教育に熱心であったユダヤ人が、同化を促進するための手段の一つとして初等教育を重要視していたことには疑いがないであろう。

# 南仏アルデッシュ県ローヌ川西岸流域の中世ロマネスク聖堂について —シャンパーニュ・シュル・ローヌからヴィヌザックまで—

中川久嗣 文学部ヨーロッパ文明学科教授

[研究ノート]

## The Romanesque Chapels of the Department of Ardèche: From Champagne-sur-Rhône to Vinezac

Hisashi NAKAGAWA

Professeur, Département des Études de la Civilisation Européenne, Faculté des Lettres, l'Université de Tokai

Le département de l'Ardèche de la région Rhône-Alpes se situe au sud de la France, nord du département du Gard de la région du Languedoc-Rousillon et just ouest de la Drôme. L'Ardèche, se correspond au Haut et Bas Vivarais, était aussi toujours un carrefour culturel depuis l'antiquité romaine. Au moyen age, le Vivarais se couvrit de nombreux châteaux et chapelles romanes. Beaucoup de ces chapelles sont aujourd'hui ruinés, mais certaines ont conservés ou reconstruites. Je fait quelques descriptions historiques, architecturales, et artistiques sur les chapelles ou les églises du Vivarais. Ce sont Saint-Pierre de Champagne, Saint-Martin de Vion, l'abbaye Saint-Pierre de Rompon, l'abbatiale Sainte-Marie de Cruas, et Notre-Dame de Vinezac. Surtout en cas de Champagne et Cruas, on remarque les sculptures romanes magnifiques du douzième siècle sur les chapiteaux dans la chapelle ou la façade ouest de l'église. Ces chapelles se trouvent au bord du la rivière du Rhône qui attache le culture de la la Bourgogne et l'Auvergne à la civilisation de la mer méditerranée.

Accepted, Dec. 13, 2013

現在の南フランス・アルデッシュ県 (Département de l'Ardèche. 県番号 07) は、ローヌ・アルプ地方 (Région Rhône-Alpes) の南西部にあって、ローヌ川中～下流域西岸に位置する。北はロワール県、北西部はオーヴェルニュのオート・ロワール県に接しており、ローヌ川をはさんでその東岸はドローム県 (Drôme, 26) である。その最北部からリヨンまでは約 45 キロに過ぎず、さらに約 60 キロばかりローヌ川を北上すると、マコンに至り、そこはすでにブルゴーニュ地方となる。したがって、南フランスと言っても、地中海に接するプロヴァンスなどとは、文化的景観において多少とも異なる様相を呈するが、ローヌ川を挟んでほぼ南北が一致するドローム県の南部は「ドローム・プロヴァンサル」(Drôme Provençale) などと呼ばれ、プロヴァンスとの歴史的文化的関係が深いので、アルデッシュ県にあって、同様に地中海文化圏との連関は濃密である。

実際アルデッシュは、その地理的位置から見ても、今述べたように歴史的には常にローヌ川を軸としてブルゴーニュと地中海・プロヴァンスとの文化的通路であったし、その通路は、中央山塊 (Massif central) を介してではあるが、オーヴ

エルニュ方面ともつながっていた。ル・ピュイから東進すると、およそ 30 キロで現在のアルデッシュ県境に至る。

ドローム県は、ローヌ川から東に向かうと (とりわけヴァランスあたりでは) 比較的平坦な平野がおおよそ 30 キロないし 40 キロ程度続いた後、急に高度が増してフレンチ・アルプスにかかる。アルデッシュにおいては、ローヌ川から西に向かうとすぐに山地に向けて傾斜が始まる。しかしその高度は、確かにアルデッシュ東部及び南部は 1000 メートルを越える山地がたらなるけれども、ドロームがアルプスに接しているような急峻さ (例えばヴァランスからレオンセルにかけての急勾配などにそれが典型的に見て取れる) は感じられない。むしろオーヴェルニュや、ラングドック北部のロゼールへと、中程度の標高の高原がなだらかに連続してゆくという印象が強い。それはつまり、アルデッシュにおける中央山塊は、アルプスのような人的・物的な (ということは文化的な) 行き来の障壁をなしているわけではないということを表している。

しかしアルデッシュからロゼール (あるいはガール) にかけての高地地方は、過去から現在に至るまで、フランスの中でも人口密度が非常に低い地域のひとつである。今も触れたように、その空間的な東西軸は、アルプスに比して相対的に空間的障壁度は低いものの、やはりローヌ川に沿う南北軸こそが、歴史的に見ても文化的通路として主軸であったことには

疑問がないであろう。

アルデッシュ県は、おおよそかつての「ヴィヴァレ」(Vivarais)地方に相当する。現在でもアルデッシュ北部を「高ヴィヴァレ」(Haut-Vivarais)、南部を「低ヴィヴァレ」(Bas-Vivarais)などと呼ぶ。古代末期5世紀中頃には西ローマ帝国にかわってブルグント族がこの地域において勢力を持つが、「低ヴィヴァレ」あたりから南は西ゴート族の勢力圏に含まれた。西ゴートがその都をトゥールーズからトレドに移す6世紀半ば以降はフランク王国に統合され、一時8世紀にイスラムの侵略を受けつつ、9世紀に入るとロタール1世の中フランク王国、さらに870年のメルセン条約以降は西フランク王国に属した。ただし、この時期のローヌ川中～下流域の国境は複雑で、ヴィヴァレの一部は、北はブルゴーニュから南はプロヴァンスまで支配したブルグント王国(別名アルル王国)に含まれていた。しかし11世紀にはブルグント王国が神聖ローマ帝国に吸収され、名目上は神聖ローマ帝国皇帝がこの地の宗主権を獲得した。12世紀の、プロヴァンスを巡るトゥールーズ伯とバルセロナ伯の間の争いは、ヴィヴァレにはあまり及ばなかった。その間、ヴィヴィエ(Viviers)司教の管轄となるが、14世紀にブルゴーニュ公の支配をへて、シャルル5世がフランス王国に編入した。なおヴィヴィエ司教は、ヴィヴィエのみならず、ラルジャンティエール(Largentière)やドロームのドンゼール(Donzère)の封建領主であり続けた。

ヴィヴァレは、現在とは異なり、フランス革命期まではラングドックに含まれていた。実際、アルデッシュ県は南側が、ラングドックのガール県と接していて、その時々政治的・行政的区分に関わりなく、ガールとはやはり密接な文化的結びつきを持っている(ヴィヴァレの一部はまたドーフィネにも含まれていた)。

以下では、このようにフランス南東部において、ローヌ川に沿って一種の濃密な文化的バンドを形成するヴィヴァレ(ローヌ川西岸地域)を取り上げ、「高ヴィヴァレ」から「低ヴィヴァレ」の、およそ10世紀から12世紀を中心とした中世期におけるロマネスク聖堂の展開を、そのいくつか主要なものに関して検討を加えたい。

## 1. シャンパーニュ、サン・ピエール教会 (Église Saint-Pierre, Champagne)

シャンパーニュ(またはシャンパーニュ・シュル・ローヌ)は、アルデッシュ県最北部のセリエールとアンダンセットの中間に位置する。この村は、11世紀にはローヌ川をはさんで対岸のアルボン伯領(comté de l'Albon)に属し、伯はここに城塞を建設していた。サン・ピエール教会は、村のほぼ中心、現在の県道86号線(D86)に面してその東側に建つ。12世紀には現在のイゼールにあるベネディクト派のサン・シェフ(Saint-Chef)修道院に属する小修道院(Prieuré)であった。ル・ピュイやサンティアゴ・デ・コンポステーラへ向かう巡礼がローヌ川を渡る地点でもあることから、多くの人々がこの修道院を訪れた。14世紀には修道院自体は取り壊され、残された教会はヴィエンヌ大司教の所有となった。

サン・ピエール教会は、12世紀半ばのものである。西ファサードも含めて、その建築の全体的な重厚感は、どちらかと言うとロマネスク教会と言うよりも、むしろ要塞のような印象を与える。巨大な西ファサードには、大きな三角形の切り妻が載り、まるで近世以降のプロテスタント寺院(temple)であるかのような印象さえ与える。16世紀の宗教戦争期にかなりダメージを被り、ロマネスク期の記憶は、3つのポーチの上部に残る彫刻のみである。

西ファサードの3つのポーチの上には、それぞれ中央部が高く両側に向けて傾斜が付けられているリントルが載っている。そのリントルのさらに上には縞模様で半円形のアーチ(ヴァシュール)が付けられているが、そのアーチの内側に彫刻が残るのは中央のポーチのみである。

中央のポーチのタンパンの構成は、上部に「キリストの磔刑」(La Crucifixion)、下部に「最後の晩餐」(La Cène)である。ともに摩滅が進んでいる(とりわけ人物の顔は判別不可能である)が、残された繊細な線を読み取ることはできる。「キリストの磔刑」は、タンパンの彫刻としては比較的珍しいものであるが、その構図は、ラングドックのサン・ジル・デュ・ガール(St-Gilles-du-Gard)やサン・ポン・ドゥ・トミエール(St-Pons-de-Thomières)の西ファサードのタンパンのそれを想起させる(ただし、サン・ポン・ドゥ・トミエールのは、「キリストの磔刑」「最後の晩餐」が、上下ではなく水平に並べられている)。またシャンパーニュでは「最後の晩餐」



の、横長の食卓にかけられたテーブルクロスのはだの様子が、ことさらによく残されている。その食卓にはキリストを含めて13人が座っている。そのうちの一人はキリストに左側から抱きついて見えるように見える。こうした「最後の晩餐」の構図は、また同時に、この地方のロマネスク文化に対するブルゴーニュからの影響を感じさせるものである。プロヴァンスのボーケール（現在はガール県）にあるノートル・ダム・デ・ポミエ教会（Notre-Dame des Pommiers, Beaucaire）の東壁上部にも同様にロマネスク様式の精緻な「最後の晩餐」のフリーズがあるが、時代はシャンパーニュのものよりも下る。

シャンパーニュの西ファサード左側のポーチのリンテルには中央にイエスがいて、その両側にイエスから冠を受ける二人の人物がひざまずいている。この二人はペテロとパウロであるとされるが、他方神聖ローマ帝国皇帝とカペー王家のフランス国王ではないかとする見方もあるようである。右側のリンテルでは、イエスを表す羊が光輪の中におり、その光輪を両側から大天使ミカエル（左）と天使カブリエル（右）の二人の天使が支え掲げている。

その他、西ファサードの壁面には、翼や竜の尾を持つライオンあるいは馬のような頭を持つ動物たち（中にはスフィンクスのように頭が人間というものもある）、ハーブで音楽を演奏する人、人間の顔（頭）、などの断片が埋め込まれている。西ファサード以外にも、聖堂南壁には、古代のバックスを思わせる髭を生やした人物の顔、戦う騎士たち、投石具を持ったダヴィデ、牛、ライオン、羊などが見られる。多角形の後陣（内部は半円形）および北側の持ち送りには、植物のフリーズ、そしてフクロウその他の鳥や動物が彫られている。さらにトランセプト北側の塔に付けられた小ポーチには、アルデッシュやドロームでしばしば見かける二つ並んだ人間の顔や、相対峙する二人の人物の姿（かなり摩耗している）の彫刻が埋め込まれている。

シャンパーニュのサン・ピエール教会の平面プランは、イゼールのサン・シェフ（Saint-Chef）修道院附属教会のそれと比較される。とりわけ後陣が類似している（多角形の外面と半円形の内面の形状）。聖堂内部は、身廊の両側に側廊がついた三廊式で、内陣には6本の円柱に支えられた小アーチによって後陣回廊（déambulatoire）が構成されている。これはこの地が巡礼ルートで重要な位置にあったことの証左である。トランセプト交差部より西の身廊は、大きな横断アーチ

によって区切られた5つのスパン（梁間）を持ち、その5つのスパンの上には、それぞれ4角をトロンプに支えられた3つのクーポールが載っている。すなわち、西の2つのクーポールは、正方形をなしてそれぞれ2つのスパンの上に載り、身廊の最も東のクーポールはスパン1つに対応した長方形である。またトランセプト交差部の上にもやはり長方形のクーポールが1つ載っている。これら合計4つのクーポールには、あたかもトリビューンのごとく、小円柱のついた2つないし3つのアーチからなる開口部が並んでいる。このようなクーポールの構成は、ル・ピュイのノートル・ダム大聖堂（Cathédrale de Notre-Dame du Puy-en-velay）との類似性が指摘される。これはやはり、ル・ピュイとこの地を結ぶ巡礼ルートの関連が強いと思われる。とにかくもシャンパーニュでは、大きな壁面を持つ西ファサードから内部に入ると、そこは一転して半円形アーチの連続と後陣を形作る円柱の配置、そして均整の取れたクーポールの連続する身廊の全体が、ロマネスク様式特有の美しさを保持していて、その印象の違いにとりわけ驚かされるのである。（Fabre-Martin 1993, Nougaret et St-Jean 1991, *RIP. GBV.*）

## 2. ヴィオン、サン・マルタン教会（Église Saint-Martin, Vion）

ヴィオン（Vion）は、シャンパーニュからアンダンスを経由して南に約18キロのところに位置し、村の南側の小山の中腹に、この村を見おろすようにサン・マルタン教会が建っている。逆に村から見上げると、放射角状に付け柱の付いた方形の後陣（abside）、それををさんで北側と南側で高さの異なる二つの小後陣（absidiole）のついたトランセプト、最上部に小アーチの列とその下の階にはそれより大きな二つのアーチの開口部を持つ方形の鐘楼、これらが山の中腹という地形的な条件によって比較的高さを持ちながら一体となって建っているのが分かる。しかしそれらのうちロマネスク期（12世紀）のものは中央の後陣のみであって、内陣ならびに身廊部分は19世紀に再建されたものである。実際、3廊式で3つのスパンからなる内部も、壁や柱、ヴォールト、横断アーチなど、すべて近年になってから新たに彩色されたこともあって、古さを感じさせるものはない。ただし、後陣の柱頭彫刻については彩色されてはいるが、中世期にさかのぼることができる

かも知れない。8葉あるいは9葉のひな菊(マーガレット)模様はオーヴェルニュからの影響が認められるし、シャンパーニュの西ファサードに見られた彫刻と同じモチーフのものも見いだせる(神の子羊を掲げる二人の天使など)。

問題は身廊中央の入口から階段でさらに下に数段降りたところにある、後陣の真下に位置する地下クリプトである。半円形のヴォールトの下に、6本の小円柱に支えられた5つの小アーチが並ぶ。小円柱の柱頭部の彫刻は、プレ・ロマネスク期のもので、シンプルな植物文様や西ゴートを思わせるパルメットなどである。クリプト自体がカロリング時代のもと思われる。ヴィオンは、シャンパーニュの場合と同じく、10世紀頃からローヌ対岸のアルボン伯の支配下にあった。その後12世紀に、リヨンのサン・マルタン・デネイ修道院(Abbaye Saint-Martin d'Ainay)のベネディクト派修道士たちがサン・マルタン教会(19世紀に解体)を建てたが、これらの柱頭彫刻は、12世紀以前(おそらく11世紀頃)にここに建てられていた初期の教会のものであると思われる。クリプト中央にはやはり11世紀の、がっしりした洗礼石盤がある。(Fabre-Martin 1993, Nougaret et St-Jean 1991, Peyrard 1976. *RIP.*)

### 3. ル・プザン、ロンポンのサン・ピエール修道院 (Abbaye Saint-Pierre de Rompon, Le Pouzin) 遺構

別名ヴェュー・ロンポンの「オ・シェーヴル女子修道院」(Couvent aux chèvres, Vieux Rompon)とも言う。ヴィオンからトゥルノン・シュル・ローヌを経てさらにローヌ川に沿って南下し、エイリュエ山地の南端に達するところに位置する。ローヌから県道104号線(D104)によってプリヴァスと結ばれる交通の要所で、古代にはやはりアルパとヴァランスを結ぶルートとローヌを行き来するルートの十字路にあたった。サン・ピエール修道院の遺構は、ル・プザンの北側のローヌ川を見下ろす山腹にある(標高300メートル)。現在ローヌ川河岸方面からの直接のアクセスは無理で、ル・プザンからいったんヴェュー・ロンポン(この山腹にも古い小礼拝堂がある)を経由して東側からダートの細い山道を進むしかない。

もともとこの場所には4世紀から6世紀にかけて、メロヴィング朝時代の城塞があった。10世紀にクリュニー修道会が

サン・ピエール修道院を建設した。そこには礼拝堂や修道士たちの住居、食堂などが備わっていた。最盛期は12世紀から13世紀で、この修道院自身が小修道院を持ち、ヴィヴィエ司教区の中でも強い勢力を保持していた。その後、百年戦争期に一部破壊されたが、他のクリュニー修道会のものに比べると被害は少なかったと言われ、15世紀まではなお修道院として機能していた。しかし宗教戦争の時代から大革命期にかけて荒廃が進み、ついには放棄された。

現在残るのは、サン・ピエール修道院附属教会の南側の壁の一部と、東に向けた後陣の壁のわずかにカーヴを描く基礎部分のみである。後陣のヴォールトは、最近までアーチ状の一部が残っていたが、1998年の積雪の際にそれも崩壊した。図像的に見るべき装飾や彫刻の類はまったく残されていないが、クリュニーの勢力がヴィヴァレに拠点としていた修道院であり、ブルゴーニュとこの地方の強いつながりを物語る遺構である。(Esquieu 1969, Fabre-Martin 1993, *RIP.*)

### 4. クリュアス、大修道院附属サント・マリー教会 (Abbatiale Sainte-Marie, Cruas)

クリュアス(またはクリュア)は、プリヴァス(Privas)のほぼ東、ローヌ川をはさんでドロームのモンテリマール(Montélimar)の対岸の少し北に位置する。古くからローヌ川を渡河する際の要所のひとつであった。サント・マリー教会は、アルデッシュ(ヴィヴァレ)におけるロマネスク期の聖堂としては、最も規模が大きい部類に入り、柱頭彫刻などの外部と内部の装飾類が豊かに保存されている。

クリュアスにベネディクト派のサント・マリー修道院が最初に作られたのは804年のことである。その後11世紀半ばから12世紀にかけて現在の姿に改築された。現在残る最も古い部分はトランセプトと後陣部分、そして北側の壁の一部が11世紀のものであり、その他の部分は12世紀のものである。宗教戦争の時代に修道院自体は破壊され、現在は附属教会のみが残る。

教会を東側から見ると、後陣の上にロンバルディア帯で装飾された2段構えの円形の頂塔が立つが(最上段のものには小円柱に支えられたアーチの開口部が付けられている)、その地上からの高さにもかかわらず、南北のトランセプトが巨大で長いために、全体として非常に安定感がある。半円形の

後陣は、その両側にやはり半円形の小後陣が並び、そのすべてにロンバルディア帯がつけられている。一方、西ファサードの上には方形の鐘楼が立ち、その作りはおおよそ5段構えで、上から2段目は3本の小円柱に支えられた2つのアーチの開口部、上から3段目はそれよりも若干大きな半円アーチ（一部がニッチ）がつく。ファサードのポルタイユの上は、鐘楼の土台に当たるが、高さは身廊の天井部と同じで、「手裏剣」様の装飾を持つ円形の窓があげられている（東の頂塔の土台部分にも同じような窓が見られる）。教会の北と南の外壁上部はやはりロンバルディア帯で装飾されている。北壁には開口部がまったくないが、南壁には一定間隔で半円アーチの窓がつけられている。

内部は3廊式である。中央の身廊（その両側には高さの低い側廊がある）は、高さのある半円筒ヴォールトで、横断アーチによって5つのスパンが連続する。最も西側は鐘楼の下にあたり、2階部分に上部礼拝堂がある。したがって、その下は一種のナルテクスとなっている。最も東のトランセプト交差部の上にはひしゃげた円形のクーポールが載り、4隅を扇形の大きなトロンプが支えている。

西のポルタイユから入って奥の4番目と5番目のスパンに12世紀のトリビューンがある。このトリビューンの下は、東西に3列からなる小円柱が並び（1列に5本）、それら計15本の小円柱は、交差リヴのついたヴォールトを支える（スパンの数は8つ）。そこに見られる柱頭彫刻は、多少とも近年の修復の手が入っているのではあろうが、保存状態もよく精緻である。下から吹き上がる植物の葉、唐草文様、エサをついばみ羽を広げる鳥たち、両耳を蛇にかまれた人物の顔、パルメット、ライオン、そしてローヌ川の水運を連想させる船のロープ様の装飾など。またヴォールトのリヴの交差部には、やはりライオンやパルメットが彫られている。

そのトリビューンの東には有名なクリプトがある。ちょうどトランセプト交差部および後陣の下にあたり、南北に長い長方形の形をしている。両側の壁と中央に柱が並んでいて、リヴのない交差ヴォールトを支えている。このクリプトの柱頭彫刻は、11世紀から12世紀にかけてのもので、実際にそのシンボリックなモチーフといい、シンプルな形状といい、非常に古さを感じさせる。中央に星（あるいは花）のある円環、植物の葉に囲まれた車輪、回転する渦巻きの輪（スクリュウ）、細縞模様の植物の葉、イヌのような獣（あるいはオオカミ）、

ニワトリ、四角い箱状模様（家あるいは神の国か?）、そして有名な「オラント」（祈る人）など。この最後の「オラント」は、丸い両目を見開きながら両手を大きく広げたポーズをしている。表面がつるつるしていて、長年にわたって礼拝者・巡礼者たちによって触れられてきたものであることが分かる。これらの柱頭彫刻には古きケルト文明の残滓や、古代から続くモチーフ、さらに中世期のオーヴェルニュからの文化的影響も認められるという。ここに見られる渦巻き状の円環などは、確かにキリスト教の教義や神学以前の、人間ならびに自然の生命の躍動、大地の大いなるエネルギー、時を動かす神秘的な力、そしてそうしたさまざまなものを表現しようとする想像力の存在を感じさせるのである。（Fabre-Martin 1993, Morel 2007, Nougaret et St-Jean 1991, Saint-Jean 1977, Peyrard 1976, Tardieu et Hartmann-Virnich 1992, *RIP.*）

## 5. ヴィヌザック、ノートル・ダム教会（Église Notre-Dame, Vinezac）

ヴィヌザック（Vinezac）は、オブナス（Aubenas）から現在の県道104号線（D104）で南に約15キロ、さらに県道423号線（D423）を西に約2キロ入ったところにある小村である。ノートル・ダム教会は村のほぼ中心に位置し、背の高い後陣を県道側に向けている。第一印象はあたかも城塞のような壁面である。5角形の後陣の各面には、それぞれ左右に小円柱がつけられた半円形アーチの開口部（窓）が並んでいる。その開口部から後陣の頂頭まで壁面が続くので、後陣全体の高さが非常に高く見える。後陣頂頭部には銃眼様の細長い開口部が見える。後陣の高さはおよそ10メートルである。左右両側には東側から見ると一見トランセプトのごとき建物が建っているが、これは17世紀のもので、3つのスパンからなる単身廊部分が中世13世紀のものである。一番西のスパンの上に建つ大きな長方形の鐘楼（4隅にガーグイユがある）は18世紀に造られた。一番東の、ほぼ正方形のスパンの上にはトロンプを含めて8角形のクーポールが載り、その上は18世紀の小鐘楼である。

身廊内部および後陣にはロマネスク様式の柱頭彫刻が見られる。アカンサスのコリント式柱頭に、人物やライオンその他の動物、鳥などが登場する。ライオンは口バを食べている。また大きな花（ヒナギク）の横にたたずむ天使もいる（天



使の顔は欠けてしまっている)。最もユニークなのは、身廊に保存・展示されている浅浮彫りの大きな「ライオンの穴の中のダニエル」である。この彫刻は、横 82 センチ、縦 48 センチ、厚さが 16 センチの石版で、もとは教会ポーチのリンテルであったと思われる。ダニエルとおぼしき人物は「オラント」(祈る人)のように、両手を大きく広げており、その左右両側をライオン(あるいはオオカミのような獣)にはさまれている。人物の表情や獣の姿は、仰々しくもユーモラスであり、見る者(少なくとも現代のわれわれ)の心を思わず和らげてくれる微笑ましい「オブジェ」であると言えよう。

ヴィヌザックの教会は、史料「Charta Vetus」によって 8 世紀までその存在が遡れるが、明確に確認されるのは、13 世紀(1255 年)に、ヴィヴィエ司教 Arnaud de Bogüé とヴィヴィエのカテドラル聖堂参事会とのやりとりを記した史料の中においてである。その後 14 世紀(1387 年)には、村の城壁建設に関する文書の中にこの教会についての言及が見られる。さらに 15 世紀にこの地の領主たちが交わした文書にも登場する。ヴィヌザックの領主は、この近隣において一定の影響力を持ったようで、16 世紀(1584 年)には、シャシエール(Chassiers)の黒色苦行会の設立に関与している。(Fabre-Martin 1993, Rouvière-Gobrechts 1986, *RIP*.)

#### 参考文献と略記号

- Esquieu, Yves. (1969) *Les anciennes églises d'Alba. Étude historique et archéologique*. I.B a Lyon.
- Fabre-Martin, Claudiane. (1993) *Église Romanes oubliées du Vivarais*. Les Presses du Languedoc.
- Morel, Jacques. (2007) *Guide des Abbayes et Prieurés en région Rhône-Alpes*. Autre Vue.
- Nougaret, Jean. et Saint-Jean, Robert. (1991) *Vivarais Gévaudan Romans*. Zodiaque.
- Peyrard, Maurice. (1976) *L'Église de Vion*. Collectif, *Architecture Religieuse dans la Drôme. Études Dromoises*. L'Association universitaire d'Études Drômoises.
- Rouvière-Gobrechts, Mireille. (1986) *L'Église de Vinezac*. Collectif, *Architecture ancienne et urbanisme en Ardèche, Actes du colloque de Vinezac, Mémoires d'Ardèche et Temps présent*, La Manufacture, 1986.
- Saint-Jean, Robert (1977) Cruas et le Monastier de Vagnas, Deux grands chantiers medievaux, *Archéologia*, no.109, 1977-08.
- Tardieu, Joëlle et Hartmann-Virnich, Andreas (1992) *L'Abbatiale Ste-Marie de Cruas*, Congrès Archéologique de France.
- RIP* : Renseignements ou Informations sur Place.
- GBV* : Guides ou Brochures de Visite.



# 異文化間能力の指標と指導モデル構築の試み

松本佳穂子 外国語教育センター第一類教授

[論文]

## An Attempt to Construct the Objectives of Intercultural Competence and its Instructional Models

**Kahoko MATSUMOTO**

Professor, Foreign Language Center, Tokai University

This is a report on a publicly-funded study in Japan, the aim of which is to develop a framework, instructional models and evaluation tools for intercultural competence and critical thinking for Japanese university students. In Japan, English teaching has still been very much focused on linguistic skills though teachers are becoming increasingly aware of the necessity to teach problem-solving skills in various situations requiring intercultural communication. So, we started out creating objectives and criteria tailored to the Japanese situation, an English as a Foreign Language (EFL) environment, first by referring to the Framework of Reference for Pluralistic Approaches to Languages and Cultures (FREPA) published by the European Center for Modern Languages (ECML) and secondly, looking into various critical thinking tests available in North America. The initial, tentative list of Can-do Statements created for our framework has 29 items in 3 sections: the first section deals with knowledge of other languages and cultures, the second involves attitudes toward other cultures including willingness to communicate, and the last section centers around critical thinking skills required for problem solving in various intercultural situations. These items have been validated both qualitatively and quantitatively for adequate modifications and adjustments based on the questionnaire surveys and interviews with many teachers and students. At the same time, we have been creating and piloting the teaching materials and assessment tools that fit the above-mentioned objectives.

Also in order to arrive at some ideal instructional models, we conducted the text analysis of the student entries of Council of Europe's Autobiography of Intercultural Encounters, a reflective learning tool, trying to identify specific difficulties Japanese students have facing various situations of intercultural communication and to evaluate the ways they tackle with the problems. Now, the statistical validation has been done to the assessment tools we have developed for different instructional models.

Accepted, Dec. 13, 2013

### 1. はじめに

2010年より本年度まで、科学研究費助成研究（基盤研究B「言語教育におけるクリティカル・シンキング能力に関する到達目標・評価基準の開発研究」）の中心的部分として、異文化間能力の指標構築とその検証、それに基づくカリキュラムと教材を含む指導システムの開発を進めてきた<sup>1</sup>。本研究のきっかけとなったのは、90年代からヨーロッパで進められている多様な言語・文化を含む状況に柔軟に対処できる「ヨーロッパ市民」の育成を目指す様々なプロジェクトとの出会いであった。

時を同じくして、日本においては楽天の三木谷社長が“Englishnization”という造語を作って（Neeley, 2011）ビジネスにおける英語公用語化を唱えており、日本で異文化コミュ

ニケーション、異文化対処能力と言うと、英語使用状況のみを想定するような風潮が高まっていた。また韓国、中国などのアジア諸国に遅れまいと、小学校から外国語（ほぼ英語と同義）教育が正式に導入されることになった。英語が世界を繋ぐ言語になっていることは否定できないが、ヨーロッパにおける複言語・複文化主義の理念と教育実践について学べば学ぶ程、日本の英語教育をとりまく論調が言語帝国主義・文化帝国主義の色彩を持つように感じられた。

日本に住む外国人は正式の在留資格を持たない者を入れると300万人に達すると言われている。本研究における大学生・大学院生80名を対象にした調査でも、彼らが日常で遭遇したことがある外国人の国籍は20カ国以上に上った。私たちが知らない間に単一民族国家と思いでいた日本の状況が大きく変わり、日本人が様々な言語と文化を持つ外国人と共生しなければならない状況が増加している。同様に、ビジネス界の現状に目を向けると、文部科学省が養成を目指している「グローバル人材」と呼ばれる人達は、現実には典型

的な英語圏ではなく、発展途上国や英語圏以外の国で市場開拓や工場経営をしていることが多い。グローバル化する世界に対応できる柔軟で批判的な思考力やコミュニケーション能力は、何でも「人間力」という曖昧な表現に含めて語られることが多いが、ヨーロッパにおける試みや研究が目指しているのは、多文化・多言語の状況での問題解決に必要なクリティカル・シンキングを伴う異文化間能力の構成要素を明確にし、それを各国で共有して教育を行おうというものである。日本においても、多様な異文化状況で働く「グローバル人材」に本当にどのような能力が必要でそれをどのように育成すべきかをもっと真剣に考えることが必要だと思う。世界共通の学力試験である PISA の結果などが芳しくないため、批判的読解力や思考力を初等・中等教育で重視している文部科学省が、小学校での異文化理解教育を英語（外国語）教育に変えてしまったのは、目指すべき方向と逆のように感じられる。

## 2. バイラム博士の枠組み (ICC モデル)

バイラム博士（英国ダーラム大学名誉教授）は Intercultural Communication（以下「異文化間コミュニケーション・モデル (ICC モデル) と呼ぶ」研究の第一人者であり、Council of Europe（ヨーロッパ評議会）言語政策部門の顧問として CEFR（言語に関するヨーロッパ共通基準枠）の異文化コミュニケーション部分の構築に寄与されてきた。博士の代表的著作 “Teaching and assessing intercultural communicative competence”（1997）には異文化コミュニケーションの能力の構成要素とそれを統合した概念モデル、その教育への応用、評価法が示され、ヨーロッパ各地でそれを基にした様々なプロジェクト、教育プログラム、及びトレーニングが行われている。

バイラム博士の ICC モデルの根幹を成す 2 つの概念は、Critical Cultural Awareness（批判的な文化に対する意識）を持つことの重要性、そしてその基盤となる Criticality（批判性）である。それを実践するために、異文化対処能力とクリティカル・シンキングを含む教育モデルを形成するのが、Critical Pedagogy（批判的思考を養成する教育の方法論）である。Critical Cultural Awareness を持つということは、対象を批判的、分析的に評価する際に、多様な文化の基準、観点、実践、事物などを偏見なく比較、対照、検証し、そこから自分が拠って立つ判断の規範を導くと同時に、自分の考

え方と違うものを受容し、そこに矛盾や軋轢が生じた時には解決に向かって客観的かつ冷静な交渉ができることである。それを支える Criticality とは、自分の知識と経験を軸に対象に対して積極的に問題発見に努め、建設的な議論を通じて進んで外の世界と関わって行こうとする態度である。そして、その両者を支えるクリティカル・シンキングは以下の 4 つの要素に分かれる。

- (1) 対象に対する十分な背景知識
- (2) 基準を適用して議論の信憑性、適切さを判断できるような操作的（認知的）知識
- (3) 批判的で深い分析に必要な思考法に関する基礎概念の把握
- (4) 解釈の枠組み（思考の手順、方策、アプローチなど）

バイラム博士はこれらの概念を包括する Intercultural Citizenship（文化を越えた市民性）の基準を言語の側面と政治的・社会的側面に分けて示し、それはヨーロッパ評議会のみならず、ユネスコの人権に関わる文書などにも利用されている。

本研究を進める上で何度も博士にお会いして助言を頂いてきたが、ご本人が 3 カ国語を操り、価値観や規範の対立するヨーロッパで理解の共通基盤を作ろうとしてきた方なので、殆ど知識のない日本文化についても、ほんの少しの説明で深い理解を示されることに常に感銘を受けてきた。バイラム博士の功績で最も評価されるべき点は、自分の構築した理論 (ICC モデル) を理論に留めず、グローバルな社会に積極的に参画できる「汎ヨーロッパ的かつ地球的視野を持つ市民」の育成を目指す行動規範に高めようとしているところであろう。批判的思考や異文化間能力を実際に多文化的社会に適用してその社会を変容させて行けるような能力とリソースを持つ人間を育てるという観点は、今までの日本の教育にはない部分であり、そういうアプローチこそが日本における「グローバル人材」の育成に必要なのではないかと痛感している。各国が EU というボーダレスな共同体に組み込まれている流動的かつ多様なヨーロッパでの大きな実験的試みは、日本における異文化教育、異文化コミュニケーション教育が今後どうあるべきかという点に大きな示唆を投げかけていると思う。

長年英語を教えながら常に考えさせられてきたのが、言語スキルと異文化間能力やクリティカル・シンキング能力の関

係性である。勿論英語教育の中でも、「社会的文脈において適切であること」や「論理的な議論の構築」、「コミュニケーションの主導権を握ったり、相手にいい印象付けをしたり説得したりする方略」(Canale & Swain, 1980; Bachman, 1990) というような部分は言語スキルの枠を超えた社会的・文化的な要素を含み、一般的認知能力を必要とすることが認識されている。

### 3. 異文化間能力とクリティカル・シンキング能力

#### 3-1. 英語教育における考察

以前から、単に英語という言語を教えるだけでも、様々な一般的認知能力の介在について考えさせられ、以下のような図式を考えた(松本, 2008)。

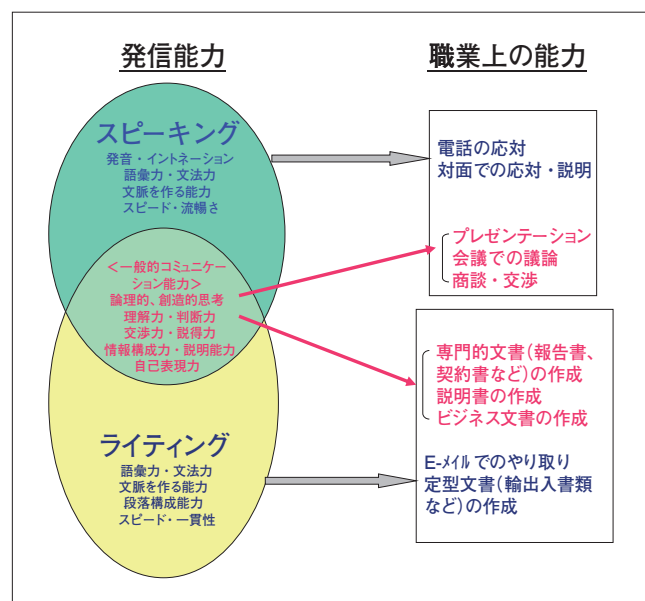


図1 学校で学ぶ発信能力と職業上の能力の関係

「書く・話す」という発信、即ち自己表現をするためには、まず「読む・聴く」ことによって受信した情報を解釈・判断・分析し、それに基づいて自らの考えを論理的に構築・表現することが必要である。それは、学習者が単純で定型なコミュニケーションから、より複雑で専門的なもの(プレゼンテーション、専門文書の作成、会議でのディスカッションや交渉など)の習得を目指すにつれて、より必要になってくる能力でもある。現実の社会の仕事の場で、ちゃんとリスニングやリーディングができていかどうかをいちいちテストで確かめるような状況はあり得ない、つまり、インプットされた情報を基になされた発信をベースにその人のコミュニケーション能力を評価するしかない。そしてそこでは、Cummins (2003)

のいうように、「基礎的な対人コミュニケーションスキル」だけで何とかなる日常的やり取りのレベルから、「認知的で専門的な言語熟達」が必要とされる状況や職務になればなるほど、英語のスキルだけではない能力、つまり異文化対処能力やクリティカル・シンキングの能力が必要になるのである。それはOECDやAHELO(OECD 高等教育における学習成果の評価)などとの関連でよく話題に上る汎用的技能(generic skills)やキーコンペテンシー(OECD, 2003)、大学教育が保障する「学士力」、「社会人基礎力」などとも重複がある。

#### 3-2. 北米的アプローチ

北米にも以前からクリティカル・シンキングを醸成・評価する伝統がある。北米、特にアメリカの場合は、異文化コミュニケーションや異文化対処能力は、移民や留学生に対する英語教育と関連付けられることが多く、様々な言語や文化の同等性・多様性に依拠するアプローチはあまり見られない。バイリンガル教育が行われている中等学校は存在するが、それは英語及びアメリカ文化に適応するための過渡的プロセスと位置付けられ、カリフォルニア州などでは廃止された。カナダで行われているエマージョン教育(第二言語での教科教育)も、フランス語がかなりの国民にとって母語であり必要であるところから始まっており、それ以上の多様性を求めるものではない。

よって、代表的なクリティカル・シンキングの指標は下記のNorris & Ennis (1989)に代表されるように、あまり異文化状況を想定しない、機能的なものである。

##### (1) Elementary Clarification (基本的な明確化)

- Focusing on a question (問題点の焦点化)
- Analyzing arguments (議論の分析)
- Asking and answering questions that clarify and challenge (問題点を明確にし、必要なら反論をするための質疑応答)

##### (2) Basic Support (基本的な論拠の確立)

- Judging the credibility of a source (情報ソースの信頼性の判断)
- Making and judging observations (観察とそれに基づく判断)

##### (3) Inferences (推論)

- Making and judging deductions (帰納的判断)



- Making and judging inductions (演繹的判断)
  - Making and judging value judgments (価値判断とその評価)
- (4) Advanced Clarification (より上級の明確化)
- Defining terms and judging definitions (用語の定義とその定義の判断)
  - Identifying assumptions (想定・仮定の認識)
- (5) Strategies and tactics (ストラテジーと方策)
- Deciding on an action (行動の決定)
  - Interacting with others (他者との交流・交渉)

この指標を基に、エニス・ウェアテストというクリティカル・シンキングを測定するテストが作られ、その他にも同様のテストが多数存在する。最近では TOEFL<sup>®</sup> や TOEIC<sup>®</sup> を作っている ETS が、コンピュータを使用して情報ソースから結論を導いていく認知スキルテストを開発して産業界でも利用されている。この北米方式のクリティカル・シンキングの指標や評価は、計量心理学的に信頼性が得られており、限られた意味では非常に有用であるが、そこに異文化間能力の要素はあまり包含されていない。

ETS に代表されるアメリカの心理統計的な研究手法に対して、ヨーロッパにおける諸研究は質的検証方法によるものが多く、様々な国の研究者がそれぞれの研究成果や経験を持ち寄って、教育目標や基準を演繹的検証によってまとめあげるといった傾向が見られる。そうして先行研究や様々な研究者の学際的な知見と検証に基づく指標がまとまると、CEFR (言語に関するヨーロッパ共通基準枠) の場合と同様に、その後の適用や応用は各地域と研究者に委ねるといった形で公開されている。北米の資料を使用したり改変したりすると、知的所有権や商標権の問題が生じることが多いが、ヨーロッパの CEFR のような基準は共有と現地の事情に合わせた適用のために作られたという背景から、殆ど制限なく公開されている。そのため、次に紹介する本研究が基礎とした FREPA プロジェクトについても、自由に研究を進めることができ、そのプロジェクトメンバーからも貴重な助言や協力を得ることができた。この違いは、ヨーロッパにおける多様性と共生を目指す教育が社会変革のための行動と深く結びついていることによるのであろう。

## 4. FREPA とヨーロッパに於ける試み

### 4-1. ヨーロッパ評議会の考える異文化対処能力

バイラム博士の学問的モデルに基づいて、多文化を受容しつつ、それを客観的、分析的に判断し批判的に検証、考察できるような言語的、認知的、思想的枠組みとリソースを持つ「ヨーロッパ市民」を育成するための目標と到達基準を作成する試みが FREPA (Framework of Reference of Pluralistic Approaches to Languages and Cultures) である。

ヨーロッパ評議会言語政策部門自体は、複言語・複文化的アプローチ (Pluralistic approaches to languages and cultures) を掲げ、互いの文化を理解し合えるグローバル市民を育てることでヨーロッパの社会的結束 (social cohesion) を高めていくことを目指している。FREPA は、ヨーロッパ近代言語センター (European Center for Modern Languages, 以下 ECML と略す) の一連の ACT (言語・文化間) プロジェクトの1つであり、2010年の ECML 訪問時には、既にフランス語から始まり約 15 カ国語に訳されているということであった。本研究ではその網羅的な指標から日本の言語教育と言語関連科目に取り込むべき、かつ取り込むことが可能な要素を抽出することから取組みを始めることにした。

言語の共通基準である上述のヨーロッパ共通基準枠 (CEFR) は、日本を含む世界中の様々な言語教育においてその利用が広がって来ているが、言語習得と切り離せない関係にある異文化間能力 (Intercultural Competence) やクリティカル・シンキングの要素については、あまり明示的に示されていない (Council of Europe, 2001)。

これらのプロジェクトを説明する時に “trans-linguistic, trans-cultural” (言語や文化を超えた普遍的な) に対して “inter-linguistic, inter-cultural” (違う言語や文化の間の) という用語が一貫して使われ、我々が慣れ親しんできた “cross-cultural” (異文化間の) という表現はあまり使われていない。ヨーロッパ評議会の言語政策部門が開発した、学習者が日常的な異文化体験を省察的に書き残して行く日記 「Autobiography of Intercultural Encounters」を研究ツールとして使うことにしたので、それについて説明を受けた時も、「同国人、同郷人の中にも異文化があり、我々が異文化と言っているのは、自分の規範 (norms) や信じるどころ (beliefs) と異なる考え方や態度に遭遇したケースを全て含む」という



ことであった。

この違いは、方向性を示す時に使われる“plurilinguistic, pluricultural”（複言語・複文化的）という言葉にも表れている。そこには、習得目標をネイティブに近いところに設定する multilingualism, multiculturalism（多言語・多文化主義）の考え方とは異なり、多文化・多言語環境の中で自己の相対的アイデンティティーを確認し、個々人のレベルで自分の持っている限られたリソースを柔軟に生かしつつ、状況に適応し問題解決をして行くという、中間的状況（intermediacy）をより包含した考え方が現れていると思う。それは、英語の世界に目を向けると、現在 10 億人とも言われる日常的な英語使用者がネイティブ話者をはるかに超えた状況になりつつある中で（Crystal, 1997; Graddol, 1999）、World Englishes（世界の様々な英語の変種＝それぞれの地域の文化・歴史的背景を反映した様々な英語）が認知されてきている状況においても（Warschauer, 2000）、より有効な指針となるであろう。日本の場合、外国語学習はどうしても英語と同義になってしまうことが多いが、ある言語で獲得した異文化間能力は別の言語を使う場合にも移行し得るし、世界中で様々な英語の変種に対してお互いが不十分な英語力で対処しなければならない場合などには、最も頼れる能力ではないかと思う。

#### 4-2. Global competences, resources と micro-competences の能力記述文 (Can-do Statements) 作成

FREPA において、competence とは、「ある状況において課題を遂行したり問題解決をするために、原資（resources）である知識、情報、適性、論理的思考などを使って、それらを活性化・統合・転化させるような能力」と定義されている。そして Intercultural Competence を、より包括的・総合的な global competence という上位概念と、特定のな下位概念である micro-competence に分け、それぞれが関連性を持ちながら複数存在するという考え方によって構築されている。基本的支柱となる上位概念は以下のようなものである。

- (1) 「他者」の存在する文脈で、言語的・文化的コミュニケーションを遂行できる能力
  - 衝突を解決し、障害を乗り越える能力
  - 誤解を明確にする能力

- 仲介・折衝する能力
  - 交渉・適応する能力
- (2) 複数の言語的・文化的リソースを構築し拡張していく能力
    - 他者の存在する文脈で、体系的で制御された学習アプローチを適用できる能力
  - (3) 自己中心的な焦点を変えられる能力
  - (4) 異質な言語的・文化的特徴に意味付けができる能力
  - (5) 距離を置いてものを見ることができる能力
  - (6) 自分が関わっている（コミュニケーションや学習）活動を批判的に分析する能力
  - (7) 「他者」の存在と他者性を認容できる能力

FREPA プロジェクトの目標は、異文化対処能力（Intercultural Competence）を教えていくための理論的支柱となる指標（descriptors）の構造化とその記述であった。そのために教育、言語、心理、認知科学などの分野の専門家が集まり、100 以上の先行研究や文献から CEFR と複言語・複文化的アプローチの両方に関連する項目を抽出、検討し、それを一般的な global competences とその下位の micro-competences 及び 3 つの resources（知識面、態度面、思考スキル面<sup>2</sup>）に仕分け、関連性を考えながら構造化をして行った。その過程で言語スキルの指標である CEFR との関連性を意識しながらも、例えば、態度（attitudes）などに関しては、CEFR が “existential resources”（存在的原資）として簡単に位置づけているところを、非常に詳細に記述している。

この枠組みにおいて、knowledge（知識）、attitudes（態度）、skills（思考スキル<sup>2</sup>）というカテゴリーに仕分けされている原資は、他の文献では、knowing（知ること）、being（在り様）、knowing how（方法を知ること）とも表現されている。精査・峻別を重ねても、当然のことながら、それぞれの範疇の中には重複があり、各能力やリソースは個別に存在するのではなく、重複を含む連続体（continuum）として繋がっている。

## 5. 本研究のこれまでの結果

### 5-1. 研究の全体像

本研究の目標は、まず日本の状況に合った異文化間能力（クリティカル・シンキング能力を含む）の指標を構築し、そ

れに沿ったいくつかの指導システム考案を目指して、カリキュラムや教材を作成し、できれば評価ツールやテストを開発するというものであった。指標構築には主に教師や学生に対するアンケートを使用した。それぞれのプロセスで循環的に修正・調整を加えるために、Autobiography of Intercultural Encounters (AIE) というヨーロッパ評議会言語政策部が作成した自己省察ツールを使って実態調査をしたり、実験に協力した教師や学生にインタビューを行ったりした。

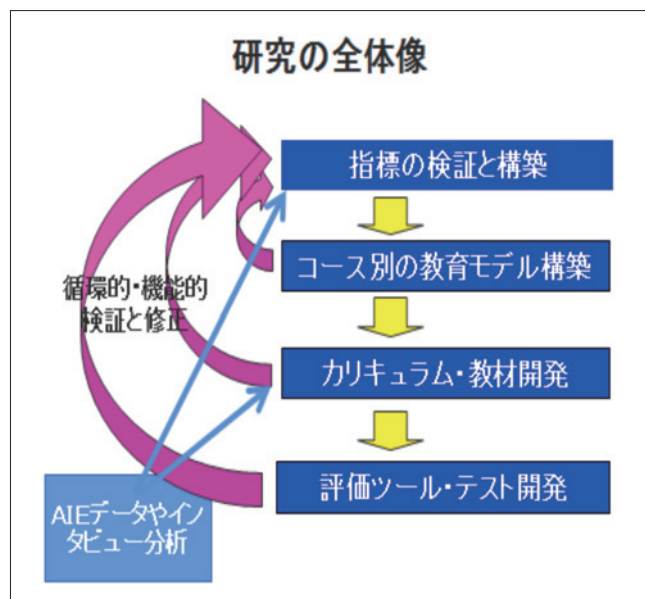


図2 実験の全体像

## 5-2. パイロット実験

### (1) 試行版 Can-do リストの検証

まず膨大な FREPA の項目の中から、日本の言語教育と言語関連科目の中に取り込むべき、そして取り入れることが可能なものを抽出した。その後この分野に明るい十数名の先生方にご意見を頂いて変更・修正を行い、知識、態度、思考スキルという3つのカテゴリーに分けて以下の29項目にまとめた(演繹的検証)。そして帰納的検証を始めるに当たってのパイロット実験として、この29項目について教員と学生へのアンケート調査を行った。Can-do Statements (能力記述文)には3つの側面があり(使用者、カリキュラム開発者、評価者の側面)、それぞれについて実用可能性を考えつつ、妥当性と信頼性を丁寧に検証して行かなければならない(Weir, 2005)。

ここでは、クリティカル・シンキングの要素については、異文化対処という視点から Skills (思考スキル面)に含まれ

ているので、別途アメリカの様々な先行研究 (Facione, 1990; Norris & Ennis, 1989 など) や既存の評価ツール (エニス・ウェアテスト、コーネルテスト、ETS の認知能力テストなど) に含まれる構成要素と突き合わせながら検討した。以下がこれまで使用者(学生と教師)、カリキュラム開発者、評価者の3つの側面から実験・検証を重ねて来た29項目である。これを学生用、教師用のアンケートにしたものを資料①として最後に添付する。

### <知識面=言語と文化>

- 1) 学習している外国語の基本的なルール(発音、文法、語法)や表現の特徴などを知っている。
- 2) その外国語についての歴史的、社会的、文化的な背景知識を持ち様々な場面や状況に応じた使い分けが必要なることを知っている。
- 3) その外国語を習得する方法やストラテジー(方略)についての知識があり、ストラテジーの効果は、その言語に対してポジティブな見方ができるかどうか左右される(ことを知っている)。
- 4) 言語は文化やアイデンティティと深く関係し、コミュニケーション能力は複合的なものなので、言語能力だけでは十分ではないことを知っている。
- 5) 世界には、様々な言語が存在し、さらに、多言語・多文化が接するような状況が、様々な国や地域に存在することを知っている。
- 6) 各言語は固有の構造や体系を持ち、言語間で類似点や相違点があり、直訳をしても完全には同じ意味にならないことを知っている。
- 7) それぞれの文化が複雑な価値観や規範を持ち、それが人々の世界観やものの考え方に影響し反映されていることを知っている。
- 8) 文化には、地域、世代などの様々なグループによる下位文化があり、一人の人が複数の下位文化に属することを知っている。
- 9) 異文化間のコミュニケーションでは、同じ行為や現象についても解釈が異なってしまうため、誤解が生じることを知っている。
- 10) 文化は固定的なものではなく、複雑に絡み合い、かつ接触やグローバリゼーションによって常に変容していること

を知っている。

- 11) 異文化状況というのは、特に外国に行かなくとも様々な形で身近に存在し、日本にずっと居ても、そういう状況に対処するために相手の文化に根ざした考え方を学ぶ必要がある(ことを知っている)。
- 12) さまざまな文化にはその勢力や広がりには差はあるが、共通点や相違点が常に存在し、文化に優劣はないことを知っている。

#### <態度面>

- 13) 異なる言語や文化との共通点・相違点に注目し、それを自然に(当たり前のこととして)把握し受け入れることができる。
- 14) 言語や文化の違いに対する抵抗や偏見を捨て、自分とは全く違う考え方も、また理解に苦しむような「中間的な曖昧さ」も受容できる。
- 15) 学校教育の場だけでなく、常に他の言語や文化に興味を持ち、自ら進んで異文化コミュニケーションの状況に入っていくことができる。
- 16) 全ての言語や文化が同等であるという考え方に立ち、様々な異文化との接触に意義や価値を見出すことができる。
- 17) 異文化・多文化のコミュニケーションで出会う障害を乗り越えるため、自分の立場を説明し、相手の文化を深く理解しようとする問題解決の努力を、根気強く強い意志を持って行うことができる。
- 18) 自分の文化的価値観に基づく先入観や安易な一般化を排して、自他両方の文化を批判的に見たり、自らの文化と一定の距離を置いた議論をすることができる。
- 19) 文化や価値観というものが、もともと相対的なものであるという視点から、自文化と異文化両方について対等で客観的な判断ができる。
- 20) 異文化状況に試行錯誤しながら積極的に対応することで培ってきた「柔軟性」によって、新しい状況にも自信と余裕を持って対処することができる。
- 21) 異文化を持つ人のアイデンティティを自分と同等のものとして敬意を持って受け入れ、親密な関係を築くことができる。

#### <思考スキル面>

\*この側面は思考の主体や対象よりも「思考形態として何が

できるか」を表す述語部分が重要なのでそこに下線部を引いてある。

- 22) 異なる言語や文化についてそれを構成する要素(=構成要素)を客観的に観察・把握し、自分なりに分析することができる。
- 23) 異なる言語や文化について、その構成要素をカテゴリーやジャンルに基づいて体系的に把握することができる。
- 24) 異なる言語や文化について、その構成要素を一貫した手順に基づいて比較し、類似点と相違点をきちんと把握することができる。
- 25) 自分の言語や文化について客観的で適切な説明ができ、異文化に対しても、自分の意見や見解を客観的かつ十分に表現できる。
- 26) 外国語でのコミュニケーションを学ぶ過程で、過去に習得された言語(母語など)の知識に基づいて、それと外国語の関係についての仮説を自分で立て、比較、検証しながら学習をしていくことができる。
- 27) 外国語を使う際に、相手の言語や文化との違いを常に考慮しながら、相互理解に至るコミュニケーションを構築していくことができる。
- 28) 異なる言語と文化に対して、これまでに得た知識と経験を活用しつつ、自分なりの学び方を確立していくことができる。
- 29) 自分の学び方が効果的かどうかを実践の中で振り返りながら、生涯を通じて外国語や異文化を継続的に学んでいける。

### 5-3. パイロット実験の結果

過去3年間にわたって様々な大学の教員と学生に対してアンケート調査(資料①)を行いつつ項目の修正・調整を行ってきた。それを中間報告として発表して来たが(松本, 2011, 2012), 回答者の人数が徐々に増えてもおおよその傾向はあまり変わらなかった(最終的な回答者は教師82名, 学生834名)。それぞれの能力記述文(Can-do Statement)について、学生には「できない(1)」「あまりできない(2)」「おおよそできる(3)」「できる(4)」(知識に関しては「そうではない(1)」「あまりそうではない(2)」「おおよそそうである(3)」「そうである(4)」)という4段階のリクター・スケールによって、一方教師に対してはそれぞれの能力を自分が通



常教えている学生について「(不十分なので)教える必要がある(1)」「多分教える必要がある(2)」「あまり教える必要がない(3)」「教える必要がない(4)」という言葉に置き換えて指導側から見たそれぞれの能力の欠如について尋ねた。調査の詳細な結果については、別稿(松本, 2012a)にまとめたので、ここでは、興味深い結果のみを示す。

### <概観>

「知識」に関する項目(1-12)、「態度」に関する項目(13-21)、そして「思考スキル」に関する項目(22-29)について教師と学生の回答に対してT検定を行った。その結果、有意水準 $P < .05$ において、3項目(20, 23, 25)以外の全項目について教師と学生の回答に有意差が見られた。それぞれのカテゴリーの平均に対するT検定の結果のみ以下に示すが、3つのカテゴリー全てに有意差が確認された。

表1 カテゴリー別の平均とT検定結果

側面	被験者	平均値	SD
Knowledge (知識)	教師	1.79*	0.55
	学生	3.07*	0.49
Attitudes (態度)	教師	1.71*	0.79
	学生	2.65*	0.51
Skills (思考スキル)	教師	1.82*	0.92
	学生	2.76*	0.39

\*全てT検定の有意水準 $P < .05$ において有意。

蓋然的な比較ではあるが、ここに見られるのは、学生の方が一般的に知識を持っていたり、その項目ができると考えていることに対して、教師の数字が全て否定的な評価に寄っているところである。学生の平均値は少し低めの「態度」面を除くとほぼ「おおよそできる」、「おおよそそうである」という3点に近いが、教師の平均値は「(不十分なので)多分教える必要がある」という2点を全て下回っている。

### <背景情報との関連性>

#### ①学生について

学生の背景情報とアンケートの回答の間にはいくつかの興味深い関連性が見られた。まず、実際の英語力の指標であるTOEIC®との相関は予想外に低かった(「知識面」で0.58、「態度面」で0.61、「思考スキル面」で0.53)。それよりも、有意水準 $P < .05$ で2要因の分散分析を行った後多重比較をする

と、以下に示す背景質問1から4の全てにおいて、3つの側面の平均値と大きな関連性が見られた(全て $P < .01$ )。

1. 海外経験
2. 英語が好きかどうか
3. 異文化への興味
4. 外国人とコミュニケーションをしたいかどうか

(\*背景質問は5段階のリクター・スケールで回答)

つまり、異文化対処能力やクリティカル・シンキング能力の自己評価は、実際の英語力よりも、学習背景や個人のモチベーションとより深く関わっているということである。つまり、英語があまり得意でない学生が異文化対処能力や意欲に欠けているわけではなく、逆もまた然りであるという、常々筆者が感じている現実に近い結果が得られた。

#### ②教師と学生の回答の関連性

教師と学生の背景質問に対する回答を比較した時に最も興味深いのは、対応している3つの質問項目のうち、異文化への興味に対して大きな差がみられたところであった(T検定で有意水準 $P < .01$ )。学生の平均値は4(かなりある)に近い3.74\*であり、3(どちらでもない)と2(あまりない)の間にある教師の評価を大きく上回っていた。最近の報道で海外へ留学する学生の減少が伝えられ、学生が内向きになっていると言われる中、実は学生自身は異文化にかなり興味を持っていることが少なくともこの結果には明確に示されている。

表2 背景質問の比較

背景質問	被験者	平均値	SD
異文化に興味はあるか?	教師	2.49*	1.23
	学生	3.74*	0.81

\*T検定の有意水準 $P < .01$ において有意。

この結果を見ると、教師の自由回答によく見られた「言語スキルが低い学習者相手にはまず英語の基礎を教えるべきであり、異文化における問題解決を含むような内容の導入は無理である」、「教室内でしか英語に触れる状況が無いので言語の指導で手一杯」というような現状把握には、思い込みの要素が強いようである。その思い込みとは、一つには、日本が異文化体験のあまり無い国であるという幻想、もう一つは、本来ならば表裏一体である言語と文化を別に考えていること、特に言語能力がなければ複雑な異文化状況に対処する際に必要な一般的認知能力もないという決めつけである。教師の



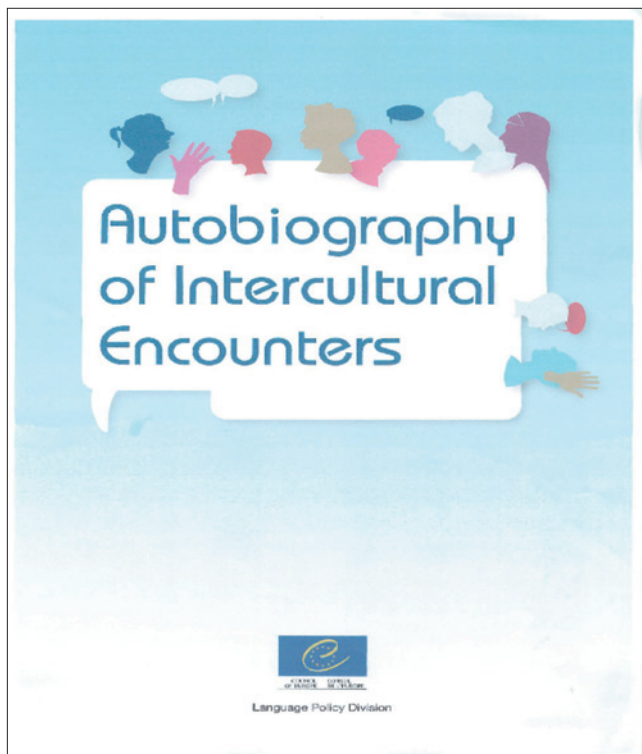


図3 AIE

認識が現状と乖離していることは、以下に紹介する自己省察ツールを使った実験でも明らかになった。

#### 5-4. Autobiography of Intercultural Encounters

アンケートによる検証に加えて、ヨーロッパ評議会言語政策部門が開発・推進している自己省察的学習ツールである「Autobiography of Intercultural Encounters」をムードル・サーバーの上に置き、学生たちに印象・影響力の強かった異文化体験について詳細に記録させた。この学習ツールは一つの体験について60問の問いを投げかけながら、学生たちが異文化体験に直面して何を感じ、考え、どう対処し、その結果彼らの中で何が変わったかを詳細に振り返らせることにより、自らの学びを獲得するように作られている。現在80名のデータが集まっているが、それについて、SPSS（頻度・係受け分析）とKJコーダー（ネットワーク分析）によって詳細なテキスト分析を行った。特筆すべきは、80名の学生、大学院生たちが日常生活の中で遭遇した印象に残る異文化体験の相手の出身国の多彩さであった。国名が明記されていないものを除いてもそれは23カ国に上る。その分類は以下である。

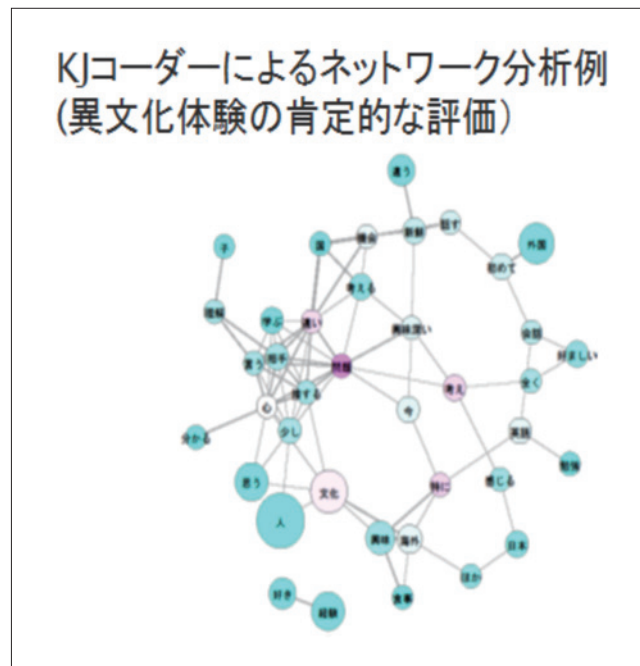


図4 ネットワーク分析例

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1. アジア諸国 (10 各国)     | 24 名 |
| 2. 北アメリカ             | 16 名 |
| 3. ヨーロッパ             | 9 名  |
| 4. オセアニア (ミクロネシアを含む) | 8 名  |
| 5. ラテン・アメリカ          | 6 名  |
| 6. 中近東               | 5 名  |
| 7. ロシア               | 4 名  |
| 8. アフリカ              | 3 名  |
| 9. 日本で生まれた外国人        | 6 名  |

これを見るだけで、日本における異文化間能力の教育の必要性が見えてくる。アンケートやインタビューにおいて、教員のコメントによく見られた「教室外で英語を使う機会が無いので…」というものは、英語に限ればそうかも知れないが、異文化との遭遇という意味では当たっていない。実際、大半の学生が外国人の不十分な日本語か、双方のブローケンな英語で対応していた。

また、60問の質問に答えながら自らの対応を振り返るプロセスを通じて、3分の2以上の学生が最終的にポジティブな感想を述べていた。興味深いのは、最初はネガティブだったコメントが、何度も違う側面からの振り返りを要求する質問に答えているうちに、「もっと外国の文化を学ばなければ…」とか「もっと英語を勉強したい」「外国に行っているいろいろな体

験をしたい」というようなポジティブなものに変わっていく過程である。伝統的に教師中心の指導の伝統が根強い日本では、このような学習者中心のツールはなかなか受け入れられないかも知れないが、最近の学習科学の知見も、学習者自らの学びが自律性と定着を高めることを示すものが多い。一方で、テキスト分析から見える最も顕著な特徴は、日本の学生たちがどうしても異文化を持つ人を「他者」として自文化と二項対立的に捉えてしまう傾向である。かなり日本に長く居て日本のことをよく知っている外国人に対しても、共通点より相違点に目が向きがちであり、「内と外」或いは「日本人と他の国の人たち」という仕分けに基づいた名詞・形容詞・形容動詞の使用が多く、「外国人」という大まかなくくりの中に当然あるはずの多様性への言及はあまりない。この点については、いずれ他国のデータと比較することにより、日本人学生の特徴が更に明確に把握できると思う。

そして教育者としてとても嬉しかったことは、このツールを使って自らの異文化体験を振り返るという行為そのものについて感想を求める最後の質問に対して、多くのポジティブな反応が書き込まれていたことである。代表的なものは以下である。

- 一質問に答えながら頭の中にあることを再確認することで、自分で体験しないと分からないことがあると気付いた。テレビやネットで見る情報で満足せず積極的に海外に行ってみようと思った。
- 一今まで英語は勉強しても、外国の文化について考えることがなかったので、もっと外国の文化と様々な違う考え方を知りたいと思った。
- 一この経験によって、最初に英語に興味を持った出来事について改めて思い出し、英語をもっと勉強したいと思った。
- 一自分を見つめ直すことで、将来はもっと共通言語でコミュニケーションしながら異文化と積極的に触れ合いたいと改めて思った。

## 5-5. 教材開発と評価ツール開発

### (1) 教材開発

現在は AIE データやインタビューの結果を基に、指標 (Can-do 項目) を調整しつつ、「知識、態度、思考スキル」の三分野に含まれる代表的な項目を授業の指導目標と関連付けた教材を開発し、10 数人の協力者の 19 クラスで実験中で

ある。能力記述文 (Can-Do 型の目標) はしばしば曖昧であるという批判を受けるが、教材を開発するためにそれをさらに細分化したルーブリックを作成し、具体的な指導目標と教材を対応させていくことで、曖昧な記述を修正したり、実情に合わない部分を差し替えたりする作業を続けている。現在以下のような科目群に対してルーブリックを作成し実験中である。

- 1) 必修英語のような基礎的言語スキル科目
- 2) よりレベルの高い言語スキル科目
- 3) 専門性の高い ESP (特別の分野のための英語) や EAP (アカデミックな英語) の科目
- 4) 社会言語学や異文化コミュニケーションのような専門的科目

一例を示すと、伝統文化 (ネイティブ・アメリカンの語り部が口承で伝えてきたポカホンタスの伝説) とその内容をかなり変更して商業的映画を作ったディズニーとの間の訴訟について、以下のようなカリキュラムを作成した。括弧内の番号はカバーした Can-do 項目の番号を示す。

- 1) ネイティブ・アメリカンの語り部とディズニーの紛争を扱った新聞記事 (リーディング) とテレビニュース (リスニング) によって双方の言い分を理解する。  
(Can-do 項目 :1, 6, 7, 9, 12, 26)
- 2) 実際にポカホンタスの映画の中の論点に該当する部分を観せて、自分なりの意見を持たせる。  
(Can-do 項目 :1, 6, 14, 16, 19, 22)
- 3) どちらが訴訟に勝つべきかディスカッションをさせる。  
(Can-do 項目 :1, 18, 19, 25, 27)
- 4) 日本にもネイティブ・アメリカンと似た自然信仰の伝統があるがネイティブ・アメリカンと日本人の考え方の類似点と相違点について考えたり、調べたりさせて、最後はレポートにまとめさせる。(Can-do 項目 :1, 6, 9, 23, 24, 26)

このポカホンタスに関する紛争は、語り部自体の話に確定性が無いこと、ディズニーの加えた変更が商業的な目的のものであっても、ネイティブ・アメリカンの文化を広く大衆に伝えようという意図もあり、ディズニー側につくネイティブ・ア

メリカンもかなり居るといふ複雑なものである。更に、映画自体の中に、文化の同等性、西洋文化の傲慢さ、ネイティブ・アメリカンの自然信仰・精霊信仰の紹介などが意図的に織り込まれており、学生たちに文化や伝統というものの複雑さを意識させ、メディア・リタラシーの問題にも注目させながら、自分なりに論理的な結論を導かせるのに非常に適している。異文化間能力的にも、知識、態度、考えるスキルの3側面が全てカバーできる指導システムになる。

また、同じ科目群の中でレベルを調整した教材も開発し、実際に使用している。これらについても、それぞれの教材が到達目標の細目表のどの項目を反映したもののなにかを明らかにし、言語スキルを伸ばす活動やエクササイズの中に異文化について批判的に考える要素を盛り込んでいる。海外や日本のメディアの報道をリーディング・リスニング教材として使うことで、メディア・リタラシーの問題が自然に取り込まれる。現在作成・実験中の教材は以下のようなものである。

- 日本のポップカルチャーが世界にどう受け取られているか?
- 文化によって違う礼儀・丁寧さの表現とその受け取られ方
- 日本とヨーロッパに存在する外国人差別のケース
- グローバルな目標と地域の利害の衝突（エコツーリズム、地球温暖化対策）
- コピー・ペースト（剽窃行動：plagiarism）に対する東洋と西洋の感覚の違い

## (2) 評価ツール開発

細分化された到達目標（Can-do 項目）の妥当性を統計的に検証するためには、これらの教材に対する評価ツールを作成し、目指した能力が確かに代表・測定されているか、更にそれが指導によって伸びているかという実験が必要であるため、一応様々な異文化状況を分析させる論述式テストを作成した。論述形式が最も妥当だと判断したのは、多肢選択式、クローズ形式、短答形式などの様々なテスト形式を試行した結果、扱う構成概念が複雑でかつ重複しているため、どれも適切でないと判明したからである。解答形式を単純にすると、限りなく読解力テストに近くなってしまうということが分かった。

テスト項目については、指標を反映するような異文化状況を考えたが、前述の自己省察ツール AIE に書き込まれた学

生の体験から作られたものも多い。これらは論述テストとして使うと同時に、必修科目のようにシラバスが固定されているような場合に、1-2回のクラスで使える差し込み教材としての有効利用も考えている。一例を示す。

（問題）下記のような状況において、どのようなことが問題点・争点なのかを分析し、自分なりの解決策を示しなさい。その際根拠を必ず示すこと。

イスラム圏から来た女子留学生がダンス部に居ます。母国でもダンスをずっと習っていたので、貴重な戦力です。ダンス部は地区大会で入賞し県大会に出ることになりました。パフォーマンスをより派手にするために、皆で新しい衣装と髪型を考案したのですが、彼女は公に名前が出るような場でそんな肌の露出度の高い衣装は着られないと言います。友達が見に来て家族に写真や動画を送られたら叱られるから大会に出ないとも言っています。今まで1年間練習を共にしてきたメンバーの意見は彼女を外すかどうかで2つに割れています。

問題は学生の実力によって英語版と日本語版を使い分けられている。このような問題を英語の授業に使用する場合は、リーディングとスピーキング活動と絡められるようなエクササイズとワークシートを用意して、差し込み教材として使ってもらっている。

評価ツール開発・検証と同時に、北米のクリティカル・シンキングテストとの相関も見ている。ヨーロッパでは前にも述べたように、質的検証の傾向が強く、評価に関してもテストを使うより長期的観察や活動の成果を細かく記録したポートフォリオによるものが多い。日本にはなかなかそういう評価活動を行う伝統や環境がないので、本研究ではとりあえず異文化間能力を授業に取り入れた後にその成果を測るテストを開発した。当然ではあるが、北米のクリティカル・シンキングテストの中でもエニス・ウェアテストのような記述式のものとの相関が高く（0.7程度）、インサイト・アセスメント社の短答式のテスト、ETSの多肢選択式テストとは相関が低い（0.5程度）。

## V. 今後の展開

今後は上記の様々な角度からの検証に、授業での実験結



果を加えて、英語だけでなく外国語教育に一般的に適用できるような異文化対処能力 (Intercultural Competence) の Can-do 目標リストを授業のタイプ別に完成させる。教材に関しては、できればいくつかの外国語で使えるバージョンを作成し、普遍性があるかどうかも見て行きたい。当初は外国語としての日本語教育やフランス語、ドイツ語への翻訳を考えていたが、言語が違ふと文化的状況がそのまま当てはまらない場合がかなりあるため、それぞれの言語と結びついた新しい異文化状況を追加する必要があることが分かった。

最終的には、到達目標に対して十分な妥当性を持つような教材と評価ツールを複数開発し、様々な言語の、異なるレベル・タイプの授業に対して教員が取捨選択しながら使用できるような複線型の指導システム構築を目指している。

## 注

- 1 本論文は科研研究の1年目の結果をまとめた拙稿「異文化対処能力及びクリティカル・シンキング能力の指標構築の試み」(松本, 2012a), 2年目の成果をまとめた「異文化対処能力の指標及び教育システム構築の試み」(松本, 2012b) に3-4年目の成果を加え大幅に加筆・修正したものである。
- 2 FREPA の3つの側面の中で Skill と表現されているのは言語スキルではなくクリティカル・シンキング能力に近いので、ここでは「考えるスキル」と訳した。

## 参考文献

Byram, M. (1997), *Teaching and Assessing Intercultural Communicative Competence*, Clevedon, Multilingual Matters.

Bachman, L. F. (1990), *Fundamental Considerations in Language Testing*, Oxford, Oxford University Press.

Canale, M and M. Swain. (1980), "Theoretical bases of communicative approaches to second language teaching and testing," *Applied Linguistics*. Vol. 1, pp. 1-47.

Council of Europe (2001), *Common European Framework of Reference for Languages: learning, teaching, and Assessment*, Cambridge, Cambridge University Press.

Council of Europe. (2006), *Plurilingual Education in Europe*, Strasbourg, Council of Europe.

Council of Europe. (2008), *Autobiography of Intercultural Encounters Context, concepts and Theories*, Strasbourg, Council of Europe.

Crystal, D. (1997), *English as a global language*, Cambridge, Cambridge University Press.

Cummins, J. (2003), "BICS and CALP: Origins and rationale for the distinction," In C. B. Paulston & G. R. Tucker (Eds.). *Sociolinguistics: The essential reading* (pp. 322-328). London, Blackwell.

Ennis, R. & Weir, E. (1985), *The Ennis-Weir Critical Thinking Essay Test*, Pacific Grove, CA, Critical Thinking Press and Software.

European Center for Modern Languages (2010), *Framework of Reference for Pluralistic Approaches to Languages and Cultures*, ECML Research and Development report series. Graz, Austria.

Facione, P. A. (1990), *Critical Thinking: A Statement of Expert Consensus for Purposes of Educational Assessment and Instruction (The Delphi Report)*, California: The California Academic Press.

Graddol, D. (1999), "The decline of the native speaker" In Graddol, D & Meinhof, U (Eds.). *English in a Changing World*, *AILA Review*, No.13, pp.57-68.

松本佳穂子 (2008) 「PISA の読解力の結果と英語教育との関連性—英語の教育現場からの提言—」『中央教育研究所研究報告 学力と教育に関する国際的調査と事例研究』69:66-81.

松本佳穂子 (2012a) 「異文化対処能力及びクリティカル・シンキング能力の指標構築の試み」『異文化交流』12:203-222.

松本佳穂子 (2012b) 「異文化対処能力の指標及び教育システム構築の試み」アンダーウッド他編『言語文化の諸層』メディアランド, pp. 138-153.

文部科学省初等中等教育局学力調査室 (2007) 『OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA2006 年調査国際結果の要約)』

Neeley, T. (2011), "Language and Globalization: "Englishnization" at Rakuten (A)," *Harvard Business School Case 412-002*. Harvard, Harvard Business School.

Norris, S. & Ennis, R. (1989). *Evaluating critical thinking*. Pacific Grove, CA, Critical Thinking Press and Software.

OECD (2003), *Key Competencies for a Successful Life and a Well-Functioning Society*.

産学連携によるグローバル人材育成推進会議 (2010) 『産学官によるグローバル人材の育成のための戦略』

Warschauer, M. (2000), "The Changing global economy and the future of the English Teaching," *TESOL Quarterly*, Vol. 32, pp. 511-535.

Weir, J. C. (2005), "Limitations of the Common European Framework for developing comparable examinations and tests," *Language Testing*, Vol. 22, No. 3, pp. 281-300.



資料①

＜異文化対処能力についてのアンケート＞

氏名 \_\_\_\_\_

専攻	学年	その他の情報											
		TOEFL	TOEIC	英検	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5				
1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○	1	○
2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○	2	○
3	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3	○	3	○
4	○	4	○	4	○	4	○	4	○	4	○	4	○
5	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	○	5	○
6	○	6	○	6	○	6	○	6	○	6	○	6	○
7	○	7	○	7	○	7	○	7	○	7	○	7	○
8	○	8	○	8	○	8	○	8	○	8	○	8	○
9	○	9	○	9	○	9	○	9	○	9	○	9	○
10	○	10	○	10	○	10	○	10	○	10	○	10	○

以下は、あなたの現在の異文化対処能力についての質問です。最も当てはまるものの○を一つ塗って下さい（鉛筆でもボールペンでもかまいません）。用紙は折り曲げないようにお願いします。「学習中の外国語」については一番時間をかけて学んできたものを一つ選んで答えてください。

＜知識面＝言語と文化＞

	そうではない	あまりそうではない	おおむねそうである	そうである
1	○	○	○	○
2	○	○	○	○
3	○	○	○	○
4	○	○	○	○
5	○	○	○	○
6	○	○	○	○
7	○	○	○	○
8	○	○	○	○
9	○	○	○	○
10	○	○	○	○

11	異文化状況というのは、特に外国に行かなくても様々な形で身近に存在し、日本にずっと居ても、そういう状況に対処するために異文化に根ざした考え方を学ぶ必要がある（ということを知っている）。	○	○	○	○
12	様々な文化にはその勢力や広がりがかかわらず、常に共通点や相違点があり、文化に優劣はないことを知っている。	○	○	○	○

＜態度面＞

	できない	あまりできない	おおむねできる	できる
13	○	○	○	○
14	○	○	○	○
15	○	○	○	○
16	○	○	○	○
17	○	○	○	○
18	○	○	○	○
19	○	○	○	○
20	○	○	○	○
21	○	○	○	○

＜考えるスキル面＞

22	異なる言語や文化についてそれを構成する要素（＝構成要素）を客観的に観察・把握し、自分なりに分析することができる。	○	○	○	○
23	異なる言語や文化について、その構成要素をカテゴリーやジャンルに基づいて体系的に整理して理解することができる。	○	○	○	○
24	異なる言語や文化について、その構成要素を一貫した手順に基づいて比較し、類似点、相違点をきちんと把握することができる。	○	○	○	○
25	自分の言語や文化について客観的で適切な説明ができ、異文化に対しても、自分の意見や見解を十分に表現できる。	○	○	○	○
26	外国語でのコミュニケーションを学ぶ過程で、過去に習得された言語（母語など）の知識に基づいて、それと外国語の関係についての仮説を自分で立て、比較、検証しながら学習をしていくことができる。	○	○	○	○
27	外国語を使う際に、相手の言語や文化との違いを常に考慮しながら、相互理解に至るコミュニケーションを構築していくことができる。	○	○	○	○
28	異なる言語と文化に対して、これまで得た知識と経験を活用しつつ、自分なりの学び方を確立していくことができる。	○	○	○	○
29	自分の学び方が効果的かどうかを実践の中で振り返りながら、生涯を通じて外国語や異文化を継続的に学んでいる。	○	○	○	○

## グローバル化下での社会システムの変容と再構築 (コアプロジェクト2)

情報通信技術の革新から始まったグローバル化は、21世紀に入り、経済活動の世界的連結を超えて、社会活動のあらゆる分野に影響をあたえてきている。先進国、新興国、途上国などの各国は、グローバル化下での状況の変化の下で、それぞれがもつ固有の問題への対応に迫られている。それぞれの国の状況の中で、グローバル化に対応する社会システムの変容を検討するのが、このプロジェクトの目標である。新興国については、インド農業における緑の革命と電力の関係に焦点をあてた研究を、先進国内における成長産業としての医療と社会保障制度の変化について、人口減少社会における都市と地域をめぐる社会システムの転換について検討を行った。また、グローバル化と国際的制度改革については、EU 通貨統合の評価について検討を進めた。

EU通貨統合とグローバル化

川野辺 裕幸

インド電力部門改革に関する研究

福味 敦

グローバル化下での社会システムの変容と再構築

—— 医療の産業化と社会保障の関係性に着目して ——

堀 真奈美

# EU通貨統合とグローバリゼーション

川野辺 裕幸 東海大学政治経済学部教授・文明研究所所長

[プロジェクト報告]

## The Monetary Integration in EU and Globalization

Hiroyuki KAWANOBE

Executive Director, Institute of Civilization Research, Professor, School of Political Science and Economics, Tokai University

Globalization accelerated the interdependence of the world's national economies. Social and economic institutions of each country are much susceptible to worldwide economic conditions as well as domestic ones. One of the major concerns of each country is whether its institutional reforms undertaken successfully fit the requirements resulting from the present worldwide connection of economic actions and increasing competition. The monetary integration in EU has been proceeding under such global circumstances. This article explores several aspects and problems of EU monetary integration, considering them as one of the constitutional reforms under globalization.

A major reason that triggered the EU sovereignty crisis in 2010 was inadequacy of the 1992 Maastricht Treaty (which established EMU) as a constitutional contract. The inadequacy of the constitutional contract and the difficulty of constitutional reform amid the post-constitutional situation facilitated free-riding by member countries, leading to loosened fiscal discipline for a balanced budget.

Accepted, Dec. 12, 2013

### はじめに

グローバル化の進行の中で、各国の経済は相互依存関係を強めてきた。一国の社会経済制度は国内の事情だけでなく、対外的な影響を強く受けるようになってきた。その最大の要因は1980年代以降に進行してきたICT技術の革新に伴う情報、財・サービス、労働の移動コスト、アクセスコストの劇的な低下である。地球規模での経済活動の結合と市場競争の拡大をもたらす影響を積極的に国内に取り込める制度改革を実現することができるか否かは、一国の浮沈にとって極めて重要な意味を持つようになってきている。

1999年1月に欧州11カ国は共通通貨ユーロを導入した。欧州統合は経済的な協力と財・サービス・資本の自由な移動を実現することで広大な経済圏を作り、ヨーロッパの平和と繁栄を実現するという遠大な目的の下に第2次世界大戦後すぐに開始されたものであり、1980年代のグローバリゼーションを受けたものではない。

経済統合も1952年の欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC: European Coal and Steel Community)に始まったが、単一

通貨をもつ通貨同盟の創設はかなり早い時期から経済面での欧州統合の最終目的とされてきた(白井さゆり, 2011)。通貨面での経済統合は1971年3月に当初加盟国6カ国からなるEC(European Compound)理事会が「経済通貨同盟の段階的実現に関する決議」を採択している。1979年の欧州通貨制度(EMS)の発足、通貨の変動幅を一定以内に抑える金融政策と為替介入の共通化へ進み、1999年に「経済通貨同盟検討会」(ドロール委員会)を通じて通貨同盟実現の提言が行われた(国立国会図書館調査及び立法考査局, 2007)。さらにマーストリヒト条約(1993年発効)において、欧州中央銀行(European Central Bank)と欧州中央銀行制度(ESCB: European System of Central Banks)の設置、加盟国内に単一通貨制度を導入するEU(European Monetary Union)の創設が決まった。

このように編年で通貨統合に至る過程をみてみると、ユーロの導入はグローバリゼーションを受けて始まったものではなくとも、グローバリゼーションが進行する中で1980年代以降に加速した世界経済の連結化と密接に関わりながら通貨統合に関わる制度改革が行われてきたと考えられる。本稿では、EUの通貨統合をグローバリゼーション下での立憲的な制度改革と考えて、その特徴と問題点を検討する。

## 1. 立憲的改革としての EU 通貨統合

立憲的政治経済学の理論的枠組みの中で EU の通貨統合を評価するとき、グローバリゼーションに対する国際的制度改革として捉えることができる。ギリシャ危機以後の EU の対応を見ると、一国の立憲的ルールが国内の経済状況に影響をあたえるだけでなく、他国の経済に対しても国際的な影響をもたらすようになってきていることがわかる。前述のとおり、グローバリゼーションは 20 世紀最後の四半世紀に起こった ICT 技術革新によるが、その成果を効果的に取り込めるように立憲的ルールを改変することは、国民の長期的な潜在的利益の向上につながる。近年では、こうした状況に対応するためもあって、各国において立憲的なルールの改変が行われたり、さらに進んで、経済統合をめざした国際的な立憲的ルールの設定がなされている。

各国が締結する EPA 協定や EU の通貨統合は、多くの場合、各国が全員一致で締結する国際協定であり、立憲的契約ないし立憲的改革としてまさに立憲的政治経済学の研究対象になるように思われる。これらの国際協定は、明示的に全員一致で採択されることに加えて、超長期的かつ包括的に加盟国の行動を拘束し合うという点で典型的な立憲的ルールの特徴を持っているようにみえるが、他方で立憲的ルールを設立する段階で将来における各国の立場の違いがあらかじめかなりの程度予想できるという意味で、全員を同じ立場に立たせる立憲段階における不確実性のヴェールの要件が十分には備わっていない。グローバル化の進む中での一国内の立憲的ルールの改変や国際的立憲的ルールの設定は立憲的改革としてみると、どのような特徴があるのだろうか。以下では、EU の経済統合を立憲的改革の実施例と考えると、この問題を論じてみよう。

### 1-1 立憲的改革のプロセス

EU の経済統合は、参加国相互に、また域外諸国に対して経済取引の共通インターフェースを成立させることで広大な市場の成立を目指すものである。国際的な経済活動の相互依存性が高まれば、外国の経済変動が為替レートの急激な変化や金融取引、財・サービスの取引の急変を通じて自国経済に影響をあたえる度合いが強まることを意味する。これに対して、域内各国の通貨を統合し、域内の為替変動をなくし、

各種取引のルールを統一してヒト・モノ・カネ・情報の生産要素の移動コストを低下させれば、域内に大きくフラットな市場を創造することができ、取引費用の低下によって域内取引の割合が増せば、域内経済の生産性は上昇し、経済活動は活性化する。

マーストリヒト条約では、EMU に参加を表明する各国に厳しい経済収斂条件を課した。マーストリヒト収斂条件といわれるこの条件は、①消費者物価ベースのインフレ率が 1 年以上にわたって最も低い 3 カ国の平均インフレ率に 1.5% を加えた数値内に収まっていること、②財政赤字が対 GDP 比 3% 以内であること、③政府債務残高が対 GDP 比 60% 以内であること、④加盟申請以前最低 2 年間は加盟国相互間の為替レートで 2.25% の変動幅を維持し、通貨の切り下げを行っていないこと、⑤長期金利水準が 1 年以上にわたって物価安定において最も優れた 3 カ国の平均金利に 2% 上乗せした水準以内にあることからなっている。金融・通貨面では、欧州中央銀行の設立に向けて次第に収斂規準が実現されていくのに対して、財政政策は各国に実施権限がある。そこで、1997 年の安定成長協定（SGP: Stability and Growth Pact）において、欧州委員会に加盟国の財政運営を監視して、財政赤字が GDP 比 3% を超えるユーロ参加国には制裁措置を科す権限をあたえることとした。

通貨統合に当たってマーストリヒト収斂基準が設定された理由は次の通りである。変動相場制の下では、各国のインフレ率、金利の違いは国際取引に影響をあたえる。ある国のインフレ率が相対的に高まれば、輸出価格は上昇し輸出量を減らして、経常赤字を作り出し、為替相場は低下する。また、金利が相対的に高まれば、海外から資金が流入して為替相場を押し上げる。また財政赤字が巨額になれば、金利を上昇させ、これを通貨供給によって調達使用すれば、インフレ率が高まったり、通貨自体の信任が失われ、為替相場は減価する。このように、インフレ率、金利、財政運営は為替相場と密接に結びついているが、為替相場での調整ができない単一通貨制度のもとではこれらの値が加盟各国でばらばらになれば、欧州中央銀行は域内のインフレ率を一定に保つ政策を実施できなくなってしまう。このために、単一通貨制度の実施前に各国経済の経済実態が収斂することが必要なのである。

マーストリヒト収斂条件への経済調整を経て、ユーロは



1999年に会計上の通貨として誕生し、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、アイルランド、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランドの11カ国で導入された。その後2001年にギリシャが導入し、2002年の現金流通後、スロヴェニア、マルタ、キプロス、スロヴァキア、エストニアが導入し、現在17カ国がEMUのもとにある。

経済財政運営に関わる条件をあらかじめ設定し、通貨統合への加盟希望国に財政赤字や政府累積債務の対GDP比やインフレ率、長期金利水準の上限などの指標の達成を義務づける手法は、通貨統合にとって経済的に必要であるだけではない。加盟各国の政府にとっては、国内で政治的反対が多く、容易に手をつけることのできなかつた財政規模の縮小や赤字削減、インフレ抑制等を、全員にとって潜在的な利益の実現が見込まれる経済統合を契機として発議することで、反対の政治的圧力を和らげ、肥大化した政府部門と財政赤字が民間経済部門にもたらしている負担を軽減し、政策運営の自由度を高めることができる。これは各国の政権担当者にとって共通の利益である。

EU参加国は通貨統合という目標の下に、長い時間をかけてこれらの制度改革を各国に課して、その実現状況の報告を受け、評価をし、勧告をし、次第に各国の経済状態を収斂させてきた。EU通貨統合にいたる各国の一連の制度改革のプロセスは、各国が互いに制約を課し合い、通貨統合に参加できるかどうかという条件を等しく共有することで、国内のレントシーキングを抑えるだけでなく、各国の単一通貨制度へのフリーライドを制限し合ってきたものであり、このプロセス自体を立憲的改革とみることができる。

## 2. 立憲的改革としてのEU経済統合の効果と問題点

通貨統合の効果はただちに現れた。EU域内の貿易割合は活性化し、対ドル為替変動の経済活動への影響は限定的になった(Kawanobe, 2007)。なかでも、EUの中核となるドイツ、フランス、ベネルックス三国は、為替リスクの解消によって域内の貿易を活性化するだけでなく、EU周縁部の各国に低労働コストを求めて進出し、資本を注入した。また、EU周縁部の各国は、投資を受け入れた経済成長が続く中で、マーストリヒト収斂規準の達成によって得た市場の信託と為替リスクの解消から、以前に比べて相対的に低い金利での資

金調達ができるようになり信用を膨張させた。

しかし、EUの安定成長は長くは続かなかつた。各国におけるインフレ率や失業率の違いは解消されず、景気循環のタイミングも異なつたままであり、とりわけ2007年のサブプライムローン危機が欧州に波及すると物価安定を専一の目標とするECBの金融政策に対する批判が高まつた。EUの景気後退は周辺部の加盟国の経済危機をもたらし、2010年からは、ギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル、スペイン、キプロスへと波及しEU各国はその対応に苦慮している。

通貨統合の下で生じた欧州経済危機を立憲的改革としての問題点として検討してみよう。まず、ギリシャについては、通貨統合に参加するに当たつてのマーストリヒト収斂条件を示す経済統計が政治的に操作され、収斂条件を満たさないうまま通貨統合に参加している。さらに、参加後も公務員の人件費を拡大し、法秩序の不徹底の下で脱税が横行し歳入を拡大することができず、財政赤字は増加を続けた。経済安定協定は、対GDP比3%を超える財政赤字を続ける国には、制裁を科すことになっているが、実際には、通貨統合後に収斂規準を満たさなかつた国が多くあつたにもかかわらず、制裁が行われず、ギリシャは通貨統合へのフリーライドを続けてしまった。財政赤字の拡大の中でギリシャは国債を増発し、EU中核国の金融機関は為替リスクはないが自国国債に比べて相対的に金利の高いギリシャ国債を大量に購入した。しかし、ギリシャ財政の実態が明らかになり、国債の償還が困難になるとの予想から国債価格は急落して金融機関は多額の損失を被ることになった。ギリシャ危機の原因はギリシャの放漫な財政運営にあり、緊縮財政を行わないかぎり問題を解決できないが、国民は緊縮財政を受け入れないというモラルハザード状態に陥っている。仮にギリシャがユーロから脱退するとすれば、財政危機はスペイン、イタリアなどのユーロ圏各国におよぶかもしれないし、EU中核国にとってギリシャ支援をしなければ、自国の金融機関に経営危機が波及するため、財政支援を止めることができない。

一方、キプロス危機も周縁部の加盟国によるモラルハザードが原因である。キプロスは、EU内での税制上の統合の遅れを利用して、税制上の優位さからEU内にタックスヘブンを作り出し、域外からの投資を呼び込み、預金を取り入れた金融機関は主に従来から関係の深いギリシャ国債を購入することで利益を上げた。人口110万人程度の小さな国の中

で、金融業は観光業と並んで主要産業となり、キプロスは急速な経済成長をみた。しかし金融機関の国外から取り入れた預金が巨額になる一方、ギリシャ国債の暴落によって巨額の損失を計上して金融機関は経営危機に陥った。

以上のように、EU 経済統合は時間をかけて次第に形成されたが、通貨統合がなったあとに、比較的短時間で加盟国の経済破綻という事態をむかえた。立憲的改革として通貨統合を考えれば、参加者全員にとって為替リスクからの開放という統合の利益が明示的に示される場合に立憲的改革への合意が生じていることに注目すべきである。全員一致の合意形成には、単に囚人のジレンマ状況にあるというだけでなく、全員にとって利益となる立憲的ルールの開発が好ましい。

ギリシャの債務危機の発端は、EMU 加盟の際の虚偽申告というフリーライド問題であったが、加盟後に財政赤字が収斂基準を超えても欧州委員会は罰則を科さず、放漫財政が放置されたことも事態を深刻化させる原因になった。

さらに、ひとたび EMU に加盟すれば、加盟各国の相互依存関係は増していくから、相互制約を守らない国が出た場合に、たとえ EMU からの排除が制度上可能であるとしても実現は難しい。

加盟国のフリーライドについては、国際間の協定では EU 内で独立の強制力をもつ欧州委員会においてさえ、各国経済の実態を知ることは困難であり、さらに立憲的改革が実現したあとでは、各国は安定成長協定のクリアーに消極的になり、その遵守を求めるのも難しいことが明らかになった。

キプロスの経済危機は、加盟国のモラルハザードが原因であり、EMU 加盟の際にタックスヘブンを作り出す税制への介入が不十分であったといわざるを得ない。

近年の EMU 加盟国の経済危機は、通貨統合がされたものの、財政運営は各国の権限の下に行われ、改善のための勧告はなされてきたが、各国の思惑の中で強制力は発揮できなかったことに一因がある。それならば、欧州委員会に強力な権限をあたえる改革を行うことが必要なのだろうか。その場合に、各国の国民から独立した欧州委員会をどのようにチェックすることができるのだろうか。これは、欧州委員会の 1 万 5000 人を超えるという官僚組織の統治問題でもある。

しかし、より根本的な経済危機の原因は、通貨統合下の EMU 加盟諸国間では、最適通貨圏の議論が前提とするような生産要素の移動や価格の調整が遅れたり、十分ではなか

ったことにある。これらは多分に、福祉政策の違いや労働規制の違い、財・サービスに対する規制の違いが影響している。通貨統合に至る立憲的改革の段階で、これらの規制を撤廃することが必要であった。しかしまた、EU がこうした規制を撤廃して幅広い制度の統一化を進むことは、国家主権の放棄につながり、加盟国の強い反対が予想される。EU は当初の 6 カ国からしだいに加盟国を増加させて、現在では東欧の旧社会主義国を含む 17 カ国がメンバーとなっている。加盟国の拡大は前述の通り中核国と周縁国に相互の利益がある。しかし、その利益は二つの国家グループ間の差異を前提としたものであり、制度の柔軟な調整が行われるならば次第に消滅していくはずのものである。制度調整の柔軟性が実現できないとすれば、結局は、制度の統合がなされやすい類似した国々の間での単一通貨制度の導入が望ましいことになる。このことは、立憲的改革の対象をどこに置くかという問題の重要性を示している。

#### 参考文献

- Brennan, Geoffrey, and James M. Buchanan (1985) *The Reason of Rules: Constitutional Political Economy*, Cambridge: Cambridge University Press. 深沢実監訳・菊池威・小林逸太・本田明美訳 (1989) 『立憲的政治経済学の方法論：ルールの根拠』文眞堂。
- Brennan, Geoffrey, and James M. Buchanan (1980) *The Power to Tax: Analytical Foundation of a Fiscal Constitution*, Cambridge: Cambridge University Press. 深沢実・菊池威・平澤典男訳 (1984) 『公共選択の租税理論：課税権の制限』文眞堂。
- Buchanan, James M. (1975) *The Limits of Liberty—Between Anarchy and Leviathan*, Chicago: University of Chicago Press. 加藤寛監訳・黒川和美・関谷登・大岩雄次郎訳 (1977) 『自由の限界：人間と制度の経済学』秀潤社。
- Buchanan, James M. (1990) “The Domain of Constitutional Economics,” *Constitutional Political Economy*, 1: 1-18. ジェームズ・ブキャナン (1992) 「立憲的政治経済学の領域」加藤寛監訳 (1992) 『コンスティテューショナル・エコノミクス：極大化の論理から契約の論理へ』有斐閣。
- Buchanan, James M. (2003) *Public Choice: The Origins and Development of a Research Program*, Fairfax, VA: Center for Study of Public Choice.
- Buchanan, James M. (2010) “The Constitutionalization of Money,” *Cato Journal*, 30 (2): 251-255.
- Buchanan, James M. and Roger D. Congleton (1998) *Politics by Principle, not Interest: Towards Nondiscriminatory Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Buchanan, James M., Charles K. Rowley and Robert D. Tollison eds. (1987) *Deficits*, Oxford: Basil and Blackwell. 加藤寛監訳 (1990) 『財政赤字の公共選択論』文眞堂。

- Buchanan, James M. and Gordon Tullock (1962) *The Calculus of Consent: Logical Foundation of Constitutional Democracy*, Ann Arbor: University of Michigan Press. 宇田川璋仁監訳 (1979)『公共選択の理論：合意の経済論理』東洋経済新報社.
- ブキャナン, ジェームズ, タロック, ゴードン, 加藤寛 (1998)『行きづまる民主主義』勁草書房.
- Congleton, Roger D. and Birgitta Swedenborg eds. (2006) *Democratic Constitutional Design and Public Policy: Analysis and Evidence*, Cambridge: The MIT Press.
- Hayek, Friedrich v. (1990) *Denationalization of Money: The Argument Refined 3rd ed.*, London: The Institute of Economic Affairs.
- 川野辺裕幸 (1998)「制度改革の協調・収斂と多様性」『公共選択の研究』, 第30号, 18-26.
- Kawanobe, Hiroyuki (2007) "Globalization and Institutional Re-design under New Risk Circumstances," *Civilization*, 10: 57-64.
- 川野辺裕幸 (2013)「第18章 制度の競争と立憲的改革」川野辺裕幸・中村まづる編著『テキストブック公共選択』勁草書房.
- 国立国会図書館調査及び立法考査局 (2007)『総合調査 拡大EU ー機構・政策・課題ー』国立国会図書館.
- 内閣府 (2010)「アジアがけん引する景気回復とギリシャ財政危機のコンテキスト」『世界経済の潮流 I』[http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai\\_chouryuu/sh10-01/](http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sh10-01/) (最終閲覧日 2013年11月20日)
- North, D. C. (1990) *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, New York: Cambridge University Press. 竹下公視訳 (1994)『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房.
- 小川英治・川崎健太郎 (2002)「ユーロ圏における最適通貨圏の再検討」『一橋論叢』127 (5):533-564.
- 小川英治・川崎健太郎 (2006)「東アジアにおける共通通貨政策圏」『フィナンシャル・レビュー』5月号:58-80.
- Persson, Torsten, and Guido Tabellini (2003) *The Economic Effects of Constitutions*, Cambridge: The MIT Press.
- Rodden, Jonathan (2003) "Reviving Leviathan: Fiscal Federalism and the Growth of Government," *International Organization*, 57: 695-729.
- 白井さゆり (2011)「第6章 EUの通貨統合と金融・財政政策の規律」香川敏幸・市川顕編著 (2011)『グローバル・ガバナンスとEUの深化』慶應義塾大学出版会.

# インド電力部門改革に関する研究

福味 敦 政治経済学部経済学科准教授

[プロジェクト報告]

## A Report on the Power Sector Reform in India

Atsushi Fukumi

Associate Professor, Department of Economics, School of Political Science and Economics, Tokai University

The Indian power sector has been facing serious challenges from frequent power shortages, unstable voltages, transmission and distribution losses, and low energy efficiency. A massive blackout affecting as many as half of the Indian states captured worldwide attention in the summer of 2012. This research was launched by asking why the Indian power sector is trapped in its current bottleneck and why success has evaded the country's efforts for reform. Based on the analysis of previous studies and the "All India Electricity Statistics," the following conclusions were drawn: a) huge power subsidies for agricultural farmers under poverty reduction programs have constrained the management of State Electricity Boards and depleted state finances, which in turn has reduced expenditures for maintenance of and investment in power infrastructure; b) the political power of farmers has prevented state governments from carrying out power sector reforms; and c) power utility companies have continued to face severe financial problems in spite of various efforts made for improvement.

Accepted, Nov. 29, 2013

### 1. 概要

インドの電力部門は、電力不足や不安定な電圧など、量・質の両面における問題の他、送配電損失率の高さやエネルギー効率の低さなど、多くの問題を抱えている。2012年夏にはインド亜大陸の大半を闇に包む大停電が発生し、世界の注目を集めたことも記憶に新しい。かかる劣悪な状況に対して、1990年代より改善に向けた努力がなされてはいるものの、概してその成果は乏しく、近年の経済発展とともに急増する電力需要とあいまって、いまなお厳しい状況が続いている。本研究は、なぜインドの電力部門がこうした状況に陥ったのか、また改革に向けた試みが、なぜ必ずしも成功しないのか、という素朴な疑問を出発点にしている。中央電力庁が毎年発行する“All India Electricity Statistics”をはじめとする電力統計の他、先行研究、各種報告書の情報をもとに検討した結果、①農村貧困対策として農業用電力料金の無料化という形で農家に供与されてきた電力補助金が電力事業体の経営と州財政を損ない、それが転じて設備投資・メンテナンス不足と厳しい電力事情に帰結してきたこと、②農民は電力補助金の主たる受益者であると同時に、選挙における最大の票

田であり、こうした事情が電力部門改革の足かせとなってきたこと、③様々な改革の試みが進められているが、財務面では必ずしも順調に進んでおらず、依然として深刻な状況であること、が指摘される<sup>1)</sup>。

### 2. 研究内容

#### 2.1 電力供給における問題

電力部門改革の研究に先駆けて、最新の統計と研究に基づき、インドの電力供給における問題の把握を行った。その結果として、以下の点を指摘することができる。

##### ① 深刻な電力不足

インド電力部門が抱える顕著な問題としてまず指摘できるのは、1980年代より顕在化した電力不足が今なお解消されず、電力の供給制限が日常的に行われる原因となっていることである。2008年度以降のリーマンショックによる世界的な成長の鈍化と、大型発電所の増設による電力供給量の増加によって、近年電力不足は改善傾向にあるものの、2010年度の時点においても、依然としてピーク時に10%程度の電力不足が生じている。こうした供給面での制約が、今後持続的成長を実現する上で阻害要因となりうるため、その改善の必要性が繰り返し指摘されている。

##### ② 地域間格差

農村部を中心とした電化率の低さもまた、深刻な問題であ



る。2011年のセンサスによれば、世帯電化率は農村部で55.3%、都市部で92.7%、全国平均では67.2%であり、2001年にそれぞれ43.5%、87.6%、55.8%であったことを考えると、改善傾向にあるといえる。ただし依然として都市と農村間、あるいは州間の格差は大きく、最も電化の進んだデリーにおける世帯電化率がほぼ100%である一方、最下位にランクされるビハールのそれは16.4%と、厳しい状況にある。

### ③ 停電と電圧の問題

日常的に発生する停電は、電力不足にともなう意図的な供給制限の他、老朽化した送配電設備のトラブルなど技術的な要因を背景としている。24時間電気が利用可能な世帯は都市部においても25%に留まっており、さらに農村部においては一日不自由なく電気を使える世帯は6%に過ぎず、約6割の世帯が12時間以下の電力供給あるいは未電化の状況にある。また電気が利用可能な場合でも、電圧や周波数が不安定な電力によって、電化製品の故障が発生することも多い。農村部では、不安定な電圧が揚水ポンプのモーターを焼損させ、その修理コストが農家にとって大きな負担となってきたことが指摘されている。

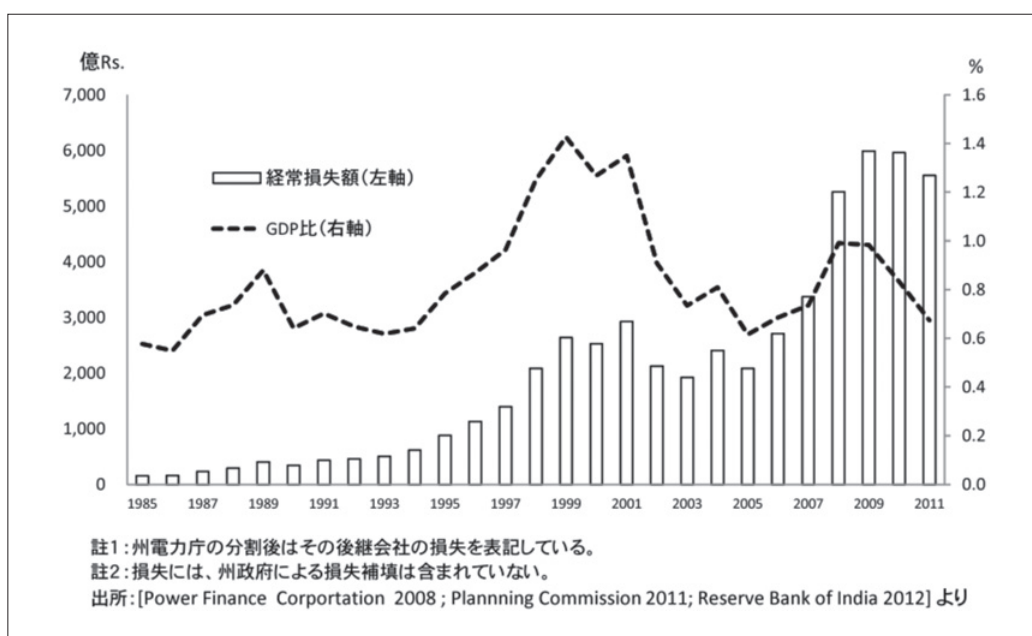
## 2.2 州電力事業の破綻と電力補助金

上に挙げた全ての問題と密接に関係してくるのが、州電力事業体の深刻な財務状況である。図表1は州電力事業体の経常損失額を損失額のGDP比とともに示したものであるが、

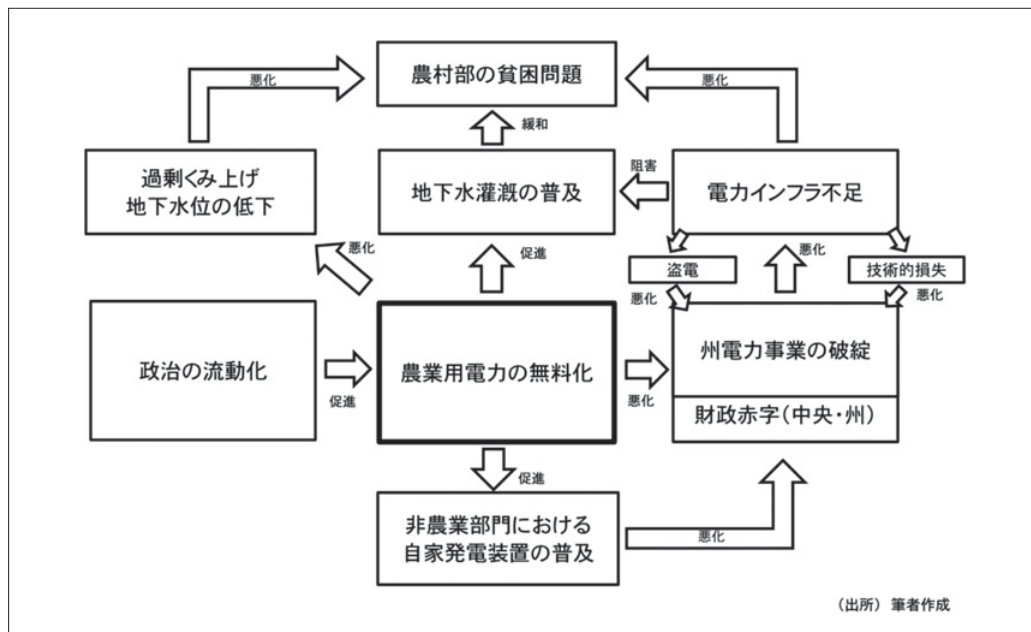
1990年代後半にかけて損失が急増し、1999年にはGDPの1.4%を超える水準にまで達していることがわかる。その後、2000年代に入り損失は減少傾向にあったものの、後半に入り、額面で再び増加していることがわかる。こうした損失に対する州財政による損失補填は財政再建の途上にある州財政にとって大きな負担となっているが、赤字の相殺にはほど遠い状況である。

巨額の営業赤字の直接的な原因としては、第一に、技術的な要因に加えて、盗電など不正行為によって送配電プロセスで失われる電気の損失率があまりに高いことが挙げられる。加えてさらに深刻な要因として、コストを大幅に下回る水準に電力料金を設定することで農家に対して間接的に交付されてきた農業用電力補助金の存在を指摘できる。すなわち、ほぼ全ての州において、農業用電力料金に関しては平均を大幅に下回る水準に設定される一方、製造業や商業に割高な料金が課されてきた。こうした農家や一般家庭を優遇しつつ、製造業・商業用に課した高額料金より得る余剰分は内部補助金とよばれ、主として農業用電力消費により生じる赤字の一部相殺に用いられてきた。ただし経費回収率は100%を下回っており、内部補助金制度のもとにおいても、料金収入はコストを賄うに至っていない。

こうした料金体系が広く採用されるきっかけは、1977年のアーンドラ・プラデーシュ州議会選挙で、国民会議派が農業用電力料金の定額制の導入を公約としたことにあるとされる。



図表1 州電力事業体の経常損失



図表2 農業用電力補助金の影響

農業用電力補助金の基本的な目的は、安価な電力供給を通じて、電動ポンプによる地下水灌漑の普及を後押しすることにある。農業用電力補助金は、そうした負担を軽減することを通じて菅井戸の普及を促進し、さらには上記の貧困削減効果を後押しする側面があったといえる。ただし、その一方で、農業用電力補助金については選挙に際する農民票獲得手段としての性格を強く帯びていることもしばしば指摘されている。1967年における国民会議派の分裂と一党優位体制の崩壊にともなって、中央・州政治の流動化が進行し、政治家・政党は政治基盤を強化するべく利益誘導を行う傾向を強めたが、電力補助金は農民票を獲得する上で格好の手段にされた。結果、経営的な観点からは“非合理的”な料金体系が各州で採用されることとなったが、それによって生じた負担は、単なる事業収益の悪化に留まるものではない。第一に指摘できることは、赤字が赤字をよぶ悪循環が生じたことである。電力事業者の経営難により設備投資やメンテナンスに十分な手当がなされず、電力設備の劣化が放置されてきたが、それは転じて発電効率の悪化や技術的損失の拡大、不正行為の蔓延といった諸問題をますます悪化させ、さらなる経営の圧迫要因となった。第二に、電気料金が定額またはほぼ無料とされたことで、希少な水資源が浪費されてきた。第三には、補助金の受益者が中・富農に偏っており、制度設計時に意図した貧困削減効果が必ずしも十分には得られていないことを挙げられる。図表2はこうした農業用電力補助金もたら

す問題を、先にみた灌漑の普及を通じた貧困削減効果も含めて整理したものである。料金体系の合理化は、1990年代以降の電力部門改革においてたびたび議論の俎上にのせられてきたが、その背景には、地下水灌漑の普及が一巡し、貧困削減効果に限界がみえはじめる一方、農業用電力補助金もたらす様々な弊害が深刻化したことがあるといえる。

### 2.3 改革の経緯と評価

1990年代にインドが経済自由化路線へと大きく舵をきったことで、多くの問題を抱える電力部門にもようやく改革のメスが入るようになる。Tongia [2007]によると、それらは以下の三段階に大きく整理される。第一段階は、90年代前半に中央政府主導で、民間資本の発電部門への参加に道を開き、独立発電会社の設立を促した時期である。その法的な裏付けとなったのが、発電事業への民間企業の参入を定めた1991年(改正)電力法である。また、税制上の優遇措置など様々なスキームを用意し、外国資本の誘致も含めた積極的なアピールがなされたが、民間の発電会社から電力を購入する州電力庁の経営問題が手つかずであったことから、実際の参入は低調なものに留まっている。1990年代後半に入ると、第二段階として、州政府による州電力庁の経営の立て直し、とりわけ配電部門の経営改革に焦点を当てた改革が志向された。その要となったのは、州電力庁の発電・送電・配電の各部門への分割である。1995年に世界銀行の支援のもとで

図表3 主要各州における州電力事業体の経常損失・利潤（2010年度）

単位：億 Rs

	経常収益	経常損失・利潤				州財政による 補填額	経常損失・利潤（補填後）	
		配電	発・送電	損失・利潤計	経常収益比 （%）		損失・利潤計	経常収益比 （%）
ビハール	254	-241	0	-241	-95.0	108	-133	-52.5
ジャールカンド	221	-117	0	-117	-53.0	45	-72	-32.7
オリッサ	530	-28	-44	-72	-13.6	0	-72	-13.6
西ベンガル	1,026	10	25	35	3.4	0	35	3.4
デリー	1,507	80	26	106	7.0	0	106	7.0
ハリヤナ	1,027	-357	19	-338	-32.9	289	-49	-4.8
パンジャブ	998	-473	0	-473	-47.4	325	-148	-14.8
ラージャスタン	1,094	-1,073	-2	-1,075	-98.3	120	-955	-87.2
ウッタル・プラデーシュ	1,637	-492	-431	-923	-56.4	211	-712	-43.5
アーンドラ・プラデーシュ	2,191	-583	38	-545	-24.9	365	-180	-8.2
カルナータカ	1,573	-126	53	-73	-4.7	127	54	3.4
ケララ	687	19	0	19	2.7	5	24	3.5
タミル・ナードゥ	1,926	-1,413	-48	-1,460	-75.8	165	-1,295	-67.2
チャッティースガル	424	-47	-2	-49	-11.5	0	-49	-11.5
グジャラート	1,998	-100	43	-57	-2.8	110	54	2.7
マディヤ・プラデーシュ	1,026	-353	-27	-380	-37.0	137	-243	-23.7
マハラシュトラ	3,449	-153	64	-90	-2.6	3	-87	-2.5
インド	22,766	-5,920	-280	-6,200	-27.2	2,039	-4,161	-18.3

註1：プラスの値は利潤をマイナス値は損失を意味する。

註2：経常収益比は経常損失・利潤の経常収益に対する比率である。

註3：州による財政補填額は実際に受領した額である。

出所：[Power Finance Corportaion 2008; Power Finance Corportaion 2012] より作成。

オリッサ州政府が電力改革法を制定し、州電力庁改革に先鞭をつけた。州電力庁の発電・送電部門は公営企業として、また配電部門については担当地域別に4分割された上、民営化された。ただし、オリッサで配電会社の経営に参加していた米電力大手 AES 社が事業から撤退するなどトラブルが相次いだことで、後に続く各州においては、デリーをのぞいて配電会社の民営化は行われていない。また同時期に、料金体系の適正化を目指し、合理的な経営判断が可能な独立機関として電力規制委員会の設立が中央・州レベルで推進されている。第三段階は、中央政府が電力部門改革の環境・道筋作りに積極的に取り組みはじめた、90年代末から現在までの時期がそれにあたる。2003年には、電力部門改革の最大の目玉ともいえる2003年電力法が施行されているが、同法には、州電力庁の分割と再編の義務化や、規制委員会設置の義務化、水力をのぞく発電事業におけるライセンス制度の廃止、オープンアクセスの実施、料金体系の適正化など、電力事業における競争環境の確保と、民間事業者の参入促進を目指す上で必要な要素が包括的に盛り込まれている。

以上の改革は、州電力庁の経営合理化や、民間企業の参加促進とそれによる競争環境の強化を通して、質と量の両面

で電力供給サービスの改善を目指すものとして位置づけられる。しかしながら、前述の様に供給面の問題は今なお深刻であり、また州電力庁を引き継いだ電力会社の多くが経常損失を生み続けている。こうした現状を考えると、改革の最重要課題であった配電部門の財務体質の改善については、デリーなど一部の地域を除き失敗と評価せざるをえない。Ruet [2005] は、改革を遅延させる背景として、電力規制委員会が法的な強制力を有しておらず指示が徹底されないことや、必要な情報が隠蔽されている可能性などに言及しているが、なかでも政治的圧力の影響は重要である。かつて料金体系の見直しを含む電力部門改革を積極的に推進してきたアーンドラ・プラデーシュ州政府が農民層の支持を失い、政権を失った事例にみられる電力部門改革の政治的リスクもまた、改革に遅延をもたらす大きな要因であるといえる。ただしその一方で、民間事業者の参入促進という点においては、改革に一定の前進がみえつつあるといえる。第11次五カ年計画の期間中に民間部門が目標をはるかに上回る153%の発電容量の拡張を実現している。急増する電力需要を賄うには至っていないものの、民間企業の参入促進という点で、改革がようやく実を結びつつあるといえる。

# グローバル化下での社会システムの変容と再構築

—医療の産業化と社会保障の関係性に注目して—

堀 真奈美 教養学部人間環境学科社会環境課程教授

[プロジェクト報告]

## Changes of Social Systems and their Reconstruction under Globalization: Focusing on the Relationship between Industrialization of Medicine and the Social Security System

Manami Hori

Professor, Department of Human Development- Human Welfare Environment, School of Humanities and Culture, Tokai University

Since health care markets are usually dictated by domestic and local policies, health care services in Japan are not so much affected by globalization at present. But in some countries, globalization has a great influence on their health care markets as medical tourism is becoming popular around the world. For example, some countries, especially developing ones, can attract customers from developed countries by offering high quality health care at a cost lower than in their home country. The Japanese government has recently acknowledged that health and medical care will certainly form a huge global market in the future. On the other hand, health care services have been under a constant pressure to reduce costs. This article discusses how the policy to advance health care markets and that for sustainable social health care insurance can be made compatible.

Accepted, Dec. 2, 2013

### はじめに

グローバル化とは、交通・通信技術の発展を背景に、“ヒト、モノ、カネ”を中心とした人間のさまざまな営みが国境を超えて地球規模に拡大することをいう。この定義から考えると、医療はドメスティック、ローカルな政策に決定される要素が大きく、これまでグローバル化とは縁遠い存在と考えられてきた。

そもそも日本の場合、島国であるという地理的要件や言語の壁により、患者が医療のためにグローバルに自由自在に移動するという事は考えにくい。たとえば、救命救急や感染症等の急性期医療を受けるために日本から海外に行くという事は時間制約を考えてもありえないし、慢性疾患で長期療養が必要な場合は、居住地ないしは職場の近隣でなければ継続治療は困難であろう。また、国民皆保険により、全ての国民が原則公的医療保険に加入することができる状態で、医療費の私費負担をしてまで海外医療機関に受診しようという人は限られるだろう。

その逆も然りであり、そもそも地理的要件や言語の壁により外国人患者が医療目的で日本に大挙してやってくるという

ことは容易には想像しがたい。公的医療保険が適用されない外国人患者の場合は、原則全ての治療が自由診療になるため、医療費の負担も決して低いとはいえない。さらに、移動時間、交通費もかかるし、利用できるのは、ロシアや中国など近隣国の一定の富裕層に限られると思われる<sup>1</sup>。

一方、医療サービスを提供する医師についても、国際援助活動や研究留学を例外として、海外により良い診療条件を求めて日本から医師が移動するというのは一般的ではない。また、外国人医師が日本により良い診療条件を求めて移動してくるということもほとんど聞かれない。そもそも、外国人医師が診療することができる法的環境は整備されていないし(医師の国家資格の相互承認が必要になる)、仮に認められたとしても日本語を話せない場合は、日本で診療を行うのは厳しいだろう<sup>2</sup>。つまり、“ヒト”の移動ということで考えるかぎり、患者、医療従事者何れにおいても頻発化はしておらず、日本の医療はグローバル化の影響を受けているとは少なくとも現時点ではいいがたい。

では、“モノ”はどうであろうか。医療機関で医療サービスを行うには、医師の技術とともに、医療用医薬品や医療機器(医療材料含む)が必要であるが、これらは、他の製造物と同じように一定の安全性や品質の国際基準をクリアしていれば物理的に国境を超えることは難しくはない。国際競争力がある一部の医薬品や医療機器は現在でも海外でも販売されて



いるが、内外価格差、認可の遅延などもあり国際競争力が高いとはいえない。どちらも業界全体としては輸入超過の状態が続いており、利益の多くはドメスティックに依存している（国内では診療報酬体系によって価格が決められている）。なお、技術については、無形であることから、“モノ”以上に、グローバルに移動することが容易であると考えられるが、実際に普及するかどうかは、その技術を身に付けた人材の流動化が前提となる。

最後に、“カネ”についても、マクロレベルでは、日本の保健医療支出の9割以上が公的支出（社会保険、税）であり、私的支出は少なく、海外からの資金が流入してきていることはない。ミクロレベルでは、医療機関の資金調達、銀行や福祉医療機構からの借入れが中心で、外国資金が市場を通じて日本の病院経営に入ってくるということは今のところない<sup>3</sup>。なお、近年では、条件を満たせば、直接医療機関債（地域医療振興債）や社会医療法人債（社会医療法人のみ）を発行することも可能になっている。

以上のように、現時点では、グローバリゼーションの波により医療産業のあり方が変わるというほどの大きな影響を与えているという状態にはない。だが、後述するように、近年、医療分野を成長産業にしようという政策的な動きが出てくる中で、グローバリゼーションに注目が集まるようになってきている。では、成長産業化が進めば医療のグローバリゼーションは進むのであろうか。あるいは、逆に、グローバリゼーションを積極的に進めれば、日本の医療は成長産業となるのであろうか？

以上を素朴な問題意識とし、本稿では、医療の成長産業化とグローバリゼーションがどのように関係するのかを考察することにする。まず、近年の医療の成長産業化に関する政策的な動向を整理した上で、1) 医療の国際展開（医療ツーリズムなど）、2) 医療機器・医薬品業界の国際競争力の向上という視点からグローバリゼーションとの関係を検討しよう。

## 1. 国内における医療の成長産業化へ向けた動き

医療の成長産業化が、公に盛んに議論されるようになったのは、2000年代半ば以降であり、その歴史は浅い<sup>4</sup>。たとえば、経団連が2010年4月に発行した『成長戦略2010』では、過度な医療保険・介護保険に過度に依存する発想を転換することが重要であるとした上で、医療分野では、ICTを活用

して診療データの蓄積・分析を行うことや、革新的な医薬品・医療機器の研究開発の促進や規制改革等を通じて医療サービスを多様化していくとともに、医療サービス提供者による価格決定可能な診療領域を拡大する等の施策により、医療分野における国際競争力の強化を図るべきであると述べられている。ここでは、2020年までの目標として、「医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出、新規市場約45兆円、新規雇用約280万人」を掲げており、主な施策として、「日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進」や「医療・介護・関連産業のアジア等海外市場への展開促進」、「医療・介護サービスの基盤強化」などが挙げられている。

さらに、2010年6月に公開された経済産業省の『医療産業研究会報告書』では、「国民皆保険制度の中で日本の医療サービスは計画された供給が行われており、需給を自立的に調整する機能が低いことから、需要と供給との間でギャップが発生」することを問題視し、「増大する需要に応じた供給がなされるよう医療の産業化を進め、医療市場を拡大させる必要がある」と主張している。具体的には、①医療生活産業の振興（疾病予防、疾病管理、リハビリ、介護予防など医療周辺市場の活性化）、②医療の国際化（医療ツーリズム、外国人医師の活用、日本の医療サービスのシステム輸出など）、③医療情報のデジタル化・標準化（共有可能な医療情報ネットワーク、医療情報の標準化など）の取り組みがあげられている。さらに、同報告書では、日本の公的医療保険制度を前提としつつも、先端技術の発展、サービスの視野拡大のために、中国やロシア、アジア・中東等、拡大する国際市場を念頭に置く必要があることが強調されている。その推進のために、医療滞在ビザの創設や医療機関の広告規制の緩和、外国人医師・看護師の受け入れ、病床総量規制の特例などが必要な取り組み事例としてあげられている。実際、2011年1月には医療滞在ビザが創設された。また、総務省により財政健全化を求められた公立病院の中には、医療ツーリズムなど医療で収益をあげようという動きも一部にみられる。

こうした動きにほぼ同調するように、菅政権では、2010年6月『新成長戦略』（内閣決定）として、健康を環境・エネルギーとともに「強みを活かす成長分野」とし、「ライフ・イノベーション」の中心としての「医療・介護・健康関連サービス」にあげている。また、ライフ・イノベーションにおける国家戦

略プロジェクトとして、国際医療交流（外国人患者の受け入れ）を行うとした。そして、この中では、2020年までに医療・介護の市場規模75兆円、健康関連サービス産業を25兆円と見込まれていた。

東日本大震災を経て誕生した野田政権では、2012年7月に『日本再生戦略』（内閣決定）を公表し、菅政権とは文言が若干異なるが、グリーン（環境・エネルギー）、農林漁業と並んでライフ（健康）は、「国内外で成長が見込まれる」3分野としている。より具体的には、「革新的医薬品、医療機器の創出」や「ロボット技術等を活用し、多様な医療機器、福祉機器を開発」することがあげられている。また、観光立国戦略として、「医療と連携した観光」や「医療サービスと医療機器が一体となった海外展開や医療・介護システムをパッケージとした海外展開」があげられており、2020年までに、海外市場での医療機器、サービス等ヘルスケア関連産業の獲得市場規模を約20兆円にすると記載されている。国内では、医療・介護は2020年までに市場規模78兆円、うち健康関連サービスで25兆円が見込まれている。

2012年の12月の総選挙を経て、自民党政権が復活、安倍政権が発足したが、安倍政権の「日本再興戦略」（内閣決定）でも、文言こそ異なるが、「グローバル市場の成長が期待でき、一定の戦略分野が見込める4つのテーマ」の一つとして、健康長寿産業があげられている。また、健康長寿産業のみならず、医薬品・医療機器産業、医療・介護・保育などの社会保障分野<sup>5</sup>も制度の設計次第によっては成長を見込める産業の柱の一つとされている。内容は、野田政権の『日本再生戦略』の延長路線上のものが多く、医薬品・医療機器開発や再生医療の実用化を進め、国際競争を意識した規制・制度改革、研究開発及び海外展開支援の取組を加速させるとしている。目新しいところでは、医療、教育、農業、都市再生などの分野で大胆な規制・制度改革を実現する「国家戦略特区」創設としていることがあげられる。なお、医療の国際化については、医療ツーリズムという文言はなくなり、一般社団法人MEJ（Medical Excellence Japan）を“ハブ”とし、官民一体で新興国に医療技術・サービスをセットで輸出し日本の医療拠点を10か所程度創設すると記載されている。なお、『日本再興戦略』では、医薬品・医療機器、再生医療、健康長寿のための予防を加えた関連市場規模を、2020年に国内で26兆円、30年に37兆円、海外市場は、20年311兆円、

30年525兆円と予想している。

上記の動向だけを見ると、医療は将来の成長産業として期待されていることが明らかである<sup>6</sup>。だが、医療は、産業としての側面がある一方で、国内では社会保障としての側面がある。産業として成長させるといふ意味では支出の増加は望ましいことになるが、社会保障としての側面から考えると、負担増を伴わない支出増は持続可能性という視点から問題となり、増税や社会保険料の上昇などの負担増ができない場合は、支出抑制が望ましいということになる。団塊世代の高齢化に伴い、支出の自然増も見込まれる中、公費負担の追加を想定することは容易ではない<sup>7</sup>。このように、片方では増加を推進し、他方では抑制を推進するというのは政策全体として矛盾が生じ、整合性がとれていないとも言える。

こうした矛盾を解消して、両者を両立することは果たして可能であろうか。論理的には、①公的医療保険の守備範囲を小さくして、民間保険や私費医療部分で拡大するか（あるいは予防などもととの保険外分野を拡大する）、②市場を国内からグローバルに視点をうつすことで、利益を国内ではなく海外で稼ぐという方法をあげられる。このうち、前者の①については、公的保険の守備範囲をどこに設定するかという国内政治問題に発展する大きな問題となり、現状のように何を優先すべきかの基準がない状態で、これらを設定するには、利害調整も含め時間を要すると思われる。また、仮に、公的医療保険と切り離れた、私費医療部分のみが独立して拡大させようとしても、現実には、米国のように、私費負担部分が上がると公費負担部分も上昇傾向することから、矛盾が解消されない可能性が少なくない（最初から保険外である予防分野でビジネスを拡大することに反発は出ないだろうが、政府が見積るほどの大きな市場規模になるかは疑問の余地がある）。それに対し、②の医療の国際展開については、海外で稼いだ分を国内に還元させるという意味で国民の理解を得やすいということもあり、注目が集まっているのではないかと思われる。だが、日本において医療の国際展開や医療機器や医薬品産業の国際競争力の向上が実現可能であるかは未知数である。また、初めに述べたようにグローバリゼーションと医療の成長産業化の関係性も不明である。以下では、グローバリゼーションと医療の成長産業の関係性を、医療の国際展開と革新的新薬の創出という2つの視点から検討したい。

## 2. 医療の国際展開は可能か？

### 2.1 医療ツーリズムの供給側の事情

医療の国際展開のあり方としては、医療ツーリズム（インバウンド、アウトバウンド）という形と医療サービス・医療機器そのものをパッケージで輸出するという形がある。

タイ、シンガポール、インドなどアジアの新興国は、観光資源と医療を組み合わせた医療ツーリズム（メディカル・ツーリズム）を国策として展開している。米国で留学した医師を自国に呼び戻すことで米国並みの治療の質を維持しつつ、現地の安い人件費、安い医療費により、米国を中心とした先進諸国からの患者を集めることに成功している（インバウンド）。なお、医療ツーリズムの受け皿となる供給側の国が医療ツーリズムを推進する背景には、外貨獲得により自国の医療水準や産業基盤の底上げを図れるというメリットがある。

だが、自国民向けの医療は、二流・三流というように二極化しないしは、完全に二元化していることが多い。たとえば、シンガポールでは、CPFと呼ばれる強制医療貯蓄制度による医療費支払に備える自助の仕組みと公立病院と私費医療で料金を負担する民間病院のデュアルシステムで形成されている。CPFは、シンガポール独自の政治体制や経済発展の仕方が背景にあるが、医療貯蓄制度は賦課方式でないことから、世代間移転の問題が発生せず、家族間の口座費用の移転が可能であるなど「互助」を促進する仕組み<sup>9</sup>であるともいえる。また、公立病院の支払と民間病院の支払が独立していることから、医療ツーリズムを積極展開したとしても、公立を中心とした一般国民向けの医療供給体制への影響は少ない。

また、タイでも2002年の30バーツ政策から国民に対して医療費無料政策がとられているが、利用できる病院は、外国人向けに医療ツーリズムを実践しているような民間病院では

なく完全にデュアルなシステムとなっている。こうした二元的なシステムは、支払能力による差、公私の医療格差があることを前提とした仕組みになっている。

医療ツーリズムによる外貨獲得は、国内の医療格差を拡大させるものであったとしても、高度な医療技術にキャッチアップできると同時に、国民に対しては低額負担で一定の医療を平等に提供するという意味で、有効な手段であると考えられるが、国民皆保険で混合診療を禁止している日本でこのようなデュアルシステムをそのまま導入することはありえないであろう。

### 2.2 医療ツーリズムの需要側の事情

ところで、海外の医療サービスを受けようという需要はどこにあるのだろうか？ 医療ツーリズムの受け皿は新興国であるのに対し、需要側は先進国の患者が多い。初めに述べたように、大陸で隣国と近接する国は例外としても、医療はドメスティック、ローカルな要因が多いというのは他の国でも共通のはずである。なぜ、わざわざ国境を越えて、医療サービスを受けに移動するのであろうか？ この背景には、それぞれの国の抱える医療制度の問題がある。

先進諸国で唯一例外として社会保障としての医療が完備されていない米国は、医療費が世界一高いことで知られる。医療保険も民間保険中心のため、保険料の負担および医療費の自己負担をしきれない患者も少なくない。保険を持っていない、保険があっても十分なサービスを受けられる補償カバーではないなどの事情がある人々にとっては、米国内で医療サービスを受けるよりも、渡航費をかけてでも、他国で、相対的に安く、治療を受けられることは魅力的であるだろう。新興国の多くは英語が通じる環境ないしは多言語の医療通訳を配置しているので、言語の壁も相対的に敷居は低い。また、米国とは異なり、国営医療のイギリスでは、予算制約に

表1 医療ツーリストの居住地域別渡航先の割合

渡航先		アジア	北米	ヨーロッパ	中東	ラテンアメリカ	構成比 (%)
医療ツーリストの居住地域	渡航目的						
オセアニア	低コスト医療費	99				1	100
北米		45	27		2	26	100
ヨーロッパ	待機時間の解消	39	33	10	13	5	100
中東	最先端の医療技術／ より良い品質の医療	32	58	8	2		100
アジア		93	6	1			100
アフリカ		95		4		1	100
ラテンアメリカ		1	87			12	100

出所 日本政策投資銀行（2010）「進む医療の国際化」図表4参照



よる待機期間の長期化という問題があるために、待機可能な治療については、長期間待っているよりは、海外まで行って医療サービスを利用するメリットを感じる人もいるだろう。

このほか、9.11以降、中東の富裕層は、米国以外の国で高度治療を求めようになっているとも言われる。また、自国の医療技術が高度化していない途上国の富裕層にとっては、先進国並みの高度な医療を受けられることは大きな魅力であろう。患者の流動化が始まれば、それに応じて、医師や医療従事者のグローバルな流動化も生じるだろう。移動が容易なEU内では、東欧から西欧への移動など報酬や待遇のよい国へ医師や看護師が流動する現象も見られる。

### 2.3 病院丸ごと輸出

以上述べてきたように、日本において医療ツーリズムという意味での国際展開は必ずしも本格始動していない。また、医療ツーリズムが定着してきているとも言い難い。だが、安倍政権になり、医療の国際展開の焦点は医療ツーリズムではなく、新興国に医療技術・サービスをセットで輸出することにシフトしている。これは、日本の医療圏を拡大してとらえ、日系の医療機関や診断センターを海外に設置し、日本の医療機器、医薬品、情報システム等が進出・普及しやすいバックボーン形成を行うことがねらいとなっている。2012年には、イラクに超音波診断装置など医療インフラをパッケージで輸出するという試みも始まった。2013年5月には、北海道の北斗病院と、国内医療機器メーカーの協力を得て、ロシアのウラジオストックに画像診断センターを開設している。また、北原国際病院が2013年度中にカンボジアに救命救急センターを開設する予定がある。だが、これらはまだ始まったばかりであり、成否を問うには早すぎる段階にある。

### 3. 国際競争力のある革新的医療機器や新薬の創出

既に述べたとおり、現在、日本の医療機器・医薬品産業はともに輸入超過であり、国際競争力が必ずしも高くない。まず、平成23年における医療機器の日本国内売上額は約2.4兆円、内輸入金額は約1.1兆円で約44.4%を占める。個別に参照すると、診断系医療機器は日本が得意とする分野であり、輸入割合が低いが<sup>10</sup>、治療系医療機器は輸入割合が高く5割以上、その他の医療機器では眼科用品及び関連製品と衛生材料及び衛生用品の輸入割合が高くなっている。厚生労働

省(2010)によると、生産額で見ると、国内総生産額は約1.8兆円、内輸出額は約0.5兆円となっている。なお、経済産業省(2013)によると、全体としての市場規模は2兆円を超えていても、品目ごとの市場規模は小さく細分化しており、国内市場のみではコストに見合った利益を回収することができないことから、企業の商品開発が進みにくいという。治療系機器(人工心臓弁、人工関節、ペースメーカー等)を中心に輸入超過幅が増大している。一方、「検査漬け」の過剰行為抑制という視点から診療報酬抑制が図られたこともあり、診断系医療機器が関連する行為が抑制されている。

国内の医療機器の流通経路は卸業者が一次、二次とある二重構造になっており、慣習による取引先固定化がみられ、並行輸入は行われていない。公正取引委員会(2005)によると、こうした流通構造が、内外価格差の一要因であるという。さらに、医薬品と同じく、デバイス・ラグがあり、他国との許認可スピードの違いによって、技術が古くなり輸出製品となくなってしまうという問題がある。また、一部の大手グローバル企業を除くと、医療機器メーカーは中小企業を中心であり、海外展開を進める体力もノウハウもない企業が少なくない。国家戦略として医療機器の海外展開をするならば、政府支援が求められるだろう。だが、その前提は付加価値のある製品である必要があり、競争力のない製品を強引に海外展開するのであれば、成長産業政策ではなく、中小企業保護に化してしまう危険がある。

一方、厚生労働省(2013)によると、日本の医薬品市場の規模は約9.3兆円で、その9割超は医療用医薬品である。世界の医薬品市場規模は9,529億ドルであり、日本のそれは世界の11.7%を占め、国別に見たシェアではアメリカに次いで世界第2位の市場となっている。

医薬品の貿易収支は、2000年をピークに悪化し、2012年には約1兆6,203億円の赤字になっている。だが、輸入超過の背景には、日本市場だけでなく海外市場<sup>11</sup>も含めた成長戦略に基づき経営資源の最適配分を進める中で、コストの面なども勘案して、海外の製造拠点を増加させていることが関係しているという。このように考えると、医薬品産業に対するグローバル化の影響は少なくないともいえる。このような状況を日本における市場環境の構造問題とする意見もあり、実際に近年になり日本国内での創薬の空洞化は指摘されている。



国内市場の医療用医薬品市場規模の伸び率は、薬価改定や医療制度改革に強く影響を受けている。1991年以降、薬価の引下げ等により国民医療費に占める薬剤費比率は約30%から約20%へ低下してきたが、ここ10年ほどは20%強の水準で横ばいに推移している。

ちなみに日本のライフサイエンス分野の研究開発費は諸外国に比べて低く、企業の研究開発費対売上高も約18%と米国よりも高い状態になっている。国策として、研究開発関連予算を増加させるとともに、研究開発税制の上乗せ措置を拡充することで、試験研究の活性化を図っている。

#### 4. おわりに

本稿では、医療の成長産業化とグローバル化がどのように関係するのかを考察してきた。

第一に、近年の医療の成長産業化に関する政策的な動向を整理した上で、支出増加プレッシャーとなる成長産業と支出抑制プレッシャーとなる社会保障との両立可能性をふまえると、医療の国際化がその両立を可能とする鍵となる可能性を示した。

第二に、医療の国際展開（医療ツーリズムなど）については、医療滞在ビザの発行などすでに着手されているが、インバウンドでの市場規模としてはそれほど大きなものではないことを示した。また、現在では、医療ツーリズムではなく、新興国にアウトバウンドで病院丸ごと輸出のような新しい形での輸出が試みられようとしていることを紹介した。この病院丸ごと輸出の成否を評価するには早急であるが、最終的には新興国の経済成長や医療資源の創出、インフラがどれほど整備するかによっても変わるだろう。

第三に、医療機器・医薬品の創薬促進により、国際競争力を高めようという動きについては、国策として成長産業とする以前にすでに開発拠点の海外シフトや新興国のシェア拡大などグローバル化が一定程度、進んでいることを示した。大手の医療機器・医薬品メーカーは、国際競争力を維持するために経営統合や海外拠点の展開を図っているが、医療機器・医薬品メーカーの中心は中小企業であり、グローバル化に対応する体力、資金、ノウハウを持ち合わせていないところも少なくない。政府は高付加価値産業としてこれらの業界を成長させようとしているが、これらの産業は国内市場においては、診療報酬の影響を大きく受ける分

野でもある。国内市場の診療報酬のインセンティブによりイノベーションが生まれにくくなっているとすればそれらを是正し、国内市場と海外市場の棲み分けおよび価格戦略をどのようにするのかを改めて整理する必要があるのではないかと考える。

#### 注

- 1 医療滞在ビザが2011年1月に創設され、経済産業省が医療滞在ビザにかかる身元保証機関登録の業務を行っている。身元保証件数は、2012年度までの累積合計で200人程度となっている。
- 2 但し、看護師・介護士の場合は、日・インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）、日・フィリピン経済連携協定（平成20年12月11日発効）のように、年度ごとに外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施している。その意味ではグローバル化に対応した法環境ができつつあるともいえるが、累計人数を見ても2000人を超えておらず、決して大規模なものではない。
- 3 株式会社の病院参入は認められておらず、資金調達手段も限定されている。
- 4 医薬品、医療機器の国際競争力向上のみに限定すれば、厚生労働省が2002年に発行した『医薬品産業ビジョン』、2003年に『医療機器産業ビジョン』でも述べられている。このビジョンは、2007年に『新医薬品産業ビジョン』、2008年に『新医療機器・医療技術産業ビジョン』が更新されている。安倍内閣の『日本再興戦略』に合わせて、2013年6月に『医薬品産業ビジョン2013』、『医療機器産業ビジョン2013』が出されている。
- 5 この戦略では健康長寿産業を戦略的分野の一つに位置付け、健康寿命延伸産業や医薬品・医療機器産業などの発展に向けた政策、保育の場における民間活力の活用などを盛り込まれているが、医療・介護分野をどう成長市場に変え、質の高いサービスを提供するか、制度の持続可能性をいかに確保するかなど、中長期的な成長を実現するための課題が残されている。
- 6 但し、市場規模の推計根拠が明白ではないため、実際に予測どおりの成長をするのかは定かではない。少なくとも期待が大きいことは明白であるとは言えよう。
- 7 2013年1月に財政制度等審議会が公表した「社会保障の公費負担と経済・財政の調和」では、公費負担の伸びが経済の伸びと大きく離れないよう調和をとる必要があると述べられている。また、2013年8月の社会保障制度国民会議の最終報告書を受けて閣議決定された、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子」では、自助・共助を前提とし、公助は自助や共助では対応できない困窮等の状況にある者に対しては公助によって生活を保障するという考え方を基本に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図っている。公費の追加が困難であると予想されることから、新たな財源確保がされない限り、現行制度では、給付の伸び率の抑制が図られる可能性は高い。
- 8 まず、医療ツーリズムとは、治療目的の観光とメディカル・ツーリズムと、治療ではなく、予防・健康増進が目的

のヘルス・ツーリズム（温泉や森林浴，健康診断などをセットで行うことが多い）と呼ばれるものに大別することができる。本稿では，メディカル・ツーリズムを狭義の医療ツーリズムとして焦点を当てることにする。

- 9 だが，自営業者や低所得者など十分な金額を貯蓄できない人々や日本以上に早いスピードで進むといわれる高齢化の進展により将来的に必要な十分な医療を受けられない人々が出てくるという可能性もゼロではない。
- 10 診断系医療機器の中でも軟性内視鏡の日本企業の世界シェアは100%となっている。
- 11 医薬品市場は，国内市場，海外市場ともに拡大しているが，国内市場ではあまり変化が見られない。その背景には日米欧の三大市場はこれまでと同様に市場拡大しているものの，アジア新興国やBRICs 諸国がそれ以上にシェアを伸ばしてきていることが要因となっている。

#### 参考文献

- 経済産業省（2010）『医療産業研究会報告書』
- 経済産業省（2013）『医療の国際化～世界の需要にこたえる医療産業』
- 経団連（2010）『成長戦略』
- 公正取引委員会（2005）『医療機器流通実態に関する調査報告書』
- 公正取引委員会（2006）『医療用医薬品の流通実態に関する調査報告書』
- 厚生労働省（2003）『医療機器産業ビジョン参考資料』
- 厚生労働省（2010）『新医療機器・医療技術産業ビジョン』
- 厚生労働省（2010）『新医療機器・医療技術産業ビジョン』
- 厚生労働省（2011）『年薬事工業生産動態統計年報』
- 厚生労働省（2013）『医療機器産業ビジョン』
- 厚生労働省（2013）『医薬品産業ビジョン』
- 小林江梨子他（2012）『医療機器の改良をめぐる医療機器規制』『医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス』Vol.43, No.2, 138-144
- 坂口昌吉，宮本裕一（2010）『最近の医療機器 QMS 調査の状況について』『医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス』Vol.41, No4, 301-310
- 内閣官房・医療イノベーション推進室（2012）『医療イノベーションの推進について 革新への挑戦～日本の技術が医療を変える～』
- 長尾剛司（2009）『最新〈業界の常識〉よくわかる医薬品業界』日本実業出版社
- 中村洋（2010）『新薬創出・適応外薬解消等促進加算』の意義と課題）社会保険旬報，No.2431，pp.30-31
- 日本政策投資銀行産業調査部（2010）『進む医療の国際化～医療ツーリズムの動向』『今月のトピックス』No.147-1
- 日本製薬工業協会（2013）『DATABOOK 2013』
- 日本製薬工業協会（2013）『日本の薬事行政 2013』
- 日本能率協会総合研究所（2009）『医療機器産業の現状』
- 野口雄司（2012）『医療安全（医療機器の安全確保）からみた関連法規と診療報酬制度』『医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス』Vol.43, No.1, 23-32
- 真野俊樹編（2009）『グローバル化する医療』岩波書店
- みずほコーポレート銀行産業調査部（2012）『医療機器メーカーの成長戦略』

#### 参考 URL

官邸 HP [www.kantei.go.jp](http://www.kantei.go.jp) 参照

## 震災復興と文明（コアプロジェクト3）

東日本大震災はその被災の範囲、深刻度において近年の災害の中でも現代の世代が経験したことのない大規模な自然災害であるだけでなく、われわれに現代文明のあり方を反省させる契機ともなった。

「調和のとれた文明社会の創造」は本学建学の理念である。文明研究所は、この建学の理念に示されたテーマの研究に真正面から取り組むことを使命と考えている。当研究所は、東日本大震災が現代文明に投げかけた様々な問題を明らかにすることを目的に、震災発生直後の2011年4月から特別プロジェクト「東日本大震災と文明」を開始し、大震災とエネルギー政策のあり方、大震災と現代文明の脆弱性、復興過程での脆弱性の修復の可否などを検討してきた。

実質的に第3年度となる本年度は震災復興研究をコアプロジェクトに昇格させて、地域研究に重点を移し、進み始めた復興事業の内容を比較することにした。また、国際的な漁業の集積としての漁港をかかえる地域と、高齢化人口減少が進み、もはや産業としての存続が難しい零細な漁港をもつ地域を対比するなかで、文理融合的なアプローチによって持続可能な地域社会と復興政策のあり方を検討した。

復興政策に見る制度改革の実現可能性

—— 宮城県現地調査を中心に ——

川野辺 裕幸

漁村社会と水産商工都市の共存共栄策

杉本 隆成

# 復興政策に見る制度改革の実現可能性

—宮城県現地調査を中心に—

川野辺 裕幸 東海大学政治経済学部教授・文明研究所所長

[プロジェクト報告]

## A Feasibility Study on Institutional Reform as Related to the Reconstruction Policy of the Great East Japan Earthquake: A Fieldwork in Miyagi Prefecture

Hiroyuki KAWANOBE

Executive Director, Institute of Civilization Research, Professor, School of Political Science and Economics, Tokai University

The Great East Japan Earthquake was an extremely large-scale natural catastrophe. A great expanse of areas received serious damage by the nuclear accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant, on top of the earthquake and powerful tsunami. Most of the disaster-hit areas on the Pacific coast of Japan's Tohoku region had already been suffering severe population loss and problems with an aging population even before the disaster. Thus, the sustainability of the community itself was thrown into doubt, before discussing the possibility of reconstruction. As the rebuilding and revitalizing procedure needs complicated arrangements between compartmentalized public administrations within the national government, reconstruction must inevitably take many years. First, a complete review of the municipality's present conditions and basic reconstruction principles must be conducted, and the institutional design must be created, including details such as who will play a leading role in designing and implementing the reconstruction and how. The Reconstruction Design Council in response to the Great East Japan Earthquake, an advisory panel of intellectuals and specialists set up by the Japanese government, submitted its report of recommendations on reconstruction planning on June 25, 2011. The recommendations included the creation of a vigorous "blueprint" with basic reconstruction guidelines by the government. This article examines whether the guidelines stipulated by the above-mentioned "blueprint" are actually reflected and implemented in the rebuilding and revitalizing procedure of disaster-stricken areas based on the fieldwork done in Miyagi prefecture in July, 2013.

Accepted, Dec. 12, 2013

### はじめに

東日本大震災は、数百年から千年に一度の大規模自然災害であり、東北地方から関東地方の広域において、沿岸部、内陸部の広範囲におよぶ津波被害と地盤沈下を引き起こしただけでなく、福島第一原子力発電所の全交流電源の停止、水素爆発、炉心溶融を引き起こし、広範囲の地域に放射能汚染と長期に亘る住民避難という大被害をもたらした。

東北の被災地の多くは、過疎化と高齢化が進む地域を含んでおり、いままでも、これらの地域自体の持続性が問題となってきた。長期的には、過疎地域を含む広域における地方行政のあり方も再検討されなければならない状況であった。戦後、国が地方、特に高齢化と人口減少の著しい農漁村地域に対して行ってきた政策は、地方交付税によって財源

の垂直的分配を行う一方で、用途を指定した補助事業として財源を提供することで各省庁の中・長期整備計画に基づいて地域の産業・生活・行政基盤を整備することであった。しかし、財源の逼迫と止まらない過疎化が、こうした国と地方の財政制度のあり方自体に再検討を迫ってきていた。

東北地方は、こうした状況の中で東日本大震災の被害を受けることとなった。したがって、素早い現状復旧は当然必要ではあるが、長期にわたることが予想される復興過程では、地域のあり方の再検討に関わる基本的な方針の設立と制度設計が必要であり、だれがどのような形で、これを立案していくのかという政策決定システム自体の変革を通して、地方自治のあり方が問われることにならざるを得ない。

こうした観点から、筆者は震災発生1年までの段階において、政府の復興方針の樹立、主たる復興の担い手の明確化、国と地方の役割分担、財源等の準備状況を検討し、東日本大震災からの復興を契機として、国と地方のあり方に関わる政策決定システムの革新が実現するか否かについて、いくつ



かの仮説を提起してきた<sup>1</sup>。本報告は、震災発生後約2年余が経過した時点での復興対策と復興状況を宮城県の現地調査を中心にしてまとめる中で<sup>2</sup>、以前に提起した仮説の妥当性を検討する中間報告である。

## 1. 東日本大震災からの復興構想と復興過程での地方分権の推進

東日本大震災からの復興構想を検討する東日本大震災復興構想会議は、発災後1ヶ月に満たない2011年4月17日に第1回会議を開き6月25日の第12回会議において、答申『復興への提言：悲慘のなかの希望』<sup>3</sup>（以下、『復興への提言』）をとりまとめ、11月10日の第13回会議でフォローアップ状況の点検が行われ事実上の休会となった。

東日本大震災復興構想会議は、当初より震災復興には「単なる復旧ではなく未来志向の創造的な取組が必要」とであるとの認識から、今までの政策決定システムの変革にまで踏み込んだ内容となっている。これは『復興への提言』で採り上げられている「復興構想7原則」に如実に示されている。ここでは特に、「原則2」、「原則3」、「原則7」を対象に、東日本復興構想会議が当初に答申していた復興方針がその後の法整備段階、政策実施段階でどのように変転していったかを採り上げる。

「復興構想7原則」のうち、「原則2」は「被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。」とある。

ここでは、復興のまちづくりの基本主体を市町村に置くことが明言されており、国は復興庁を新たに設置して復興支援を行う。復興庁は、被災地に起き、省庁の縦割りを排して、一元的に復興業務を取り扱うことが想定されている。また、国の関与は復興構想のマスタープランの作成と、地域共同のまちづくりを支援する土地等の権利関係の整理や経済特区の設定など規制緩和と税制の優遇等を内容とする法令による支援にとどまることが想像される。

「原則3」は「被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する」とある。農林業の高付加価値化、低コスト化、経営多角化の将来像の提示、水産業における漁業者と民間企業の連携と国・自治

体によるマッチングがうたわれている。新技術の導入による復興政策を契機に、旧来の利権構造を打ち破って制度改革を進める方向性が示されている。

「原則7」は「今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする」とある。国民全体の連帯と分かち合いとは被災地と住民に国民全体が心を寄せることだけではなく、復興財源を国民全体で負担することを意味しており、基幹税を中心とした復興臨時増税や復興債の発行、被災地の復興政策費用を軽減することが想定されている。

以上のように『復興への提言』に示された復興方針は、復興政策として、今まで国が地方団体に対して行ってきたさまざまな施策の基本的な方針を大きく変える必要があり、ひいては戦後の地方分権を巡る国と地方のあり方を変える端緒となる要因を含んだものであった。以下では、この復興方針の実現が、法整備、実施・運営の段階でどのように変転してきたのかを検討する。

## 2. 復興庁は一元的な復興支援機関となったか

復興庁設置法は、2011年12月9日に成立し、翌年2月1日に復興庁が設立された。復興庁は当初、被災地に置くことが『復興への提言』では想定されてきたが、実際には内閣に置かれ、東北3県の県庁所在地である盛岡市、仙台市、福島市にそれぞれ各県復興局を置くこととなった。

また、震災復興の一元的推進機関として、省庁の縦割りを解消して被災地主導のまちづくりを行うとの方針はどのように立法時に反映されたのだろうか。復興施策の一元化には各省庁の施策の調整と予算の一本化が不可欠である。しかし政府の当初案では、これが明示されていなかった。復興庁設置法案は国会での野党修正要求を受けて、政府の当初案を修正し、予算要求を復興庁で一元化して行うことが決定された。立法段階でこうした修正が施されたものの、実際には中央に復興庁が置かれるために各県復興局は出先機関の意味しか持たず、意思決定は中央で行われることとなった。また、復興庁は、予算要求こそ一本化するものの施策の相互調整や予算付けが行えるわけではなく、各省庁の予算を合計した形での予算編成となり、省庁の縦割りは排除できないこととなった。実際の復旧事業においては、各省庁の所管する国有施設、国営直轄事業、県・市町村の補助事業と事業ごとに

国の関与の度合いが違い、復興庁において調整は不可能であり、実際には省庁ごとに縦割りの意思決定が続くことになった。各県復興局はいわば、各省庁の窓口が一緒に並んでいる出先機関に過ぎないことになった。

縦割り行政の弊害は実施面に現れる。たとえば、漁港の災害復旧を行う「漁港施設等災害復旧事業」は農林水産省（水産庁）所管の事業であり、被災した中小企業等の施設・設備の復旧・整備に係る補助事業は経済産業省「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」である。それぞれが、県庁の所管課を通じて各県復興局へ申請するが、それぞれの事業ごとに所管官庁が必要性の審査をした上で補助事業が実施されるが<sup>4</sup>、各事業の調整が行われないため、水産加工施設が完成しても漁港が整備されていなかったり、整備の基準が異なるために、地盤沈下対策の嵩上げ分に違いが出て、いずれも有効な利用ができない事例が生じてくる。

### 3. 復興を契機にした地方分権の推進

『復興への提言』「原則2」にあるように、市町村はまちづくりを主導し、国・県はそれを援助するという方針はどのように貫かれたのだろうか。多くの市町村は、外部の学識経験者やコンサルタントを通じて「復興ビジョン」を作成し、これに基づいて県・国と折衝して、補助予算を獲得して災害復興を行おうとしてきた。『復興への提言』「原則7」に対応して、災害復興の費用は、当初は国が100%の補助との方針が当時の菅直人総理大臣によって示されたが、実際には、通常の補助率の嵩上げをした上で、残った地方負担部分の95%を地方交付税の算定対象とする形となった<sup>5</sup>。この場合、補助率の嵩上げによって地方負担は10%～20%程度となり、その95%が交付税の交付増にはね返るので、実質的な地方負担は、0.5%～1.0%程度となる。災害復興事業に地方負担はあるものの、実質的にはほとんどが国費による復興と考えられる。

東日本大震災復興対策として、2011年度第1次補正予算以降、国は多額の予算を計上してきた。2011年度は例外としても、年度を降りるにつれて、年度内消化への圧力は次第に強まってきた。したがって、補助事業の獲得のために、また縦割り行政の補助要件に対応するために、十分な住民の合意形成がないままに進められる事業も存在する。国従、地方主導のまちづくり、災害復興は必ずしも実現していない。

これには、首長の手腕のみならず、地域の被災状況、に応じて利害調整と意見集約の進展度合いが異なることも原因に挙げられる。津波によって浸水し、地盤沈下した旧市街地の用途を変更して市町村が買い上げて高台へ移転したり、嵩上げて土地を造成し住宅地建設を行う事業があるが、被災住民の職業、年齢層によって移転合意形成の可否が異なる。仙台市などの大都市周辺地域では大都市に通勤するサラリーマン層は、今までの地域での居住が困難になった段階ですでに移転したか、移転に同意する一方、堤防は高くすることを要求する。他方、古くからの水産業従事者は漁港から離れる移転に反対し、堤防の高さを低くすることを要求し利害が衝突することとなる。この結果、移転計画が遅れ、復興事業の進捗状況の低下に反映される。

たとえば、災害公営住宅は、宮城県では、15,773戸の計画戸数のうち、2013年10月31日現在で、事業着手戸数は8,470戸（進捗率53.7%）、工事着手戸数2,431戸（同15.4%）、工事完了戸数157戸（同1.0%）であった。各市町の計画戸数は被害の程度によって大きく異なり最大の石巻市4,000戸から大郷町の3戸まで幅が広い。石巻市のように東日本大震災で最大規模の被害があった市では、広範な土地が地盤沈下し、移転適地の確保や地盤沈下対策に困難が生じている。一方で、計画戸数が200戸～1,000戸の中規模の計画のある市町でも、進捗状況は大きく異なっている。名取市は、計画戸数752戸中事業着手数50戸と、ほとんど事業着手（進捗率6.6%）が行われていないし、計画戸数945戸の女川町（同24.0%）、同930戸の南三陸町（同21.9%）に対して、計画戸数532戸の多賀城市（進捗率90.6%）、同497戸の巨理町（同88.2%）、同487戸の山元町（同80.5%）は高い事業着手率を実現している。

利害調整の計れない自治体は、新しいまちづくり計画を描くことができず、現状復旧の方向で事業を実施することにもなる。ここでは、ほぼ100%補助事業という特典が、自治体関係者にも住民にも暗黙の共通利益となっている。

### 4. 従来の利権構造を打ち破り、新しい技術を採用入れて、次代をリードする経済社会を創ることができるか

『復興への提言』を受けて、宮城県はいち早く『震災復興計画』を打ち出した<sup>6</sup>。宮城県知事は、『2011年度復興方針』

のなかで、県内 142 漁港の機能を整理・分化し、気仙沼、石巻、塩釜、女川、志津川の主要 5 港を集積拠点として、冷凍・冷蔵施設や水産加工施設の整備や事業者の再建を行うとした。また、高齢化と跡継ぎが不足して、維持が困難となっている地域漁港と漁協を集約することで、漁村の持続可能性を高めることを目指した。また、国が『復興の基本方針』で示した「復興特区」に対応して、民間資本を導入する「水産復興特区」を次期漁業権の切り替えまでに検討するよう、漁業者と協議・調整することとした。後者は、漁協ごとに分散して独占的に保有されている漁業権が、地域の水産業の大規模化、効率化を妨げ、水産業の衰退と高齢化を招いていることを、復興政策の中で打破することを目的としたものである。水産県でもある宮城県には国際競争力のある遠洋漁業の母港を多数持つものの、世界的な漁業資源の保護の傾向から、世界各地の水域に進出して天然資源を獲得する漁業から養殖型への転換が必要となっており、そのためには、大規模な資本の集積が必要となる。「水産復興特区」における株式会社の参入が必要であるとの認識によるものである。

しかしこうした震災復興計画は、必ずしも計画通りにはなっていない。漁港と漁協の集約はできず、旧来の 142 漁港はすべて復旧された。中には、漁港の後背地は水没したため、避難地域となっていて、漁業者は海から遠い仮設住宅に住み、漁港までの往復が困難となり、復旧が遅れる間にも高齢化は進み、後継者のいない状況は悪化し、漁港は復旧したものの漁船はほとんど係留されておらず、漁港の維持が困難となっている震災前の状態が再現される状況となっている零細漁港もある。

一方、「水産復興特区」は 2013 年 9 月 1 日に漁業権の切り替えが生じた。新たに漁協に代わって漁業権を獲得したのは株式会社であるが、地域内ですでに操業をしている事業者であり、漁協の主要メンバーでもあった。現状では、外部からの大規模な資本の流入による将来を見据えた漁業の復興というには不十分な特区による規制緩和と見なさざるを得ない。

## 注

- 1 川野辺裕幸 (2011a), (2011b), (2012a), (2012b).
- 2 現地調査は、2013 年 8 月 26 日～27 日、宮城県庁、名取市庁、岩沼市庁へのヒアリング、ならびに両市内への現地

調査。同 9 月 6 日～7 日、学識経験者インタビューを行った。

- 3 東日本大震災復興構想会議 (2011)。
- 4 漁港施設等災害復旧事業については、国直轄または代行がある。
- 5 100% 国庫負担が回避された根拠は、一つには 100% 負担では国の直轄事業となり、地方の創意が活かせないという理由であった (国土交通省ヒアリング)。ここでは、従来の国・地方の財政運営の発想がそのまま存続している。
- 6 宮城県 (2011a)。

## 参考文献

- 川野辺裕幸 (2011a) 「復興は地方分権の試金石：震災を逆手に取って課題解決の好機に」『改革者』6 月号, 第 611 号: 26-29.
- 川野辺裕幸 (2011b) 「制度改革課題と両立する復興政策を実施せよ」『計画行政』第 34 巻第 3 号: 7.
- 川野辺裕幸 (2012a) 「東日本大震災と復興政策」『文明』第 16 号, 63-76.
- 川野辺裕幸 (2012b) 「震災復興と公共選択」公共選択学会第 16 回全国大会共通論題報告論文 (<http://www.isc.senshu-u.ac.jp/~the0562/publicchoice2012.htm>, 2012 年 6 月 30 日)
- 川野辺裕幸 (2013) 「震災復興をめぐる政治の成功と失敗」『文明』, 第 17 号, 13-20.
- 東日本大震災復興構想会議 (2011) 『復興への提言～悲慘のなかの希望～』.
- 宮城県 (2011a) 『宮城県震災復興計画』10 月, 宮城県ホームページ. (<http://www.pref.miyagi.jp/seisaku/sinsaihukkou/keikaku/keikaku.pdf>, 最終閲覧日 2013 年 12 月 9 日)
- 宮城県 (2011b) 『みやぎの農業・農村復興計画』10 月, 宮城県ホームページ. (<http://www.pref.miyagi.jp/nosin/kikakushidouhan/fukkoukeikaku.pdf>, 最終閲覧日 2013 年 12 月 9 日)
- 宮城県 (2011c) 『宮城県水産業復興プラン』10 月, 宮城県ホームページ. (<http://www.pref.miyagi.jp/suishin/plan-honbun.pdf>, 最終閲覧日 2013 年 12 月 9 日)
- 宮城県 (2013) 『災害公営住宅の整備状況について』(2013 年 10 月 31 日現在), 宮城県ホームページ. (<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/233446.pdf>, 最終閲覧日 2013 年 12 月 9 日)



# 漁村社会と水産商工都市の共存共栄策

杉本隆成 東京大学名誉教授・文明研究所研究員

[プロジェクト報告]

## Methods for Co-prosperity of Fishing Communities and Fishery-based Cities

Takashige SUGIMOTO

Emeritus Professor, the University of Tokyo

The main purpose of this article is to discuss various methods to support restoration of the fishing villages and towns that received heavy damages by the giant tsunami on March 11, 2011. First, the historical and regional characteristics of the ocean environment and living marine resources in the offshore of the east coast of Honshu, Japan are explained. Next, the focus is on the dispute between Miyagi Prefecture Governor Yoshihiro Murai and the head of the Miyagi Fisheries Co-operative Society on the methods of restoration and reconstruction of the disaster-stricken fishing communities. Toward the end of this article, these restoration methods are reviewed from the perspective of proper management for the sustainability and prosperity of both the fishing communities and fishery-based cities, which are under the strong pressure of the global free market now and increasingly in the near future.

Accepted, Dec. 20, 2013

### はじめに

東日本大震災からの復興の支援を目指す東海大学文明研究所の本プロジェクトでは、復興策を、経済政策と自然科学の面から複眼的に検討している。本年度は、その第3弾として、津波で壊滅的な被害を受けた三陸と仙台湾沿岸の水産業と漁村社会の復興支援策に注目した。本報告では、初めに本州東岸沖の海洋環境と生物資源環境の地域特性について、水産海洋学の面から概説する。その後、水産業の津波災害からの復旧・復興策を巡る村井宮城県知事と宮城県漁業協同組合との論争に注目しながら、将来の日本における水産業のあり方、漁村社会と水産商工都市との共存共栄策について考察する。

### 1. 三陸・常磐沿岸とその沖合の海洋環境および生物資源の地域特性

本州東岸の沖合域は、黒潮が北太平洋のフィリピン付近から西端沿いに北上した後、房総沖で離岸し、黒潮統流として南北に蛇行しながら東流する。他方、北方からは親潮が千島列島から北海道の東岸沿いに南下した後、襟裳岬付近で離岸して東流する(図1;杉本, 2010)。黒潮統流の蛇行流

路の峰からは直径100~200kmの時計回りの暖水塊が北側に放出され、親潮からは親潮第1分枝が三陸の陸棚斜面に沿って南下する。また、東シナ海で黒潮から分かれ、対馬海峡から日本海に流入して北上する対馬暖流は、約70%が津軽海峡を越えて太平洋側に流出し、津軽暖水として本州東岸沿いに南下している。それらが互いに影響しあうことにより、本州東岸沖は暖水塊(リング状の渦流)や、より小規模の細長い筋状の暖水・冷水ストリーマがモザイク状に分布し絶えず変動している。

東北地区の沿岸域と沖合域は、栄養塩が豊富な親潮水の南下と暖水塊等の前線域の湧昇に伴って、春季には光合成が活潑になる。春夏季にはこれを餌として動物プランクトンが増殖し、その動物プランクトンを目がけて、南から、イカ類、イワシ類、アジ、サンマ等の小型浮魚類、さらには大型のブリ、カツオ、マグロ類等が、索餌のために来遊する。他方、北東からは、サケ・マス、スケソウ、ニシン等の寒流系の魚類が秋から冬にかけて産卵のために来遊する。それらの暖流系と寒流系の水産資源によって、本海域は世界の3大漁場のひとつとなっている(図2)。

また、三陸のリアス式内湾の奥部には、背後の山から河川水が流入している(図3)。また、仙台湾の北部には北上川、南西部に阿武隈川、それらの中間には名取川等が流入し、沿岸は砂丘の背後に汽水湖が連なる遠浅の砂浜海岸になっている。冬春季には、海面冷却による鉛直混合が進み、親潮



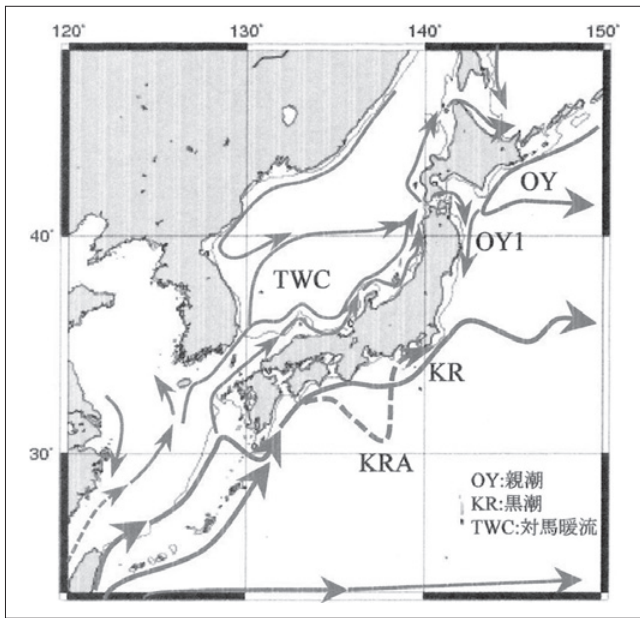


図1 日本近海の海流系. 杉本 (2010) に加筆.

第1分枝の南下が強まり、内湾の岩礁域はコンブやワカメ等の海藻類が繁茂する。また、それらを餌とするアワビや、粒状の有機物を餌とするカキ、ホタテ、ホヤ等の貝類、イカナゴやカレイ等の魚類の他、エビ・カニ類、ウニ、ナマコ等の無脊椎動物の生産も活発である。これらにより、東北5県に

おける2009年の漁獲量は60万トン、生産量で全国の15%、生産金額では10%を占めている(高柳等, 2012)。

なお、仙台湾と三陸沿岸域は今回の大地震で地盤沈下し、万石浦や鳥の海等の汽水湖は拡大したままである。また、石巻港では港湾施設が破壊された上に、0.5~1.0mもの地盤沈下によって、船着場や港湾施設が満潮時に浸水し、復旧作業が困難な状態が続いている。

次に、海洋の低次生産環境の時間的変動の特性について略述する。生物生産に関わる親潮の南下強度や、海面からの光量と加熱・冷却、風系の季節変動等で、海洋上層の水温・塩分の鉛直分布は季節的に大きく変化する。さらに、太平洋赤道海域東端の表層水が数年周期で高温と低温を繰り返す「エルニーニョ・ラニーニャ現象(ENSO)」が、大気経由で中緯度にも影響する。エルニーニョ年には赤道域の暖水偏差が東偏し、北太平洋の気団の中心が東偏するため、日本付近では冬と夏の季節風(東西の気圧勾配)が弱まり、穏やかな暖冬と、雨の多い冷夏になり易い。また、中高緯度で影響の大きな北極振動(AO)の周期は約10年、太平洋10年規模変動(PDO)の時間的規模は約20年と50~60年である(杉本他, 2001)。そして、気候と海洋の長期変動に伴

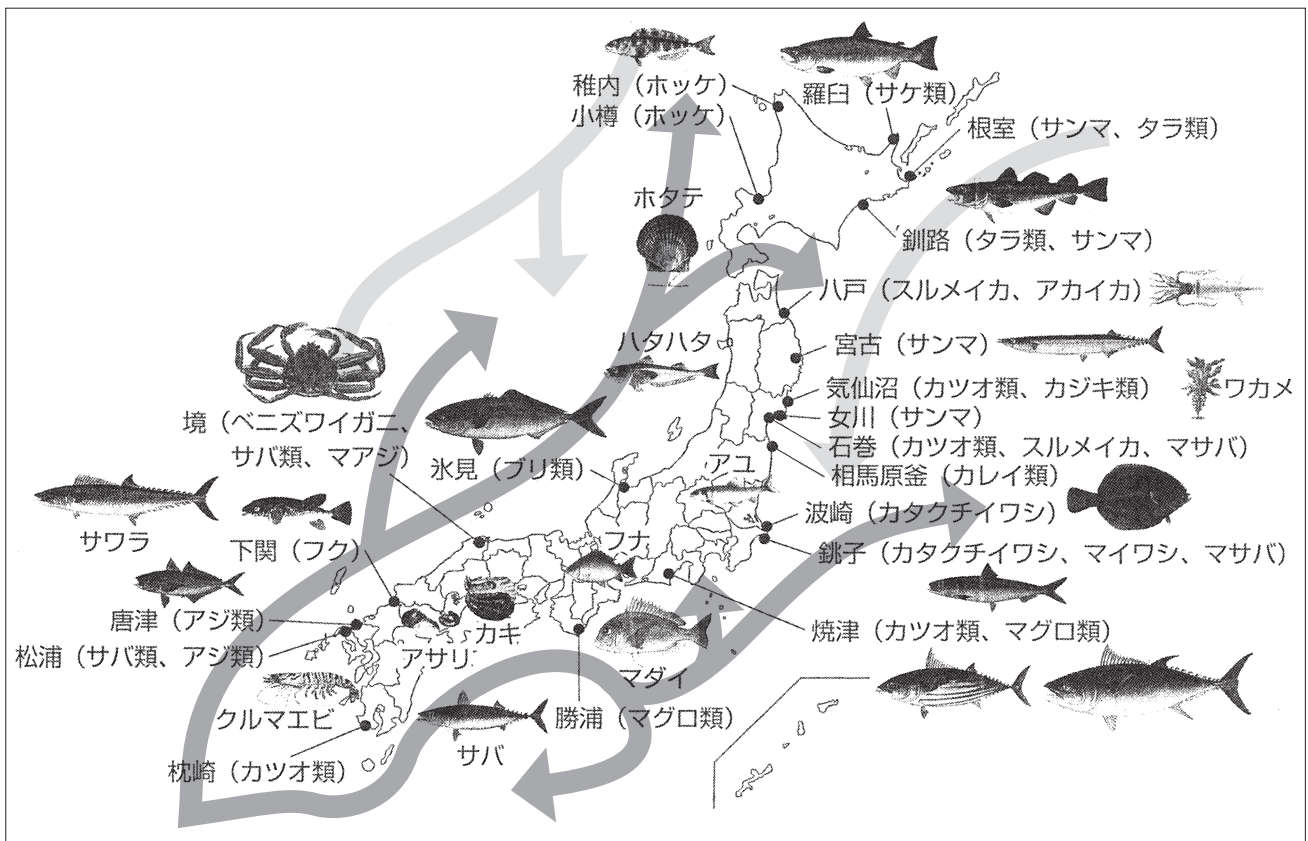


図2 我が国周辺で獲れる多種多様な水産物. 2008年「水産白書」から.

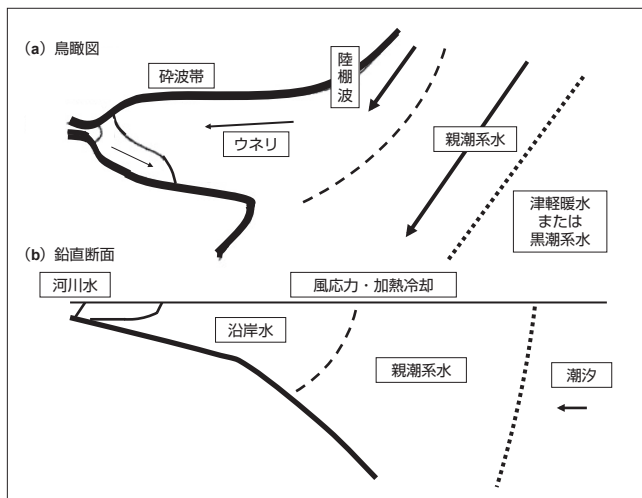


図3 三陸沿岸海域の水塊分布の岸沖の鉛直断面構造と外力の模式図。杉本(2010)に加筆。

う農業や漁業の災害は季節的変化の異常として発生し、1900年頃からの地球規模の温暖化傾向に加えて、数年、約10年、約20年、数10年、数100年周期の長期変動が相乗する形で変動し、生物資源への影響が大きい(図4;川崎,2009;杉本,2004)。

風成循環である親潮や黒潮の流量は、冬のアリューシャン低気圧の強さ等に連動し、「太平洋10年規模変動(PDO)」の約20年および数10年周期で、約3年遅れて変動する。黒潮は、流量の多い時期には熊野灘・遠州灘沖で南に大きく蛇行し、黒潮続流はやや北偏して流れる。黒潮の流量が多い時期には親潮の流量も多い。そして、本州の東岸に沿って南下する親潮第一分枝が春先に房総沿岸にまで達する場合には、「異常冷水」と呼ばれる漁業災害を引き起こす。

## 2. 戦後の日本における漁業の発展・衰退の歴史

太平洋戦争敗戦時の日本では、多くの熟練漁師と30%以上の漁船を失い、漁具・燃油の欠乏等も加わって、漁獲量は半減した。しかし、サンフランシスコ条約締結後の1950、1960年代には、水産資源を外洋に求めて、旋網・底引き網船用の魚群探知機や、イカ釣り漁船用の集魚灯や自動巻上げ機等を初めとする漁具の開発が目覚ましく、運搬船や漁港の製氷・冷凍庫の装備・設備等も加わって、沖合・遠洋漁業による生産量は増加の一途を辿った。

しかし、1970年代になると、200 哩経済水域からの漁業の締め出しや公海での漁業規制に応じた減船政策に伴う活動漁船の減少と、高度経済成長下の貿易黒字解消のための「水

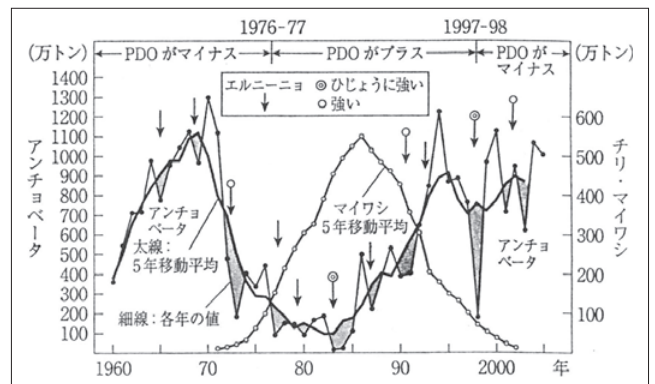


図4 気象・海象と水産資源の長期変動の例。カタクチイワシおよびマイワシの漁獲量の変動とレジーム・シフトおよびエルニーニョ現象との関係。川崎(2009)から。

産物の貿易自由化」政策に伴う発展途上国からの安い魚による魚価の低迷によって(木幡,2011)、さらに魚種別の総量規制はあっても早い者勝ち方式であったために、乱獲による漁業資源の減少と弱齢化等によって、遠洋と沖合漁業は衰退の一途を辿ってきた。

こうした事情の下で、沿岸での作り育てる漁業が推進されるようになった。アワビ、カキ、ホタテ等の貝類、コンブ、ワカメ等の海藻類の養殖、サケ、マス類の孵化・種苗放流と、ギンザケ成魚等の養殖漁業が活況になった。しかし、沿岸域の水質の汚染や干潟・浅海域の埋立、養殖事業における密殖等に伴う病害の発生、諸資材の高騰と魚価の低迷、さらには高齢化と後継者の激減等の難題に直面している。東日本大震災による漁業被害は、水産業のそのような歴史的事情と重なった形で発生したものである。

## 3. 国・宮城県および宮城県漁業協同組合による水産業の復興構想

### 3.1 水産庁の水産復興計画

水産庁は水産業関係の被災状況を迅速に把握した。その総額は1.26兆円に登るが、その中、漁港施設が全体の65%、漁船が15%、養殖関係が10%を占めている。そして2011年6月に復旧・復興に当たっての基本概念と方針を、「水産復興マスター・プラン」として纏めた。その計画では、地域の多様性を踏まえ、コミュニティ主体の復旧を基本としつつも、将来の漁業・漁村の姿を見据え、経営や施設利用の共同・協業化、6次産業化、省エネ・省コスト化、自立への取組みを支援することが目指されている。

### 3.2 宮城県の水産業復興特区構想を巡る県と県漁協の対立

宮城県は、水産業の壊滅的な被害からの復旧・復興のため、「宮城県水産業復興10年計画」を策定した。それは漁港のあり方と集約的再編、経営形態の見直しなど、新たな考え方や取り組みを取り入れ、担い手の個人・民間事業者、地方自治体、および国などの総力を結集しようとするものである。その中でもユニークなものは、村井県知事から提案された「水産業復興特区」の創設である。主に養殖漁業を営むために必要となる「区画漁業権」の免許を直接与えることができる「特区」による養殖漁業等への民間参入のイメージを、従来からの漁業協同組合制度の養殖業の経営と対比する形で図5に示す(濱田, 2013)。

石巻市の桃浦地区では、集落と船が津波で流され、港の水揚げ場も地盤沈下し大破したため、地元漁業者だけでは再建が困難であり、廃業を目前にして、2012年9月には、地元漁業者7人(または7割以上)で構成される法人に民間資本を導入した「水産特区」制による合同会社の設立を県に申請し、復興の夢を託した。そして、知事は県漁協を訪ねて「特区」申請の意向を伝え、桃浦地区の漁業者が設立した合同会社を県漁協の組合員にするよう加入の承認を県漁協に対して要望した。

しかし、宮城県漁業協同組合側は、浜に混乱をもたらすような特区は容認できないとして、特区制度導入への反対を唱え、特区構想の撤回を求める請願書を県議会に提出した。

そして、曳網や養殖を組織的に行う「協業化」を導入する

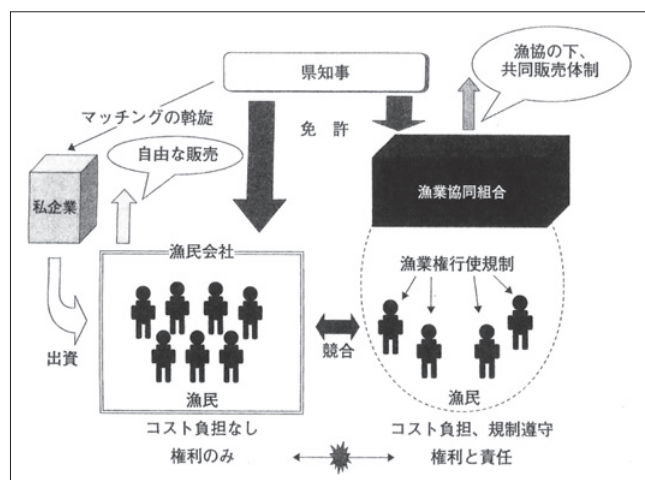


図5 宮城県の「水産業復興特区の体制」の模式図。特区の漁場では漁協体制下で責任を負う漁民と負わない漁民とが競合する。濱田(2013)から。

方針を決め、漁業をしたい若者ボランティアを3年間インターンさせた後、漁業権を与える等の後継者養成の努力をすることが企画されている(漁業調整委員の赤間広志氏私信)。県知事と県漁連の対立はその後も続いてきたが、新たな企業申請もない中、最近になって、双方が歩み寄りを見せ、協力していくことで合意がなされたとのことである。

## 4. 考察

### 4.1 貿易自由化による水産業の低迷と乱獲による水産資源の低迷

水産業の復旧・復興を検討する際、我国の最近の約30年に亘る衰退傾向の分析抜きで考えることはできない。先に述べたサンフランシスコ条約締結後の約30年間に亘る漁業の発展は、水産資源を海に求め、漁船の性能を高めながら漁場を沖合から外洋へと広げていった処にある。しかし、工業を基盤とした日本経済の高度成長・成熟期後30年間における水産業の衰退と漁業者の就労人口の減少・高齢化傾向は、経済水域の200海里法と公海上での各種の漁業規制による遠洋漁業からの撤退と、貿易収支の均衡化の要請に基く水産物の関税撤廃に起因するものであり、労賃の安い水産国・発展途上国からの安価な水産物の流入の影響によるところが大きいものと考えられている。

さらに、外洋と沖合用の漁船数を減らし、沿岸域での作り育てる漁業に転換をはかる中で、サバやクロマグロ等に見られる資源管理の甘さが、乱獲による資源の減少と弱齢化、低価格化を招き、漁業資源の低迷と漁船漁業の衰退に拍車をかけたことが指摘されている(勝川, 2012)。他方、沿岸域では、伊勢湾のイカナゴ漁、駿河湾のサクラエビ漁、秋田沿岸のハタハタ漁等で実施されている産卵親魚の禁漁が効果を奏して、資源を回復させることに成功している所もある(船越, 1991)。

### 4.2 漁協と水産会社による漁村社会と水産商工都市の共存・共栄を目指して

水産業と漁村の存続のための方策として、次のような3つの道がある。その一つ目は、漁業者は比較的元気ではあるが、人口の減少と高齢化が止まらない僻地で、集落の合併と共業による規模の拡大、地元または外部の企業の参入による合理化が不可避の処である。このケースでは、漁協の他に漁



業会社、大学、コンサルタント、NPO等が一体となって、その地域特有の味、食文化、栄養価値等で価値を高めた特産品を開発し、インターネット等を通じて外部に効果的販売することが必要である。例としては、宮城県の気仙沼の他に、大分の姫島や静岡の由比、愛媛の宇和島、富山の氷見のような、独自の水産資源を持った中核的漁村が挙げられる。

第2は、自然景観や生態系の価値を生かした、広義の観光漁業を活用する道である。この場合は、マリンスポーツやエコツアー等の開発が必須である。また、里山・里海のインストラクターとマネージャー、あるいは国立公園や世界遺産の案内人、ホテルやレストランでの魚食文化のサービス提供者にも多くの優秀な人材が必要である。この種の例としては、沖縄や、伊勢・志摩、根室の知床半島、神奈川の湘南海岸等が挙げられよう。

第3の道は、比較的大きな水産商工の地方都市である。各種の他産業と共存した規模の大きな海洋関係の商工業製品の生産の他、周辺の海岸地域に地産地消の漁村があり、市民の海産食料品の供給にも軸足がある。海外の安い水産物に負けない高品質のブランド食品と、地元の通貨で愛用される水産物の自給自足体制が効果的である。例として、海外ではノルウェーやデンマーク等の水産都市、国内では、函館や石巻、西の方では、高知や松山等が挙げられる。

何れにせよ、大金融資本に振回されないだけの地場産業の育成が共存・共栄の鍵である。

## 5. まとめ

三陸の南部と仙台湾沿岸の震災復興と漁業・漁村存続の応援に微力を注ぐ中で、現在の日本の漁業・水産業が抱える難問にぶち当たり、経済政策や文化人類史等を含む専門性を越えた広い視野で、より長い時間をかけて考えて行動する必要性を痛感した。

現在および今後の地域振興策の切札として、地産地消・自給自足型の農林水産体制と、国際的にも競争力のある特産品の創出に力を入れた活性化を両立させる方策の実現が期待されている。中でも、震災復興を機に、漁協の体質・体制の革新と、乱獲を防止して資源および商品価値を高める適切な資源管理方策を推進することが重要であり、諸外国の例にも学ぶ必要性を強く感じた次第である。

最後に、本文を纏めるに先立ち、プロジェクト研究として

支援して下さった川野辺裕幸文明研究所長にお礼を申し上げる。また、情報の収集と議論にご協力下さった高柳和史、牧野光琢、平井光行、木幡孜、勝川俊雄、伊藤喜代志等の各氏と、宮城県の地方自治体の関係者各氏に心より感謝する次第である。

## 参考文献

- 船越茂雄（1991）「伊勢湾のイカナゴの資源管理」『水産振興』283、東京水産振興会：58pp.
- 濱田武士（2013）『漁業と震災』みすず書房：310pp.
- 岩田剛（2011）「平成23年度水産白書の概要」『水産振興』、東京水産振興会：79pp.
- 勝川俊雄（2005）「魚種交替資源に対する多魚種管理方策」青木一郎・二平章・谷津明彦・山川卓編 恒星社厚生閣：49-60.
- 勝川俊雄（2012）『漁業という日本の問題』NTT出版：246pp.
- 川崎健（2009）『イワシと気候変動—漁業の未来を考える』岩波新書：211pp.
- 木幡孜（2011）『輸入7品目に駆逐される国産魚介類』文芸社：137pp.
- 白須敏明（2011）『東日本大震災とこれからの水産業』成山堂書店：148pp.
- 杉本隆成（2004）「気候変動が海の生物生産に及ぼす影響」杉本隆成編著『海流と生物資源』成山堂書店：9-23.
- 杉本隆成（2010）「沿岸海洋」『ブリタニカ国際大百科事典』
- 高柳和史・横山雅仁・中田薫・神山孝史（2012）「東日本大震災から1年—水産業関連の被害、回復状況、復興へ向けて」『環境情報科学』41：44-49.



## 公募プロジェクト

本研究所は個別プロジェクトの一部を公募プロジェクトとして、広く学内から公募している。公募プロジェクトは、3つのコアプロジェクトの研究テーマに密接に対応する研究であり、かつ研究実績、準備状況がすぐれていて、本研究所員の陣容を超えた研究分野の研究を広く学内に公募して選定委員会の下で審査して選定している。2013年度は以下の4件を選定した。

震災とメディアとリスク・コミュニケーション

—— 再帰的ソーシャル・デザインのためのアジェンダ ——

水島 久光

日中関係の新たな構築：重慶市の視点から

高橋 祐三・磯部 靖・佐野 淳也・平川 幸子

イスラエルの広報外交による国家イメージの変革

—— 性的マイノリティの人権問題をめぐって ——

羽生 浩一

EUにおける国際金融危機対策に関する研究

—— 欧州域内金融協力に焦点を当てて ——

布田 功治

# 震災とメディアとリスク・コミュニケーション

—再帰的ソーシャル・デザインのためのアジェンダ—

水島久光 文学部広報メディア学科教授

[プロジェクト報告]

## Earthquake Disaster and Risk Communication: An Agenda for a Cyclic Social Design

Hisamitsu MIZUSHIMA

Professor, Department of Media Studies, School of Letters, Tokai University

This article aims to reconsider the 'risk communication' theory from two viewpoints: risk encompassed in the communication itself and the media's role in delivering messages. It has been over 1000 days since March 11, 2011, the date of the Great East Japan Earthquake. While the problems of the Fukushima nuclear accident and tsunami disaster reconstruction have continued to be tackled, the results of many studies into the role of both mass media and communication via social media have been published. Two particular issues can be identified from them: the 'increase in communication risk' and 'the difference in media functions'. A proposal is made for a new, alternative view of the social design, that is, one that does not try to overcome risks, but contains and lives with them, in other words, social design that 're-faces' the disaster.

Accepted, Dec. 17, 2013

### 1. リスク論の転換

地震は、物理的には地球のエネルギー放出現象の一つでしかない。しかしそこに住まうもの——特に社会を営み、文化を有する人間にとっては、その存在条件の連続性を破断せしめるカタストロフとなる。2011年3月11日14時46分から始まった様々な出来事によって我々は、まさにその後の歩むべき道を書き換えざるをえなくなった。

このような破断がもたらされる要因を、我々は「リスク」という言葉で表してきた。しかしそこには、一筋縄ではいかない複雑な意味が託されている。その背景にはこの言葉と、その対象との特殊な記号論的關係がある。ウルリッヒ・ベックは「リスクの概念は、近代の概念です。それは、決定というものを前提とし、文明社会における決定の予見できない結果を、予見可能、制御可能なものにするよう試みることなのです」という<sup>1</sup>。実はこの矛盾めいた物言いこそが「リスク」の本質を突いているといえる。

「予見できないものの予見」とは、それがいかに科学的な手法を駆使したものであっても、必ずその過程のどこかに矛盾、あるいは論理的な飛躍を内包せざるを得ない。すなわち

リスクとは、かつて神話的な時代には自明であった不可知、およびそれに起因する不安が、切り詰められ、凝縮されることによって認識対象として浮かび上がったものといえるだろう。そしてそれは逆説的に合理を穿つ楔となるのだ。

ジャン＝ピエール・デュピュイが、『ツナミの小形而上学』で表した以下の批判が象徴的である——『リスク管理』論者や安全保障を語るエコノミストたちが、環境汚染や気候の劣化、化石燃料の枯渇、先進技術に結びついたリスク、不平等の拡大、世界全体の第三世界化、テロ、戦争、大量破壊兵器などなど、ここで止めておくと、それらの全てが一緒にくたにされて、いわば悲観論の一大カルテルとなりうることに戦々恐々としている。彼らによれば、それぞれの問題は切り離し、細かく分けて、個別に分析すべきだという<sup>2</sup>。この表明はナオミ・クラインが提起した『惨事便乗型資本主義』の論理と対になっている<sup>3</sup>。いずれにしてもこれまでリスクとは、管理する側、すなわち俯瞰的（マクロな）視座に立ちうる者の特権的認識対象だったのだ。その点においては、経済も政治（ポリティカル・エコノミー）も、あるいは宗教も、この対象を同じ次元で扱ってきたと言える。

とはいえ、デュピュイらのホリスティックなアプローチは、決して突発的な思い付きではない。これらがチェルノブイリ事故（1986）、9.11同時多発テロ（2001）、スマトラ沖津波（2004）の経験の蓄積と、それが過去の類似した出来事の記

憶（および記録）を召喚したことから生まれたものであることには留意すべきだろう。その意味では、2011年3月11日がまたその重要な契機になるのは当然のことともいえる。しかも、震災が起こったその月に出版された書籍の中に（それ以前に準備されたものであるにも関わらず）新しい「リスク」概念の兆しを見出すことができるのは、偶然のように見えて、この再帰的プロセスの表れと考えることができよう。

例えば土田昭司は、「リスク=危険」という理解に狭めるのではなく「便益」と表裏一体のものとして理解するという提案をしている<sup>4</sup>。また奈良由美子は、これまでの俯瞰的・マクロ的なリスクマネジメント概念を反転させ、「生活者」の立場からの再定義を試みている<sup>5</sup>。リスク概念の精緻化に関する試みも少なくなく、奈良や福田充は欧米のリスク・コミュニケーション研究を渉猟し、ハザードやクライシス等類似概念の部分性との違い、あるいはリスクの下位概念を丁寧に紹介している<sup>6</sup>。これらの取組はいずれも、従来の「リスク」論のマクロ性とその限界を暴くことに貢献しているといえよう。

本論はこれらの理論的な歩みを踏まえ、より現実的かつ切実な場面に実効的なコンセプトを見出そうという試みのアウトラインである。それはかつて専ら「リスク」と対語になっていた「マネジメント」の位置に「コミュニケーション」を置きなおすことを探究することであり、「リスク」を克服すべき対象としてではなく、漸近的にその確率を縮減させていく「リスクとの共存」（常にそこにあるものとして意識し、不断の営みを通じてそのダメージを最低限に封じ込める「向き合い方」）を提案する道を示すものである。

## 2. コミュニケーション・リスクと東日本大震災

### 2-1 リスク・コミュニケーションとコミュニケーション・リスク

福田充は社会に存在する様々なリスクに関するメッセージの「相互作用の総合的過程」をリスク・コミュニケーションと定義し、それを論じるアプローチには「社会的でプラグマティックな視点」「研究的・総括的でマクロなイメージ」「ミクロで心理学的なアプローチ」の三つがあるとしている<sup>7</sup>。しかしこれらはいずれも、部分的にフィードバックを含みつつも「リスク」を認知することから、それを評価あるいは解釈し、適切な管理あるいは対応行動に向かう線形の「プロセス」として描いている点においては同じである。

福田はこれに対して、そもそもの問題としてのリスク認知の不安定性を指摘し、「プロセス」自体に関わるメディアの影響の強さを指摘する<sup>8</sup>。もちろん、これまでのリスク・コミュニケーション研究がメディアの存在をその過程の外にあるものとして考えてきたことの問題はその通りであるが、しかしそれを単に影響要因として捉えるだけでは、これもまた送り手—受け手が分断された構図を自明とし、不動の送り手側の特権的視座に立った「メディア効果研究」の範疇を超え出るものではない。既に我々は環境化したメディアの中に暮らしており、その働きは単に情報を伝達するにとどまらず、人々のコミュニケーションのあらゆる側面と不可分に存在していることを知っている。

ダニエル・ブーニューによればコミュニケーションは、克服を目的にした操作的かつ道具的な行為としての情報伝達（メッセージング）とは根本的に異なり、水平的（相互主体的）で、関係性自体に働きかけるメタ行為としても位置づけられる<sup>9</sup>。したがってコミュニケーションは、「思う通りにいかない」要素を常に内包する、それ自身がリスクを孕んだ行為ということが言える。この定義を踏まえるならば、そもそもリスク・コミュニケーションを、リスクマネジメントの下位概念に据え、克服を目指す合理的な手段として位置づける発想は、コミュニケーション概念の誤用であり、コミュニケーション自体の操作不可能性に目をつぶる「リスク」を冒すものであるということになる。

その意味で、奈良の「生活」レベルでリスクを捉えなおすアプローチは、必然的にコミュニケーション的（＝ほぼよい関係を築く：ブーニュー）たらざるを得ない。それは、コミュニケーションが内包するリスク要因を直視し、その上でなおかつコミュニケーション自体に、それを調停する力を期待するものである。一見それは極めて矛盾めいた言い方に聞こえるかもしれない。しかし矛盾自体に、苦難を乗り越える原動力を発見しようとする試みは、決して今に始まったわけではない<sup>10</sup>。だが、そのアプローチとて、我々に成功体験をもたらしてはいない。歴史を振り返ってみればそこには累々たる論理の屍ばかりである。

東日本大震災（当初は「東北地方太平洋沖地震」と呼ばれたが、被災地域の広さ、津波被害の大きさ、そしてその後の福島第一原発の事故を含めて、次第にこの名で総称されるようになる）に対して我々は、とかく被害の大きさばかりに目

を向けてきた。しかし、そこにコミュニケーション自体が生んだリスクが関わっていることについては、まだあまり言及されていない。

真に矛盾を止揚の契機とするためには、その点は避けられるものではない。そこで本稿では、まずこの震災・原発事故がコミュニケーションの観点から、どのようにリスクを拡大させてきたかを確認し、次いでそこにメディアがどのように絡んできたかを素描していく。そしてその作業を踏まえて、リスク・コミュニケーションとコミュニケーション・リスクの「のっぴきならない」関係に、どのように向き合っていくべきかを、様々な分野の知見を動員しつつ考察していく。

## 2-2 東日本大震災とその検証作業

東日本大震災は、我々にとってどのような出来事であったのか。あれから1000日(2013年12月4日)が過ぎた今でもそれは筆舌に尽くしがたい。現在進行形でリスクが膨れ上がった福島第一原発だけでなく、津波被災地の多くでも未だ困難は続いている。

この克服しがたい困難を、先に示したリスク・コミュニケーションとコミュニケーション・リスクの矛盾の——しかもかなり重篤(クリティカル)な現出と捉えてみたい。それは、旧来の理論において、リスクをマネジメントするための有効な手段として考えられていたコミュニケーションが、あちこちで機能不全を起こし、それが(福田が言うところの)リスク認知の不安定性を増幅させているのではないかという問いである。震災直後から断続的に人々を襲った絶望感、無力感、思考停止、そして今も繰り返すトラウマティックに前に向かうことを遮る虚無は、まさにその表れ(負の記号)だった。

東日本大震災の表象は、「夥しくかつ身近な死の恐怖」と「巨大かつ複雑な複合災害」のコントラストに溢れている。一つひとつの出来事それ自体の衝撃もさることながら、このコントラストによって人々の視線が、振り回され、引きちぎられ、「見ること」「知ること」の不可能性ばかりを思い知らされる経験が積み上げられていった。このプロセスは、まさに顕在化したコミュニケーション・リスクが、想定したリスク・コミュニケーション自体を内側から崩壊させていった姿であったといえよう。

それでも我に返った人々は検証作業に着手した。その中でも最も早く成果報告を始めたのはNHK放送文化研究所で

ある。「2011年3月11日14:46からの時間、メディアには何ができて・何ができなかったか」——月報『放送研究と調査』は、5月号にて震災後初動10分間とその後2時間、キ一局(NHK・民放含)各局が何を放送したかをまとめて報告した。この段階では事実の列挙に止まり、分析的記述は必ずしも多くはないが、震災初期のメディアの動きの整理がこの段階で示された意味は大きい。その後も『放送研究と調査』は、震災関連の検証・報告記事を掲載し続ける<sup>11</sup>。

TBSの『調査情報』(2011年7-8号)は、特集「東日本大震災—そのときそれから私たちは何を伝えたか」を組み、メディア・ジャーナリズム関連識者の声を掲載している。同時期、メディア総合研究所『放送レポート』編集委員会も別冊として『大震災・原発事故とメディア』(大月書店、2011年7月)を発刊し、現場のアナウンサー、ディレクター、労組委員の声を中心に編集している<sup>12</sup>。この時期の報告の大半は、こうしたメディアの「内側からの声」が中心となっている。

震災とメディアに関する単著としては、大沼安史『世界が見た福島原発災害—海外メディアが報じた真実』(緑風出版、2011年5月)、武田徹『原発報道とメディア』(講談社現代新書、2011年6月)、立入勝義『検証 東日本大震災 そのときソーシャルメディアは何を伝えたか?』(ディスカヴァー携書、2011年6月)等がこの比較的早い時期に出版された。もちろんこれらはこの出来事とメディアの関係を総括的に捉えようとしたものではなく、初動期の記録、あるいは著者がこれ以前からウォッチを続けていた文脈に沿って行った状況報告である<sup>13</sup>。

一連のメディアの動きに総括的な眼差しを向けたものは、年末、そして震災から一年という区切りを受けて一気に出版されるようになった。徳田雄洋『震災と情報—あのとき何が伝わったか』(岩波新書、2011年12月)、伊藤守『ドキュメント テレビは原発事故を伝えたのか』(平凡社新書、2012年3月)、遠藤薫『メディアは大震災・原発事故をどう語ったか—報道・ネット・ドキュメンタリーを検証する』(東京電機大学出版局、2012年3月)、福田充(編)『大震災とメディア』(北樹出版、2012年4月)などである。しかしこの段階では「震災からの一年」がどのような意味を持つのか、誰にも分らなかった。原発事故の収束、津波被災地の復旧・復興について何かが言える訳ではなく、どのレポートも暫定的な知見の提示を試みるのが精いっぱいであった。



その一方で一年という節目は、情報支援プロボノ・プラットフォーム (ISPP) 編著『3.11 被災地の証言—東日本大震災情報行動調査で検証する』(インプレス, 2012年3月)、一般財団法人日本再建イニシアティブ『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』(ディスカヴァー21, 2012年3月) 等のような「白書」的な総括をも可能にする。それとともに、複数の大学、機関等による調査報告書も公表され始める(東京大学・東洋大学・関西大学・日本電信電話株式会社「東日本大震災における首都圏住民の震災時の情報行動」(2012年3月公表<sup>14</sup>)、総務省情報通信政策研究所「東日本大震災を契機とした情報行動の変化に関する調査結果」(2012年5月公表<sup>15</sup>)等)。

注目すべきは、ここにおいて初めて大きな視野で、住民、一般市民の情報行動を捉えることが可能になってきたということである。それと同時にこれらの調査結果は、「被災当事者とは誰か」という問題を提起するようになる。それは単に津波・原発などの災害発生地との距離だけで測れるものではなく、その後の放射能汚染問題において問われる、様々な物理的要因、社会・経済的要因、情報力学によって複雑な「空間的」グラデーションを成すことが、このあたりから予感されるようになる。

この「時間」「空間」的な配置への関心こそが、我々が震災によって「見ること」「知ること」の不可能性に放り出されたことに対する、一種の逆説になっていると言えよう。つまりここで失われた日常とはそれが自明化した世界だったのだ。

## 2-3 認識の不可能性=意味づけのもつれを紐解く

### 2-3-1 幾重にも損なわれた情報環境

#### ① 「過剰と空白」——認識の不全

震災直後から、テレビを始めとするマスメディアは明らかに動揺していた。それは、この地震・津波・原発事故がその機能の前提を根底から掘り崩したからだ。そもそも20世紀的世界の構成を、コミュニティや他の社会システムと入れ子になりながら支えてきたマスメディアは、リニアにリズムを刻む生活時間と、同心円のヒエラルキー空間に従うことによっ

てはじめて、情報伝達機能を発揮することが可能となっていた。メディアの現場から悲鳴のように聞こえてきた声は、まずは押し寄せる情報の過剰さに対するものであった。確かに、

国内で起こった過去の災害とは比較にならないエリアの広さと、災害状況が各場所ではほぼ同時並行的に進捗するという経験は、秩序立った時空間に生きてきたメディア人には、前代未聞のことであっただろう。殊に集中的に情報の出入管理を行う放送局のサブ(サブコントロールルーム、または副調整室)がいかにてんでこ舞い状態であったかは、想像に難くない。

マスメディアの機能の核心は「編集」にある。それはいかに生放送であっても(むしろ生放送こそ)提示される情報の取捨選択と配置の仕方は、意味解釈を支えるものとして重要な役割を果たす。サブは、次々と広いエリアから脈絡なく映像が入ってくる中で、プライオリティづけ不能、あるいはその映像の意味をしっかりと読み取ることができないまま、右から左へ来たものを流すだけの、麻痺状態に近い状態に陥ったという<sup>16</sup>。

「情報の洪水」を感じる経験は、単純に量に原因があるのではない。テレビではとりわけ災害時にはL字や、様々なワイド、スーパー、インサート映像が画面に重なり合い、しかもそれぞれが独自のスピードを持っている。視聴者が必要としているという前提で、一定の画面枠中に盛り込まれるだけ盛り込まれた情報は、ただのモノとしてバラバラ流れ、人々の混乱を助長した。

その一方で、時間の経過の中で明らかになっていったのが「情報空白」の問題である。コントロールを失ったサブから送り出される情報は、情報源の格差を生み出す。その後の『放送研究と調査』(2011年12月号)の報告によれば、深刻な被害を受けた市町村でも、発災後24時間まったくテレビに映らなかった地域があった<sup>17</sup>。

それが視聴者に刻みこむ無意識の空白の印象(認識の空白)は、災害発生地域から比較的遠いところにいる「支援可能な」人々にとっての、メディアに表象される「被災地」のイメージを穴だらけの偏ったものにしてしまう。その結果、ボランティアなど支援の行き先にも大きな影響が生じる——この放送が空間的な認識差を助長するという問題は、今回の震災が明るみに出したコミュニケーション・リスクの中でも衝撃的なものであろう。

#### ② 「ライフラインの断絶と立入禁止設定」——物理的アクセス不能状態

徳田雄洋は『震災と情報』の中で、「情報空白」という言葉

に以下のような二つの意味を与えている。「一つは、地震と津波で被災した東北・関東地方で、通信システムの破壊、停電、高負荷、接続規制などにより、人々が相互連絡や警報受信を行うことが難しくなった情報空白である。もう一つはこれとは性質が異なり、大手メディアが一種類の公式発表のみを伝えることによって生じる情報空白である」<sup>18</sup>。これらは先に指摘をした認識論レベルの問題とは異なる「空白」の位相である。

ここではまずその一つ目の問題について検討していこう——それは物理的に情報にアクセスできないという次元の問題である。発災直後、災害発生地に止まらず、広範なエリアでは「情報が何も入ってこない」という状態が生じた。徳田が上記において列挙したのは主に通信システム上の不全状態にまつわるものであるが、実はその機能は、さらに複雑な物理的・社会的基盤の上に成立しており、今回の震災・津波・原発事故ではそれ自体の破壊や（一時的なものも含む）喪失によって、広域の「空白」が生じたのだ。

第一にそれは家屋である。20世紀的メディアの多くは、家屋を家族というコミュニティの物理的ハブとして、その伝達機能をコミュニケーション（相互行為）に媒介してきた。電話然り、新聞然り、テレビ然り、PC インターネット然りである<sup>19</sup>。それが破壊される、あるいはそこからの避難を余儀なくされると、既存の通信システムの多くが機能しなくなるという現実を、今回我々は思い知った。実際、災害発生地に近い人々ほど、安全確保に必要な情報を入手することができなかったという皮肉な事態は、家屋の情報拠点機能が未だに高いレベルにあったということを示している。

第二にそれは交通（道路・鉄道）である。これらが海岸線に集中していた地域では、地震と津波がもたらした被害は深刻なものであった<sup>20</sup>。元来通信システムは物理的な人間の移動を補完・強化してきたものであったと考えるならば、その寸断は情報流通の決定的な遮断を意味する。とりわけ新聞については、それは配達面に止まらない。印刷原盤の作成システムが損傷した場合、地方紙同士の相互支援協定を動かすとするならば、余計に移動負荷は高まり、道路の機能不全はボトルネックとなる。新聞・放送ともにそれ以上に危機的だったのは、取材記者の移動が困難になったことだ。情報が災害発生地域に届けられないだけではない。そこで何が起きているのかを、メディアは捕捉することすらできなくなったの

だ。

津波被災地域の交通機関の寸断と瓦礫の山は、海岸に偏在する小集落を視線の届かぬところに置き去りにした。しかし、それ以上に深刻な状況を生んだのは原発事故である。福島第一原発から発せられる放射性物質が、全くのアクセス不能区域を作り出したのである。「見えないもの」が原因となって、「見えない現実」が「現れ」、しかもそれが「先の見えない」不安な状況を日々更新していくという不条理<sup>21</sup>。避難地域設定は、やがて罰則を伴う立ち入り禁止区域（ZONE）となり、以降、この意味づけに関して、文字通り生命の危機という根源的リスクを懸けた、攻防エリアとなる<sup>22</sup>。

この事態は、マスメディアが情報を扱うことの本質を浮かび上がらせた。いくつかの象徴的な出来事がある。まず3月12日3時福島中央テレビの固定カメラが捉えた、福島第一原発一号機の水素爆発映像を巡る混乱。当時、サブに身を置き原発報道の陣頭指揮を執った日本テレビ報道局の倉澤治男は、系列各局でその映像が流れるまで時間がかかったのは、その無人カメラからの映像が何を表しているか、確認が遅れたためと証言している<sup>23</sup>。「情報とは、まず人が意味づけを行わなければならない」——これまでの報道の前提を成してきたこの原則に対するもどかしさと疑いが、一気に社会に広がった。

この時点では、避難勧告は出ていたものの、報道機関は至近距離にまで近づくことは可能だった。しかし、罰則を伴う行動制限が課されて以降は、公式にはそれはできなくなる。NHK『ETV 特集 ネットワークでつくる放射能汚染地図』（2011年5月11日に第一回放送）のプロジェクトは、あえてその区域に入って取材を行ったが、スタッフたちはこの番組に対する高い社会的評価とは逆に、組織内部において「嚴重注意処分」を受けるといった事態となった<sup>24</sup>。行動制限は、物理的困難の次元から、政策的強制力をもった次元に進んでいく。

## 2-3-2 言語と思考が作り出す「分断」「対立」

### ① 「公式見解」「常套句」の壁——コミュニケーションの社会的歪曲

報道が情報源から遠ざけられたとき、それは必然的に「会見」などの公式のステートメントに依存する度合いが高くなるらざるを得なくなる——ここに徳田が指摘した二つ目の「空

白」がある。そこにおいて社会的なコミュニケーション・プロセスは、二つの点で新たなリスク要因を抱え込む。第一には、「公式」の認識チャンネルを巡る力学によって、必要以上に情報に不透明さ・非公正さが加えられる危険性、もう一つは、「公式」の言語の象徴性と反復性が、それ自体を「常套句(クリシェ)」化していくという問題である。

福島第一原発の危険が認識されてからの報道は、まさにこの二重のリスクが顕在化した状態にあった。物議をかもした当時の官房長官枝野幸男の発言(「ただちに人体、健康に害がない」)<sup>25</sup>の問題は今回の震災・原発事故におけるコミュニケーション不全の、まさに典型であると言えよう。枝野自身は後に(2011年11月8日の衆議院予算委員会の席上)この発言は一般論ではなく、放射性物質が検出された食物であっても「万が一そういったものを一度か二度摂取しても、ただちに問題ない」との意味だったことを打ち明けている。しかし、情報対象が見えない中の公式会見は、単純化を求める心理と、疑心暗鬼を煽るムードの間で、解釈が捻じ曲げられていった。

「風評被害」も同様である。乏しい情報の中で解釈が自己言及的に暴走していくさまを表した言葉自体が常套句化するというのは、一見皮肉な現象に見える。しかしそれには理由がある。関谷直也は既に2003年の段階で、その起源が原子力問題の歴史の中にあることを述べている<sup>26</sup>。原子力問題は、戦後一貫してマス・コミュニケーションの重要なアジェンダであり、かつ物理的にも政治的にも情報対象が「見えにくい」——故に「風評被害」は、これらの相乗作用自体を表す「メタ表現」たらざるを得ないのだ。よって「風評被害」の実態は、「風評被害」という言葉自体が複雑化させている(関谷は、報道が「想像上の人々の『心理』」を先取りし、繰り返していくうちに実態に近づくプロセスとして説明している<sup>27</sup>)。

イヴァン・ムラデノフは、この特定の言葉が繰り返され、常套句化していくという現象を、パース哲学の用語「退行する精神」を援用し、意味を生み出す行為が「物理的法則になるということ(CP6.25部分)」としている。すなわち「ヴァーチャルな心の観念世界ではなく、我々の活動する解釈項のヴァーチャル・リアリティである」<sup>28</sup>。それは言語自体が、発せられる人間の意志から離れ、勝手に意味を求めて社会を彷徨うさまであり、人間が言語から置き去りにされていく姿が見える。まさにここにおいて、コミュニケーション自体が我々

に対してよそよそしい存在、「リスク」そのものとなるのだ。

## ② 「専門性」と分断・対立——あるいは言語的疎外

この状態は(やや古めかしい言い方になるが)、人間の「言語からの疎外」と表現しうるだろう。疎外とは「人間がみずから作り出した事物や社会関係・思想などが、逆に人間を支配するような疎遠な力として現出すること。また、その中で、人間が本来あるべき自己の本質を喪失した非人間的状態」(三省堂デジタル大辞林)として定義される。そもそもマルクス主義哲学におけるこの概念は所有関係(主に労働疎外)を出発点にしたものだった。それがこの震災・原発事故後の世界では、言葉がモノ化し、持つ者と持たざる者の間の亀裂が生み出されている。

それはシーベルトやベクレル、除染、低線量被曝といった多くの人が初めて耳にする言葉とその意味解釈を巡るパワーゲームとなり、専門家と称する人々は、その知識量を競い、持たざる人々へ重ねる言葉の量を競い、そしてそれを支持する人の数を競った。言葉は人から離れて自由に流通し、やがて資本のように振る舞い出したのだ。

原発事故に関する言葉だけではない。津波被災地でも同じような言葉の奪い合いの様相が展開された。「復旧」なのか「復興」なのかの議論、「高台移転」や「漁業権」といった旧来のコミュニティを揺るがす問題の中で、その複雑さに耐えられない人々は専門知にすがり、そのことによって「対立」「分断」は深く刻まれていった。

専門家たちによる言語の経済行為は、往々にして権力と結びついてパターンリズムを肥大させる。一年後になって明らかになったSPEEDIの放射性物質の拡散予測データに対して「一般にはとても公表できない内容」とした判断(当時の高木義明文部科学相ら)はその典型であろう。「情報に対して無防備な市民を、混乱から守る」という口実は、混乱の主要因たる「不安」そのものが、情報から遠ざけられることによって生じるという事実それ自体も覆い隠そうとする。注意すべきは、このスタンス自体が、旧来のリスクマネジメントの思想と地続きであることだ<sup>29</sup>。

しかし悲劇は、パターンリズムを行使する側も、必ずしも十分な情報を持っていない点にある。ゆえに(おそらく真剣に)起こりうる混乱そのものが彼らにとっての「不安」だったのである。一方専門家たちもデータそのものに「不安」があ



った。この三すくみの「不安」が互いを背中合わせに結びつけつつ、その立場・思考の間に衝立を立てる。

SPEEDIのデータに限らず、本来専門家の資産であるはずの知識が、その価値を発揮できない理由には、この「不安」が貨幣となって情報の縮減が行われてしまっているためだ。情報は「不安」の解消手段となるか否かだけに切り詰められる<sup>30</sup>。こうして短絡し、モノ化した専門知は、もともと言葉の世界に備わった解釈の隙間をガチガチに埋め、そこに「分断」「対立」という形でコミュニケーション・リスクを顕在化させる。

言葉の隙間には二種類ある。一つはその言葉と指し示す対象との間の隙間。二つ目は言葉と言葉の間の意味の隙間<sup>31</sup>。この前提を踏まえれば明白なことだが、言葉はどこまで行っても現実とイコールになることは不可能であり、ジグソーパズルのように言葉によって世界を埋め尽くすことはできない。具体的な事例として示すことができるのが「年間被曝量（20マイクロシーベルト）」問題である<sup>32</sup>。対立表現と対称性は異なる。ある語の否定が、必ずしも肯定の意味にならないケースは多々あるし、基準はあくまで確率的に引かれた目盛でしかない。そのことが理解できなくなるのが「分断」「対立」の本質であろう。

### ③ 「思考停止」と「過剰反応」——引き裂かれる「当事者」「傍観者」

言葉に対する苛立ちが、言葉そのものの意味との関係を窒息させた先には、思考停止と過剰反応がある。「不安」が蓄積し、「不信」というかたちに固定化（再びマルクス主義的概念を援用するならば「物象化」）していく過程だ。ここに表れる「何も考えられなくなる（言葉と意味の関係が失われること）」と、「思考が暴走していく（記号が勝手に意味対象に貪りついていくこと）」はいずれも記号過程の異常であり、その意味で表裏一体、相補的、あるいは負の弁証法が作用する二項と言える。

この思考停止と過剰反応との関係は、おおよそ以下の三段階に整理できるだろう。第一段階として、主に発災直後を襲った「無力感」と「日常性（正常性）バイアス<sup>33</sup>」さらには「オオカミ少年効果<sup>34</sup>」。第二段階として、状況を理解しようとするモチベーションを挫く「依存過多」と「裏切られることへの怯え」。第三段階として、「絶望」と「風化」あるいは「忘却」。これらは人々の「分断」「対立」を徐々に大きくしていく。

このプロセスの出発点にある「無力感」と「日常性バイアス」は、いずれも日々の生活環境に対する個人の埋没（無自覚）から発するものといえよう。その前提となる環境（記号圏）が崩れたとき、認識の不自由さが一気に高まり、そのこと自体が認識への疑いの対象となる。それが「見ること」「知ること」の不可能性の端緒となるのだが、特に「日常性バイアス」については、その本質が「リスク情報を無視することによって心理的な安定を保とうとする自我防衛（奈良）にある点は見逃してならない。つまり通常の認識環境の崩れ（認識異常の前提）が、コミュニケーションの歪みを自己正当化していく契機になるのだ。この心理状態が指し示す「日常的な正常状態」は、実際は存在しないものであり、故に他者とのコミュニケーションをむしろ積極的に要求するのだ。

「オオカミ少年効果」に関しても、発信側も受信側にも、こうしたコミュニケーションの積極性が歪みを助長する性格を見ることができる。「うわさ」や「デマ」が飛び交う状態を支える心理もこれに近い<sup>35</sup>。一方「無力感」は、反対に会話を塞ぎ、内言に閉じさせてしまう。こうして災害に直面した人々のコミュニケーションは量的にも質的にも両極に引き裂かれてしまう。

第二段階の「依存過多」と「裏切られることへの恐怖」は、まさに「不安」を「不信」に固定化させる過程と見なすことができる。ここにおいて認識対象の喪失から、そのフラストレーションをぶつける対象、あるいは承認対象に過剰に自意識を委ねる記号過程に入る。こうしたプロセスが進んだ結果、最終的な解決策として「実際に、物理的・空間的に距離を置く」という存在論的解決が選択される。それが第三段階の「絶望」「風化」「忘却」という状態である。当事者と傍観者の決定的分断。意図的に過去のものとしていく逃避行動。そして最悪の場合の自死などの選択——特に孤立に苛まれる福島、忘却されていく三陸の非市街地域の深刻な状況は、こういった観点からも考察される必要がある<sup>36</sup>。

## 2-4 時空間秩序の崩壊と記憶

### 2-4-1 時間の対数曲線性と情報の閾値

ここまで震災・原発事故が生み出した物理的な認識不全が、言語的・心理的なリスク状況にどのように進んでいくかを見てきた。そしてこの、時系列で拡大していく思考停止と過剰反応の二項による負の弁証法は、再び物理的次元に回



帰し、空間的分断と対立の拡大とも交差していく——それは時間と空間のリニアな秩序が崩壊していく過程でもあった。

徳田雄洋『震災と情報』の目次構成は、時間の経過が徐々に意味を失っていく様を図らずも提示している。徳田は「最初の1時間／最初の24時間／最初の1週間／最初の1ヶ月／最初の6ヶ月」と時間を区切り、各々に「どこへ向かうべきか」「連絡が取れない中で」「避難すべきかどうか」「どんな説明がなされたか」「だんだんわかってきたこと」というように、各々の時期の主題を示す。これが妥当な区切り方か否かという議論はさておき、少なくとも事象とそれに関わる情報量、そのインターバルについて言えば、時間は対数的にカーブを描くという知見を体現している<sup>37</sup>。

もちろんこれは災害に限らず、ある出来事が過去になっていく過程そのものである<sup>38</sup>。通常人は、こうした時間経過の中で、薄れゆく意識を「記憶」と「忘却」に振り分けていくのだ。しかし今回のようにその出来事の規模が大きく、また発災に極めて近い段階で認識不可能性が高いケースでは、徐々に明らかになっていく事柄も少なくなく、情報と出来事の「記憶」「忘却」が再帰的かつ複雑に絡み合う事態に遭遇する。

これは現実 (real) の衝撃が事実 (fact) に置き換わっていくプロセスであるとも言える<sup>39</sup>。しかし事実化は、その事柄によって情報の開示に異なるスピードを有し、また関与する人々との相互承認や、それを理解するための階層的なメタ認知能力が要求されるがために<sup>40</sup>、それに耐えられる人とそうでない人の間に、次第に乗り越え不能な敷居が生み出されてしまう。

それとともに、時間の経過は、人々の関心に賞味期限を設ける。発災後比較的初期に流行語化した「絆」や「災害ユートピア」<sup>41</sup>などの言葉やムーブメントが、いつの間にか巷から消えていくのは、単に消費尽くされただけでなく、時間がコンテキストを変えたことに由来する部分が大いと考えられる。しかもこの対数曲線は、時が経つごとにインターバルは大きく、変化量は小さくなり、再想起の機会が奪われていく。すなわちこうした時間の「過ぎ方」それ自体が、ひとつのリスクとなる。

## 2-4-2 思考地図の喪失 (俯瞰の不可能性)

言語・心理的に生じた歪によって、人々が物理的・空間的な閉鎖域に逃げ込むという流れは、言い換えればパースペク

ティブ (遠近法的視覚) を失うということでもある。これもまた一種のメタ認知能力だが、災害においてその喪失状態が生ずるのは、生命という究極の個別リスクに引きつけられ、一人ひとりの心理状態や集団的なコミュニケーション内において、一般化を目指す情報処理が追いつかなくなるからと考えることができる。

パースペクティブを支えるものが地図的思考である。自らの位置を客観視し、他者との距離あるいは関係性を把握することで、通常「地図」は思考の広がりや媒介する力を発揮する<sup>42</sup>。しかしそれはメディアとしての地図と、それをを用いる人の空間認識が一致する限りにおいてである。例えば指し示す対象が失われた町と地図の関係は、微妙なものにならざるを得ない。瓦礫の除去後に津波被災地を歩くという体験は、その顕著な例である。

地図は、俯瞰という認識機能と導線表示という行動喚起機能を併せ持つ。この二つは相互的な関係にあり、道路とランドマークがその間を取り持つ。しかし高さ13mの津波が市街地のほぼ全域を飲み込んだ陸前高田市の場合、瓦礫が取り除かれたあとは、認識空間と心理空間と物理空間 (H. ルフェーブル) が一致しない、「地図が機能しない空間」が広がった<sup>43</sup>。この状況は土地勘のない来訪者だけでなく、生活経験を持つ人々、住民にも深刻な状況をもたらす。

再びブーニューによれば「コミュニケーションは記号の指示的機能によって支えられる」という<sup>44</sup>。特に地図に示された道路やランドマークを手掛かりに発する「あれ、これ」といった指示代名詞は、会話内容と周囲の環境をつなぐ重要な役割を果たす。その指し示すべき対象を失ってしまったというのが、今回の震災・原発事故の被災地の語用論的 (プラグマティックな) 実情であろう。同様に仮設住宅への移転や、放射性物質から避難を余儀なくされた、あるいは線量が高く外出が制限された人々の生活空間でも、指示代名詞が機能するダイクシスが損なわれる状態があちこちに出現したのだ。

震災遺構の保存に関する「議論」や「対立」も、このダイクシスの問題として考えるとその意味が理解できる<sup>45</sup>。多くのランドマークが失われた中で、その遺構が果たす記号的役割はなんなのだろうか。それが指し示すものが、かつてのその町の生き生きとした姿なのか、それとも震災のトラウマティックな記憶なのか。その違いは決定的である。

### 3. リスク・コミュニケーションとメディアとの関係

#### 3-1 浮かび上がった、マスメディアの機能差

さて、この巨大災害に遭遇して以来、マスメディアは、ただひたすら無力な姿を晒し、言語・思想的分断を助長する情報を垂れ流しにしていただけであろうか。それは違う。むしろこれまで述べてきたようなリスクは、既に様々なかたちで表れてはいた。しかし個別には対応可能なリスクであっても、今回の場合は災害のあまりの大きさと、相互に影響しつつ増幅し、後手に回らざるを得ない状態に至ったのだといえる。また、メディア機能を支える前提やキャパシティへの無自覚も、多少はあったかもしれない。

しかし総じて言うならば、基本的に各メディアはその使命を果たすべく努力を続けてきた。むしろ我々はこの経験を踏まえ、各々のメディアの「万能感」を剥ぎ取り、機能差をしっかりと認識する機会としなければならないだろう。

##### 3-1-1 テレビ＝圧倒的な情報量、広域メディア

先に上げた、東京大学等が首都圏で実施した情報行動に関する調査（調査 A）で、まず注目を集めたのが、発災時最も信頼を集めた（役に立った）メディアはテレビであったという事実である（「最も役に立った情報源」テレビ：63.1%、二位はニュースサイトの12.1%）<sup>46</sup>。状況がわからないという不安に対して、24時間動向を映像つきで伝えることができるテレビは、確かに提供する情報量で圧倒的であった。しかし今回、その情報を最も必要としていた避難地域の世帯には、その情報が届けることができないという問題も同時に明らかになった。日本民間放送連盟・研究所の調査（調査 B）にそれははっきり表れている——仮設住宅を対象にした質問「被災状況の情報源として役立ったもの（複数回答）」では、発災直後は、「テレビ」との回答は2割を切っている（当日：14.6%、翌日・翌々日：19.8%）。3日～1週間後でようやく32%まで上がるが、物理的な壁は大きいことがわかる<sup>47</sup>。

テレビの圧倒的なパワーに、アクセスできないことを補う手段として今回注目されたものが、ワンセグ放送と、インターネット動画サービスのサイマル放送である。とはいうものの、ワンセグには電源や画角の小ささがもたらすストレスなど、長時間視聴に適さないマイナス点があることがわかっている<sup>48</sup>。動画のサイマル放送も3月11日の午後1時以降のユ

ニークユーザー数が133万人を数えるなど一定の役割を發揮したが、あくまで臨時的の代替手段であり、被災地でどのように視聴されたのかを立証できるデータはない<sup>49</sup>。

一方テレビには、情報のタイプという点で見ても「不得意」な側面があることが明らかになった（調査 B）。「安否情報」「避難所・生活・医療情報など」の分野で役だったと答えた人は、当日、翌日・翌々日、3日～1週間のいずれでも、「被災状況」の数字を下回っている。一方向的で、全国放送を基本としたマクロなシステムであるテレビが、個別性の高い情報に向かないのは、考えてみれば当然のことである。

また発災直後、全局が震災特別放送を続けている状況が、視聴者に心理的ストレスを与えるといった事態も生じていた。CMも大半の企業が自粛したため、枠を戻した13日夜からACジャパンの限られたシリーズが穴埋め的に大量に流れ、「しつこい」といった抗議が殺到した<sup>50</sup>。

しかしテレビの放送内容も、時間が経過とともに変化していく。発災2日目に早くもテレビ東京はアニメを放送したが、他局も徐々に、原発事故を除いて、中心は被害状況よりも被災地や被災した人々の姿を、「絆」の言葉とともに全国に伝えるものになっていく。テレビはやはり広域メディアだったのである。

##### 3-1-2 「被災者によりそう」ラジオ

テレビが曲りなりにも約60年にわたり、メディアの主役として君臨できたのは、このパワーがあったからだ。しかしむしろこの状況の中では、それが原因で「動きの鈍い恐竜」のような姿を晒してしまった感がある。それに対してこれまでの半世紀、次々とテレビに役割を奪われ脇役に追いやられたメディアたちが、再び脚光を浴びることとなった——その代表がラジオである。

先に挙げた調査 B でも、発災直後に特に被災地域で「役に立った情報源」は、圧倒的にラジオであった（当日：52.0%、翌日・翌々日：61.6%、3日後～1週間：66.6%）<sup>51</sup>。もちろんその理由はポータブルな端末で聴取可能だからであるが、見落としてはいけないのは、情報発信側も低コスト低負担で運営ができるということと、「パーソナリティーの言葉」というこのメディア独特のコミュニケーション手法が、災害時の様々な制約の中で活かされたという点である。

臨時災害放送局（臨災 FM）の有効性は、その中でも特に

注目すべきであろう。放送法 8 条の規定により（口頭による申請で即座に免許が下り、周波数の割り当てが行われる）<sup>52</sup>、今回の震災・原発事故に際しても次々と開局、岩手から茨城までの沿岸自治体を中心に 29 局（2012 年 8 月開局の取手市を加えると 30 局）を数えた。これらの放送局が被災地域で果たした役割については、NHK ドラマ『ラジオ』（2013 年 3 月 26 日放送）にも描かれ、多くの人々の共感を得た。

2013 年末現在、課題は、長期化するリスク状況に対応できる運営体制を築き、いかに通常地域メディア機能（コミュニティ FM 等）に移行していくかになっている<sup>53</sup>。金山智子らは 2011 年 4 月～13 年 6 月にかけて、その実態に関するインタビュー調査を行い、この移行の中に、災害が生み出した「分断」「対立」を乗り越える契機（市民と行政の共同、ソーシャルメディアとの連携など）をいくつか見出すに至っている<sup>54</sup>。

### 3-1-3 新聞が「存在」することの意味

新聞は刻々と変化する状況を追うという点において、他のメディアに遅れをとらざるをえない。また「紙」に印刷されるモノである以上、最も物理的な制約を受ける。しかし一方で、それが全く逆にプラスのメリットにもなりうる。

モノとして届けられる新聞は、マクルーハンのように「存在」というメタメッセージを発信する。全世界に知られることになった『石巻日日新聞』の手書きの震災翌日版号外は、まさにそれを体現したような出来事であった<sup>55</sup>。記事内容よりも、新聞を発行し続けることができるという事実。それは「見ること」「知ること」の不可能性に苛まれきった被災地域の人々に、「ここに日常がある」というカタストロフを打ち破る強いメッセージを与えたのだ。テレビ東京が、震災一年後に放送したドキュメンタリー『明日をあきらめない——河北新報の一番長い日』（2012 年 3 月 4 日）の中でも避難所に新聞が届けられるシーンが描かれたが、それは物流が機能しうることの証であり、放送やネットにはない人と人の結びつきを表象するものといえる。

また新聞にはリアルタイムメディアではない分、「時間をせき止める」力がある。変化し積み重なる情報を、常に冷静にキャッチアップするのは、オーディエンスにとっては大きな負担で限界もある。新聞は今回の震災・原発事故については、それを補う役割を果たしてきた。岩手日報社、河北新報社な

どの地域紙各社はこれまで、数々の特別出刷版や、写真集などを出版し、記憶を整理し、問題を焦点化し、「風化に抗する」意識を促してきた。またその機能は通常の紙面においても発揮されている。朝日新聞の『プロメテウスの罫』の連載などもその好例といえるだろう<sup>56</sup>。

## 3-2 新しいメディアとメディアを取り巻く人々の動き

### 3-2-1 インターネット、ソーシャルメディアの初動のインパクト

震災初期、特にマスメディアの躓きが目立つ中で、評価を高めたのがインターネットをベースとした新興メディアであった。特に普及期にあったソーシャルメディア（twitter, Facebook 等）による個人の情報発信が、きめの粗いマスメディアを補完する機能を果たしたことは大きい。また計画停電や被災地の各種支援情報なども、Web サイトが地域単位にある程度きめ細かく提供してきた。

特に大きな役割を果たしたのが、震災初期の安否確認である。圧倒的多数者が携帯に殺到したことにより生じた通話不能状況が（震災当日は、利用率は決して高くはなかったが<sup>57</sup>）その後、ソーシャルメディアの有効性を知らしめるきっかけになったことは確かである。テレビのサイマル放送とともに、皮肉なことに、既存メディアの機能不全がソーシャルメディアへの流れを促したのだ（ソーシャルメディア礼賛とマスメディア批判がセットとなって広がった現象も、このあたりのことから理解することができる）。

ソーシャルメディアへの注目とは、このような補完的役割を發揮したことばかりではない。その本質である「つながる」機能が、メディアを越えて寸断した社会関係資本を復旧あるいは代替したからだ。それは時に「プロジェクトの揺りかご」としてのプラットフォームとなり、無数の支援の輪を広げた<sup>58</sup>。特に注目すべきは、国境を超える支援である。それは、マスメディアの肌理の粗さに埋もれてしまう被災地域情報と、遠隔ゆえに不安だけを増幅させてしまいがちの海外世論とを結ぶ役割も果たしたのである。その中でも南相馬市の桜井勝延市長が動画サイト YouTube に上げた SOS メッセージが、New York Times の記事になり、海外の注目を集めたのは印象深い出来事である<sup>59</sup>。

こうしたソーシャルメディアのインパクトは、このメディア特有のコミュニケーションの性質に支えられているといえよ



う。書き言葉と話し言葉の中間的メッセージは、多くの「呼びかけ」で人々の行動を促し、またリツイートやシェア機能は、「手渡し」感覚で、人から人へ情報を拡散させた。このメディアは情報内容そのものよりも、むしろセンチメントを運んでいったといえよう。

その性質はこのメディアの負の側面も刺激した。発災初期、最も問題となったのがデマである。マスメディアの目の届かないところで起こる被害を伝えることができるようになった人々の中に、全くの捏造情報を発信するという行為が見られるようになった。発災当日の「コスモ石油流言（千葉のコスモ石油の火災によって有害物質の雨が降る）」は、明らかにテレビの画面に映し出された黒煙に反応したもので、マスメディア情報への補完力が誤った方向に働いたものといえる<sup>60</sup>。

こうした制限の少ない言説環境は、さらに他者の言葉や表現に対する寛容さを失わせる雰囲気も広げ、あちこちで「炎上」事件も発生する<sup>61</sup>。情報の不確かさや、所謂「不適切」発言に過剰に反応する心理を刺激するようになっていく。こうした中で、言語流通を暴走させる人と、口をつぐむ人の二極化が生じ、結果的に人々の「分断」「対立」の加速に薪をくべる役割を担ってしまう。

ソーシャルメディアが、先に上げたようなコミュニケーションの社会的歪の元凶であるとまでは言わない。しかしもともと自由にアクセス可能な人が限られ<sup>62</sup>、また発せられるメッセージも短文で断定的、さらには「賛同（Facebookの“いいね”ボタン）」が同調圧力を刺激することも相まって、メディアとしての無防備さ（脇の甘さ）が露出してしまったことも確かである。本来ジャーナリズムは、そのあたりのリスクを抑制するフィルター機能を果たすものであったことを考えれば、まだまだ未成熟なメディアであることを認めざるを得ない。

### 3-2-2 「ソーシャル」の拡張——社交から社会へ向かうコミュニケーション

発災初期におけるソーシャルメディアの働きは、その始源にある社会的機能によって支えられていた。しかし「ソーシャル social」という語の本来の、社交の親密性と広い社会関係を結ぶという意味で考えるならば、むしろその本領の発揮は、マスメディアの前提に代わり、次第に新たな認識の支えとなる時空間の広がり提示されていくようになってからであった。

このメディアから生まれた多様なプロジェクトは、やがて「プロボノ」という新しい専門家集団を顕在化させるようになった<sup>63</sup>。この「職業上身に付けた知識・技術」をボランティア的に社会貢献活動に生かす運動は、明らかに既成組織の中に留まっていたとは不可能である。この人々には、オフィシャルな組織空間と、バラバラなプライベート空間との間に築かれる中間組織の担い手としての期待が集まった。

例えば、原発事故の長期化の中で盛んになった市民によるデモ活動についても、不安が不満に結びつく直接行動のリスクを危惧する声がある一方で、この活動の祝祭性には、新たな民主的・市民的不服従のかたちを作り出すのではという期待も寄せられている<sup>64</sup>。さらには、フリーのジャーナリストたちの活発な活動も見逃せない。これに呼応したのが独立系映画館であり、例えばユーロスペース（渋谷）では2012年3月以降、森達也らによる『311』の上映を皮切りに多くの震災映画が掛かり、またポレポレ東中野は2013年9月「福島映像祭」を開催、地域テレビ局制作のドキュメンタリーと映画作品を交えた上映が行われた。これらはいずれも、マスと市民の中間メディア的領域を活性化するものといえよう。

さらに時間の経過とともに盛んになっていったのが、震災記録の保存・公開を目的としたアーカイブ・プロジェクトである。せんだいメディアテークが運営する「3がつ11にちをわすれないためにセンター」（<http://recorder311.smt.jp/>）、独立行政法人防災科学研究所が推進した「311 まるごとアーカイブス」（<http://311archives.jp/>）、東北大学が拠点となった「みちのく震録伝」（<http://shinrokuden.irides.tohoku.ac.jp/>）など大規模なプロジェクトが次々に立ち上がった。そのプラットフォームになったのがインターネットである。

ポータルサイトも、ユーザーからの写真投稿をベースに、Yahoo! Japan は「東日本大震災 写真保存プロジェクト」（<http://archive.shinsai.yahoo.co.jp/>）、Google は「未来へのキオク」（<http://www.miraikioku.com/>）を特設サイトとして立ち上げ、NHK（「明日へ」—支え合おう NHK 東日本大震災プロジェクト <http://www.nhk.or.jp/ashita/>）や朝日新聞（東日本アーカイブ [http://www.asahi.com/special/quake2011\\_archive/](http://www.asahi.com/special/quake2011_archive/)）もそれに加わった<sup>65</sup>。

こうしてインターネットは、メディアの周縁の運動体を刺激しながら、記憶を整理し、共助を促す新しい時空間の創造に寄与するようになっていった。

### 3-3 検証とメディア連携——テレビの役割の再考

これらの経験は、「各々のメディアには何ができて、何が不得意か」を人々に知らしめ、その役割を改めて考えさせるものであった。概して新聞・テレビなどの「大きなメディア」は物理的制約に弱く、細かい対応や、自由が利かない印象がクローズアップされた。反対に古いメディアと思われていたラジオや、ソーシャルメディア、そしてメディアの周縁にある動きが活発だったのは、特有の身軽さと情報への「開かれ」があったからだ。

それは結果としてこの震災・原発事故が、マス、すなわち「より広く、大量に」を志向してきた20世紀的社会経済構造の歪自体を浮かびあがらせたことも意味する。事象を外形的にとらえるだけでなく、新聞・テレビの記者たちの声に直接耳を傾けるならば、最もその歪の渦中に立たされ続けたのは彼らであり、「分断」「対立」「内外の温度差」「風化」のリスクを肌を感じつづけた3年間であったことがわかる<sup>66</sup>。特に、新聞における全国紙と地方紙、放送（テレビ・ラジオ）のキー局と地元局との温度差は、そのままオーディエンスたる人々の「分断」「対立」を助長する引きがねにもなりかねず、ぜひ厳しく、再考されるべきであろう<sup>67</sup>。

だがその一方で、上記新聞の項でも触れたように「大きなメディア」だからこそできることもある。特に、震災から一定期間が経ってからのテレビの検証力には、評価すべき点が多々ある。先に上げたNHK『ネットワークでつくる放射能汚染地図』シリーズもその一つだが、2011年12月25日TBSで放送された『報道の日』や、2012年3月22日のNHK『放送記念日特集』のような自己検証番組がつけられたことも積極的に評価してよい<sup>68</sup>。

またNHKスペシャルのシリーズ『震災ビッグデータ』（2013年3月～）のように新たな技術やWebとの連携によって、「新しい俯瞰性（思考地図）」を示そうという試み、あるいは先に挙げたドラマ『ラジオ』『明日をあきらめない』などのテレビが他のメディアを描くというアプローチも、テレビという巨大メディアが、こうしたデリケートな状況が続く中でどのように振舞うべきかを自問した結果とみることもできる。

## 4. リスク・コミュニケーション理論の再考

### 4-1 生活者を基点においたコミュニケーションとメディアのリ・デザイン

ようやく我々には、少しずつではあるが変わっていくべき方向性が見え始めてきた。それはある意味マスメディアが、「ボトムアップ」の動きに耳目を開きつつあることに表れている。一見新興メディア技術との単純な連携に見える『震災ビッグデータ』も、そのソースが一人ひとりの市民の動きであるということに注目するならば、それは、かつての俯瞰のまなざしには不可視であった対象を、消さずに扱う技術であるといえることができる。

また、TBS『報道の日』の震災時からの同時進行ドキュメントも、マスメディアがリーチできなかった地域や時間の記録を、無数の市民のカメラが補うことによって可能になったものである。こうした一連の動きには、明らかに「トップダウン」と「ボトムアップ」の出会いがあり、そこにこれからのリスク・コミュニケーションとメディアの関係を再考する鍵があることがわかる。

ここで再び奈良由美子が提唱する生活リスクマネジメントの文脈に、この「兆し」を置き直してみることにしたい。奈良は、旧来の合理的プロセスとしてのリスクマネジメントのコンセプトを保持しつつも<sup>69</sup>、それを情報や権力を持つ者が位置するトップダウン的視座から解放し、「専門家と生活者」という各々等しく「限界を持つ」二者の間、あるいはその関係性自体の限界を乗り越えるミッションを、その概念に付加する<sup>70</sup>。そうすることによって「リスク・コミュニケーション」は相互作用的であるべきであり、方法的には「参加」、戦略的には「目標設定→事実・現状把握→対立が想定される相手の把握→メッセージング→リスク・コミュニケーションの実施→リスク・コミュニケーションの再評価」といった循環的過程が設定可能になる<sup>71</sup>。

そこにメディアの機能をどのように絡ませていくかを考えてみよう。まず市民をメディアの「受け手」の位置に固定しないこと。そしてコミュニケーションの全体像と個別機能を見定め、適切にメディアの機能を配置していくことが肝要になる。するとメディアにはソーシャルな（親密な社交を、社会関係につなぐ）コミュニケーション・デザインの核として役割が与えられる。

本稿で確認してきた東日本大震災におけるコミュニケーション不全状態は、リスクに対して新たにメディアが果たすべき三つの役割を示唆している。それは損なわれた「(1) 物理的認識の回復」と「(2) 新しい思考地図」の提示、そして「(3) 再帰的時間の創出」であろう。

「(1) 物理的認識の回復」は、既にいくつか例示してきたように、メディアの機能連携が一つの有効な手がかりとなる。今回の震災・原発事故においては、その多くが偶然、あるいは事後的に見出されたものであった。しかし今後は、それは大切な知的資産となる。また、これまで見出された可能性はまだまだ一部に過ぎない。重要なことはそれを踏まえ、進化しつづけるテクノロジーに目配りを怠らずに、新たな連携を模索する実験的取組を継続していくことにある。

「(2) 新たな思考地図の提示」には、様々な位相がある。まず一人ひとりが、俯瞰的な視座を得ること。それは新聞・テレビなどの巨大メディアの力、あるいはインターネットをベースとしたアーカイブ・プロジェクトが用いる様々なマッピング・プラットフォームなどが手がかりを与えてくれるだろう<sup>72</sup>。しかしそれ以上重要なことは、その地図は常に組み替えられうるということであろう。H. ルフェーブルが定義する「認識空間と心理空間と物理空間の一致」は、固定的に考えるべきではなく、むしろそれぞれが独立変数であることを踏まえ、それは集合的な認識環境の形成を經由し、マインド・マップと社会を媒介する行為として動的に捉えるべきだろう。注目すべきはその空間創造的経験の結果が「くつろぎ」を与えるということにある<sup>73</sup>。コミュニケーション不全を「分断」「対立」に導いてしまう負のスパイラルが、「不安」から「不信」へのプロセスとともに形成されることを考えるならば、それはまた一つの共有すべき目標としても機能するだろう。

(1)(2) いずれもが、短期的に完結するものではないとするならば「(3) 再帰的時間の創出」は、それを支えるリスク・コミュニケーションの重要な原理となる。具体的には、その時間軸の出発点を震災に据えるのではなく、そこに日常の時間を加えることにある。一つの災害から遠ざかる時間は、単に復旧・復興への道とだけイメージすべきではなく、やがて来るかもしれない次の災害への意識を高める期間としても考えるべきなのだ。この視点は、各メディアが発するメッセージとその活用を多層化させることにつながる。

## 4-2 新たなコンセプト——「出会い直し」

これらが一つの目指すべき方向性であるとするならば、そこに現れるのは、潜在する「リスク」を認識可能なかたちに「チャンス化」する行為であると言えよう。ここではそれを災害と何度でも「出会い直すこと」と名付けたい。

「出会い直し」の契機は、まずは時間的概念として捉えられる。それは「防災—減災—復旧・復興」といった循環を成り立たせるだけでなく、一旦は「風化」「忘却」を経験し、あるいは発災時に十分に出来事を認識できなかった人々にも、いつでも「出会い」のチャンスを与えることが必要になる。さらにそれは空間的概念としても捉えられる。すなわち「分断」「対立」の溝を深くする集団規制を客観視し、組み直す契機を認識可能なかたちで自由に与えられることが必要になる。

では「出会い直すべき」対象とは何であろう。「出会い直し」は災害そのものと再び出会うことではなく、その経験をコミュニケーション可能なかたちで情報化することである。それによって「リスクのない社会」、ナイーブな「安心、安全」という幻想を疑うことが可能になる。それは第一にリスクを非日常の中に放逐してしまった「日常」を意識化することであり、リスクを顕在化させてしまった「失敗」のトラウマを乗り越えることであり、「当事者と第三者」を引き裂く常套句を捨てることにつながる。そこで活性化されるコミュニケーションは、ショックや不安が手招きする思考停止や過剰反応の誘惑を追い払う、ポジティブな回路となる。

## 4-3 「出会い直し」の上に、実践課題を位置づける——横浜の場合

「出会い直し」は、時の経過に流されない主体性を創造し、適切に俯瞰する広い視野をもたらす。そうなると諸メディアは、それに奉仕するためにテクノロジーを駆使し、インターフェイスをデザインしなければならない。その点で言えば、今回の震災・原発事故はメディア間のネットワーク（連携）とアーカイブの構築の重要性を浮かび上がらせた。一方メディアの周囲では、コミュニケーションの不全を抑え、個々の生命を脅かすリスクを包み込みための中間組織の形成が鍵をにぎることがわかってきた。既に本稿でもメディア連携とアーカイブ化の動きは、いくつか挙げてきたが、今後は事後ではなく、新たな時間の循環の中で、やがてくるかもしれない次の災害に備えるために取り組むべきだろう。



しかし発災から1000日を超えても、今回の震災・原発事故の直接的被災地域の現状には、極めて厳しいものがある。そうであるならば、こうした取組みの一部は、比較的距離の離れた地域で試みられるべきであろう。またその地域においては、むしろまさに「やがて来る」災害に備える意識を高めるべき時期にある。地域間温度差のリスクを逆手にとり、被災地域外で行われる取組みを、被災地域の現状と結びつけて考えることは、ある意味連携の「チャンス」として働かざらう。

1つの例として、神奈川県横浜市の動きを挙げる。市民活動が盛んな横浜では、発災直後から多くのボランティア、プロボノたちが被災地域へ向かった。彼らは、瓦礫処理や避難者支援などの初期段階の支援から、徐々に長期的な視点で被災地域の生活環境づくり支援に対応するべく組織を組み直し、震災直後に立ち上がった「かながわ東日本大震災ボランティアステーション事業」を、2013年3月「NPO法人かながわ311ネットワーク」として体制に整えるに至った<sup>74</sup>。

横浜の積極的な市民メディア活動は、こうしたボランティア、プロボノらの活動を支えるだけでなく、三陸経済新聞、大槌みらい新聞などの被災地域における市民メディア活動と連携して側面支援を続けてきた<sup>75</sup>。また横浜発の、独自の震災への取組みも数多く行われてきた。筆者も主体的に関わった、北仲スクール+テレビ神奈川による「ワンセグ放送を用いたソーシャル防災訓練」もその中の1つである。地元の防災アドバイザーと共助のシナリオを組むことで参加型の訓練自体をデザインし、またそこで「IP over デジタル放送（安定した放送波を使ってスマートフォンのアプリを起動させ情報共有を図る技術）」とのメディア連携実験を行った<sup>76</sup>。

さらには横浜では、関東ICT推進NPO連絡協議会による「首都直下地震発生時の被災地における情報流通について」と題された調査研究が進捗中である。この研究の核心は、ICT活用の人的インターフェイスとして、消防団ならぬ「情報団」という中間組織の形成を構想している点にある。この組織は自治体と市民、マスメディアと新興デジタルメディアの媒介役、そしてソーシャルメディアの課題となったジャーナリズム機能（適切なフィルタリングと発信）を、地域単位で担う仕組みとしてイメージされている<sup>77</sup>。

またこうした活動をつなぐ「場」として、「さくら Works <関内>」が設けられ（運営：NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ）<sup>78</sup>、それこそリスク・コミュニケーションを巡る

研究会やイベント等の「メタ・コミュニケーション」が日々展開されている。

それはまだまだ熟成の域に達したとは言えない、試行錯誤の「群」にしかすぎないかもしれない。しかし、被災地域の現状を考えると、こうした外からのアプローチが、「出会い直し」を促すひとつの契機となっていくことに、期待せずにはいられないのだ。

## 5. コミュニティの再生へ——複雑に絡み合った糸を、如何に解いていくか

しかしマクロに見るならば、状況は決してポジティブに展開してはいない。政権交代以降見え隠れしている動きは、震災・原発事故とその経験を、ある意味「積極的」に忘却することで、「不安」「不信」を解消したかのような錯覚を生み出そうとする勢力によるものである。そうした安易なその場しのぎの「リスクマネジメント」が、我々一人ひとりの生活にどのようなツケを残すことになるかについては、もはや改めて述べるまでもないだろう。情報の力が肥大した現代社会は、コミュニケーションが適切に働かないことがリスク全体の巨大化に加担してしまい、二重のリスクを背負い込むことになる。

本稿では、コミュニケーションを主題として論じてきたため、いまだに出口が見えない原発事故が生み出した多くの問題（除染、汚水処理と海洋汚染、放射性物質からの避難生活、農地の正常化、津波との複合災害地域対策、設備解体、最終処分場問題…etc）、津波その他の被災地域においても次々顕在化する問題に個別に言及することはできなかった。しかし複雑に絡み合ったそれぞれの問題を解く糸口は、我々自身のコミュニケーションを見直すことから発見できるのではないかと、微かな可能性ではあったとしても期待せずにはいられない。

リスク・コミュニケーションとコミュニケーション・リスクは、コインの表裏である。このことはすなわち本論冒頭で紹介した土田昭司の「リスクに便益としても向き合うべき」とする提言と重なる。我々がリスクに対してできることは、完全に封じ込めることではなく、理解し、包み込み、リスクとともに生きる知恵を育んでいくということにつきる。それは「文化」であると言い換えてもいい。そこにおいて、記憶する、伝える、ことある毎に想起を促すといったメディアの機能は重要である<sup>79</sup>。

そのためにはメディアを適切に機能させる環境を整えることを忘れてはならない。マスメディア全盛の時代は、残念ながら、それを一部のプロフェッショナルの手に委ねて放置してきた。それが全体を見下ろすような「マネジメント」の視点と、一人ひとりの「生きる」「生活を守る」というまなざしを完全に分離させ、その間に生まれた溝を、いつの間にか覗き込むことが不可能なほどに大きくしてしまっていた。

そうだとするならば、我々がこれから取り組むべきは、その溝を埋め、リスクが独り歩きしていくことを最低限のレベルに押しとどめる努力を続けることだろう。ここまで挙げてきたいくつかの注目すべき試みは、やや乱暴にまとめてしまうならば「コミュニティ」を新たにデザインし直すことに他ならない。そのためには同じ語源をもつ、コミュニケーションを有機的に結びあえるようにすることが何よりも大切である。今日のデジタル化したメディア環境の中では、出来事との「出会い直し」を促すアーカイブと、異なるメディア機能をつなぐネットワークの整備が欠かせなくなる。

一つの災害から遠ざかる日々は、次の災害に備える期間である。時間は常に循環しており、空間はどんなに遠ざかろうとどこかで重なり合っていることを、我々は忘れてはならない。その思いと生き続けるべきであること。それが今回の災害が教えてくれた、最大の教訓であり、それがベックやデュビュイらが繰り返し我々に問いかける「リスク」概念の核心に近づく道であると確信する。

## 注

- 1 ウルリッヒ・ベック『世界リスク社会論—テロ、戦争、自然破壊』島村賢一訳、ちくま学芸文庫、2002 = 2010、P.27
- 2 ジャン＝ピエール・デュビュイ『ツナミの小形而上学』嶋崎正樹訳、岩波書店、2005 = 2011、P.116-117。ここで言う「ツナミ」はスマトラ沖地震を対象にしている。
- 3 ナオミ・クライン『惨事便乗型資本主義(上、下)』幾島幸子、村上由美子訳、岩波書店、2007 = 2011。「人間の不幸を『利益チャンス』の餌食に変える(帯より)」
- 4 土田昭司「リスクコミュニケーションの社会心理学的様相」(平川秀幸、土田昭司、土屋智子『リスクコミュニケーション論』大阪大学出版会、2011、p.101
- 5 奈良由美子『生活リスクマネジメント』放送大学教育振興会、2011、p.44-46
- 6 福田充『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ』北樹出版、2010、p.14-20
- 7 同上、p.22-27
- 8 同上、p.43
- 9 ダニエル・ブーニュー『コミュニケーション学講義』西兼志訳、書籍工房早山、2002 = 2010、第二章「関係の中で

生きること」(pp.29-46) 参照。

- 10 ここでは(やや古めかしく聞こえるかもしれないが)フランクフルト学派などの弁証法的批判理論を想定している。
- 11 「東日本大震災発生時・テレビは何を伝えたか」(2011年5月6月号)、「放送事業者はインターネットをどう活用したか」(6月号)、「安否情報システムの展開とその課題」(6月号)、「東日本大震災に見るソーシャルメディアの役割」(7月号)、「原子力災害と非難情報・メディア」(9月号)、「大洗町はなぜ『避難せよ』と呼びかけたのか」(9月号)、「被災者はメディアをどのように活用したのか」(9月号)、「発生から24時間 テレビが伝えた情報の推移」(12月号)等。
- 12 『調査報道』の記事としては、眞下卓也「大きすぎて捉えきれない」、藤間寿朗「地元局としてこの叫びにどれだけ応えられるか」、松原耕二「言葉を探し続ける」など、『大震災・原発事故とメディア』には、早坂まき子「人として試される」、丸淳也「震災による『四重苦』」など、多くの緊迫した状況の記録が残されている。
- 13 武田徹『原発報道とメディア』などはその例。また開沼博『フクシマ論』も以前からの研究の蓄積であったが、この時期(2011年6月、青土社)出版され話題となった。
- 14 『東京大学大学院情報学環情報学研究・調査研究編』第28号、pp.65-113、2012年3月
- 15 総務省ページからダウンロード可能(2013年12月17日現在) [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01iicp01\\_02000009.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000009.html)
- 16 TBS『報道の日』(2011年12月25日)番組内証言より。
- 17 田中孝宣、原由美子「東日本大震災発生から24時間 テレビが伝えた情報の推移」では、死者不明者が多かったにも関わらず映像で伝えられた度数の低かった地域として(50位以下)、岩手県大槌町、山田町、宮城県山元町、多賀城市、福島県浪江町が挙げられている。
- 18 徳田雄洋『震災と情報—あの日何が伝わったか』岩波書店、2011、「はじめに」。
- 19 本来人口希薄地帯のラストワンマイルのアクセスを期待されていた Wimax 等中広域無線網も、実際は東北地方の山間、沿岸集落のカバー率は低かった。
- 20 2011年7月段階の道路状況「首都道路協議会・東日本大震災道路視察報告書」<http://www2.odn.ne.jp/~aec17120/higashinihonndaishinsai/houkokuzenbu.pdf>  
JRの2013年12月段階の状況はJR東日本「震災復興プロジェクト」参照 <http://www.jreast.co.jp/construction/reconstruction/index.html>
- 21 経済産業省ホームページ「過去の避難指示等について」参照 [http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hinan\\_history.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hinan_history.html)
- 22 「ZONE」の語は、すなわち「立入禁止区域」の意味(『NHKスペシャル 終戦60年企画 ZONE・核と人間』2005年8月7日放送)
- 23 シンポジウム「未来へのアーカイブ—原発事故・放射能汚染の過去／未来」(2013年7月13日、東京大学駒場キャンパス)における倉澤治男(科学ジャーナリスト、元日本テレビ解説主幹)の報告より。倉澤治雄『原発爆発』高文研、2013、p.38 参照。
- 24 毎日新聞2012年5月26日より。プロジェクトの概要、初期の成果については『ホットスポット』講談社、2012に

- まとめられている。
- 25 「週刊上杉隆」(『週刊ダイヤモンド』連載記事 2011 年 11 月 11 日) 参照. <http://diamond.jp/articles/-/14805>. 但し上杉隆の記事そのものはやや極論に過ぎる.
  - 26 関谷直也『『風評被害』の社会心理—『風評被害』の実態とそのメカニズム』『災害情報 (1)』pp.78-89, 2003 年 3 月, 日本災害情報学会. この論文を踏まえ関谷はその後『風評被害—そのメカニズムを考える』(光文社新書) 2011 年 5 月を出版.
  - 27 しかし関谷はその対策について「報道量が少ない段階での教育・啓蒙活動」を言うにとどまり, なぜ報道量の増大が生じるのかといった点への切り込みは十分ではない(同論文). むしろこうした問題は, 社会心理的な現象というよりも, コミュニケーションすなわち言語的相互行為に特有の問題として捉えるべきなのではないだろうか.
  - 28 イヴァン・ムラデノフ『パースから読むメタファーと記憶』有馬道子訳, 勁草書房, 2006=2012, p.176. 「CP」はパース著作集 (collected papers) からの引用を示す.
  - 29 SPEEDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム) のデータ公表に関する混乱については, 倉澤治雄 前掲書に詳しい.
  - 30 これは, テレビというコミュニケーション装置が, 視聴率という数値を用いることで視聴者と制作者と広告主を「分断」させつつ「背中合わせに接続させ, 共存させている」と同じ構造である—水島久光『テレビジョン・クライシス』せりか書房, 2008, p.63-70「背中合わせのインターフェイス」『貨幣』としての視聴率』参照.
  - 31 ソシユールのパラディグム (範列), シンタグム (連辞) に対応する.
  - 32 2011 年 4 月 19 日, 文部科学省は ICRP が示した原発事故などの緊急事態における年間被ばく線量 1~20 ミリシーベルトの基準を, 福島県の学校の校庭などの利用についても適用してことを巡って起こった論争.
  - 33 奈良前掲書, p.54, 129, および三上俊治「災害警報の社会過程」『災害と人間行動』東京大学新聞研究所, 1982 参照
  - 34 奥村誠「人々は災害にどう反応するか—オオカミ少年効果と居住場所の選定」(東北大学工学研究科・第 5 回災害制御研究センター公開講座基調講演録, 2006 年 10 月 4 日) 参照. NHK 放送文化研究所も先に上げた『放送研究と調査』9 月号「大洗町はなぜ『避難せよ』と呼びかけたのか」で取り上げている.
  - 35 荻上チキ『検証 東日本大震災の流言・デマ』光文社新書, 2011
  - 36 小田桐誠「福島県民『孤立』『分断』『対立』の三年」『放送レポート』244・245 号, メディア総合研究所, 2013 年 9 月, 11 月参照.
  - 37 急激に増大あるいは現象してから, 徐々に横ばいに近づく曲線. 対数近似曲線.
  - 38 法事などの考え方にも共通している. 水島久光「テレビと集合的記憶のメカニズム—メディアと『過去』の位置づけに関する学際的探究の試み—」『東海大学紀要文学部』第 99 輯, pp.51-64
  - 39 水島久光『閉じつつ開かれる世界』勁草書房, 2004, 「第三章—1 Actual であり Factual な Real」(p.45) 参照.
  - 40 「認知についての認知」——ダンロスキー, メトカルフェ『メタ認知—基礎と応用』湯川良三ほか訳, 北大路書房, 2009 = 2010, 「はじめに」参照.
  - 41 レベッカ・ソルニット『災害ユートピア—なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』高月園子訳, 亜紀書房, 2009 = 2010. サンフランシスコ地震をモデルに書かれたものだが, 東日本大震災のムーブメントにも, この語があたりはめられ, 語られた.
  - 42 ここで言う「地図」は, さしあたり現実世界における空間的配置を示す狭義のものを指すことにする.
  - 43 H. ルフェーブル『空間の生産』斎藤日出治訳, 青木書店, 1974=2000, p.47
  - 44 ブーニュー前掲書「記号のピラミッド」p.60 参照.
  - 45 指示詞が活性化する語用論的環境をダイクシスという.
  - 46 調査 A 報告書 P.74
  - 47 調査 B 報告書 P.12-13
  - 48 水島久光, 兼古勝史, 石田剛朗「市民メディアとしてのワンセグ放送—横浜で実施した 1 年半に亘る実証実験に関する報告」『文明』vol.17, 東海大学文明研究所, pp.69-82
  - 49 『放送研究と調査』「放送事業者はインターネットをどう活用したか」(2011 年 6 月号) より
  - 50 「3.11 東北関東大震災 心のノイズを鎮めてくれた AC の公共広告」, 『CM NOW』第 150 号, 玄光社, 2011 年 4 月, pp. 102 - 107.
  - 51 調査 B 報告書 p.12
  - 52 放送法施行規則第 7 条第 2 項第 2 号による規定「暴風, 豪雨, 洪水, 地震, 大規模な火事その他による災害が発生した場合に, その被害を軽減するために役立つこと」が条件. <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/rinjisaigai.html>
  - 53 既存のコミュニティ FM をベースに臨災 FM を開局したのではなく, 今回全くの新規に立ち上げた局は 20 局. うち 2013 年 10 月段階でコミュニティ FM 局に移行できたのは 4 局である (日本マス・コミュニケーション学会 2013 年秋季大会ワークショップ「臨時災害局からコミュニティ放送への移行における課題と展望」(2013 年 10 月 26 日), シンポジウム「東日本から問いかける—コミュニティの再生とラジオの役割 (同 10 月 27 日) での金山智子, 松浦さと子, 日比野純一らによる報告参照
  - 54 トヨタ財団 2011 年度研究助成『災害とコミュニティラジオ—地域を越えたコミュニティメディアの支援システム構築を巡って』(メンバー金山智子, 宗田勝也, 日比野純一, 松浦さと子, 松浦哲郎)
  - 55 石巻市の地域紙『石巻日日新聞』が, 被災した社屋で, マジックペンで書いた「号外」壁新聞を 3 月 12-17 日の 6 日間, 市内の避難所 6 箇所に張り出し復旧状況や生活関連情報を報じたことに対し, ニュース・ジャーナリズム博物館「ニュージアム」は永久保存を決めた.
  - 56 現在も連載は続いているが 2011 年末までの動きについては朝日新聞特別報道部『プロメテウスの罫』学研, 2012 にまとめられている.
  - 57 『インターネット白書 2011』インプレス R&D, 第 1 部 震災復興とインターネット, 『放送研究と調査』2011 年 6 月号「安否情報システムの展開とその課題」参照.
  - 58 立入勝義『検証 東日本大震災 そのときソーシャルメディアは何を伝えたか』ディスカヴァー携書, 2011, p.40-47



- 59 “SOS from Mayor of Minami Soma City, next to the crippled Fukushima nuclear power plant, Japan “ [http://www.youtube.com/\(uodate;2011.3.26\)](http://www.youtube.com/(uodate;2011.3.26)) , 及び “Japanese City’s Cry Resonates Around the World” [http://www.nytimes.com/2011/04/07/world/asia/07plea.html?hp&\\_r=0](http://www.nytimes.com/2011/04/07/world/asia/07plea.html?hp&_r=0) 参照. 但しこの記事を書いたマーティン・ファクラーは日本において取材中であり, 厳密な意味では, このメッセージが直接に海外メディアに影響をもたらしたとは言い難い.
- 60 荻上 前掲書 p.30
- 61 立入前掲書 p.75
- 62 2013 年現在のインターネット普及率は 79.5% (総務省『情報通信白書』より) <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h25/html/nc243120.html>
- 63 ISPP 情報支援プロボノネットワークによる定義『「公共善のために」を意味するラテン語 pro bono publico に由来する言葉で, 専門的な知識・経験・技能・資源を有する人々が, それらを活かして社会貢献するボランティア活動を指します. 発災当初から, 被災した図書館, 博物館, 文書館, 公民館の情報支援を継続的に行っているプロジェクト「saveMLAK」などはその代表例 (<http://savemlak.jp/>).
- 64 毛利嘉孝「“お祭り” デモは社会を変えるか? 活発化する反原発・脱原発運動に見る現代デモ事情」日刊サイゾー 2011.04.30 掲載 [http://www.cyzo.com/2011/04/post\\_7196.html](http://www.cyzo.com/2011/04/post_7196.html)
- 65 渡邊英徳のデザインによる. ツバル・プロジェクト, ナガサキ・アーカイブに始まる一連の渡邊プロジェクトの一環に位置づけられる. 渡邊英徳『データを紡いで社会につなぐーデジタルアーカイブのつくり方』講談社現代新書, 2011 参照.
- 66 小田桐誠の前掲レポート参照.
- 67 小田桐は, 多くの地方局制作の優れた報道番組, ドキュメンタリーが全国に放送されていないという事実を告発している.
- 68 『報道の日ー記憶と記録そして願い』(2011 年 12 月 25 日, 8:00~22:54, TBS) の第三部では発災した 14:46 から同時進行でドキュメントを放送した. 2012 年 3 月 22 日の NHK 『放送記念日特集』(2012 年 3 月 22 日, 22:00~23:15) では「かつて経験したことのない「複合災害」に直面した NHK の報道現場で, その時何が起きていたのか」を問い「取材・制作にあたった NHK 職員の証言を軸に, メディアに接した被災者へのアンケート取材とあわせて検証」(番組サイトより)
- 69 奈良前掲書 P.94-95
- 70 奈良前掲書 P.113
- 71 奈良前掲書 P.117
- 72 渡邊英徳の一連の「作品」は, Google Earth を GUI として用いている. 渡邊前掲書参照.
- 73 イー・フー・トゥアン『空間の経験ー身体から都市へ』山本浩訳, ちくま学芸文庫, 1977 = 1993, エピローグ参照
- 74 NPO 法人 かながわ 311 ネットワーク <http://kanagawa311.net/aboutus2/>
- 75 三陸経済新聞は横浜を中心に全国にひろがる「みんなの経済新聞」のランチメディア <http://sanriku.keizai.biz/>, 「写真展 大槌の宝箱」は大槌みらい新聞 (<http://otsuchinews.net/info/20130311/396>) との連携で開催された.
- 76 水島久光, 兼古勝史, 石田剛朗「市民メディアとしてのワンセグ放送ー横浜で実施した 1 年半に亘る実証実験に関する報告」『文明』 vol.17, 東海大学文明研究所, pp.69-82
- 77 関東 ICT 推進 NPO 連絡協議会「首都直下地震発生時の被災地における情報流通について」報告書 [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000233937.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000233937.pdf)
- 78 ヨコハマ経済新聞 (全国をネットするインターネット新聞「みんなの経済新聞」の拠点 <http://www.hamakei.com/>) の事務所がおかれ, 多くの市民メディア活動や saveMLAK などのプロジェクトの拠点となっている. 「情報団」の取り組みも, ここで開催されている「政策デザイン勉強会」で検討されている.
- 79 ここで言うメディアの機能とは, マスメディア, ソーシャルメディアに限らずあらゆる「伝達機能」を有するものを対象に考える必要がある. その点からみて宮城県気仙沼市のリアスアーク美術館・常設展示「東日本大震災の記録と津波の災害史」の展示は注目に値する. 写真 203 点, 被災物 155 点, 歴史資料等 137 点を「108 の言葉」でつないだこの展示の企画者である山内宏泰学芸課長は「私たちに与えられた役割は, 単に記録を残すことではなく, それを正しく伝えること」という. 風化, 忘却の危機が訴えられるが, それ以前に当事者ですら「現実になんが起っていたのか」を知らず, 「何を教訓として残すべきか」に考えが至っていない現状がある. 「まず知ること」ーそのためにこの常設展は企画された. 40 年に一度は津波に見舞われるこの地域でも, 都度その経験は忘却され, 生かされてこなかった. 津波とともに生きる「地域の生活文化」として, 「次世代への教育の重要な主題として」この記憶が活かされることを訴えるこの展示は, まさに本論の結論としての提言を, 一足先に目に見える形に表したものとさえいえる (「リアスアーク美術館」Web サイト [http://www.riasark.com/html/tunami\\_saigaisi.html](http://www.riasark.com/html/tunami_saigaisi.html), 及び 2014 年 1 月 25 日に行ったインタビューより). 気仙沼市では危機管理課を中心に (リアスアーク美術館の展示とは別途) 震災の記録を, ICT によって防災教育や被災現場の物理サインの AR 化などに活用する取組も始まっている. 一方「現実」の気仙沼市の状況は, 2013 年に入って急速に復興事業が進む中心市街地と周縁地域の格差も大きく, 住民の心理状態も多様である. これらに一定の配慮をしつつ, 「必要に応じて出会い直せる装置」の構築が試みられているこの地域の動きには目が離せない.

# 日中関係の新たな構築：重慶市の視点から

高橋祐三 教養学部国際学科准教授

[プロジェクト報告]

## はじめに

2011年度に始まる文明研究所の研究テーマの1つとして「文化の境界と対話」が提示された。そこで、筆者を含めた5名の研究者が、中国重慶市から見た日本と中国の新たな関係の構築を試論するべく、研究プロジェクトを立ち上げ、プロジェクト申請をした。同研究所には2012年度～2013年度の個別プロジェクトの1つに採用され、研究活動資金の補助をいただいた。改めて感謝申し上げたい。本稿では以下に研究の意義と活動内容を報告する。

今や経済力において世界第2位となった中国は、第3位の日本と地理的に隣接している。しかし、日本と中国の間には、領土問題、歴史問題、環境問題、技術移転、商標問題等々、種々の係争点が存在する。両国関係が安定的でないことは多くの人の共通認識であろう。日本と中国の間には政治的な「境界」が存在すると言えよう。そこで、わが研究グループは、具体的な分析対象として、中国の中でも重慶市を研究拠点として選んだ。中国の沿海部にすでに多くの日本企業が進出し終えた今、次なる進出対象は中国の内陸部である。重慶市は1997年に四川省の一都市から独立し、内陸部発展戦略の中心地として、北京、上海、天津に次ぐ新たな直轄市という特別な行政上の地位を与えられた。もとより重慶市は日本の2つの地方自治体と友好姉妹都市関係を結び、日本との交流を深めている。その一方で、国家レベル・自治体レベルで障害となっている中国および重慶市特有の各種「境界」も存在している。最大のもは第二次大戦時における日本軍による重慶爆撃である。本プロジェクトはそれら境界を抽出し、対策を検討することによって、日中間の新時代の対話を模索することを目的とする。

## 1. 中国重慶市における調査活動

2012年度に始まる主要活動は、重慶市における視察と専

門家との意見交換、および日本側の研究報告であった。まず、2013年3月17日(日)にプロジェクトメンバーの慶應義塾大学法学部・磯部靖准教授、早稲田大学アジア太平洋研究科・平川幸子助教、日本総合研究所調査部・佐野淳也主任研究員、東海大学教養学部・高橋祐三准教授の4名が、北京経由で重慶市に到着した。社会科学院近代史研究所・王鍵室長も北京から合流して、この5名で3月21日(木)に帰国するまでの5日間、共同調査を実施した。

17日夜は、台湾民主自治同盟(民主党派)重慶市委員会調研処および重慶市政府環境局の幹部と会い、重慶における台湾民主自治同盟の活動および重慶市の環境問題への取り組みに関して聞き取り調査を行なった。18日午前には重慶市政府台湾事務弁公室交流処調研員と、元重慶市台盟幹部で重慶市政府参事室副主任への聞き取り調査を行なった。この元重慶市台盟幹部は台湾生まれだが、幼少期に大阪で1年間在住の後に大陸へ移住した経歴の持ち主で、日本・台湾・大陸の連携に関する業務を担当していた。午後には重慶市政府台湾弁公室幹部および台盟重慶市委員会メンバーらと懇談をした。現在の重慶市の直面する課題や、重慶市が大陸・台湾の交流拠点の1つとなっていることがわかった。19日午前には重慶大学貿易・行政学院で教員、学生を相手に日本側研究者が研究報告を行ない、意見交換をした。また重慶大学の九三学社(民主党派)幹部に聞き取り調査も行なった。午後には在重慶日本総領事館へ行き、重慶市の状況に関する説明を受け、意見交換をした。20日は西南大学歴史文化学院、中国抗戦大後方研究センターで午前、午後それぞれ別の教員、学生を対象に、日本側研究者の研究報告と意見交換をした。

調査全体を通して、重慶市が中華民国期に旧臨時政府がおかれていたことなどから国民党・台湾関係者が多く、兩岸関係の会談と台湾資本導入の拠点の1つとなっていることがわかった。また、かつて日本軍に大空襲を受けた土地柄であることから、人々は日本問題に関して極めて敏感であり、日中間の歴史問題について率直な議論することができた。

## 2. プロジェクトメンバー報告概要

重慶大学と西南大学で実施した意見交換会では、日本側が研究報告を行なった。司会を磯部、報告者を高橋、佐野、平川の3名が担当した。それぞれが2枚のレジュメを用意し、参加者に配布し、1人10分程度の口頭報告をした。その後、中国側参加者と包括的な日中関係に関する討論を行なった。3名の報告概要は以下の通りである。

高橋「日本の政党政治と政権交代」——これは自民党と民主党の政権交代に対する中国側の関心に応えるために用意した報告である。1) 戦後復興と55年体制。戦後日本は日米同盟を結び、経済活動に専念する体制を選択した。自由党・民主党の保守合同と社会党の左右統合により、いわゆる55年体制が出来上がり、高度経済成長を支える政治体制が確立された。2) バブル経済崩壊と政党政治の変容。バブル経済の崩壊とともに政権党としての威信を喪失した自民党から多くの議員が離党し、政権交代が起こるべく小選挙区制が採用され、政党の合従連衡が繰り返された。3) 政党政治と国際環境との連関。貿易上で日本の最大のパートナーとして中国が浮上してきた中で、中国とロシアに強いパイプをもつ幹部(小沢・鳩山)を擁する民主党が政権に就いた。同党は離米を企図するかのような方針を提起し、日本の対外路線に混乱を引き起こした。

佐野「中国(重慶)と日本の経済関係の変化」——日中間の経済関係のデータから、今後の日中関係のあり方を考える材料とするものである。1) 中国の貿易統計からみた輸出入額の拡大と日本のシェア低下。中国の日本からの輸入額は近年ほぼ右肩上がりであり推移しているが、中国の輸入全体に占める日本の割合は年々低下しており、2012年は10%を切ってしまう。その背景には中国がASEANなど成長市場との貿易も増加させていることがある。2) 対内直接投資における日本の重要性。一方で、日本の対中国直接投資額は、時期により変動はあるものの、基本的に増加基調にある。日本による直接投資の対前年比増加率は中国政府自身による国内投資を上回ることすらある。さらには中国に在留する日本人数も急増している。3) 一層の協力拡大に向けて。これらのことから、日中の二国間関係だけでなく、アジアが直面する共通課題で日中が核となるアジアの多国間協力枠組みの早期構築が必要となっている。

平川「最近の日中関係—協力・協調を中心に」——近年の日中政府間の動向から客観的に日中関係をとらえ直す試みである。1) 2012年9月日本政府尖閣3島購入以前の日中関係。2006年10月に安倍総理が訪中し、「共通の戦略的利益に立脚した互惠関係の構築」を提起し、翌年4月に温家宝総理が来日、「戦略的互惠関係」に同意して以来、日本側総理が交代しても、「戦略的互惠関係」は着実に進展されてきた。2) 6つのイニシアティブ。野田総理が2011年12月に訪中して「戦略的互惠関係」に関連して強化を表明したのが、①政治的相互信頼増進、②東シナ海を「平和・協力・友好の海」化への協力推進、③東日本大震災を契機とした日中協力推進、④互惠的経済関係のGrade Up、⑤両国国民間の相互理解の増進、⑥regional, global 課題に関する対話・協力強化という「6つのイニシアティブ」である。3) 日中関係改善に向けて。主権領土問題と経済社会問題の冷静な分離、および実務分野での機能的協力の推進が望まれる。

### おわりに

2013年3月の調査出張であらためて確認したことには、重慶市民の戦争の傷痕が癒えていないことである。われわれの学術報告に通底する「日中経済交流の緊密化と拡大を鑑みれば、日中間の政治的摩擦は解消されなければならない」という主張について、複数の現地専門家から受けた指摘に次のようなものがあった。「主張の合理性は理解できる。しかし、肉親たちが当時日本軍から受けた空爆などから必死に逃げまどっていた様子を幼時から繰り返し聞いてきた重慶の人間にとって、経済的利益を理由にして友好関係構築に同意せよと言われても、心理的な抵抗を拭うことはできない」という。実際に、教員と学生たちとの意見交換会では、日本の歴史教科書での侵略行為の記述の少なさに対し、中国側から激しい批判が展開された。日本人との交流イベントにおいて対日批判を行なうことは、中国人にとって必須の政治的パフォーマンスであるにせよ、軍事的侵略を受けた地域住民の被害感情を無視しては、国家・民族間の「境界」を超えた対話の困難さを痛感した。

とはいえ、では重慶市民の対日本感情に希望はないのかといえば、そのようなことはない。重慶の大学の若手教員には日本の大学院での学位取得者を採用されていたり、現地大学からは継続的な交流を要請されたりもした。歴史的要因か



ら反日的素地が重慶市に染みついており、日本との交流が他の中国の主要都市に比べて少ないことを現地の人々も認識している。学術界、産業界ともに、日本とのさらなる交流を期待する声が少なくなかった。歴史問題に関する意見交換についても、討論会で日本側からの意見を初めて聞いて、驚きとともに理解を示す中国の大学生たちもいたことや、「愛国心をそのまま日本企業の生産設備や店舗への破壊活動に転化することは許されることなのか」と日本側が問うと、「それは許されない行為である」と回答する中国側教員がいた。歴史問題が壁となって冷静な議論ができない雰囲気ではなかった。「文化と境界の対話」の余地は十分ある、というのもまた実感である。

本研究プロジェクトは、2013年度も継続申請して採択されている。2014年3月に予定している出張調査では、2012年度の実績を踏まえて、さらなる成果を追究していきたい。

日中関係の新たな構築：重慶市の視点から

## 重慶市における非共産党政党の機能

—中国国民党革命委員会と台湾民主自治同盟を事例に—

高橋祐三 教養学部国際学科准教授

[プロジェクト報告]

### Functions of Non-Communist Parties in Chongqing, China: An Analysis of 2 Representative Cases

Yuzo TAKAHASHI

Associate Professor, Department of International Studies, School of Humanities and Culture, Tokai University

Generally speaking, China is a state with a one party system of Communism. However, in actuality, there are eight political parties other than the ruling Communist Party in China. Of course, these parties have far fewer members than the Communist Party, but they have a certain number of seats in the Congress, respectively. In other words, they are promoting various political activities by participating in some parts of policy-making and administration of the state. Therefore, this article reviews the political system in China including the roles and functions of these non-communist parties.

Accepted, Jan. 7, 2014

#### はじめに

小職が代表を務める研究プロジェクト「日中関係の新たな構築：重慶市の視点から」は、東海大学文明研究所から2012～13年度の2年連続で研究助成金をいただいている。ここに改めて感謝を申し上げたい。本プロジェクトは、2013年3月に中国重慶市で同市政府関係者や諸政党幹部などに聞き取り調査などを行なった。現地調査を通じて得た情報には、①1949年の中華人民共和国建国の直前に重慶市には中華民国政府の臨時首都が置かれていたことなどから、旧国民党関係者が現在も比較的多くおり、重慶市は台湾（中華民国）の国民党と大陸（中華人民共和国）の共産党との交渉の場となる可能性があること、②台湾との人的ネットワークを強みとして重慶には台湾資本の投下が多いこと、の2点がある。そこで本稿では、中国で活動を公認されている共産党以外の8政党のうち、国民党革命委員会と台湾民主自治同盟の2政党の重慶市組織に焦点をあて、それらの台湾との関連や活動状況を通じて、中国における非共産党政党の政治機能を指摘したい。なお、中国では諸政党の全国レベルの名称は「～中央」であり、地方支部は地名を冠した「～委員会」と呼ばれる。

#### 1. 中国の政党組織

一般に共産党による一党独裁といわれる中国の政党政治であるが、実は共産党以外に8政党が存在する。それらは主として1930年代の抗日戦争期から1940年代の国共内戦期に結成され、特に当時の政権党であった国民党による独裁的統治に対して共産党とともに民主的政治を要求したことから、それらは「民主諸党派」と総称される。個別には、中国国民党革命委員会（大陸に遺留した国民党関係者）、中国民主同盟（大学教員を中心とする専門家など）、中国民主建国会（財界人など）、中国民主促進会（教育、文化、科学技術分野の専門家など）、中国農工民主党（医療・科学技術分野の専門家など）、中国致公党（華僑関係者）、九三学社（科学技術分野の専門家など）、台湾民主自治同盟（台湾関係者）である。それらは議会機構である各級人民代表大会に政党として議席を確保しているが、それは一定の割合で固定的に付与されているものであり、政権政党である共産党と政権政党の座を巡って競合する関係にはない。民主諸党派は党綱領で共産党の指導に服することが明記指されている。共産党に対する政策提言や政策執行における補佐役である。

共産党も含め、中国の政党の特徴は、それらメンバーの活動領域が議会機構にとどまらず、政府や司法機関にも籍を置くことにより、権力機構の連携を強めていることである。権力機構が相互に牽制しあう先進国型の三権分立ではなく、少な

い優秀な人材を共産党が主導して権力諸機構に配分する途上国型権力集中体制であり、行政・立法・司法・経済団体・社会団体が協調しあうコーポラティズム型政治体制である。政党メンバーは、それら諸機関に同時に在籍したり、ローテーションで諸業務を経験することによって、いわば「政治全般のプロフェッショナル」となる。メンバー数は共産党が約8000万人いる一方で、民主諸党派は100分の1ほどしかないが、後者の所在地域は都市部のみに限定され、入党資格は多くが大学院卒であることや専門的業績が要求されるなど、きわめて高学歴の専門家エリート集団となっている。民主諸党派メンバーの国家レベル・地方レベルの議員への登用率は一般に議員全体の20～30%ほどで、組織規模から言えば共産党員よりも出世がしやすいと言われている。建前上、共産党は「労働者の代表」であるため、財界・海外・知識界など、かつて「資本家階級」と呼ばれて政治的に排斥を受けた社会的背景を持つ優秀な人材は、民主諸党派から政治エリートへの道を歩むことが多い。

## 2. 重慶市における台湾関係 2 政党の組織規模

重慶市の大きな特徴の1つは、中華民国政府の臨時首都が同市にあった歴史から諸政党の地盤が存在することである。日中戦争で日本軍の攻撃により、中華民国政府は首都南京が陥落すると、1938年に臨時首都を重慶へ移した。1945年に日本が敗戦した後、国共内戦が始まると、国民党と共産党以外の小政党も重慶を舞台に政治主張を活発に行なった。例えば1945年に共産党が諸政党による連合政府の樹立を国民党に呼びかけ、1946年に国共両党と他の小政党が重慶に参集して政治協商会議が開催された。そうしたこともあり、重慶には「中国民主党派歴史陳列館」がある。

注目されるのは、1949年に台湾へ逃亡した国民党との交渉の場所に、今も重慶が使われていることである。われわれの研究グループのメンバーである平川も別稿で言及しているが、2010年に締結されたECFA（兩岸経済協力枠組み協定）の最終的な協定締結が重慶で行われたのは、中華人民共和国（大陸）の首都北京でも、中華民国政府（台湾）の首都台北でもなく、重慶が地理的に北京と台北のほぼ中間地点にあり、しかも中華民国の臨時首都であったことが理由である。両政府にとって親和性をもつ土地柄である。そこで、本項では民主諸党派の中で台湾と関係のある2政党——中国国民

党革命委員会（以下、民革）と台湾民主自治同盟（以下、台盟）に絞って、それらの特徴的な活動を以下に概観する。

民革のメンバーは、2012年時点で全国合計が8万1000人余りおり<sup>1</sup>、その内で重慶市のメンバーは3500人余りである<sup>2</sup>。全党員のうちの重慶市のメンバーの比率は4.3%となる。重慶市メンバー数が民革とほぼ等しい3581人<sup>3</sup>を擁する中国民主促進会（以下、民促）の全国メンバー数が約10万8000人で<sup>4</sup>、その比率が3.3%であることと比較すれば、民革のほうがやや多いが、民革の4%台という数字は、必ずしも民革のメンバーが重慶に集中しているというわけではない。台盟も全国メンバー数が2700人余り<sup>5</sup>のうちで、重慶市メンバー数は51人と<sup>6</sup>、1.8%ほどにすぎない。重慶市は内陸部開発の中心地として1997年に中国4番目の直轄市に昇格し、地方行政区が再編されたことにより、一市として中国で人口、面積ともに最大の市となったが、その割には民革・台盟・民促ともにメンバー数が小規模である。

## 3. 民革・台盟の対台湾活動

民革の重慶市委員会のホームページを見ると、「民革紹介」「主要ニュース」「組織建設」などの項目ボタンの中にユニークな項目がある。「祖統工作」である。これは現在、国民党が支配する台湾を、旧国民党員だった民革メンバーがその人脈を駆使して、台湾の「祖国（大陸中国）への統合を推進する工作」である。2013年の「祖統工作」の具体的な活動には以下がある。5月、台湾で「台湾独立」反対の新たな旗手となっている台湾新同盟会の幹部を民革重慶委員会がもてなし、台独への反対と重慶への台湾資本の投資を依頼した。台湾新同盟会の会長は、元国民党の軍人である<sup>7</sup>。6月、台湾嘉義県の観光協会理事長一行を民革重慶委員会が迎えて重慶の観光資源の視察を引率し、台湾観光客の誘致と投資を依頼した<sup>8</sup>。8月、民革重慶市委員会幹部数名が重慶に生産拠点をかまえる世界10大タイヤメーカーの1つに数えられる台湾企業の視察を行ない、企業幹部と意見交換を行なっている。このタイヤメーカーは重慶での投資総額が10億米ドルに上るといふ<sup>9</sup>。

台盟の重慶市委員会のホームページは未だ開設されていない。そこで、台盟重慶市委員会の活動を見るのであれば、台盟中央もしくは重慶市統一戦線工作部のホームページから探すほかない。その中から2013年に実施された台湾との



交流活動のいくつかを以下に紹介する。1月、台盟重慶市委員会幹部と重慶市在住の台湾人ビジネス協会会長が共に重慶市内の小学校を訪問し、貧困家庭の児童たちに寄付金を渡した<sup>10</sup>。10月、中国政府台湾事務弁公室と重慶市政府の共催で第5回「重慶・台湾週間」が、重慶市台湾弁公室と台盟重慶市委員会などが実施主体となって実施された。これには数百名の台湾政治家、財界人、学者らが参加し、8つの経済プロジェクト、3つの文化交流事業と物産展が同時開催された<sup>11</sup>。11月、台盟中央と重慶市政府の共催で、重慶・台湾都市交通の発展に関するシンポジウムが、台盟重慶市委員会と重慶都市開発投資グループによって企画・開催された。これは内陸開発のために重慶を通る高速鉄道の敷設が中国政府で検討されており、高速鉄道がすでに開通している台湾の経験を参考にすべく、台湾の財界人や鉄道関係者、専門家を呼び、台湾での事例をもとに意見交換をした会合である。中国側からは中央・地方政府各レベルの関係者120名余りが参加した<sup>12</sup>。

以上、総じて言えば民革、台盟とも、台湾との政界・財界・学界などと諸分野における交流の推進に携わり、台湾人脈を活用したいわば職能集団として政策に参画しているといえよう。決定、承認は共産党が権限を持つが、現場での企画や執行には非共産党政党も手腕を揮っている。

## おわりに

こうした民主諸党派の台湾との交流活動をいかに中国政治の中で評価すべきか。これを一種の野党外交が機能していると言うことができるのではないだろうか。台湾との交流活動を「外交」と呼ぶことに異論があるかもしれないが、自国政府の支配が及ばない地域を支配する政府・与党との交渉である点で、ここではその範疇とする。中国の政党人や政治学者と話し合うと、彼らは欧米や日本のように、野党が国会で与党を論難したり、政権の座から引きずり降ろそうとする状況を不思議がる。「朝野を挙げて国策の推進に尽力したほうが政策の執行効率が高いはずだ。それを翼賛体制だ、一党独裁だと批判するのはいかなるものか」と主張する。言うまでもなく、政権政党への批判能力が野党にないことは、政党民主主義にとって明らかな機能不全である。しかし、中国ではイデオロギー色が強いことに加え、かつて国民党と干戈を交えた経験のある共産党では、表立って台湾・国民党との交

流がしにくいという現実がある。武力をもたず、組織規模は小さいが議会機構に議席を持ち、財界・学界に在籍する者が多く、国民党や台湾との人脈を持つ政党ならでは在外勢力との交流・外交活動を、非共産党政党、ここでは国民党革命委員会と台湾民主自治同盟が担っていると位置付けることもできよう。

本稿では少ない事例をもとに初歩的な考察をしたにすぎない。今後、中国の非共産党政党が内政・外交においても一定の役割を果たしているという仮定を確かめるべく、別稿でさらに多くの事例から中国における政党機能および政党システムを分析していきたい。

## 注

- 1 「中国国民党委員会」『重慶統一戦線』ホームページ（2013年12月20日検索）、<http://www.cqztb.org.cn/Detail.aspx?id=5689>
- 2 「民革重慶市委員会簡介」『中国民衆革命委員会重慶市委員会』ホームページ（2013年12月20日検索）、<http://www.cqmg.gov.cn/Detail.aspx?id=12>
- 3 「市委簡介」『民進重慶市委』ホームページ（2013年12月20日検索）、<http://www.cqmjsw.org.cn/mjgk.aspx?gkty=1>
- 4 「中国民主促進会」『重慶統一戦線』ホームページ（2013年12月20日検索）、<http://www.cqztb.org.cn/Detail.aspx?id=5690>
- 5 「台湾民主自治同盟簡介」『台湾民主自治同盟』ホームページ（2013年12月20日検索）、[http://www.taimeng.org.cn/tmly/tmjj/t20060705\\_133774.htm](http://www.taimeng.org.cn/tmly/tmjj/t20060705_133774.htm)
- 6 「台湾民主自治同盟重慶市委員会」『台湾民主自治同盟』ホームページ（2013年12月20日検索）、<http://www.taimeng.org.cn/dfzz/df-cq/default.htm>
- 7 「市委接待台胞黄水泳先生一行」『中国民衆革命委員会重慶市委員会』ホームページ（2013年12月20日検索）、<http://www.cqmg.gov.cn/Detail.aspx?id=229>
- 8 「楊明副主委接待台湾客人」『中国民衆革命委員会重慶市委員会』ホームページ（2013年12月20日検索）、<http://www.cqmg.gov.cn/Detail.aspx?id=275>
- 9 「楊明副主委率隊考察在渝台資企業」『中国民衆革命委員会重慶市委員会』ホームページ（2013年12月20日検索）、<http://www.cqmg.gov.cn/Detail.aspx?id=282>
- 10 「在渝台商台胞開展為貧困農戶新春獻温暖活動」『重慶統一戦線』ホームページ（2013年12月25日検索）、<http://www.cqztb.org.cn/Detail.aspx?id=8949>
- 11 「台盟重慶市委参与与承弁第五届“重慶・台湾周”活動」『台湾民主自治同盟』ホームページ（2013年12月25日検索）、[http://www.taimeng.org.cn/dtxw/dfxx/t20131024\\_284535.htm](http://www.taimeng.org.cn/dtxw/dfxx/t20131024_284535.htm)
- 12 「楊健出席渝台城市交通發展經驗交流研討会」『台湾民主自治同盟』ホームページ（2013年12月25日検索）、[http://www.taimeng.org.cn/dtxw/tmyw/t20131104\\_284596.htm](http://www.taimeng.org.cn/dtxw/tmyw/t20131104_284596.htm)

日中関係の新たな構築：重慶市の視点から

# 重慶市の改革をめぐる中央・地方関係

磯部 靖 慶應義塾大学法学部准教授

[プロジェクト報告]

## Disputes on Central and Local Government Relations in Contemporary China: A case study of Chongqing City

Yasushi ISOBE

Associate Professor, Faculty of Law, Keio University

This paper mainly discusses the disputes on central and local government relations in contemporary China, focusing especially on the case of Chongqing City.

As a result of the study, the following points were elucidated:

- (1) There are disputes on central and local government relations concerning the balance between national integration and economic development.
- (2) In order to promote economic development in the southwest region, the central government leaders support decentralization of Chongqing City.
- (3) Regardless of decentralization, Chongqing City has faced resistance from other central bureaus and Sichuan province.

Accepted, Oct. 14, 2013

### 1. 問題の所在

現在、中国では、経済発展や行政効率の面から、中央・地方関係をいかに改革していくかが大きな焦点となっている。これは古くて新しい問題であり、中央・地方関係の改革については、清末以来、多くの議論が行われてきた。たとえば、清末から中華民国初期にかけては、“分省論”、“廃省論”など、省レベルの行政区画を分割ないしは廃止し、中央の権限を強めて国家建設を推進していくという主張や、“連省自治”と呼ばれる省を主体とした国家建設の試みも行われてきた。

一方、中華人民共和国建国初期には、全土が六つの大行政区のもとで統治されていたが、1954年に大行政区が廃止されて以降、現在の中央・地方関係の基本的枠組みが出来上がった。しかし、改革・開放期以降、経済発展や行政効率の面から、現在の中央・地方関係の様々な問題が指摘されるようになり、清末から中華民国初期にかけて展開された“分省論”、“廃省論”などの議論が、再び注目されることとなった。

このような観点から、1988年には、広東省から分離されて、海南省が成立した。また、1997年には、四川省から分離され、

重慶市が中央直轄市となった。そこで、本稿では、中華人民共和国建国以降、中央直轄市から四川省の省轄市、そして再び中央直轄市となった重慶市の歩みを考察することを通じて、中央・地方関係の展望を行いたい。

### 2. 中央直轄市から四川省轄市への歩み

重慶市は、歴史上、秦代、抗日戦争期、中華人民共和国建国初期において中央直轄市であった。西南大行政区が存在していた当時、重慶市は西南軍政委員会（後に、西南行政委員会）や中共中央西南局の所在地として、西南地区の中心的役割を担っていたが、1954年に大行政区が廃止されるにともない、重慶市は四川省内の省轄市となった。その一方で、重慶市の重要性に鑑み、閻紅彦四川省党委第一書記が、1959年9月に、雲南省党委第一書記に転任するまで、重慶市党委第一書記の職務は四川省党委第一書記が兼任することとなった。また、重慶市の指導者が、省レベルの指導者を対象とした中央での会議に参加することも認められていた。

その後、大躍進運動の混乱期を経て、1963年、中共中央と国務院が開催した都市工作会議での方針に基づき、重慶市での計画単列市への移行の試みが始められた。たとえば、経済面においては、国家計画委員会の直接指導を受け、全国規模の会議への参加も認められた。文化大革命期においては、

大規模な地方分権政策が行われたが、その一環として、1971年5月、四川省財政局は1971年から1973年にかけて、重慶市に対して財政請負制を実施する方針を策定した。その後、1974年、1976年、1978年、1980年にかけて、重慶市の財政権限はしだいに拡大していった。一方、1971年8月には、四川省革命委員会が同省計画委員会からの提案に基づき、省所属企業の重慶市への移管を決定し、1975年5月には、重慶市の企業管理権限が更に拡大された。

このように、中華人民共和国建国初期、中央直轄市であった重慶市は、1954年に大行政区が廃止されるにともない、四川省の省轄市となったものの、その重要性に鑑み、とりわけ経済面において、各種の権限拡大が図られた。

### 3. 計画単列市への認定

改革・開放期以降、内陸部の経済発展を図る上で、重慶市の役割は、いっそう重視されることとなり、1983年、重慶市は、計画単列市に認定され、省級の経済権限を付与されることとなった。以下、その経緯を考察したい。

1979年、陳雲を主任とする中央財政経済委員会は、各地に調査チームを派遣した。その際、四川省に派遣された調査チームは、重慶市の役割の重要性を指摘し、経済発展を促すための改革の必要性を提言した。その提言は、当時、四川省党委書記であった趙紫陽から高く評価され、趙は重慶市に省級の経済権限を付与すべきであるとの認識を示した。一方、四川省の各部門は、重慶市に省級の経済権限を付与することに難色を示し、趙紫陽が中央に転出後、重慶市の権限拡大は棚上げにされた。

こうした事態に業を煮やし、1982年11月、蔣一葦中国社会科学院工業経済研究所所長および林凌四川省社会科学院副院長らは趙紫陽総理に働きかけ、それを受けて、趙は、国家体制改革委員会に対して、重慶市における総合的改革の実施について検討するよう指示した。しかし、当時、国家体制改革委員会第一副主任であった薄一波は、重慶市で総合的改革を実施するのは時期尚早であるとの認識を示していた。そのため、蔣一葦と林凌は、薄一波さらには趙紫陽に対して、重慶市での改革の意義について調査報告をあらたに提出した。

同調査報告の中では、以下の点が強調された。すなわち、第一に、重慶市での改革は全国での改革のモデルケースに

なる点、第二に、重慶市には国防工業が集中していたため、重慶市での改革の成功は国防工業の発展につながる点、第三に、1978年に鄧小平が四川省を視察した際、重慶市の計画単列市への移行を提起していた点、第四に、1981年、国家計画委員会からの諮問を受けて、四川省は瀘州市を都市改革のモデルケースにする提案を行ったが、中央からは重慶市をモデルケースにするよう指摘を受けた点などが指摘された。

こうした経緯を経て、1983年2月、中共中央と国務院は、重慶市を計画単列市として、省級の経済権限を付与することを承認した。一方、重慶市の計画単列市への移行は、中央・四川省・重慶市の権力と利益の再配分を意味するため、相互の計画策定・交渉・業務移管は極めて複雑な作業をとまなうものであった。たとえば、重慶市の計画単列市への移行決定を受けて、薄一波を初めとする中央政府各部門の部長・副部長ら数十人、四川省からは劉西堯を初めとする省政府各部門の庁長・副庁長ら、重慶市からは王謙、于漢卿ら重慶市各部局の責任者ら、合計二百名余りが、重慶市の改革について討論を行った。すなわち、それは重慶市の計画単列市への移行には、中央・省・市の多数の利害関係者がかかわっているということの意味していた。

重慶市の計画単列市への移行に当たっては、四川省と重慶市の間での経済計画関連部門の分離がまず必要であった。また、重慶市には、中央所属企業、省所属企業、市所属企業、区所属企業、街道所属企業などが存在しており、それらの管轄関係が極めて複雑であったため、重慶市への業務移管は困難を極めた。更に、四川省と重慶市の財政面での分離は、省側からの強い抵抗に遭った。

一か月余りの討論を経て、四川省から重慶市には、どの権限や企業を移管するか、財政面において、重慶市から中央および四川省へは、それぞれどれだけの上納を行うかなどが取り決められた。また、重慶市は経済の面で、中央政府各部門と直接的な業務関係を構築し、中央での政策策定に参与し、経済面での優遇政策も享受することとなった。

### 4. 中央直轄市への再認定

1997年、重慶市は再度、中央直轄市なることが決定された。以下、その経緯を考察していきたい。

改革・開放期以降、経済発展と行政効率の観点から、清



末から中華民国初期に展開されていた“分省論”や“廃省論”などの議論が再び脚光を浴びることとなった。このような経緯を経て、1988年、広東省から分離され、海南省が設立された。同様に、四川省を、川東と川西に分割する案も議論されていた。すなわち、当時、重慶市を中央直轄市にするのではなく、四川省を分割して、新たな省を設立する案も検討されていたのである。

1992年に三峡ダムの建設が決定したことを受けて、四川省と重慶市の関係をめぐる議論は活発化した。その結果、四川省を分割して、新たな省を設立する場合、四川省と重慶市の二重行政の問題が解決できないばかりでなく、新たに省レベルの行政機構を構築するコストが問題視され、四川省から重慶市を分離して中央直轄市とする案が採用されることとなった。

重慶市を中央直轄市とする案は、中央政治局での討論を経て、1996年6月、民政部に重慶直轄市議案検討グループが設置された。同グループでは、張明亮民政部区画地名司副司長が長を務め、浦善新、張忻、孫秀東らがメンバーに加わり、具体案が策定されることとなった。

同グループにおける検討を経て、1996年11月22日に、重慶直轄市設立の議案は、民政部から国務院に提出され、翌12月20日に、同案が総理弁公会議で討論、採択され、同月、国務院から全人代常務委員会へ正式に上程された。同案は、1997年2月19日に、第8期全国人民代表大会（全人代）第24回常務委員会において承認され、翌3月14日、第8期全人代第5回会議において採択され、重慶市を中央直轄市とすることが正式に決定された。

上記の過程を経て、重慶市の管轄領域は、三峡ダム地区の三分の二以上を占め、立ち退きを迫られる住民の85%以上を擁することとなった。また、住民のおよそ三分の二が農村地域に居住しており、それらの地域の経済発展をいかにして牽引していくかが、重慶市にとっては大きな課題となった。

重慶直轄市の管轄領域策定の過程では、四川省から、貧困地域である広安地区と達川地区を同市の管轄下に編入するよう提起された。しかし、その場合、重慶市の人口は4000万人を超えることになり、三峡ダム地区に属さない貧しい農村を領域に抱え込むのは負担が重過ぎるとして、却下された。こうして、管轄領域8.24平方キロメートル、人口3000万人余りを擁する重慶直轄市が成立した。一方、行政機構簡素

化の面では、従来、省級と県級の間が存在していた地区級を廃止して、重慶直轄市（省級）および県級の二層管理体制に改め、行政効率の向上が図られることになった。

中央直轄市への移行後、重慶市は三峡ダム建設にともなう住民移転と地域開発の課題に取り組むという重責を担った。2000年代以降は、西部大開発の方針を受けて、西南地区の内陸開発を主導する役割も期待されることになった。その後、重慶市党委書記に就任した薄熙来は、いわゆる「重慶モデル」を提起して、重慶市の発展に尽力した。しかし、2012年、ポスト胡錦濤をめぐる権力闘争に巻き込まれ、薄熙来は失脚を余儀なくされた。その後、重慶市では、薄熙来の影響力一掃のキャンペーンが展開されるとともに、薄が提起した「重慶モデル」にかわる新たな施策が模索されている。

## 5. 結語

本稿では、中華人民共和国建国以降、中央直轄市から四川省の省轄市、そして再び中央直轄市となった重慶市の歩みを考察してきた。以下、本稿における考察を通じて得られた知見を総括するとともに、今後の中央・地方関係の展望を行いたい。

まず第一に、大行政区の廃止にともない、重慶市は四川省の省轄市となったが、その重要性に鑑み、改革・開放期以前から、財政や企業管理の面での権限拡大が図られていた。

第二に、重慶市の計画単列市への移行には、趙紫陽から中央指導者からの支持が大きな役割を果たした。その一方で、権限の削減を懸念した四川省の抵抗も見受けられた。

第三に、四川省と重慶市の関係をめぐっては、四川省を分割して、二つの省を新設するという案も検討されていたが、四川省から分離して、重慶市を中央直轄市とする決定がなされた。

第四に、重慶市の中央直轄市への移行決定は、国家プロジェクトである三峡ダム建設にともなう住民移転と地域開発の課題を解決することを最重要課題として、中央主導で推進された。

第五に、2000年代以降、西部大開発の方針を受けて、重慶市は西南地区の内陸開発においても主導的な役割を果たすことが期待されることとなった。

第六に、中央直轄市への移行後の重慶市のトップには、賀国強、汪洋、薄熙来、張徳江ら中央において影響力のある指

導者が就任した。それは、中央における重慶市の影響力拡大を象徴していたが、それと同時に、重慶市は中央からの影響をいっそう強く受けるようになったことも意味していた。いわゆる「重慶モデル」や「重慶事件」は、このような観点から捉えることも重要であろう。

最後に、今後の中央・地方関係を展望してみたい。中央直轄市への移行後に重慶市が果たしてきた役割に鑑み、今後、中央直轄市が増設される可能性がある。重慶市の事例を踏まえると、中央直轄市への移行の候補としては、影響力の強い大都市を二つ以上擁している省内の省都ではない方の都市が有力であると考えられる。たとえば、大連市、廈門市、深圳市などは、中央直轄市となる条件を兼ね備えていると言えよう。しかしながら、重慶市の改革に際しては、四川省や中央政府各部門からの抵抗や、中央指導部における支持者の有無が大きな影響を及ぼしていたことからわかるように、中央・地方関係の調整は様々な利害関係に左右される。それゆえ、今後の中央・地方関係の動向を考察するにあたっては、中央・省・市の利害調整の動向に注視していく必要があると言えよう。

#### 主要参考文献

##### ・書籍

- 中共重慶市委宣伝部編『重慶直轄与西部大開発研討会文集』重慶出版社，2002年。
- 当代口述史叢書編委会編『当代四川要事実録』（第一輯）四川人民出版社，2005年。
- 『当代中国』叢書編輯部編『当代中国的四川』当代中国出版社，1990年。
- 蘇偉・楊帆・劉士文『重慶模式』中国経済出版社，2011年。
- 譚嘯『薄熙来破局—太子党的“重慶模式”』明鏡出版社，2011年。
- 高新才主編『中国経済改革30年』（区域経済卷）重慶大学出版社，2008年。
- 張文範主編『中国省制』中国大百科全書出版社，1995年。
- 柳白『三峡憂思録—被忽略的民間呼聲』德賽出版，2006年。
- 応星『三峡大上訪—大河移民上訪的故事』香港文化中国出版社，2010年。

##### ・新聞・年鑑・

- 『四川日報』
- 『四川年鑑』
- 『重慶日報』
- 『重慶年鑑』

# 日中関係の新たな構築：重慶市の視点から 重慶—日本の経済関係発展の可能性

佐野淳也 日本総合研究所調査部主任研究員

[プロジェクト報告]

## Possibility of the Advancement of Economic Relations between Chongqing and Japan

Junya SANO

Senior Researcher, Economics Department, The Japan Research Institute, Limited

This article explores the present situation of economic relations between Chongqing and Japan. Chongqing is a municipal city located in the inland region of China, which is the only city designated as the center of economic and industrial development by the government. As a result, Japan has become one of the main partners for Chongqing in terms of import and foreign direct investment.

Furthermore, as the economic relations between Chongqing and Japan have developed further, two indispensable measures have been recognized: first, to continue the appeal of hospitality to Japanese companies that are willing to expand their business into Chongqing; and secondly, to upgrade the transportation infrastructure, notably the rail freight transportation connecting Chongqing and Europe.

Accepted, Oct. 14, 2013

中国政府は、経済発展方式の転換によって成長持続や競争力の強化を図ろうとしている。転換の主な方向性として、①内需、とくに個人消費をけん引役とする経済成長、②中国の地域発展戦略における内陸主要都市の重点項目化があげられる。日本企業の対中事業展開においても、発展計画の特徴や地理的条件、市場としての成長性などを比較検討したうえで内陸の大都市に進出するケースもみられるようになった。

こうした状況を踏まえ、本稿では中国内陸部で唯一の直轄都市に指定されるとともに、内陸地域の経済・産業の中心都市の1つでもある重慶市（以下、重慶）と日本との経済関係の現状を確認する。そして、重慶固有の事情や条件を勘案しつつ、関係拡大に不可欠と思われる事項を2点指摘したい。

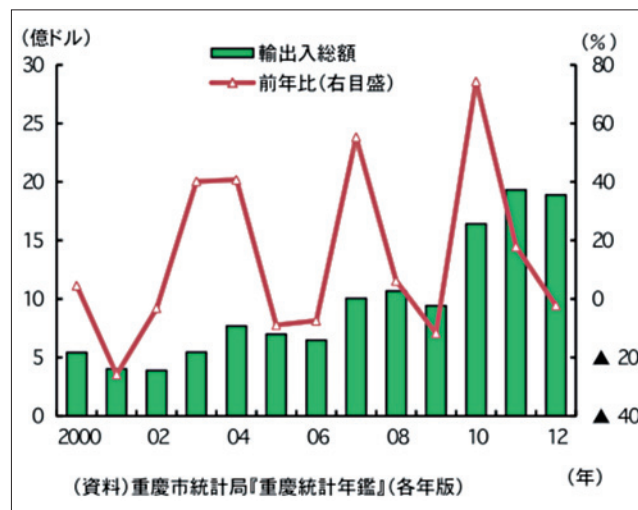
### 1. 重慶にとって日本は主要な経済パートナー

まず、重慶と日本の経済関係を①貿易、②重慶に対する日本企業からの直接投資の2つの観点から捉える。

『重慶統計年鑑』によると、日本と重慶の輸出入総額は2000年以降、拡大基調で推移している（図表1）。対日貿易額は、2000年の5.4億ドルから2012年には18.9億ドルと、12年で3.5倍に拡大した。

その内、重慶の対日輸出は、2000年代半ばまで年7000万ドル程度の水準で低迷していたが、その後は総じて拡大が続いている（図表2）。2012年の対日輸出額は過去最大の5.5億ドルに達した。ただし、重慶の輸出全体で見れば、日本のプレゼンスは高くなく、12年時点でも輸出先上位10カ国・地域に入っていない。

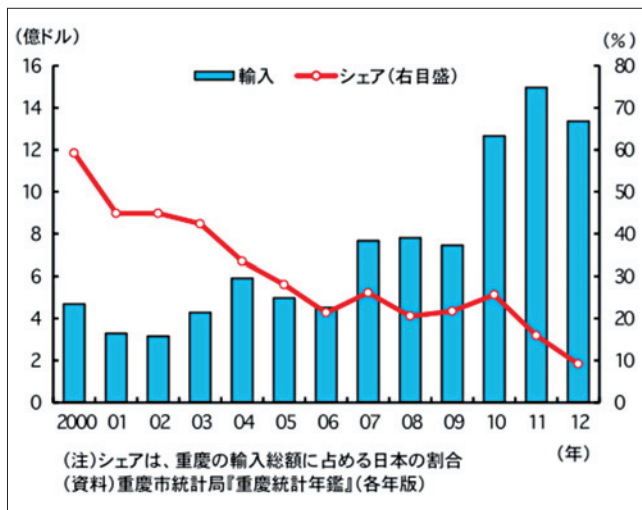
輸入をみると、2000年には全体の59.2%を占めていた日本の割合は低下傾向で推移し、2012年には9.1%まで落ち込んだ。同時に、最大の輸入相手国としての地位を初めてマレーシアに明け渡した。とはいえ、重慶にとって日本は依然と



図表1 重慶と日本の貿易

原稿受理日：2013年10月14日





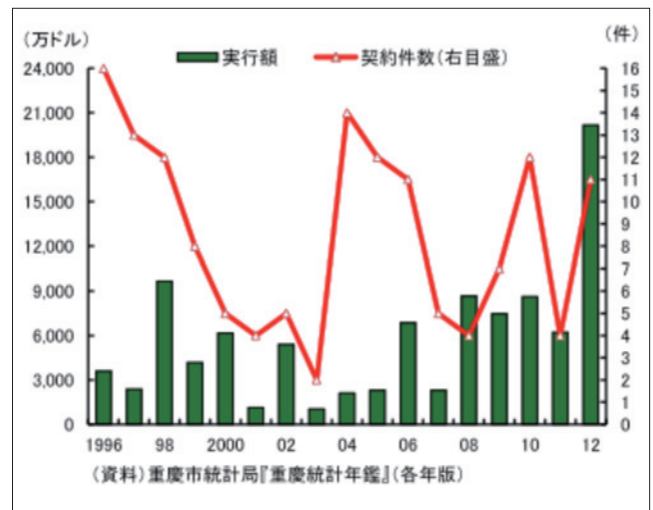
図表2 重慶の対日輸入

して2番目に大きな輸入相手国である。また、日本からの輸入額自体は2000年代半ば以降拡大基調が続いており、2010年には10億ドルの大台を突破した。2012年は前年比10.6%減となったものの、重慶の対日輸入は13.4億ドルと、高水準を保っている。

なお、マレーシアから重慶への輸入急増は、①重慶におけるノートパソコンの世界的な生産拠点化推進策と、②マレーシアへのIT関連企業の進出及び同国からのパソコン関連部品輸出の増加という2つの流れが連動した結果である。日本企業の重慶、さらには中国を含むアジアでの事業拡大を検討する際の参考になる変化といえよう。

一方、日本企業による重慶への直接投資は、1990年代後半から2003年頃まで実行額や契約件数の減少傾向が続いた(図表3)。2004年以降、契約件数は2003年の2件を下回ることはなく、実行額も拡大基調で推移している。日中政府間の対立や中国国内での反日デモの激化などのマイナス要因が多かったにもかかわらず、2012年における日本から重慶への直接投資実行額は2億ドルと、過去最高水準を大幅に更新した。

重慶への直接投資実行額全体は、2012年に頭打ちとなったうえ、米国やシンガポールのように、前年を下回った国や地域が少なくなかった。こうした状況下において、直接投資を大幅に増やした日本は、重慶にとって重要な存在と考えられる。地元政府高官の発言等からは、産業高度化や経済構造の転換を進める観点から、高度な製造技術や消費者のニーズに適したサービスなどの面で優れた日本企業が積極的に



図表3 日本からの直接投資

誘致したい最重点対象の1つに位置付けられていると判断できよう。

日本企業の重慶進出は自動車関連に集中していたが、近年ではそれ以外の業種の進出も次第に活発化している。例えば、2013年3月には、三井物産とセブン-イレブン(中国)投資有限公司(セブン・イレブンジャパンの子会社)が中国の新希望集团有限公司と合弁会社を設立し、重慶でセブンイレブンのフランチャイズ運営事業を行うことが発表された。日本企業が重慶を有望な消費市場とみなし、事業展開に乗り出した象徴的な事例といえる。

## 2. 経済関係の拡大に不可欠な2つの取り組み

こうした現状を踏まえ、重慶と日本の経済関係を一層拡大させるためにはどのような取り組みが求められるのかについて検討すると、重慶独自の要因や地理的条件等も勘案し、次の2点が重要と考えられる。

第1に、外資企業、とくに日本企業の進出歓迎の姿勢が堅持されていることを繰り返しアピールすることである。重慶の場合、大連市長や商務部長(大臣)の頃から、日本を含む外資企業の誘致にとりわけ熱心であった薄熙来氏が2012年3月に市のトップ(共産党委員会書記)を解任されたこともあり、積極的な外資誘致策が今後も維持されるのかどうかを懸念する見方は根強い。確かに、2012年3月16日に行われた市の幹部大会での李源潮中央組織部長(共産党の人事部長に相当し、現在は国家副主席)の演説に加え、同年6月18日に開催された重慶市の共産党代表大会での張徳江重慶市党

委員会書記（薄熙来氏の後任、現在は国会議長に相当する地位に就任）の演説でも、薄熙来氏の行った重慶の経済発展に向けた取り組みを前向きに評価しており、薄氏によって進められた重慶への外資誘致政策が放棄される可能性は極めて低いとみられる。ただし、これらは主として重慶市民、あるいは中国国内向けのものであり、外資企業向けではない。

やはり、外資企業に政策継続を直接アピールすることが不可欠と思われる。重慶では、世界的な大企業の経営者をメンバーとする「国際経済顧問団会議」が年1回開催されている。2012年には日中間の緊張が高まったにもかかわらず、日本企業経営者のメンバー数を増やすとともに、同年9月に開催された会議への出席を躊躇する日本側に対して、万全を期すので会議に安心して参加するよう強く働きかけた（林千野「重慶市市長国際経済顧問会議について」）。こうした機会を活用して、日本企業に進出歓迎方針の継続を繰り返し説明していくことが懸念の解消につながるであろう。

第2に、重慶と外国を結ぶ鉄道網による貨物輸送の拡大である。筆者が東海大学文明研究所の助成プロジェクトの一員として、重慶に出張した2013年3月、ドイツのデュイスブルグから重慶に、自動車部品を積み込んだ41両編成の貨物列車が初めて到着した（『重慶晨报』2013年3月19日付け記事、『日本経済新聞』2013年6月11日付け記事）。重慶から欧州への列車による貨物輸送（ノートパソコンなど）は2011年から行われていたものの、復路に搭載する貨物が不足し、事実上片道輸送にとどまっていた。しかし、復路の輸送が実現したことにより、重慶からカザフスタン、ロシア、ベラルーシを経由して、欧州各国に至る定期的な鉄道貨物輸送を継続するための条件は整備された。鉄道での貨物輸送は、海運と比べて運賃が割高になる半面、所要日数は短縮される。そのため、鉄道貨物輸送網の拡大は、重慶と沿線諸国との生産分業の深化、中国国内の沿線の都市や中央アジア、ロシア、欧州への販路開拓を促進するものと期待される。

『重慶 両江新区』パンフレットによると、上記の重慶—欧州間の鉄道網に加え、重慶から貴州省、雲南省を経て、ミャンマーのマンダレーに至る鉄道網なども紹介されている。重慶側が鉄道網の拡充を外資誘致活動の柱に位置付けるとともに、日本企業も重慶を起点とする鉄道網の活用を事業戦略の重点項目として検討するようになれば、重慶と日本の経済関係が一層拡大し、深化する可能性は高まるであろう。

#### 参考資料

重慶市統計局『重慶統計年鑑』（各年版）

重慶両江新区管理委員会『重慶 両江新区』（投資案内パンフレット）

林千野「重慶市市長国際経済顧問会議について」『日中経協ジャーナル』2012年11月号

## 日中関係の新たな構築：重慶市の視点から 「戦略的互惠関係」復活の可能性

平川幸子 早稲田大学アジア太平洋研究科助教

[プロジェクト報告]

### The restoration of "strategic reciprocal relations"

Sachiko HIRAKAWA

Assistant Professor, Graduate School of Asia-Pacific Studies, Waseda University

Current Sino-Japan relations suffer from the complexity of various issues covering security, political, economic and public opinions, and history. In general, this paper argues that a comprehensive and flexible approach is essential in order to restore the "strategic win-win" relationship between the two countries. Then the perspective from Chongqing, instead of Beijing, may present unique possibilities for the following three reasons. First, Chongqing's political status as a local city under central control may flexibly and functionally provide good conditions to establish semi-official communication channels between the two sides. Secondly, Chongqing's wartime history of being a tentative capital after Japan's occupation of Nanjing may facilitate the communication of the two countries first purely focusing on historical discussion, detaching politically-motivated present interests. Thirdly, by using such historic symbolism and coordinating semi-official channels effectively, Chongqing has already played a significant role in helping China and Taiwan sign ECFA in 2010. This puts forth a flexible solution model to future Sino-Japan relations.

Accepted, Oct. 14, 2013

#### 1. はじめに

日中関係に横たわる「歴史問題」の困難は、中国が歴史問題を「政治化」したいのに対して、日本は歴史問題を「非政治化」したいという違いから生まれることが多い。両国間の政治体制の違いに加えて、社会や国民の意識レベルでのズレも大きいことが問題をより複雑化している。たとえば、多くの日本人は、終戦 50 年に際して村山談話が発出された 1995 年頃を境に「戦後は終わった」と考える。しかし、新中国建国後、多難な時代を経た多くの中国人にとって、戦前の歴史を自由に語る余裕はようやくその頃から生まれた。ちょうど日本人の「戦後が終わった」時期に、中国人の「戦後が始まった」のである<sup>1</sup>。

本来、国際関係学においては、歴史問題は、軍事安全保障、政治、経済社会問題よりも次元の低いロー・ポリティクスに含まれるのであって、政府間で緊急に交渉や協議を行う問題とは扱われない。政治外交とは切り離して、民間レベルの学者や知識人らを中心に国民同士でゆっくりと相互理解を積み上げるのが相応しいと考えられる争点領域である。

ところが、日中関係における歴史問題は、80 年代からの靖国神社参拝問題や教科書問題のように、現今の政治関係に直接関わる中心的問題として表れてきた。軍事安全保障面での緊張を招いている尖閣諸島の領有権も、公式には資源問題ではなく主に歴史解釈に由来する問題として争われている。日本では、日本人と中国人が民間レベルで歴史解釈について議論する自由が疑われることはない。しかし、政府による言論統制のある中国ではそうではない。「愛国無罪」とされる対日感情には中国政府に対する不満がすり替えられているといわれるし、あるいは反日デモ自体が中国政府の指揮管理下にあるといわれる。中国の政府と「世論」の不明瞭な関係も、日中関係を不安にさせる要因である。

極端な日中関係の悪化は 2005 年にも起きたが、当時は「政冷経熱」と言われ、今日ほど全面的に冷え込んだ関係ではなかった。2006 年に安倍晋三首相が「共通の戦略的利益に立脚した互惠関係の構築」を掲げて就任最初の外遊として中国を訪問すると、日中両首脳は「戦略的互惠関係」を合言葉に、毎年相互訪問を重ね、関係改善の道筋をつけてきた。しかし、本来であれば日中国交正常化 40 周年であり多くの友好行事が予定されていた 2012 年、再び日中関係は一気に対立悪化した。

2005 年の時とは違い、今や日本を抜いて世界第二位の経

原稿受理日：2013 年 10 月 14 日



済大国となった中国は、その強大さを見せつけながら、日中関係を「双方向イニシアチブ」から「中国イニシアチブ」に一気に転換しようとしているという見方も出てきた<sup>2</sup>。そうだとすると、中国への投資額は日本が第一位（2011年中国側統計数値）であり、中国は日本にとって最大の貿易相手（2011年財務省貿易統計）である。利益を計算できる国家同士であれば、どこかで冷静に「戦略的互惠関係」の復活の契機を探さなければいけない。もし日本が軽視されているのなら、日本の方から積極的に動いて、日中関係の「双方向イニシアチブ」を保ちたい。その方策を考える時に、重慶は貴重な可能性を提供しているのではないと思われる。その理由は主に三つある。

## 2. 重慶が持つ三つのアドバンテージ

第一に、当たり前のことながら、重慶は北京ではない。中国の代表的な一地方都市である。とはいえ、政府の直轄市であるので、適度に半官半民、セミ・オフィシャルで曖昧な立場を取りやすい。重慶の知識人や政府関係者たちと語る際には、こちらがまず中国側の公式の立場や面子を立てて守るスタンスを示すことにより、先方の本音が引き出しやすくなるのではないか。ここは北京ではない、もっと話せる、腹を割って話してもよい、という鷹揚な態度を取ってくれる。こちら側のコミュニケーション技量も必要だが、一般的な中国人社会のエリート層、代表的な一般知識層の本音を知ることが可能だと思われた。

このように中間的で曖昧な立場のアクターは、日中関係では時に重要な役割を果たし得る。たとえば、1972年の国交正常化以前に日中関係の非公式チャネルとして活動していたのは、LT貿易事務所、日中覚書貿易事務所という、表向き「民間」を建前とした半官半民の実務的窓口であった。そこで業務を指示していたのは、経済人の肩書を持つ政治家であり、通産省からの出向官僚であった。中国側は完全に政府関係者であったが、日本側の「民間」ステイタスに合わせて同格の「民間」事務所を演じていた。つまり、正式な外交政治関係がないという事情の下でも、「日本人と中国人」の経済社会関係の交流実務窓口を設立し、水面下では阿吽の呼吸で両政府トップの意向を汲むことができていた<sup>3</sup>。日中関係は政府、官僚、民間が混然一体となって推進されてきたといえるが、その際には、同一人物が複数の立場を巧みに使い分け、公

私の関係を演じ分ける必要がある。柔軟で度量の大きなアクターが不可欠であるが、日本側からの働きかけにより重慶の政府関係者、知識人はその役割を果たせるかもしれないと思われた。

第二に、重慶自体が深く豊かな歴史を有している点である。特に、日中関係史の文脈において、戦時、日本の南京占領に伴い、蒋介石が重慶に首都を移したという歴史は重い。その理由のため、日本は重慶を爆撃するという惨劇を犯している。この事実を考えると、重慶の人々は根本的に反日的感情を持っているだろうという先入観があった。ところが、実際に会ったのは、日中の重たい歴史が身近であるだけに学習動機が真剣で、結果的に感情に走るだけでなく理性的に捉えることができる人々であった。ある意味、純粋に歴史問題を歴史問題として議論をしたい人々だといえる。重慶の日本総領事館スタッフも同様の印象を語っていた。さらに言えば、そのような現象は南京でも見られるのだという。つまり、実際の歴史の中心に住み、にわか知識ではなく真相を追究したい中国人の方が、冷静に歴史問題の議論ができる相手となりうる。

それを裏付けるのが、重慶は爆撃を受けた都市同士として広島と姉妹都市協定を結んでいるという事実である。被害国と加害国という関係を乗り越えて、国境を越えた人民・市民の立場から戦争反対という普遍的主張でつながっている。一方、日米関係のように明らかな同盟関係、民主主義国家同士の結びつきであっても、2010年まで広島の大原爆慰霊祭に米国大使が参列しなかった。重慶と広島というマッチングは、対立的な政府関係を乗り越えた市民のつながりというモデルケースを提供している点で興味深い。

実際に今回の調査出張で日本語の通訳を務めてくれた西南大学の大学院生は、広島の大学に留学して日本語を学び、かつ宅急便のアルバイトなどで日本社会を体験し、普通の日本人への共感を生活者のレベルから身に付けていた。彼女は、ちょうど尖閣諸島国有化の直後に、広島から重慶への交流大学生をアテンドする機会があったという。その際には、彼らに身の危険を感じたら絶対声を出さないよう忠告し、周囲には「彼らは中国語を話せない韓国人だ」と説明しながら、重慶での観光日程を勤め上げたという。尖閣問題は、広島から来ている普通の日本人たちには関係ないのだから、必ず守りたいと思っていた、と話してくれた。

第三として、重慶が中台関係において既に重大な役割を

果たしている実績を挙げたい。政治的対立や軍事的緊張を抱えながらも経済的相互依存が深化しているという点において、中台関係は日中関係と似た構造を持っている。そして、北京と台北の関係は、実質的には両政府の意図を汲みながら、兩岸民間交流を扱う「海峡兩岸関係協会」(中国側)、「海峡交流基金会」(台湾側)という社会・財団法人の窓口形式を通して遂行されている。2008年に台湾で国民党の馬英九政権が誕生して以来、経済社会領域で大陸との関係は急速に進展してきた。その象徴が2010年6月に締結された中台FTAともいえるECFA(兩岸経済協力枠組み協定)であった。その協議や準備会合は北京や台北で行われたが、最終的な協定締結は重慶で行われた。署名式に直接携わった市政府担当者のお話によると、重慶で行われることは台湾側からの強い要望であったという。両政府による署名ではないとはいえ、国際的な注目度の高い中台間の正式協定が北京で開催されることを台湾側が警戒したことは容易に想像できる。そこで選ばれたのが、重慶であった。

重慶は、1945年10月10日、国民党・共産党両者間で双十協定(「政府と中共代表の会談紀要」)が調印された都市である。日中戦争終結後の8月、蔣介石は毛沢東に対して国内の和平問題について討議すべく重慶での会談を呼びかけた。これに応じた毛沢東は、周恩来、米国のハーレー大使らと共に延安から重慶を訪れ、歴史的な国共会談が行われたのである。国共両者は、解放区での軍隊、指揮権、政権をめぐっては激しく対立したが、内戦回避、独立・自由・富強の中国建設、政治協商会議の召集については合意した。それに基づき、1946年1月には、国民党、共産党、民主同盟、中国青年党、無党派が参加して重慶で政治協商会議が開催され、軍事問題、憲法草案、平和建国、政府組織、国民大会に関する5項目が決議されている。その後、合意は事実上破棄され、結局、国共の全面的内戦へ突入した。

それでも、重慶は台湾側にとって、今日でも特別な意味を持つ都市であった。現在の政治的困難から一旦目をそらし、かつ友好の「歴史」を演出しつつ将来の枠組みを作るのに最適な場所であったといえる。中国統一という極めてセンシティブな問題については触れず、あえて「歴史」というロー・ポリティクス次元に落とすことで矛盾や対立をとりあえず乗り越える。これこそ、「戦略的互惠関係」のための方策であったといえよう。実際、重慶の中心的繁華街で、意外なほど多

く「台湾」や「兩岸」の名前を冠した屋台や喫茶店を目にしたが、これはECFA締結後のブームを示しているのだろうか。

### 3. 日中台関係も視野に入れて

今回の現地調査を通して、重慶が、首脳会談もできない日中関係の行き詰まりを打開し、全面的友好関係とまでいかなくても、せめて「戦略的互惠関係」コースに復活するためのヒントや豊かな材料を有していると実感することができた。重慶であれば、政治的面子の絡む東京と北京の緊張関係からワン・クッションをおいて、実験的試みや非公式の試み、情報交換などを始めることが可能であろう。その際に、ECFA協議において「先易後難・先経後政」の精神で実質的關係を進展させた中台関係が大いに参考になる<sup>4</sup>。最後は重慶の歴史的背景を上手く利用して成果を挙げることにより、将来に向けて新たな歴史を築いた。

もしかしたら、日中関係のみならず、重慶を利用して日本・中国・台湾の三者関係をダイナミックに構築していくことも可能ではないか。政治外交レベルでは決して交わることのない三者であるが、歴史や市民社会、経済などの領域では、重慶での接触や交流は十分可能であろう。たとえば、日中戦争と国共内戦を同時に考えるような歴史シンポジウムを日中台の民間(できれば半官半民にかなり近い「民間」)アクターで共催してもよい。

それが政治レベルにつながる可能性がないわけではない。たとえば、決して実現することはないだろうと思われていた単独での日中韓サミットは、突然、2008年に初めて開催された。その場所は、東京でも北京でもソウルでもなく、福岡大宰府の九州国立博物館だったのである。古代からの交流の歴史を確認できる場所で、「三国間パートナーシップ協定」が署名されたことも、歴史を上手く利用して「未来志向の枠組み」を作った例だといえる。

相互に異質な二国間の関係である日中関係を持続的に発展させるためには、両者がハイ・ポリティクスとロー・ポリティクスを意図的に調整、戦略的に一体化させていくことが必要である。日中関係において、阿吽の呼吸で行う玉虫色の非公式外交は、これまでもあったことである。歴史や市民社会、経済、政治、軍事安全保障、全ての領域を総合的に考慮し、前向きに日中関係を「演出」し、知識人や官僚の協力を得ながら両政府が息を合わせなければ、「戦略的互惠関係」は復

活できない。東京と北京にこだわらず、重慶から関係改善を始めることも可能であると思われた。

#### 注

- 1 毛里和子(2006), vii.
- 2 天児慧(2013), p.12.
- 3 平川幸子(2013).
- 4 平川幸子(2010), p.67.

#### 参考文献

- 天児慧(2013)『日中対立——習近平の中国を読む』筑摩書房  
平川幸子(2010)「ECFA 締結と台湾の将来, 東アジアの課題」  
『ワセダ・アジアレビュー』No.8, 10月  
平川幸子(2013)『「二つの中国」と日本方式—外交ジレンマ解決のための枠組み』勁草書房  
毛里和子(2006)『日中関係——戦後から新時代へ』岩波書店



# イスラエルの広報外交による国家イメージの変革（中間報告）

—性的マイノリティの人権問題をめぐって—

羽生浩一 文学部広報メディア学科准教授

[プロジェクト報告]

## Converting the Image of Israel through Public Diplomacy: From the Perspective of Human Rights for Sexual Minorities

Koichi HANYU

Associate Professor, School of Letter, Department of Media Studies, Tokai University

Public diplomacy is considered important in present international relations as communication with foreign countries in the public domain to establish a more informative and influential dialogue. It is practiced through a variety of channels and methods ranging from personal contact and media interviews to educational exchanges on the Internet<sup>1</sup>. This study focuses on public diplomacy of Israel and investigates why and how Israel has been trying to convert its national image from a military and religious nation to a democratic and "LGBT friendly" one.

Accepted, Dec. 18, 2013

### 1. 研究の目的

文明研究所の今年度の研究プロジェクトテーマである「対話と共生の理念による新しい社会の構築」について、イスラエルのケースを取り上げて論じる。イスラエルが伝統的な価値観を内包しつつも、90年代から性的マイノリティ（同性愛者）の人権問題に取り組んできた経緯と実態を調べ、さらにその成果を広報外交活動で利用していることに注目し、次の三つの課題を明らかにする。

- (1) 同性愛の合法化の実現：イスラエル政府がユダヤ教でタブーとされてきた同性愛をなぜ合法化したのか。歴史的経緯を踏まえて明らかにする。
- (2) 同性婚および同性愛の家族の合法化の議論：イスラエル政府が異性婚と同様の法的権利を同性愛者に与えるため、そして同性愛者の子どもを認知するためにどのような議論が行われ、成果を得て来たのかを明らかにする。
- (3) “人権推進国”としてのナショナルブランディング：さらに、この性的マイノリティに対する権利擁護をナショナルブランディング（広報外交）の一環として推進、宣伝する意味、目的とはなにかを明らかにする。

### 2. 研究の背景

ユダヤ教またはイスラム教においては、性的マイノリティの同性愛はタブーであり、イスラム教を信仰する国や地域の多くでは今日も死刑の対象となる。さらに社会的通念として同性愛に対する偏見や差別も依然存在する。しかしそうしたなか、なぜ1988年にそうした文化背景を根強く保ち続けているイスラエルは同性愛者の権利を認め、さらに依然同性婚を法的には認めないまでも、婚姻とほぼ同様な法的権利を与えるようになったのか。どのような議論があり、障壁を超えてきたのか、そしてさらにそれをイスラエル政府がナショナルブランディングとしての広報外交戦略のひとつとして利用するようになったのか、などの論点から考察を深めて行く。イスラエルの広報外交と性的マイノリティの人権問題を結びつける包括的な研究はないため、この研究は先駆的な取り組みとなる。先行研究としてはユダヤ文化と同性愛の問題については、イスラエルではアミット・カーマらの研究が知られており、欧米でも宗教と性の問題、および人権の視点から捉える同性愛についての研究は数多くなされているので比較考察として援用する。また、イスラエルの広報外交についてはイスラエルの広報外交研究の第一人者のエイタン・ギルボアらの一連の研究などを参照し、さらにイスラエル外務省の取り組みについて文献及びヒアリング調査を行う。本研究に関わる状況背景として、過去四十年余りの間で、WHOが同性愛を病気ではないと再定義し、欧米各国を中心に合法化が

進み、伝統文化や宗教の教義をこえた同性愛者への権利擁護の動きがあり、さらに近年国連の人権委員会でのLGBT権利擁護に積極的な動きが顕著に見られることも視野に入れつつ、研究を進める。

### 3. 研究経過

この研究の現時点における中間報告、そして今後の展望について述べておく。2013年度の文明研究所のテーマに採択され、研究の基本となる文献調査および現地でのヒアリング調査を秋（10月27日～11月2日）に行なった。今後さらにユダヤの歴史、社会史およびシオニズムさらにイスラエルの性的マイノリティの人権問題についての文献を調べるとともに、イスラエル国家樹立と存続の根本原理である民主主義についての論考も行う。2013年12月現在、同性婚の法制化および同性愛者のカップルの子ども（代理母出産または人工授精等）に対して異性婚と同様の税制措置を認めるかなどの議論がイスラエル国会（クネセット）で行われており、こうした動きにも注目しながら、来年度に向けて研究をまとめて行く。

### 4. これまでの研究成果

#### 4-1 イスラエルの同性愛合法化の実現

##### ・ユダヤの歴史と宗教における同性愛

同性愛を容認しないユダヤ教の国、イスラエルで同性愛が合法化されるのは1988年である。この実現に至るまでには、いくつかのイスラエルならではの障壁が存在した。まず宗教文化的側面としては、旧約聖書で生殖を伴わない性行為を禁じる記述が根拠となっており（レビ記18章22節、20章13節）、いまなお敬虔なユダヤ教徒やラビは同性愛を認めていない。そうしたユダヤ教の中での解釈をはじめとして、ユダヤ民族の複雑な歴史的経緯、さらに欧州で萌芽した民主主義についての議論、民族主義とユダヤのシオニズムの隆盛などについての考察を踏まえたうえで、第二次世界大戦のホロコーストを超え、「戦後民主主義」の手続きを経て国連の裁定による1948年のイスラエル建国、そしてその後の「民主主義国家」としてのイスラエルをとらえ直す作業が必要である。イスラエルを民主主義国家と呼ぶことに異論はあるだろうが、元来、民主主義そのものが暴力によって権力の移譲を勝ち取ったイデオロギーであることを歴史的に振り返らなくてはならないだろう。あらためて民主主義という

ものをイスラエルのあり方から問い直していく過程で、民主主義国家における、人権としての同性愛の容認へと至る道筋が明らかになると考えられる。

##### ・欧米における同性愛の合法化（70年代～）

1970年代後半に、国際精神医学会で同性愛は病気ではないと再定義され、80年代に入って欧州各国で同性愛の合法化が広がっていった。この背景として、欧州各国の政教分離も後押ししている。同性愛を犯罪としていたのはキリスト教の影響も強く存在した。イスラエルで同性愛が合法化されるのは88年である。イスラエルはヨーロッパの国ではないが、国家成立の歴史的経緯上、常に欧米の足並に揃えようとする傾向がある。イスラエルでは古来の教義を頑なに守る敬虔なユダヤ教徒は国民の1割程度とされ、6割ほどは生活の中に宗教は取り入れているが、比較的柔軟な世俗主義が占めており、政教分離の傾向を後押ししている。この世俗主義は比較的若い世代に多く、性的マイノリティに対する考え方もリベラルである。また、90年代以降は、同性愛の人権に関する権利獲得の裁判などが社会的に注目され、著名人らがカミングアウトするなど、社会的プレゼンスが増えたことも、社会的受容、支持へとつながった。そうした流れの中で、1993年にはイスラエルは世界で初めて同性愛者の軍人を受け入れることを公に認めた国家となっている。

#### 4-2 同性婚および同性愛家族の合法化の議論

その国家イメージとは異なり、イスラエルは宗教国家ではない。だが、結婚には宗教行政が今日でも大きく介在する。国民は宗教を通してでなければ結婚できない。そして異教徒同士の結婚もできない。しかし「抜け穴」があり、海外で結婚し帰国してから結婚証明書を行政に提出すれば、身分を既婚に変更できる。非ユダヤ教徒、無宗教者らは便宜上このような形で婚姻状態を法的に認めてもらうことになる。同様に同性婚が認められている海外の国で結婚した同性愛者たちは、帰国後申請すれば身分を既婚に変更できる。これは1993年にカナダで結婚したイスラエル人の同性愛者のカップルが、異性愛者たちと同様の便宜を自分たちも享受すべきだと政府を相手に最高裁まで争い、得た成果である。しかし、国内では異性愛者で宗教婚が出来ない人たちと同様に、同性婚はまだ正式に認められていない。この宗教婚のみという

現状に反発する国民も多く、折しも2013年11月から12月にかけて、結婚の多様性を認めるか否か、イスラエル国会で議案が提出され、議論が行われている。もちろんそのなかには同性婚も多様性の議論の中に含まれる。

一方で、ユダヤ文化の「家族と子ども」の伝統は、世俗主義が広まっている中でも根強い。それは、「産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ」(旧約聖書『創世記』第1章28節)にも謳われ、子沢山の家が多い。出生率は日本のほぼ2倍の2.81人(2008年)で、世界平均の2.56人も上回る。子どもを増やすことを政府は奨励しており、不妊治療は政府が全額負担し、あらゆる生殖医療サービスに政府が費用援助をする世界唯一の国である。同性婚を認めてはいないが、同性愛の親が子どもを持つことも「抜け穴」を利用すれば可能である。現在イスラエル国内には、子どもを持つ同性愛家族が1万人から1万5千人おり(推定)、世界一の規模だという。子どもを希望する同性愛のカップルが利用するのは国外での「代理母出産」である。あっせん業者を通じてインドやタイなどの代理母に子どもを産んでもらうが、一回につき日本円で1000万円以上はかかる。この費用は私費で賄わなくてはならないが、赤ん坊を連れて帰国すれば、法的にはその両親の子どもになる。しかしこれも既存の法律の「抜け穴」を利用した便宜的な措置でしかないため、正当な法的な権利を求めており、同性婚の法整備よりも、子どもの権利を見据えて、同性愛家族の権利としての法整備を優先すべきだという声もある。

#### 4-3 “人権推進国”としてのナショナルブランディング ・「広報外交」の定義について

近年外交や国際交流の舞台で、パブリック・ディプロマシーという言葉が聞かれるようになった。これは「広報外交」とか「公共外交」とかいくつかの訳語があるが、もともとはアメリカでは60年代に生まれた言葉である。冷戦下における情報戦略で繰り広げたアメリカの国家宣伝活動である。世界的に使われるようになったのは、とくに冷戦後、そして9.11後であり、現在ではその意味も「ソフト・パワー」(ジョセフ・ナイ)と呼ばれるなど、今日では、プロパガンダ的な虚実ないまぜの宣伝活動ではなく、“真実の姿”を伝えることによって国家間、国民間の理解を深めていくという概念に移り変わってきている。「真実こそ最良のプロパガンダである」とはそもそ

も、60年代に著名なジャーナリストから米情報局の初代長官に転身したエドワード・マローの言葉である。また「広報外交」とは、ナショナルブランディング(国家ブランディング)とも呼ばれ、日本では“クール・ジャパン”という造語が流行語にもなった。現在では政府の活動だけにとどまらず、民間交流も広く含む。今日の広報外交(Public Diplomacy)の解釈では、「ひとつの政府機関による活動を指すものではなく、ひととひとのコンタクト、公的なものもあるが、ほとんどが非公式ななかで行われている」(ナンシー・スノウ)。イスラエルも近年このような広報外交を活発に行っている。

#### ・イスラエルの広報外交

国際社会におけるイスラエルのイメージは、紛争、テロ、ユダヤ教、保守的といったものであり、そこに民主主義や人権という言葉はまったく相入れないように思われている。だが、世界の平和秩序を護ると公言するアメリカが世界の紛争の当事者たちに軍事資金を提供するなど、ひとつの国にも相反する顔がある。イスラエルは紛争やテロ行為などといったネガティブな国家イメージだけではなく、別のポジティブなイメージをも発信しようという広報外交の試みを行っている。しかしそれは真実に基づいた広報活動でなくてはならない。現在のイスラエルが広報外交上で重視しているのは、まず経済産業上では、過去十年で世界的な規模を持つようになったIT産業の推進、そして国境を超えた投資を呼び込める新しいイノベーションの推進である。次に、国連の人権委員会ではイスラエルが毎年パレスチナ問題に絡んで人権違反を行っているという報告が数多くなされている一方で(2012年度は200件中180件が対イスラエル)、民主主義国家で人権意識の高い国であることをアピールする動きに力を入れていることである。そこで近年注目を浴びているのが国内最大の経済都市、テルアビブを拠点としたLGBTの人権擁護活動の動きであり、国会でもLGBT権利拡大の議論の動きが活発化している。いまやイスラエル政府はテルアビブを国際的にゲイフレンドリーな街としてプロモートし、ゲイツーリズムを6月のゲイパレードの祭典だけで十万人以上の海外からの観光客を呼び寄せるまでに成長させている(2013年)。さらに国内の変革にとどまらず、在外イスラエル大使館が実施する文化交流や広報活動で、現地国のLGBTのパレードやフィルムフェスティバルの支援活動も積極的に行っている。だが、



こうした急進的な動きに対し、海外からは「ピンクウォッシュだ」と批判するむきもある。パレスチナ問題などのネガティブなイメージをこうしたソフトなイメージで洗い流そうとしているというのである。

## 5. 結び

イスラエルがなぜ LGBT の権利擁護を広報外交の宣伝材料ようになったのか。マクロな視点から眺めてみると、戦後民主主義の発展のなかでの国際的な人権意識の高まりと国際世論に敏感なイスラエルの思惑があることが見えてくる。そしてさらに、21 世紀になってからのアメリカの覇権の衰退に伴う、イスラエルへの影響も考察しておきたい。アメリカは過去 30 年にわたって、毎年イスラエルに 30 億ドル (3000 億円) あまりの軍事費の援助を行ってきた。またいわゆる「ユダヤ・ロビー」といわれるアメリカ政府に対して国内のユダヤ人の有力者たちがイスラエルの処遇についてつねに保護者のような目を光らせていることがしばしば指摘されてきた。だが今や、近年のアメリカの国力の衰退、イスラエルと敵対するアラブ諸国の欧米的な民主化の失敗を受け、イスラエルは将来的にアメリカ頼みではもはやいられず、経済的にも、国際政治的にも自立しなくてはならないほど切迫した状況になりつつあることを自覚している。そこで IT 産業に国力を注ぐことで経済力を高め、政治的に世界の多くの国からの支持や協力を得るためには、民主主義国家としてのプレゼンスを高め、かつ人権重視に舵を切るだけでなく、それを国際的に認知してもらう必要がある。しかし、国際政治問題化しているパレスチナ問題では、イスラエルは人権を遵守していないという激しい批判に長年さらされて来ており、そのネガティブなイメージを覆すことは容易ではない。LGBT の権利擁護をイスラエルが国として積極的に取り組もうとする姿は、その意外性も相まって (ソドムとゴモラの旧約聖書の、そして軍事国家で紛争を抱えているユダヤの国が) 国際的なメディアの格好のニュースとなって宣伝され、リベラルで人権を大切に、多様性と共存を重視する国でもあることを、結果としてアピールすることになる。そのニュースを聞いた人が違和感を持つとしても、なぜだろうとイスラエルの事柄に関心を引き起こすのだとすれば、それは広報外交上の成果につながる。しかし私たちが誤解すべきではないのは、単純に国家イメージを良くするために、イスラエルがにわかになっ

ちあげた、ということでは決してない、ということだ。過去二十年にわたる国内の市民による LGBT の権利闘争と裁判によって、権利を勝ち取ってきたのである。いみじくも 90 年代から 00 年代にイスラエルのゲイリブを牽引し、何度も最高裁まで争った元活動家のアミット・カーマは憤る。「私たちは国と最高裁まで争う大変な思いをして、やっと成果を勝ち得た。なぜそこまで争うまえに、国は認めてくれなかったのか。今やその成果を政府は対外的にアピールしているけれど、いどこ取りされたようでだまされた思いだ」と。彼らは自ら勝ち取ってきたという自負がある。今になって政府はその成果を利用している。だが、それは外部から批判されるような「ピンクウォッシュ」ではない、と断言する。「なぜなら、これもイスラエルの真実だから」。真実は最良のプロパガンダである。良いことも悪いこともありのまま伝えること。60 年代にパブリック・ディプロマシーのアイコンとなったエドワード・マローの言葉が蘇る。

イスラエルの、かつては日の目を見ることがなかった性的マイノリティによる革命の成果と、その結果生み出された社会の多様性が、いまや対外的に新しいイスラエルのイメージを醸成しつつある。批判的な見方をすれば、この新しいイメージが軍事国家や紛争などの強面でネガティブなイメージを洗い流すことはなく、国内のユダヤ社会の“内なる”性的多様性への一歩でしかない (仮にパレスチナ人の同性愛者がイスラエルに来たとしても必ずしも受け入れられない)。だが、そこにいま息づいている人々の姿を、生身の人間としてとらえることのできる、イスラエルの別のイメージを伝えていることは事実である。

## 注

1) [http://en.wikipedia.org/wiki/Public\\_diplomacy](http://en.wikipedia.org/wiki/Public_diplomacy)

## 参考文献

- 金子将史、北野充 (2007) 『パブリック・ディプロマシー』 PHP 研究所
- 吉川元、中村覚 (2012) 『中東の予防外交』信山社
- ダン・コンシャーボク、他 (2011) 『パレスチナ・イスラエル紛争史』岩波書店
- Kama, Amit (2008) “From Terra Incognita to Terra Firma” *Journal of Homosexuality* 38:4, 133-164
- Gilboa, Eytan and Shai, Nachman (2010) “Rebuilding Public Diplomacy :The Case of Israel” <http://www.wandrenpd.com/>
- およびイスラエルにおける報道、ヒアリング調査結果等 (2013 年 10 月 27 日～11 月 2 日)

# EUにおける国際金融危機対策に関する研究

—欧州域内金融協力に焦点を当てて—

布田功治 政治経済学部経済学科専任講師

[プロジェクト報告]

## A Study on EU's Measures against International Financial Crises: Focusing on Regional Financial Cooperation in Europe

Koji FUDA

Junior Associate Professor, Department of Economics, School of Political Science & Economics, Tokai University

This paper aims to show the characteristics of the institutions (EFSF, ESM and EFSM) that serve as international lenders of last resort (ILLRs) in EU.

European financial crises have not occurred in a strict sense, despite the collapse of Lehman Brothers and the Greek government's debt crisis, because EU's measures against international financial crises have functioned effectively. This study explores the functions of those measures focusing on regional financial cooperation in Europe including ILLRs.

EFSF, ESM and EFSM are considered to have the following characteristics in their functions. First, their financial assistance to euro member states is accompanied by fiscal restructuring and structural reforms. Secondly, their examination of loans to member countries will be easier in the future when the European Parliament finalizes the legislation on bank resolution and deposit guarantee schemes. Thirdly, they can actually recapitalize some illiquid banks directly.

The LLR system has traditionally intended to offer loans to illiquid banks directly. These days, it can be said that they do so indirectly; in other words, institutions acting as ILLRs may buy out entire operations. Actually, most policy-makers and researchers think that indirect LLR is more desirable from the viewpoint of the effective use of market mechanism.

However, ILLRs in EU (EFSF, ESM and EFSM) seem to be changing the method of assistance from indirect LLR to a direct one considering the above three points that I stated as the characteristics of their functions. It is an interesting issue whether ILLRs in EU will return to direct LLR or not. This research will continue by interviewing the staff of EFSF, ESM and EFSM and analyzing various types of data about these institutions.

Accepted, Dec. 24, 2013

## 1. これまでの研究状況と研究成果

### 1-1 本研究の目的

本研究は、グローバル化の進展による新しい国際金融危機対策のあり方について、EUを事例として分析するものである。近年の欧州金融危機対策に関して多くの識者は、従来のような各国ごとの危機対策はもはやその有効性を大きく低下させているという共通認識を持っている。

上記を踏まえて本研究では、対話と共生を理念とするEUという枠組みを通じて欧州諸国がいかなる危機対策を共同で構築してきたのか、そしてこれからどのように展開していくべきなのかを示すことを目的としている。

まず事実として述べておきたいことは、世界金融危機の様相を呈したリーマン・ショック以降現在に至るまで、欧州で

はインターバンク市場を介した金融機関の連鎖破たんという厳密な意味での欧州金融危機は発生していない。リーマン・ショックやギリシャの債務問題など欧州金融危機を引き起こしかねない事例が次々と発生したにも関わらず、実際には危機が生じなかった理由として、欧州域内金融協力での国際的な最後の貸し手が実施されたことを指摘できる<sup>1</sup>。

そこで以下ではまず本研究の進展状況を示すものとして、欧州域内金融協力の下での国際的な最後の貸し手に関する調査結果を簡潔に整理して提示する。

### 1-2 欧州域内金融協力の下での国際的な最後の貸し手

欧州域内金融協力での最後の貸し手として一般的に注目されるのは、国際通貨基金 (IMF)、欧州金融安定化ファシリティ (EFSF: European Financial Stability Facility)、欧州安定化メカニズム (ESM: European Stability Mechanism) である。

とはいえ、実際に調査していく中でそれら以外にも、EU

原稿受理日: 2013年12月24日

図表1 世界金融危機以降の欧州における国際的な最後の貸し手

支援合意年月日	被支援国	支援機関	支援要求年月日
2008年10月	ハンガリー	IMF, EC (European Community), 世銀	
2008年12月	ラトビア	IMF, EC (European Community), ノルディック諸国 (スウェーデン, デンマーク, フィンランド, エストニア), 世銀, 欧州復興開発銀行, チェコ, ポーランド	
2009年5月1日	ルーマニア	IMF, EC (European Community), 世銀, 欧州復興開発銀行, 欧州投資銀行	2009年1月1日
2010年5月2日	ギリシャ	IMF, ユーロ加盟国	
2010年12月7日	アイルランド	IMF, EFSF, EFSM, イギリス中銀, デンマーク中銀, スウェーデン中銀	2010年11月21日
2011年5月17日	ポルトガル	IMF, EFSF, EFSM	2011年4月7日
2012年3月14日	ギリシャ	IMF, EFSF	
2012年7月20日	スペイン	ESM	2012年6月25日
2013年4月2日	キプロス	IMF, ESM	2012年6月25日

出所) European Commission ウェブサイトより筆者作成。

主体の欧州金融安定化メカニズム (EFSM: European Financial Stabilization Mechanism) やバイラテラルでの欧州各中央銀行間通貨スワップも重要な役割を果たしてきたことを確認できた (図表1)。また、欧州中央銀行 (ECB: European Central Bank) も国際的な最後の貸し手の実施条件の策定などに深く関与している。

### 1-3 本研究の分析対象の明確化

本研究の分析対象としてとりあげる国際的な最後の貸し手は、プルーデンス政策研究という学術分野に分類される。本研究ではこれまで欧州域内金融協力の実態調査とともに、プルーデンス政策の近年の研究動向も整理してきた。その先行研究サーベイを踏まえて本研究の分析対象および分析意義を明示したことも研究の進展状況としてとりあげたい。とりわけ、EFSF や ESM の主な特徴を3点に絞り、近年の研究動向とむすびつけて整理した点は本研究独自の視点と言えるだろう。

以下では、近年の国際学会でのプルーデンス政策の理論面および実証面での先行研究サーベイを示しつつ、その過程でプルーデンス政策の体系的理解を併せて提示する。そうすることで、本研究ではプルーデンス政策研究のどの部分に焦点を当てているか、そしてその部分の研究をこれまでどの程度進展させたかを示す。

2008年9月のリーマン・ショック以降の世界金融危機を契機として、金融システム安定化を目的とするプルーデンス (信用秩序維持あるいは金融システム安定化) 政策の望ましいあり方に関して、理論面かつ実証面での研究が国内外で急増している。

世界金融危機以前の研究では、個別銀行の破綻防止を目

図表2 プルーデンス政策の分類方法 I

	マイクロ・プルーデンス政策	マクロ・プルーデンス政策
目的	個別銀行の破綻防止	金融市場全体のパニック防止
主な具体的手段	自己資本比率規制, 金融監督, 預金保険, 貸出規制など	中央銀行による買いオペ

出所) 筆者作成。

図表3 プルーデンス政策の分類方法 II

	事前的措置	事後的措置
目的	個別銀行の健全経営促進	金融市場全体のパニック防止
主な具体的手段	自己資本比率規制, 金融監督, 貸出規制など	預金保険, 最後の貸し手, 公的資金注入など

出所) 筆者作成。

的とするマイクロ・プルーデンス政策に関する研究に多くの焦点が当てられていた (Crockett 2000, Kashyap, Raja, and Stein 2008; 熊倉修一 2008 など)。一方、近年では、リーマン・ショックを背景として、世界各国の金融システムが同時ショック (Fire sale および Credit crunch) に見舞われる事態に備えることを目的とするマクロ・プルーデンス政策にも関心が向けられるようになってきている (翁百合 2010, Hanson, Kashyap, and Stein 2011 など)<sup>2</sup>。この視点に沿えば、本研究での主な分析対象はマクロ・プルーデンス政策となる。

ただし、プルーデンス政策をマクロ面とマイクロ面に分類して整理する他にも、金融危機 (銀行の連鎖破たん) 勃発の前後および政策の担い手で区分して整理することもしばしば見受けられる (鹿野 2013)。後者の分類に沿えば、本研究での主な分析対象は事後的措置である。

ここで、プルーデンス政策の新しい分類方法と従来のそれとの違いの特徴を明らかにしておきたい。とりわけ注目すべきは、金融市場全体のパニック防止という目的はもちろん手段もほとんど共通している2つのプルーデンス政策の差異である。すなわち、図表2の中央銀行による買いオペと図表3



の最後の貸し手の差異を掘り下げたい。

両者はともに流動性困難（資金繰り困難）となった銀行の救済のために流動性供与を行い、パニック（取り付け騒ぎ）を防止するという点で共通する。ただし、図表2の中央銀行による買いオペは、Credit Crunchの発生したインターバンク市場に流動性を供給しさえすれば、一時的な資金繰り困難に陥っているだけで実は健全経営の金融機関に対して市場メカニズムを通じて融資がなされることを意図している。

要するに不健全な金融機関を淘汰しつつパニックを防げるというのである。金融用語で言い換えれば、流動性不足の銀行へ資金を間接的に供給するということである。一方、図表3の最後の貸し手は、流動性不足の銀行へ間接的な資金供給に加えて直接的なそれも想定している。

以上のプルーデンス政策研究の先行研究動向に照らし合わせつつ、これまで実際に運用されてきた欧州域内金融協力での国際的な最後の貸し手の重要な特徴を3点にしばって整理しておきたい。第1に、金融危機を回避するために債務危機を回避したり構造改革を行ったりすることを明確な目的としていることである。第2に、将来的には主たる機関に一元的な金融監督の権限を付与しようとする動きがあることである。第3に、一見、間接的な資金供給方法に見えるとはいえ、実際には直接的な資金供給も行っていることとみなせることである。

#### 1-4 欧州域内金融協力での国際的な最後の貸し手における3つの特徴

EFSF（最終的にはESMに統合）による各国政府に対する資金供給の目的は、国際的な最後の貸し手によって金融危機の防止ないし被害緩和、財政赤字からの再建、そして経済成長を促進する構造改革実施である（EFSF&ESM 2013, p.34）。

アジア通貨危機後のアジア域内金融協力（域内通貨スワップであるCMI）と比較すると、前項の特徴は際立つ。というのも、アジア域内金融協力はIMFによる国際的な最後の貸し手の厳しい融資条件（コンディショナリティ）への批判を踏まえて開始されており、IMFに多くを依存せずに域内自助支援によって機動的に金融危機の防止ないしは被害緩和を図るものだった。一方、財政再建のみならず構造改革まで自ら率先して促進する点はEFSFやESM独自の集権的な特徴

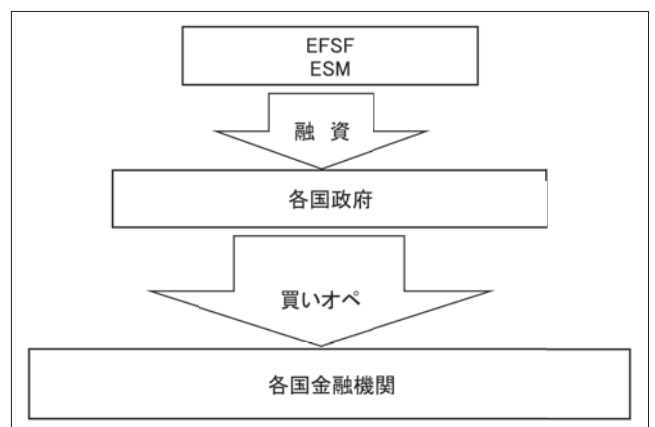
であると言えよう。

次に、将来的には主たる機関に一元的な金融監督の権限を付与しようとする動きがあることの意義を示す（EFSF & ESM 2013, p.10）。すなわち、健全経営だがマクロ経済ショック等の外部要因で一時的に資金不足に陥った金融機関を適切に選別して資金を供給したり、不健全経営の金融機関には経営改善指導や営業停止命令を行ったりする権限を付与しようとしている。これは、不健全経営の金融機関の構造改革（リストラ）という点で第1の特徴とつながっている。また、選別した金融機関に直接的な資金供給を行う点で第3のそれとも密接につながる。そして、国際的な最後の貸し手機関に一元的な金融監督権限を付与する点で、EFSFやESMの集権化をさらに促進するものとなるだろう。

最後に、EFSFやESMはマクロ・プルーデンス政策における中央銀行の買いオペ（間接的な資金供給）であると一般的にみなされているが、実際には直接的な資金供給の側面もあることを示したい。

EFSFやESMによる資金供給の重要な要素だけ抜き出した概念図を示すと、下記ようになる（図表4）。

下記の図では、EFSFやESMから各国金融機関への資金供給は、間接的な資金供給（各国政府の委託を受けた各国中央銀行による買いオペ）で行われていることになる。これは、先行研究でマクロ・プルーデンス政策と位置付けられているものに他ならない。ところが実情としては、2012年7月27日に実施されたEFSFからギリシャ政府機関への資金供給のように、ギリシャ政府機関による特定民間銀行への資金供給を認可しつつ、EFSFがギリシャ政府機関に融資している。



図表4 欧州域内金融協力での国際的な最後の貸し手（EFSF, ESM）  
注）本研究で焦点を当てた要素のみを抽出したものであり、厳密に正確性を保った概念図ではない。  
出所）筆者作成。

すなわち、これは市場メカニズムによって健全な経営の金融機関へ融資がなされる間接的な資金供給ではなく、EFSFがギリシャ民間金融機関に直接的に資金を供給していることになるのである。

## 2. EUにおける国際的な最後の貸し手の分析意義（今後の研究の見通し）

間接的な資金供給の制度設計をとりながら、実際には直接的な資金供給を実施する場合もあるEUにおける国際的な最後の貸し手には、いずれ政策の整合性に矛盾が生じる可能性が高い。本研究ではこの矛盾の結果、時系列的には直接的な資金供給にいずれ回帰していくという仮説を立てている。

従来、最後の貸し手の実際の運用においては、直接的な資金供給の形態がとられてきた。つまり、中銀という金融当局の介入が正当化されてきたのである。ところが、近年、政府の役割を限定的なもののみならず市場メカニズムの機能こそが金融システムの安定化をもたらすという考えが主流となっている。この変化に応じ、市場メカニズムの機能を阻害しない形で、間接的な資金供給として最後の貸し手が実施されることが増えてきている。

ところが、EUにおける国際的な最後の貸し手では、名目的には間接的な資金供給の形態をとりながら、実質的には直接的な資金供給の形態もとられている。そして、その傾向を政府の役割の再評価としてとらえるならば、EUにおける国際的な最後の貸し手において、財政問題や構造改革も重要課題としてとりあげられたり、金融監督の一元化を目指したりしていることとあわせて、国際的な最後の貸し手のパラダイム転換が生じつつあるとも言えよう。

そこで、上記の本研究の仮説が適切であるか否かは、当事者であるESM関係者や金融監督機関関係者へのインタビューが必須となる。また、EFSFやESMのみならず、EFSMなどのウェブサイトでの情報公開も積極的に積み重ねられていることから、これらの情報整理のアップデートも積み重ねていく必要がある。ゆえに、今後、インタビューの実施と情報整理のアップデートを継続することで、プルーデンス政策研究自体にも大きな影響を与えることが見込まれるのが、今後の研究の見通しと言えよう。

## 注

- 1) 金融機関は当座の決済のための資金不足に陥ったときに、他の金融機関から資金を借り入れる。そのような金融機関の貸借の場をインターバンク市場と呼ぶ。なんらかのきっかけで大多数の金融機関が資金不足に陥り、それらがインターバンク市場で借入れできない場合には決済に失敗する結果、大多数の金融機関が経営破たんすることになる。このようにインターバンク市場で民間金融機関が貸し手となりえない状況で、最後の砦として中央銀行が直接的あるいは間接的に資金不足金融機関に融資することを最後の貸し手(LLR: Lender of Last Resort)と呼ぶ。
- 2) Fire Saleとは、銀行などの金融機関が流動性(資金繰り)困難に陥った際に、保有する貸出債権や証券をかなり割安な価格で売却することを指す。Credit Crunchとは、銀行などの金融機関が流動性困難に陥る結果、インターバンク市場で資金貸借が停滞してしまうことを指す。

## 参考文献

- Crockett, Andrew (2000), "Marrying the Micro- and Macroprudential Dimensions of Financial Stability." *BIS Speeches*, September 21.
- EFSF & ESM (2013), "European Financial Stability Facility & European Stability Mechanism," in *EFSF website*, <http://www.efsf.europa.eu>, accessed Dec 20, 2013.
- Hanson, Samuel G. Anil K Kashyap and Jeremy C. Stein (2011), "A Macroprudential Approach to Financial Regulation." *Journal of Economic Perspectives*, Volume 25, Number 1, pp. 3-28.
- Kashyap, Anil K, Raghuram Rajan and Jeremy C. Stein (2008), "Rethinking Capital Regulation." In *Maintaining Stability in a Changing Financial System*, pp. 431-471. Federal Reserve Bank of Kansas City.
- 鹿野嘉昭(2013)『日本の金融制度 第3版』東洋経済新報社。
- 熊倉修一(2008)『日本銀行のプルーデンス政策と金融機関経営』白桃書房。
- 翁百合(2010)『金融危機とプルーデンス政策』日本経済新聞出版社。

## 本誌への投稿について

1. どなたでも自由に投稿できます。
2. 原稿は本誌の目的「『文明』創刊にあたって（創刊号に掲載）」をご参照下さい）に沿った論文または研究ノートなどで、未発表のものにかぎりません。
3. 原稿の体裁
  - ①邦文の場合：20,000字以内（研究ノートは16,000字以内）、原則として図表は刊行の際のスペースを本文の字数相当に算入してください。他に英文サマリー300ワード。
  - ②英文の場合：8,000ワード以内（研究ノートは6,400ワード以内）、原則として図表は刊行の際のスペースを本文のワード数相当に算入してください。他に邦文サマリー500字。いずれ、本誌の「執筆要項」に沿った形でご提出下さい。
4. 投稿原稿の採否は、編集委員会の委嘱する査読委員の審査に基づき編集委員会が決定します。原稿は採否にかかわらずお返しいたしません。
5. 発行：年1～2回 原稿は随時受け付けます。
6. 投稿ご希望の方には「執筆要項」をお送りいたしますので、所属機関名、役職（または学年）および連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）を付記して下記までご連絡ください。

### 東海大学文明研究所

神奈川県平塚市北金目 4-1-1 〒259-1292  
連絡先：湘南校舎 15号館 4F 文明研究所  
電話：0463-58-1211 (EXT 4900, 4902)  
FAX：0463-50-2050  
E-mail：bunmei@tsc.u-tokai.ac.jp



# 文明 Civilizations

No.18 2013

編集	委員長	川野辺裕幸
	委員	磯部 二郎
		中川久嗣
	事務局	林 葉子

発行日	2014年3月15日
発行者	川野辺裕幸
発行所	東海大学文明研究所 神奈川県平塚市北金目4-1-1 〒259-1292 Telephone: 0463-58-1211 (EXT 4900, 4902) Facsimile: 0463-50-2050 <b>E-mail: <a href="mailto:bunmei@tsc.u-tokai.ac.jp">bunmei@tsc.u-tokai.ac.jp</a></b>

制作	東海大学出版会 神奈川県秦野市南矢名3-10-35 〒257-0003 東海大学同窓会館内 Telephone: 0463-79-3921 Facsimile: 0463-69-5087
----	---

データ制作	港北出版印刷株式会社
-------	------------

※本誌からの無断転載を禁じます。